

イギリスにおける奨学制度等に関する 調査報告書

2015年3月



独立行政法人

日本学生支援機構

JASSO Japan Student Services Organization

はじめに

旧日本育英会の時代を含め、日本学生支援機構では、各国の奨学金と学生支援制度について海外現地調査を実施し、これを報告書として刊行してきた。本報告書は、主として2014年3月のイギリス調査に基づくものである。なお、この調査は、文部科学省先導的¹の大学改革推進委託事業「高等教育機関への進学時の家計負担に関する調査研究」(東京大学)と合同で実施された¹。

過去20年間のイギリス²の高等教育政策とりわけ授業料と奨学金に関する政策は、数年毎に大きく変更されている。学資ローン(student loan)は、1990-01年(以下では1990年度と表記、他の年度についても同様)に初めて導入された。当時大学授業料は実質的には無償であり、給付奨学金も支給されていた。このため、学資ローンは生活費の補助としての役割を持っていた。これに対して、大学授業料は1998年度に初めて導入され、2006年度に大幅に改正され、さらに、2012年度に2010年の保守・自由民主党の連合政権への政権交代により大幅に改革された。

2006年度改革については、合同調査を実施した東京大学・大学総合教育研究センターの小林雅之教授らの文部科学省先導的¹の大学改革推進委託事業書においても3回にわたり報告されている(2007、2009、2013)。また、それらの成果を小林編(2012)にまとめられている。そこで、本報告書では、とくに2012年度改革のうち授業料と学生支援の動向について検討する³。その際、2006年度改革についても、以前の報告書から必要な点を再掲しつつ検討していくこととした。また、2012年改革は授業料・奨学金だけでなく、定員の設定や大学補助金等にわたる大幅な高等教育改革であるが、本報告書では、これらについては、授業料・奨学金に関連する点のみ検討するにとどめた。

2006年度改革では、個々の大学ごとの可変型授業料(variable fee)と大学が裁量的に給付する義務を負う大学独自給付奨学金(bursary)および授業料相当分の学資ローン(tuition loan)(以下授業料ローンと表記)が創設された。この制度は、当初より3年後に見直すことが規定されており、新制度の効果を検証し見直す仕組みを組み込んで

¹ 同事業の報告書は、東京大学大学総合教育研究センターおよび文部科学省のホームページよりダウンロード可能である。

² イギリス(連合王国)は、4カ国からなり、教育制度にも相違がある。大学の授業料はスコットランドでは徴収されていない。ここでイギリスとは、主にイングランドを指す。ただし、一部では、連合王国全体を指す場合もある。

³ 2006年改革については、委託事業報告書 2007、2009、2013、小林編(2012)の他、芝田 2006、2012、村田 2012、米澤 2012 を参照されたい。

いた。このためのレビュー委員会は、ブラウン卿 (Lord Browne of Madingley) を委員長として 2009 年秋に設置され、2010 年に報告が出された (Securing a Sustainable Future for Higher Education, An Independent Review of Higher Education Funding & Student Finance, 2010, 通称ブラウン報告)。さらに 2011 年にはビジネス・イノベーション技能省 (Department for Business, Innovation and Skills, BIS) から教育白書「学生中心のシステム(Students at the Heart of System)」が出され、新政権による高等教育改革が開始された。この改革はサッチャー政権以降の高等教育の市場化による大学間の競争という政策理念をいっそう強めたものである。また、教育を公共財というより私的便益に比重をかけるという点では 1997 年のデアリングレポート以来の高等教育改革の流れを継続するものである。本報告書では、この改革の動向について、2014 年 3 月の現地調査をもとに検討する。

現地調査では、BIS や生活費給付奨学金・授業料ローン・生活費ローンなどを実施しているスチューデント・ローンズ・カンパニー (Student Loans Company, SLC)、大学と学生支援に関するアクセス協定 (Access Agreements) を結び、これをモニターする公正機会局 (Office for Fair Access, OFFA)、政府の方針に基づき高等教育財政を実施している高等教育財政審議会 (Higher Education Funding Council for England, HEFCE) などで政策動向を調査した。

さらに、2006 年改革と 2012 年改革の評価について、ロンドン大学教育大学院 (Institute of Education, University of London, IOE) のウィリアム・ロック (William Locke) (元 HEFCE スタッフ)、ロンドン大学バークベック校 (Birkbeck, University of London) および IOE のクレア・カレンダー (Claire Callender)、ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス (London School of Economics and Political Science, LSE) のニコラス・バー (Nicholas Barr)、ケンブリッジ大学のアンナ・ヴィニョール (Anna Vignoles) などの研究者に高等教育改革の評価をたずねた。

多くの論者がエビデンスに基づき積極的に論争しているのがイギリスの大きな特徴である。特に大きな問題となっているのは、学資ローンに対する公的補助の増大や、高騰する授業料が高等教育機会に影響を与えないか、といった一連の問題である。さらにこれらの改善のため、奨学金だけでなく中等教育での金融教育や進学機会を拡充するための施策などをどのようにするのかといったきわめて政策的課題についてもエビデンスに基づき活発な論争がくりひろげられている。とりわけ、ローンの未返済と所得連動型ローンの設計については、イギリスでも大きな問題となっているが、わが国でも今後の導入が検討されており、その示唆を得るために、詳細な報告を行っている。

現地調査では、在英日本大使館の渡辺栄二参事官はじめ、スチューデント・ローン・

カンパニーやビジネス・イノベーション・技能省や高等教育財政審議会、さらには公正機会局などの政府機関の関係者からたいへん有益な情報を得ることができた。また、この問題に対する専門家が多いのもイギリスの特徴で、上記の研究者各位と活発な意見を交わすことができた。最後に、渡英前から綿密な準備をしていただき、さらに現地調査を合同で実施していただいた研究者各位に改めて感謝申し上げたい。

本報告書が、わが国の授業料・奨学金問題、さらには高等教育財政の問題を考える上でなんらかのお役に立てば幸いである。

平成 27 年 3 月

独立行政法人 日本学生支援機構

目 次

翻訳語および略称（【 】内）一覧

序 章 イギリスの授業料・奨学金制度の概要	1
第 1 章 イギリスにおける高等教育改革の動向	13
第 2 章 イギリスにおける授業料と奨学金制度改革	23
第 3 章 高等教育機会と授業料・奨学金	53
第 4 章 イギリスの大学における学生生活費の動向	72
第 5 章 イギリスにおける所得連動返済型学資ローン	86
あとがき	115
巻末資料	
参考文献	118
2013/2014 年の高等教育における新入学フルタイム学生の ための経済支援に関するガイド	128
貸与奨学金契約条件 2013/2014 年に関するガイド	142
学校系統日英比較	163
調査の概要（目的・参加者・調査対象・日程）	164

翻訳語および略称(【 】内)一覧

- ・ イギリスの制度は、きわめて複雑で、関連する機関も改革されつづけている。また、多くの場合、略称で呼ばれることが多い。このため、本報告書では、各章の最初に正式名称と略称を記し、以下では略称で表記している(例 大学入試局 (Universities and Colleges Admission Service, 以下 UCAS と表記)。ただし、あまり略語が多いと読みにくいので、適宜略語以外を加えている。
- ・ また大学の学年歴は9月から開始される。このため、1998-9年度あるいは1998/09年度などと表記されるが、煩雑になるため、1998年度と表記している。他の年度についても同様。
- ・ 通貨については、為替の変動が激しいため、ポンド表記のみにした。

※ 本報告書において、翻訳したものであって、一般的な翻訳と異なる場合がある。

【A】

Access Agreement アクセス協定

【B】

bursary 大学独自給付奨学金(大学給付奨学金)

【D】

default rate デフォルト率(ローン総額に対する利子補給と帳消しを合わせた額の比率)

Department for Business Innovation and Skills 【BIS】 ビジネス・イノベーション・技能省

【H】

Her Majesty's Revenue and Customs 【HMRC】 歳入関税庁

HM Treasury 財務省

Higher Education Funding Council for England 【HEFCE】 高等教育財政審議会

【I】

Income Contingent Loan Repayment 【ICR】 所得連動型返済

【L】

London School of Economics and Policies 【LSE】 ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス

【M】

Maintenance Grant 生活費給付奨学金(Student Grant for Maintenance)

Maintenance Loan 生活費ローン(Student Loan for Maintenance)

Mortgage Style Loan 元利均等型ローン

【N】

National Audit Office **【NAO】** 会計検査院

National Health Service **【NHS】** 厚生省

National Insurance Number **【NINO】** 国民保険番号

National Scholarship Programme **【NSP】** 全国奨学金プログラム

【O】

Office for Fair Access **【OFFA】** 公正機会局

【R】

Resource Accounting Budgeting Charge **【RAB Charge】** 資源会計予算負担 (RAB チャージ)

retail prices index **【RPI】** 小売物価指数

【S】

Student Loan 学資ローン

Student Loans Company **【SLC】** スチューデント・ローンズ・カンパニー

Student Loan for Maintenance 生活費ローン (Maintenance Loan)

Student Loan for Fees 授業料ローン (Tuition Fee Loan)

【T】

threshold 猶予最高限度額 (閾値)

Tuition Fee Loan 授業料ローン(Student Loan for Fees)

【U】

Universities and Colleges Admission Service **【UCAS】** 大学入試局

【W】

Widening Participation **【WP】** 参加拡大

序章 イギリスの授業料・奨学金制度の概要

小林雅之(東京大学)

(日本学生支援機構客員研究員)

1. 授業料と学生支援に関する組織

2006-7年度(以下2006年度と表記)の授業料の改革に伴い、高等教育機会や学生支援の大学間格差など、大きな論争が起きている。また、2012年度以降の授業料改革についても、様々な提言がなされている。こうした論争点について、本報告書では、資料や関係者へのインタビューから順次検討していく。その前に、授業料や学生支援に関連する政府組織と学生への経済的支援制度について、概要を紹介する。

1 ビジネス・イノベーション・技能省

(Department of Business, Innovation and Skills, BIS)

高等教育を所管するのはビジネス・イノベーション・技能省(Department for Business, Innovation, and Skills, 以下BISと表記)である。イギリスでは、省庁の再編が度々行われる。2006年改革で、授業料・奨学金政策を含む高等教育政策を所管していた大学・イノベーション技能省(Department for Innovation, University, and Skills, DIUS)は、2009年6月5日に、BISに再編統合された。ビジネスとスキルを結びつけることを重視したためとされている。

2 スチューデント・ローンズ・カンパニー(Student Loans Company, SLC)

スチューデント・ローンズ・カンパニー(Student Loans Company, 以下SLCと表記)は、イギリス(連合王国)全体の学生への経済的支援を行う非政府組織(BISが85%所有、スコットランド・ウェールズ・北アイルランドの政府が15%所有)で、日本学生支援機構にあたる組織である。SLCの2012年度のAnnual Reportによれば、SLCの事業は以下のようになっている。

- ・ 2012年度に約134万人の学生へ経済的支援を実施した。うち約127万人は高等教育機関に在学している。2011年度には132万人であった。なお、大学入試局(Universities and Colleges Admission Service, 以下UCASと表記)によれば2012年度の高等教育志願者は約59万人である。
- ・ 134万人に生活費給付奨学金(Maintenance Grant)とローン(Maintenance Loan)として総額60億ポンド、継続教育機関の授業料ローンとして40億ポンドを支出した。
- ・ 約180万人の貸与者から歳入関税庁(Her Majesty's Revenue and Customs, 以下HMRCと表記)を通じて17億ポンドを回収した。
- ・ 問い合わせに対して94%の回答率であった。
- ・ SLCの常勤スタッフは約2,000名。約1,500名の追加スタッフがいる。

- ・ 連合王国内に 4 つの事務所がある。

3 公正機会局 (Office for Fair Access, OFFA)

公正機会局 (Office for Fair Access, 以下 OFFA と表記) は独立公共団体 (independent public body) で、2004 年高等教育法により創設された。2006 年度の授業料 3 倍値上げが低所得層の高等教育進学を経済的な理由で阻害しないように、低所得層や高等教育への参加率の低い層 (under-represented) の高等教育への公正なアクセスを保護し促進することを助けることを目的とする。OFFA の創設は、政府と大学の妥協の産物と言われている (初代所長ハリス卿 (Director Sir Martin) へのインタビューによる¹⁾)。

法定授業料 (2012 年度は 6,000 ポンド) を超える授業料を設定した高等教育機関はアクセス協定 (Access Agreement) を結ばなければならない。OFFA は、高等教育機関のアクセス協定を承認し、それを監視 (monitoring) する。その結果は、Access Agreement Monitoring Report として毎年発行されている。

アクセス協定には、大学が実施する、公正なアクセスのための手段、授業料、学生への経済的支援 (奨学金 (bursaries, scholarships))、アウトリーチ・プログラム²⁾、学生への情報提供の手段が含まれる。そのそれぞれについて、現状と 1 年ごとの目標値 (milestones) を記したロードマップが含まれている。

2014 年現在の職員数は所長以外に 14 名で、所長は元 Bedfordshire 大学の学長の Les Ebdon CBE DL (Deputy Lieutenant of Bedfordshire in 2011) である (2012 年より現職)。

4 高等教育財政審議会 (Higher Education Funding Council for England, HEFCE)

高等教育財政審議会 (Higher Education Funding Council for England, 以下 HEFCE と表記) は、イングランドの大学等に基盤的経費 (教育資金及び研究資金) の配分やモニターなどを行う非政府公共機関である。ここでは Council を審議会と訳したが、公共機関である。全国奨学金プログラム (National Scholarship Programme, 以下 NSP と表記、後述) の配分と大学の支給状況についてモニターする役割も持っている。また、参加拡大 (Widening Participation, 以下 WP と表記) プログラムを実施、モニターする機関である。前述の OFFA とは密接な関連を持っており、Bristol の本部には OFFA も入っている。大学への補助金が次第に減少する中で、大学への補助金配分の役割から、NSP や WP のモニターなどの役割の比重が増している。なお、同様の機関は、イングランド以外にもスコットランド、ウェールズ、北アイルランドにもそれぞれ設けられており、相互に密接に協働している (第 1 章参照)。

¹ これについて詳細は、文部科学省委託事業報告書 2007 年および小林編 2012 年を参照されたい。

² 大学の社会へのサービス活動として、地域とのパートナーシップ・プログラム、サマースクール、出前授業、オープンデー (大学開放) などにより、中等教育の生徒に、大学情報や大学の講義等を提供し、大学への進学意欲を高めるとともに、正確な情報を提供することによって、情報ギャップを解消させようという大学のプログラム。

2. 2015 年度の授業料と学生への経済的支援制度

1 授業料

1998 年度に初めて導入された授業料は最高 1,000 ポンドで、家計所得によって 0 から 1,000 ポンドが課せられた。2006 年度に大幅に改革された授業料制度では当初の最高額は 3,000 ポンドであったが、毎年小幅な値上げがされ 2011 年度は最高 3,375 ポンドであった。さらに 2012 年度からは法定授業料 6,000 ポンドで最高 9,000 ポンドまで引き上げられた。ただし、大学に授業料設定の決定権があるため、実際の授業料額は大学や専攻により異なる。しかし、授業料と大学独自給付奨学金 (bursary, 以下大学給付奨学金と表記) の決定には OFFA とのアクセス協定が必要である。2014 年度のフルタイム学生の最高額は 9,000 ポンドであるが、パートタイム学生は 6,750 ポンド、職場訓練 (work placements) や海外留学は 4,500 ポンドとなっている。なお、スコットランドでは国内学生からは授業料は徴収していないが、イングランドや EU 諸国からの学生には授業料を徴収している。

授業料相当額は、政府から大学に直接支払われ、学生は在学時に授業料を支払う必要はなく、卒業後に授業料ローンとして返済する。後述のように、生活費についても同様にローンや給付奨学金で支払うことができるため、在学中の学費の負担はほとんどないことが、イギリスの大学学費の大きな特長である。

給付奨学金 (grants) とローンは、1998 年度以前と 2006 年度以前、2008 年度以前、2009 年度、さらに 2012 年以降の学生と分かれている。これは、支給額や受給基準などが数年おきに改訂されるためである。なお、授業料は授業料ローンで支払われるため、実質的には卒業後の支払いとなる。このように、大学授業料は大学毎に異なり、奨学金とローンは、度重なる改訂のため、きわめて、わかりにくい。

授業料やローンはインフレスライドして、実質的な負担は同等にするという考え方で設定されている。このため、金額は毎年少額ではあるが、変動する。この点も含め、以下、できるだけ最新の状況を紹介するため、入手できる最新の資料によって説明する。このため、巻末の参考資料 **A guide to financial support for full-time students in higher education** では 2013 年度版を訳出しているが、ここでは、2014 年度版を用いていることをお断りしておく。実際には、金額がやや増加しているだけである。また、後に見るように、フルタイム学生とパートタイム学生でも支援の内容は異なっている。そこで、本章では主としてフルタイム学生について検討し、特に記述する必要があると考えられる場合にのみフルタイム学生への支援について記述している。

2 2015 年度の授業料

2012 年度から大学授業料は従来の上限 3,000 ポンド(実際には物価スライドしているため 2011 年度で 3,375 ポンド) から、9,000 ポンドまで上限が引き上げられた。

OFFA のアクセス協定のモニタリングによると、2015 年度の授業料は、フルタイム新入生の授業料で平均 8,830 ポンド (授業料免除を入れると 8,761 ポンド、すべての学生への支援を入れると 8,392 ポンド) となっている (Office for Fair Access (2014).

Access agreements for 2015-16: key statistics and analysis.)。ただし、EU 以外の留学生と大学院生の授業料は、各大学が独自に定めることができ、数万ポンドに達する場合もある。このようにほとんどの大学が上限の 9,000 ポンドに近い設定をしている。この点については、さらに第 2 章で検討する。

3 大学独自給付奨学金 (bursaries)

2006 年度改革で導入された大学独自給付奨学金 (bursary、以下大学給付奨学金と表記) は、それまでの大学授業料が 1,000 ポンドから最高 3,000 ポンドと約 3 倍の大幅値上げされたため、高等教育機会や学生生活あるいは家計の教育費負担に重大な影響を与えることが懸念されたため、新たに創設されたもので、2,700 ポンド以上の授業料を設定する大学は、最低 300 ポンドの大学給付奨学金を低所得層の学生に支給しなければならないとされた。その金額や支給人数は OFFA とのアクセス協定で決定される。大学は、OFFA との協議を経て、受給基準を自由に決定できるが、ニードベースがほとんどである。なお、ごく一部の大学では、奨学金はサービスの割引、たとえば、寮費やスポーツ施設利用料などにあてられるが、ほとんどの大学では奨学金はキャッシュで支払われるから、何に使うかは学生の自由である。

また、各大学は、いつ学生へ経済的支援を行うか独自に決定する。第 1 学年で総額を渡す大学もあるが、時期が不確定な大学もある。支払いは学期の開始の数日後で、そのため注意することと UCAS のホームページにはある。また、UCAS によると、2008 年度から二度目の学位取得のための学生には支援を行わない (教員や看護やソーシャルワークを除く)。

2012-13 年度 (以下 2012 年度と表記) からは、大学給付奨学金の最低額はなくなった (それまでは 315 ポンド)。それぞれの大学は、大学給付奨学金だけでなく、大学独自裁量給付奨学金 (discretionary bursaries) (以下大学裁量給付奨学金と表記)、授業料減免、寮費割引、NSP などによって、大学独自の基準で学生への経済的支援を行う。2012 年以降の状況については、第 2 章で検討する。

4 大学独自裁量給付奨学金 (discretionary bursaries)

大学給付奨学金とは異なり、受給額、受給基準は大学独自に設定できる大学独自の奨学金であるが、財源は大学が用意する必要がある。このため、第 2 章でみるように、大学によって大きな相違があることが論争になっている。

5 全国奨学金プログラム(National Scholarship Programme)

2012 年度改革のひとつの目玉として導入されたのが、全国奨学金プログラム (National Scholarship Programme, 以下では NSP と表記) である。その概要は HEFCE によれば、以下の通りである

(<http://www.hefce.ac.uk/whatwedo/wp/currentworktowidenparticipation/nsp/>)。

NSP は、低所得層の高等教育進学を支援するプログラムである。イングランドあるいは EU 居住者 (スコットランドとウェールズと北アイルランドは対象外) のプログ

ラムで、家計所得 2.5 万ポンド以下の家計の学生で、フルタイムまたはパートタイム（フルタイムの 25%以上の履修）を対象とする。継続教育の学生や私立大学や HECFE の財政支出以外の大学の学生も対象外である。

各大学は、家計所得 2.5 万ポンド以下という基準のみでは個々の学生の受給を決定できない。このため、この基準以外に独自の基準を設定し受給対象を決定することができる。大学はどの学生に支給するか決定権を持ち、独自の申請や選考過程を設定する。言い換えれば、個々の大学は、学生に支援を支給する受給資格について独自のルールを持っているが、大学の設定するルールは政府が全国的に設定したおおまかなルール内で運用される。大学は政府の資金と合わせて財源を作るため、学生の利用できる金額は大きくなる。

学生は、大学を通じて申請し、受給資格のある個人へ直接給付される。支給額は、以下の通りである。

- ・ 2012 年度と 2013 年度学生で最低 3,000 ポンド
- ・ 2012 年度と 2013 年度学生はキャッシュ(現金給付)で 1,000 ポンド以上、2014-15 年度（以下 2014 年度と表記）からこの制限を廃止
- ・ 2014 年度学生は最低 2,000 ポンド、1 年のみ

NSP は、BIS が全体の政策と財政レベルを設定し、HEFCE がプログラムを運営する。

なお、将来のプログラムの見込みとして、2015 年度から学士課程対象の NSP は停止し、大学院対象のプログラムとして改正される予定である。

政府は 2012 年度で 1 億ポンド、2013 年度で 5,000 万ポンドを支出している。

HEFCE は、大学が政府のルールの通り運営しているかガイダンスとモニターを行い、このスキームの良好な運営とその要因を把握するために、このスキームを評価する。

6 生活費給付奨学金(Maintenance Grant)

生活費給付奨学金(Maintenance Grant)は、ニードベースの給付奨学金で、2014 年度には家計所得 25,000 ポンド以下で最高 3,387 ポンド支給される。25,001 ポンドから 42,620 ポンド以下では、一部給付となり、所得に応じて金額が減額される。42,620 ポンドで 50 ポンドとなり、それ以上の所得では給付されない。なお、2007 年度は給付の所得限度額は 6.5 万ポンドであったが、高すぎるという批判があり、2009 年度から約 5 万ポンドに引き下げられた。それでも 2009 年度には約 3 分の 2 の学生が受給するとみられた (How to Get Financial Help as a Student HP)。さらに 2012 年度改革で 42,610 ポンドに引き下げられた。具体的な支給額は表 0-1 のとおりである。

表 0-1 所得別生活費給付奨学金の支給額

家計所得	支給額
25,000 ポンド以下	3,387 ポンド全額
25,001 から 42,620 ポンドの間	家計所得に応じて 3,387 ポンド内で利用可能
42,620 ポンド	50 ポンド
42,620 ポンド以上	支給なし

(出典) Student Finance England, A Guide to Financial Support for New Full-time Students in Higher Education 2014/15.

7 特別支援給付奨学金(Special Support Grant)

特定の条件を満たした場合に生活費給付奨学金にかえて支給される給付奨学金で、支給額は家計所得に応じて変化し、最高は 3,387 ポンドである。生活費給付奨学金との相違は、生活費給付奨学金の受給額は生活費ローンの受給額に影響するが、特別支援給付奨学金の額は影響しないことである。特定の条件とは、片親、障害補助金受給資格、軍隊、最低 28 週間労働不可能であると認められた場合、60 歳以上などとなっている。

8 授業料ローン(Student Loan for Tuition Fees)

最高 9,000 ポンドで、授業料相当額がローンとして SLC から大学に対して直接支払われる。ただし、私立大学やカレッジの場合には、6,000 ポンドまでとなっている。また、パートタイム学生の場合には、6,750 ポンドまでとなっている。さらに、私立大学やカレッジのパートタイム学生の場合には 4,500 ポンドまでとなっている。受給額は所得によらないが、学生は全額借りる必要はない。第 1 学期の初めに授業料の 25%、第 2 学期の初めに 25%、第 3 学期の初めに 50%が支払われる。

9 生活費ローン (Student Loan for Maintenance)

学生居住地、自宅・自宅外、親・本人・配偶者などの所得に応じて変額するローンである。授業料ローンと異なり、SLC から学生の銀行口座に通常年 3 回直接支払われる。ローン限度額のうち、約 75%は、すべての学生に利用可能で、約 25%は資産テストによって支給される。最高貸与額は 7,751 ポンドである。また、もし学生が生活費給付奨学金 (Maintenance Grant) の受給資格があれば、給付奨学金相当額の半額が減額される。これは学生のローン負担を減少させるための措置である。最高額は、親と同居か否か、ロンドンかロンドン以外か、海外かで異なる。表 0-2 に 2014 年度の所得別居住地別奨学金とローンの金額を示す。

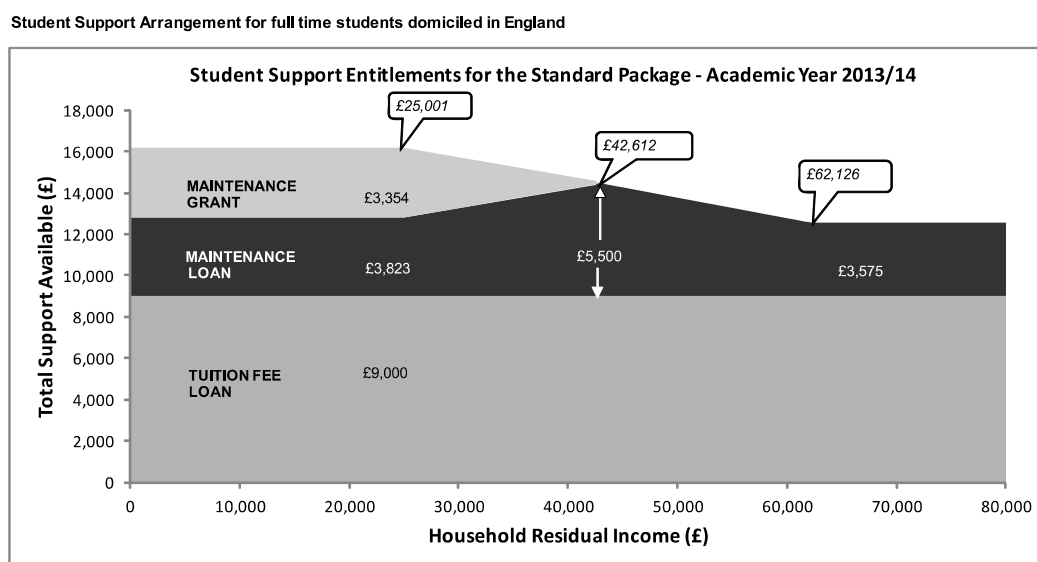
表 0-2 所得別居住地別奨学金とローンの最高額(フルタイム学生)

両親と同居	最高 4,418 ポンド
ロンドンで就学し、両親と別居	最高 7,751 ポンド
ロンドン以外で就学し、両親と別居	最高 5,555 ポンド
一学期以上海外に留学	最高 6,600 ポンド

(出典) Student Finance England, A Guide to Financial Support for New Full-time Students in Higher Education 2014/15.

以上の奨学金とローンについて、家計の可処分所得別の利用可能性は図 0-1 のとおりで、特に低所得層に手厚い支援がなされていることがわかる。

図 0-1 家計可処分所得別学生への経済支援の利用可能性



(出典) Student Loans Company 2013, p. 12.

上記の給付奨学金とローン以外にも、障害学生給付金、育児学生給付金、被扶養成人ありの場合の給付金、旅費給付金など多くの政府の学生に対する支援制度がある (Student Finance England (2014)).

10 特別支援給付奨学金 (Special Support Grant)

特別支援給付奨学金は、母子・父子家庭、20歳以下の中等教育の子供を持つ学生、障害者、60歳以上などのいずれかに当てはまる場合に、書籍代や学習用具代や旅費や育児費として最高 3,354 ポンド支給される。なお、フルタイム学生のみで、生活費給付奨学金と両方の受給はできない。

11 障害者補助 (Disabled Students' Allowances)

所得にはよらない障害者のための補助金である。障害者補助のために必要な備品費、医療以外のヘルパー費、一般補助費、交通費の4種類がある。

12 育児給付奨学金 (Childcare Grant)

15歳以下の子どもあるいは特別の支援が必要な17歳以下の子どもを持つ学生が在学中、子ども一人につき、育児費用として、所得に応じ育児費用の85%まで、最高1週間あたり150.23ポンド支給される。子ども二人以上の場合には257.55ポンド支給される。なお、2015年度には両者とも5ポンドほど増額される予定である。

13 親学習補助 (Parent's Learning Allowance)

子どもをもつフルタイムの学生に対する、学習費用の補助で、本人、配偶者、パートナー、子どもの所得に応じて最高年額1,523ポンド支給される。

14 成人扶養給付奨学金 (Adult Dependent' Grant)

扶養する成人をもつ学生に対して所得に応じて最高2,757ポンドまで支給される。扶養する成人には、親、配偶者、パートナーなどが該当する。扶養する対象者の所得が3,796ポンド以上、また学生本人の家計総所得が39,796ポンド以上の場合には支給対象とならない。

15 旅費給付奨学金 (Travel Grant)

学生の留学費用の1学期分を所得に応じて、必要経費引く303ポンドを支給する。また、医歯系の学生がイギリスで訓練するために必要な旅費についても同様に支給する。

16 学習へのアクセスのための資金 (Access to Learning Fund)

大学を通じて支給される、学習へのアクセスのための資金は経済的に不利な状態にある学生に対する経済的支援を行うプログラムである。誰が受給するかは高等教育機関が決定する。

さらに、教育減税などには、以下のようなものがある。

17 児童税クレジット (Child Tax Credit)

16歳以下の子どもか20歳以下の承認された教育訓練プログラムに参加している子どもを持つ保護者について、適用され、申請は必要がない。控除額は基礎控除545ポンド、最高2,750ポンドで、所得、労働時間、育児時間などによって異なる。

18 労働税クレジット (Working Tax Credit)

16歳から24歳で子どもを持つ者あるいは障害の認定を受けている者、あるいは25歳以上の者に適応される。基本控除額は最高1,940ポンドである。控除額は、所得、労働時間、育児時間等によって異なる。

19 教育維持補助金 (Education Maintenance Allowance)

また、中等教育の生徒に対する経済的支援であるが、教育維持補助 (Education Maintenance Allowance、以下EMAと表記)は、16-18歳の生徒に対する経済的支援で、週に10-30ポンドが支給される。これを受けた生徒は高等教育でも給付奨学金全額を受け取ることができる。低所得層の高等教育進学率を上げるための措置であり、

政府では効果が上がっているとしている。しかし、2012年改革で廃止された。この廃止について Barr は厳しく批判している。

20 その他の補助

上記以外にも様々な学生支援制度がある。医療・ソーシャルワーカー対象の厚生省 (National Health Service, 以下 NHS と表記) の奨学金 (bursaries) やリサーチ・カウンシルの基金による所得連動補助 (income-related benefits) や住居補助 (Housing benefits) などがある。さらに、教員訓練給付奨学金 (Initial Teacher Training Bursary) のような特定の職業のための学生支援もある。

さらに、上記は BIS の学生用ガイドによるものであるが、UCAS のホームページには、これら以外に「あまり知られていない報賞 (Awards)」として、軍隊教育給付奨学金、産業報奨金 (Industry Awards) (理工系学生対象)、供給不足の科目に対する学生支援、慈善基金などが紹介されている。

逆に NHS の給付奨学金を受給している場合には、生活費給付奨学金は減額される。

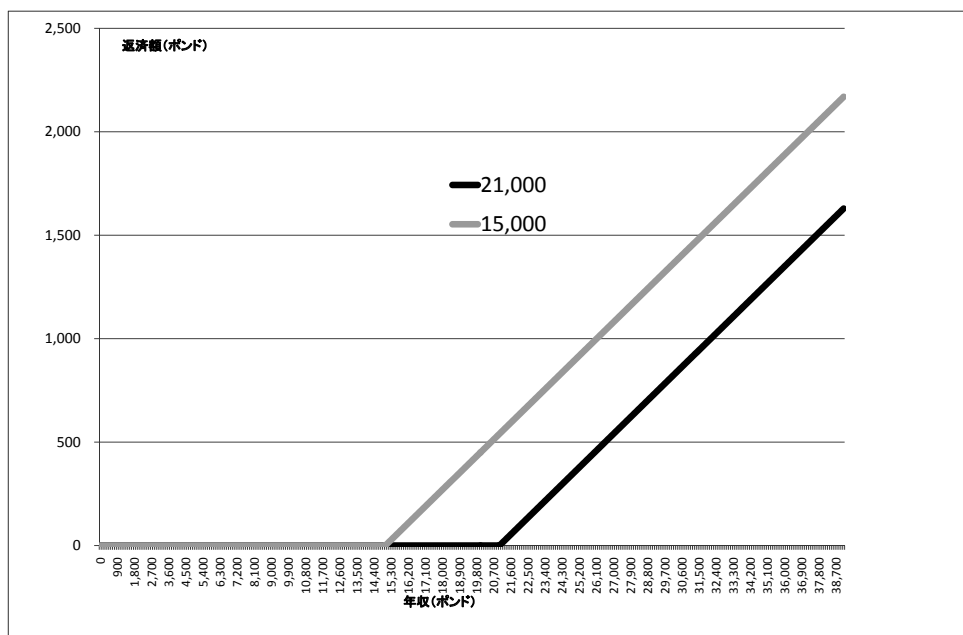
なお、以上の学生支援はフルタイム学生の場合で、パートタイム学生の支援はこれとは異なる。パートタイム学生は、フルタイム学生の 25% 以上の履修登録をしていないと学生支援の受給できない。2012 年度の学生からは、パートタイム単位数÷フルタイム単位数×100 で割合を計算し、その割合に応じて、最高 6,750 ポンドまで授業料ローンが受給可能である。パートタイム学生は、生活費ローンは、受給できないが、授業料給付奨学金が受給できる。それぞれ先の割合が 50-59、60-74、74% 以上で授業料給付奨学金の額が変わり、それぞれ、845、1,015、1,270 ポンドとなっている (Part Time Grant 2013/14)。また、条件によっては、特別支援給付奨学金 (Special Support Grant) など、低所得層や障害者用の別の給付奨学金の対象となる。

このように、フルタイム学生への支援に比べ、パートタイム学生への支援が非常に少ないことは 2006 年度改革について Callender などが厳しく批判している点であった (Callender 2011, 2013)。このため 2012 年度改革ではパートタイム学生に対する支援が盛り込まれた。また、24 歳以上の成人学生について授業料ローンが利用可能となった。このため授業料の前払いをする必要はなくなった。

3. ローンの返済

ローンは、卒業翌年 4 月から返済が開始される。返済は PAYE (Pay As You Earn) と呼ばれている所得連動型返済方式 (Income Contingent Loan Repayment, ICR) である。すべてのローンは統合され、年収 2.1 万ポンド (月収 1,750 ポンド、週収 404 ポンド) を超える所得の 9% を返済する。例えば、所得が 25,000 ポンドの場合、30 ポンド/週の支払いとなる。 $((25000-21000) * 0.09 / 12 \text{ 月} = 30)$ 実質的には、所得の 0 から 6.7% (所得 5.7 万ポンドの場合) に相当する。2006 年度改革では、年収 1.5 万ポンド以下の場合には返済は自動的に猶予されたが、2012 年度改革ではこの猶予限度は 2.1 万ポンドに引き上げられた。他方、繰り上げ返済も可能である。

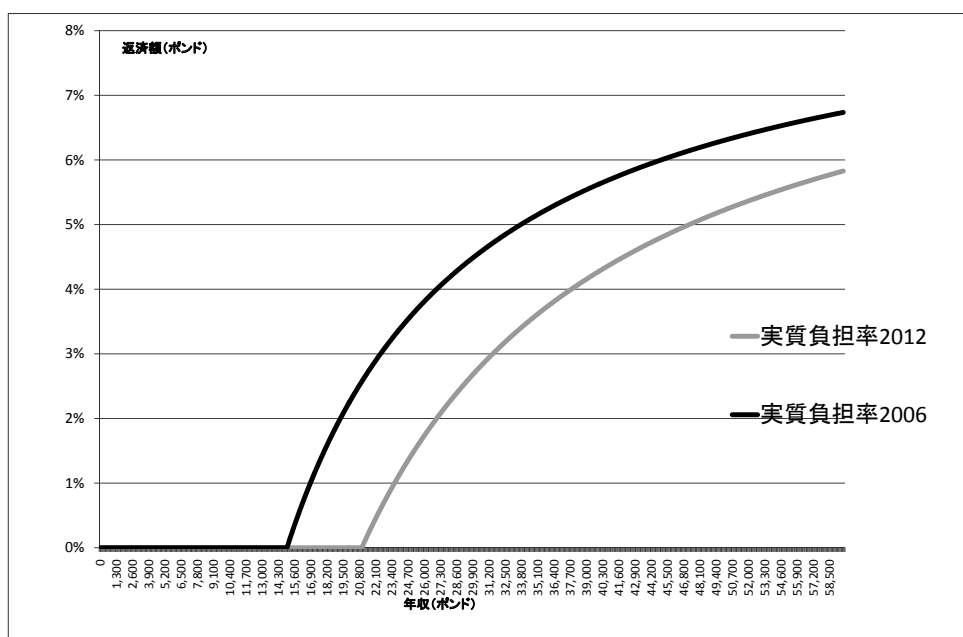
図 0-2 所得連動型ローンの返済額



(注) 筆者作成

このように所得連動型ローンでは、所得に応じて返済額が異なるが、実際の所得に占める負担率は、猶予限度額（閾値、threshold）があるため、図 0-3 のように所得が高くなるほど大きくなる。

図 0-3 所得に占めるローン返済額の比率



(注) 筆者作成

所得について、減税や年金は考慮されない。しかし、扶養控除は認められる(How You Are Assessed and Paid)。このため、額面の所得ではなく、実際には可処分所得(residual income)額である。他方、配偶者の所得などは考慮されない。

2012年度改革での大きな変更のひとつは、猶予限度(閾値、threshold)の2.1万ポンドへの引き上げと、返済への利子の導入である。利率は所得に応じて0から3%が課せられる。これまでも実質無利子といいながら、小売物価指数(retail prices index, RPI インフレ率)を、利率としていた。これは日本学生支援機構第1種奨学金と大きな相違である。2012年度改革では、この物価調整分にさらに利子が上乗せされることになった。

具体的な利率は表0-3の通りである。

表 0-3 2012年度以降の返済の利率

	利率
在学中	小売物価指数(RPI)に上乗せ金利3%。
2015年4月以前卒業あるいは中退	コースを去った後の4月まで小売物価指数(RPI)に上乗せ金利3%、そしてその後、2016年4月まで小売物価指数
2016年4月以降、あるいはローンの返済義務が発生した日以降	利子は所得に連動 21,000ポンド以下 - 小売物価指数 21,001ポンドから41,000ポンドまで - 小売物価指数に、上乗せ金利が上限3%まで 所得に応じて決定 41,000ポンド以上 小売物価指数プラス3%

(出典) Student Finance England, A Guide to Financial Support for New Full-time Students in Higher Education 2014/15.

返済は、歳入関税庁(HM Revenue and Customs, HMRC)が雇用主から徴収する。徴収のため、保険番号との連動が必要であり、ローン受給希望者は、国民保険番号(National Insurance Number, NINO)を応募時に提供しなければならない。当初は、提供に同意した場合に、申請書にチェックをする書式にしていたところ、記入漏れが多かったという問題があった。このため、同意しない場合のみチェックしさらにその理由を記入する方式に変更したところ、不同意はほとんどなくなったという。また、転職した場合など、SLCに通知する義務があり、これに違反した場合には罰金が科され、ローン残額に付加される。海外移住の場合にも同様の措置がある。なお、5年間の返済猶予制度(Repayment Holidays)がある。また、学生は最低額を超えてどの程度の額を返済するかは自由に決定できる。

さらに、2006年度改革では、返済期間が25年を経過して残額がある場合（あるいは65歳に達した時）には、返済は免除され帳消しにされることとなった。この制度は、ローン負担に対するセーフティ・ネットとしてきわめて重要とされている（Barr）。しかし、2012年度改革では、この期間も30年間に引き上げられた。

また、所得連動型では過払いの問題が生じる。特に返済の最後の時期にはこの点が問題となる。このため返済完了前23月前からは源泉徴収から直接SLCに返済する仕組みが導入されている（SLC, Annual Report 2013, 14頁）。また、現在は所得の通知は1年毎だがこれを1ヶ月ずつにすることが検討中であるという（SLC）。これについては、第5章を参照されたい。また、ローンのデフォルト問題は第2章と第5章で詳しく検討する。

なお、SLCにはパフォーマンス・インディケータによる評価が実施されている。詳細はSLC Annual Reportを参照されたい。たとえば、2012年度のオンラインでの申請の目標は91%で、達成は92%となっている。

4. 報告書の構成

以下、本報告書の構成を示す。イギリスの制度はきわめて複雑で、関連制度や機関もしばしば改革創設再編をしている。また、略称で呼ばれることも多い。このため、原語と略称および翻訳の対照表を作成した。次に、第1章では、激しく変化してきたイギリスの高等教育政策をマクロな視点から概括する。とりわけ1980年代以降の高等教育の市場化政策の評価を行う。第2章では、授業料政策と学生支援制度を中心に、その問題点を様々な視点から検討する。さらに、第3章では、こうした高等教育政策の変化が、高等教育機会に対していかなる影響を与えたのか、昨年発表された政府の報告書を元に検討する。また、第4章では、同じく学生の生活費について、政府の報告書を元に検討する。さらに、第5章では学資ローンについて、とりわけその返済について詳細に検証する。また、附属資料としては、詳細な参考文献リストの他、イギリスの学生向けの学費と奨学金ガイドを訳出した。複雑なイギリスの学費と奨学金制度を理解するために有用と考えられるためである。

第 1 章 イギリスにおける高等教育改革の動向

劉 文君(東洋大学)

(日本学生支援機構客員研究員)

はじめに

経済発展の停滞、18歳人口の減少、大学進学率の上昇、公財政の逼迫などの背景のもとで、高等教育の効率の向上、質の維持は日英共通的な政策課題となっている。イギリスでは、1980年代から現在に至るまで、イギリス高等教育改革のメガトレンドとして、高等教育政策における市場原理主義の傾向が続き、絶え間ない大学の改革を行っている。本稿では、イギリスにおける高等教育改革の経緯と新たな動向を概観する。

1963年にC.B.ロビンズが委員長とする高等教育に関する委員会は、高等教育についての改革案ロビンズ・レポート(Robbins Report)を提出し、産業社会の高度化に応じた高等教育の質・量両面の改革を行い、拡大を積極的に進めることを提言した。これによって、イギリスの高等教育の拡大の幕を広げ始め、高等教育進学率は、1960年代半ばに10%を超え、1970年代初め頃に15%弱に達した。しかしその後拡大はいったん収束し、1980年代半ばまでに15%を超えず、エリート型の段階に留まった。1980年代のサッチャー政権以降の改革に伴い、高等教育は大幅に拡大し、比較的短期間にマス型への転換を実現した。

1. サッチャー政権期(1979-1990年)

1980年代に、サッチャー政権は教育がイギリスの国民の福祉と国際競争力の向上に資することを目的にして、「情報公開・市場原理・自己責任」の提唱による教育の効率性、大衆化と教育の質の向上を図ることを目指した。1980年代後半から本格的に改革が進め、1988年には、改革施策を教育改革法として集約し法的整備を行った。1987年に高等教育白書『高等教育：新しい枠組み(Higher Education: A New Framework)』を、翌1988年に「教育改革法(Education Reform Act)」を公表した。教育の質的評価を行い、教育に市場原理を導入し、教育機関に情報公開、自己責任を義務付けるなど、抜本的な教育改革が始まった。教育に市場原理の導入によって、政府による教育投資を制限することとなった。

1988年の教育改革法によって、従来各大学に研究補助金を配分する機能もつ大学補助金委員会(University Grants Committee: UGC)が廃止され、大学財政審議会(Universities Funding Council: UFC)とポリテクニク及びカレッジ財政審議会(Polytechnics and Colleges Funding Council: PCFC)が新たに創設された。この二つの財政審議会は教育科学省の管轄であった。

2. メージャー政権期(1990～1997)

1990年11月に、保守党政権はサッチャーからメージャーへ引き継がれた。メージャー首相はサッチャー時代の教育政策の方向を継続し、高等教育機関への教育評価の導入、旧ポリテクニクの大学への昇格と継続教育機関の法人化など一連の高等教育改革を行った。

1991年に白書『高等教育－新たな枠組み(Higher Education: A New Framework)』を、翌1992年には「継続・高等教育法(Further and Higher Education Act 1992)」を公表した。

1 「継続・高等教育法」(1992)

「継続・高等教育法」制定以前に、英国の高等教育機関は、大学セクターとポリテクニク等の非大学セクターから成る二元構造であった。「継続・高等教育法」により、一定の条件を満たすポリテクニクと高等教育カレッジが大学としての法人格を与え、学位授与権を持つようになった。英国高等教育は二元構造から一元化された。これによって大学数が急増し、高等教育拡大を促した。

高等教育の補助金配分機関について、従来大学の補助金配分機関であった大学財政審議会補助金(Universities Funding Council: UFC)とポリテクニク等の補助金配分機関であったポリテクニク・カレッジ財政審議会(Polytechnics and Colleges Funding Council: PCFC)が、高等教育財政審議会(Higher Education Funding Councils: HEFCs)に一本化され、イングランド高等教育財政審議会(HEFCE)、ウェールズ高等教育財政審議会(Higher Education Funding Council for Wales: HEFCW)、北アイルランド教育省(Department of Education, Northern Ireland: DENI)、スコットランド高等教育財政審議会(Scottish Higher Education Funding Council: SHEFC)と4つの高等教育財政審議会(HEFCs)に構成された。主な役割は、教育と研究向けに公的資金の配分、質の高い教育と研究の促進、高等教育と産業・商業の間の連携の促進、多様性と機会の均等化の促進、高等教育のニーズについて政府への助言、説明責任と助成金に見合う価値の保証である。

英国では高等教育機関への補助金総額は政府によって決定されるが、各高等教育機関への配分はHEFCsの裁量に任されている。高等教育財政審議会が研究評価・教育評価に応じて補助金を配分することとなった。一元化と研究評価による補助金の配分方法によって、高等教育機関間の競争も促進した。

80年代以来の高等教育の拡充政策によって、高等教育進学率は1965年の8.7%から、1988年の15.1%、1994年の31.1%へと急増した。と同時に財政負担が大きな問題となっている。

2 『デアリング報告』(1997)

1997年7月に、英国政府の諮問機関として発足した高等教育制度検討委員会(National Committee of Inquiry into Higher Education、委員長：デアリング卿)は、競争力のある経済を持続させることを目指して、過去30年の高等教育の分析を基として、次の20年間における新しい課題に柔軟に対処していく能力を高等教育に与えることを目的として、報告書『学習社会における高等教育(Higher Education in Learning Society)』(通称『デアリング報告』)を発表された。当報告書は、高等教育においてはさらなる改革が求められるとして、全24章からなり、財政審議会、研究審議会、雇用者団体を含めた広範囲な対象に対する93の勧告を行った。この報告書はイギリスの高等教育に大きな転換をもたらした。

同報告は、英国のフルタイム高等教育の在学率(32%)の45%以上への引き上げ、高等教育の拡大を一層推進することを掲げた。また、それに応じて受益者負担原則の導入(1,000ポンド/年(約20万円)の授業料の導入)、政府に対する高等教育費の増額要求、高等教育財政の改善、公財政支出高等教育費の対GDP比の増加目標等必要となる財政改革を提言した。と同時に、世界トップクラスの高等教育制度の確立、高等教育の機能と教育内容の改善、教授面における高等教育教員の専門性向上と資格制度の導入、教育内容の改善による高等教育の機能と教育内容の改善、高等教育水準評価機関の機能強化、財政機関研究評価の改善による高等教育の水準・質の向上を、高等教育改革の方向として示した。

同報告の勧告を受けて、評価に基づいた補助金配分制度の強化、学生の授業料と生活費が国から支給されていた従来から大学教育の有償化、学生が卒業後に学費を返済する学生ローン制度が導入された。

3. ブレア政権期(1997-2007)

1997年に、保守党政権からブレア労働党政権に交代した。ブレア政権も教育改革を最優先の政策課題に掲げ、サッチャーが導入した政策などを大筋継承し、民営化・市場化を進めた。

1 『高等教育の将来』(2003年)

2003年に発表された高等教育白書『高等教育の将来』(*The future of higher education*)は、知識主導型経済における国民全体の教育・訓練水準の向上、大学の教育力向上、研究力向上を強調した。高等教育改革の基本的な施策は、高等教育の拡大と進学機会の充実、高等教育財政の改善、教授・学習活動の質的向上、研究環境の整備、産学連携の強化の以下の五項目を示した。

高等教育の拡大と進学機会の充実に関して、職業志向の応用準学位の普及、また低進学地域の生徒や非伝統的學生(成人學生)の進学の促進によって、青年層(18~30歳)高等教育進学率を現在の43%から2010年までに50%に引き上げる。またその目標を達成するために、授業料後払い制を導入する。2006年から授業料を現行の約60

万円から約 3 倍に、最高 3,000 ポンドまで認めることにする。これと並行して授業料を事前納入制から卒業後払いとする学生ローンの返還方法を実施し、授業料免除制度を継続する（当時約 4 割の学生が免除）。さらに、1998/99 年度（以下 1998 年度と表記）以降廃止になっていた給付制奨学金の復活も提案されている。2004 年から、年収 1 万ポンド（約 200 万円）以下の低所得家庭の学生を対象に年額 1,000 ポンド（約 20 万円）の奨学金（給与）を給与する。学生ローン（貸与奨学金）の返済について、卒業後年収 1 万ポンド（約 200 万円）を超えた時点から開始されていたが、2005 年 4 月からは年収 1 万 5 千ポンド（約 300 万円）超とする。

高等教育財政の改善に関しては、公的補助金を増額する（科学技術研究費を含む高等教育支出を 2005 年度に約 100 億ポンド（約 2 兆円）まで増額し、2002 年度比で 3 割増とする）。また、2006 年度から、大学は専攻分野により最高 3,000 ポンド（約 60 万円）まで授業料を課すことができる、と授業料額の大学裁量を拡大する。その他、寄付金など自己財源の強化、研究費の増加、産学連携などの施策を打ち出した。

本白書の主な内容や施策の方向性は、1997 年に公表された上述の「デアリング報告」に示された高等教育改革の枠組みを踏襲し、これを段階的に実施する方向を示した。2004 年 7 月に、上述の高等教育白書「高等教育の未来（The Future of Higher Education）」における提言等を受け、これらの施策を実現するために立法化した「2004 年高等教育法（Higher Education Act 2004）」が制定された。

2 「教育 5 ヶ年計画」（2004）

2004 年 7 月に、イギリスにおける教育分野の所管省庁である教育技能省（DfES : Department for Education and Skills）は、「子どもと学習者のための 5 ヶ年計画（Department for Education and Skills : Five Year Strategy for Children and Learners）、2004」を公表した。

2004～2008 年の 5 年間ににおける教育施策を、数値目標を含めて全般的に示し、「高等教育の将来」の内容を反映した。高等教育の主要施策として、高等教育へのアクセスの平等性を一層高める、奨学金を必要とする学生への補助、硬直的な授業料の見直す、授業料の大学裁量など新しい高等教育財政の確立などが含まれている。また、教育投資について、政府の教育・訓練の投資額は、2005～2006 年の 1 年間で総額 560 億ポンド、1997～1998 年に比べて金額で 240 億ポンド、50 パーセント以上の増加（年率 5 パーセント）と見込まれている。教育関連分野の投資額について、対 GDP 比で見ると 1997～1998 年の 4.7 パーセントから 2007～2008 年では 5.6 パーセントに達する見込みである。高等教育に関して、2005～2006 年においては 2002～2003 年に比べて 30 パーセント増の 12.5 億ポンドを科学研究費に充当するとしている。資金援助を必要とする学生に対し年 3,000 ポンドの給付を行うとしている。

4. ブラウン政権期(2007-2010)

2007年に発足したブラウン政権も、基本として前政権の政策を踏襲して高等教育改革を進めた。

1 ビジネス・イノベーション・職業技能省の設置

2007年6月に、科学・研究・大学の結びつきを強めてダイナミックな経済を作り出すことを目的として、ブラウン新政権は省庁再編を行い、貿易産業省と教育技能省を廃止し、新たな3つの省を創設した。このうち、「イノベーション・大学・技能省」(Department for Innovation, Universities and Skills)は、従来貿易産業省が所管していた科学・イノベーション局と、教育技能省が所管した高等教育・技能部門を統合したものである。2009年6月にさらに、これをビジネス・企業・規制改革省と統合して、ビジネス・イノベーション・職業技能省(Department for Business, Innovation and Skills, 以下BISと表記)として設置された。

2 「ブラウン報告書」(2010)

ブラウン(Browne)卿を代表とする委員会(ブラウンレビュー)は、2009年11月から2010年にかけて、高等教育の授業政策、学生に対する財政支援システムを中心に、政府に提言を行うことを目的として、調査を実施した。2010年10月に「高等教育財務と学生の経済に関する独立検証報告書」(The Independent Review of Higher Education Funding and Student Finance Securing a sustainable future for higher education)(通称ブラウン報告書(Browne Review)、以下「ブラウン報告」と表記)にまとめられ、発表された。この報告書は、多くの重要な提言がなされ、高等教育に大きな影響を及ぼした。当報告書における提言の内容は次のとおりである。すなわち、高等教育の国際競争力を高めるため、学生が支払う学費の現行の2倍以上との大幅な値上げを含む高等教育に対しより多くの投資の必要、学費を、在学中は支払い停止し、卒業後、就職後に収入に応じた授業料支払い、就職支援の充実、徹底的な情報提供とそれに基づく学生の選択肢の拡大、パートタイム学生の学費納入システムの改善など支援の充実など、学生の需要に応じた入学システム、主体的な進学先選択に資する情報公開の推進などを通じて、学生主体の高等教育制度の建設、高等教育への参加機会均等の推進などである。

5. 保守党と自民党の連立政権期(2010年～)

2010年5月に政権交代が行われ、13年間続いた労働党政権に終止符が打たれ、保守党と自由民主党による戦後初めての連立政権が誕生した。新連立政権は5月に、「The Coalition: our programme for government」という文書を発表し、両党の政権運営におけるその方針や計画を発表し、前労働党政権による累積赤字の解消が最優先課題とした。

1 2012 年授業料値上げ

2010 年 10 月、英国政府は、2014 年度までの 4 年間で段階的に各省庁予算を平均 19%削減することを発表した。高等教育を所管する BIS の予算は、4 年間で 25%の削減、高等教育機関への補助金は、4 年間で 40%削減される。また、高等教育機関の収入を確保するため、授業料値上げについて、連立政権は「ブラウン報告」の提言に基づき、2012 年度から、学生の授業料を現行の 3,290 ポンドから 6,000～9,000 ポンドまで引き上げることを決定した。

2 「学生中心の高等教育システムを目指して」

2011 年 6 月に、英国ビジネス・イノベーション・技能省 (BIS) は、28 日に今後のイングランドの高等教育政策をまとめた白書教育白書「学生を中心とするシステム」(Student at the Heart of the System) を発表した。当白書は学生への財政支援、大学における学生の経験改善、社会的流動性の増大、目的にかなった新たな規制枠組み、と 4 つの方針について提言した。当白書では、学生のニーズに対応できる高等教育の実現を目標とし、より学生主体の制度を目指している。具体的に、よりいっそうの市場化と学生の選択権を拡大する。定員の拡大により、高等教育の機会は拡大する。大学定員について、低所得層枠 (2 万人) と優秀者枠 (6.5 万人) の設定し、定員に応じた補助金の配分を推進、大学の教育費、とりわけ人文・社会系に対する補助の大幅削減する、授業料を大幅に値上げ (最高 9,000 ポンド)、授業料収入への依存がさらに拡大。また高等教育機関の多様性が増加、学生への十分な情報提供、社会移動の促進などの内容が含まれている。

6. 2014 年度の予算

1 2014 学事年度の高等教育助成金の配分

2014 年度の高等教育助成金の配分について、BIS から HEFCE に通知されたグラントレター¹によると、2014年度の助成金の配分は以下の通りである。HEFCE は、BIS との間で締結する ‘The Financial Memorandum’ に記された条件に基づいて同省から予算を受取り、各高等教育機関及び継続教育カレッジ (以下「大学等」とする) へ配分している。

2012 年度改革から 3 年目にあたる 2014 年度は、引き続き補助金の総額は減額となるものの、教育・研究にかかる一部資金を増額するなど教育の質を維持するための予算となっている。以下、学生支援に関するものを中心に概要を説明する。個別の項目については表 1-1 を参照されたい。

¹ グラントレターは、BIS が HEFCE への助成金額 (次年度の暫定予算も含む) を定めるとともに、当該年度の政府方針を伝えるために毎年送付される公式文書である。

表 1-1 BIS から HEFCE への助成金配分額 (単位：百万ポンド)

	2013 年度	2014 年度	2015 年度
			(暫定)
教育助成金	2,861	1,915	1,669
研究助成金	1,573	1,573	1,573
高等教育イノベーション基金	113	113	113
小計	4,547	3,601	3,355
(追加予算)			
Access to Learning Fund	37	--	--
全国奨学金プログラム (NSP)	100	50	--
大学院生	--	--	50
小計	137	50	50
(資本形成予算)			
教育資本形成資金	79	154	300
研究資本形成資金	251	286	303
小計	330	440	603
(授業料収入)			
授業料収入 (予想額)	5,600	7,000	8,200
合計	10,600	11,100	12,200

(出典) Grant Letter, HEFCE, 2013.

グラントレターのポイントは以下のとおりである。

①助成金削減：2014 年予算では助成金が減額されるが、2015 年度以降もこの傾向は続き、今後は更に授業料収入への依存度を高める。② 特段の配慮を要する項目：STEM (Science (科学), Technology (技術), Engineering (エンジニア), Mathematics) を含む費用のかかる科目群、小規模かつ専門的な機関を可能な限

り保護。社会的に不利な立場（貧困など）にある学生を支援するための割り当て資金（Student Opportunity allocation）を使って学生数の増加を促進。③研究の質を高め、確実に結果を出せるような研究にのみ予算を使うようにするという達成目標（Impact Agenda）の実現：引き続き、Research Council UK(英国研究会議)や他機関と協同して、国際的に評価される研究を支援し、impact agenda の実現を志向。④研究助成金：予算額は2013年度と同レベルの15億7300万ポンドを維持。⑤資本形成予算：4億4,000万ポンドに増加。⑥Autumn Statementで示された学生定員撤廃の方針を確認：2015学事年度の学生定員廃止²（2014学事年度は最大3万人の学生数増）に向けて、高等教育が学生に供給する教育の質を維持できるよう努力⑦生活に困難が生じた学生に対して財政的な支援を行うことを目的とするファンド（Access to Learning Fund）の廃止。

(<http://www.hefce.ac.uk/news/newsarchive/2014/news85409.html>、
<http://www.jspso.org/information/2014/02/2014-2a72.html>を参照)

2 2015学事年度における高等教育機関の授業料設定状況

公正機会局（Office for Fair Access, 以下 OFFA と表記）は、イギリスの高等教育機関（大学、継続教育カレッジ等）172校の2015-06年度（以下「2015年度」と表記）における“アクセス協定（Access Agreement）”を承認した。

英国では、授業料の値上げが実施された2012年度より、基本授業料6,000ポンドを超える授業料を課す高等教育機関は、貧困等社会的に不利な背景を持つ若者の高等教育への参加機会拡大への取り組み・予算配分についてOFFAとアクセス協定（Access Agreement）を結ぶことが義務付けられている。

2015年度における高等教育機関の授業料設定状況については以下の通り（【 】内は2014年度の状況）。

- ・経済的支援を加味しない平均授業料：8,703ポンド【8,601ポンド（1.2%増）】
- ・授業料免除分を含めた場合の平均授業料：8,636ポンド【8,448ポンド（2.2%増）】
- ・奨学金を含むすべての経済的支援を含めた場合の平均授業料：8,280ポンド【8,040ポンド（3.0%増）】
- ・全コースにおいて9,000ポンドの授業料を設定する機関：44校（全体の25%）
【42校（全体の26%）】
- ・数コースもしくは全コースにおいて9,000ポンドの授業料を設定する機関：130校（全体の76%）【117校（全体の72%）】

2015年度のアクセス協定では、各機関が、社会的に不利な背景を持つ学生の学業・学生生活支援、および就職活動や大学院進学準備への支援を行い、これらの活動に更に力を入れる傾向にあることが特筆される。全体で3億2,300万ポンドの投入となり、

² 教育白書2011年の提案に基づき、2013年秋にイギリス政府は、2014年度には定員を3万人増員するが、2015年度から定員そのものを廃止すると公表した（Autumn Statement）。

前年度の 2 億 4,300 万ポンドと比較すると 33%もの増額となる。具体的な予算配分は以下の通り。

- ・学生のドロップアウト防止や達成度向上を目的とした活動：1 億 3,100 万ポンド【1 億 1,900 万ポンド】
- ・アウトリーチ活動：1 億 4,600 万ポンド【1 億 2,500 万ポンド】
- ・学生の就職活動や大学院進学準備に対する支援活動：4,600 万ポンド（今年度新設項目）

一方、奨学金、授業料免除などを含めた経済的支援は、4 億 1,200 万ポンド【4 億 6,500 万ポンド】と減額。これについては、政府の 2014 年度以降の国家奨学金プログラム（National Scholarship Programme）終了発表を受けて、各機関が予算の使い道についてより柔軟に対応できるようになったことが影響している。

(<http://www.offa.org.uk/press-releases/5454/>、

<http://www.jsps.org/information/2014/08/2015offaaccess--77a0.html>を参照)

7. 参考文献

Independent Review of Higher Education Funding & Student Finance (2010)

"Securing a Sustainable Future for Higher Education."

HM Treasury (2010) "Spending Review 2010" Stationery Office Limited.

HM Treasury (2013) Autumn Statement 2013.

金子元久（2011）「高等教育財政のパラダイム転換」大学財務経営研究センター『大学財務経営研究』pp.2-14。

金子元久（2012）「高等教育財政の展望」日本高等教育学会編『高等教育研究』第 15 集 pp.9-27。

小林雅之・劉文君（2013 年）『オバマ政権の学生支援改革』東京大学・大学総合教育研究センター。

小林雅之（2012 年）「家計負担と奨学金・授業料」日本高等教育学会編『高等教育研究』第 15 集、115-134 頁。

小林雅之編（2012 年）『教育機会均等への挑戦—授業料・奨学金の 8 カ国比較』東信堂。

篠原康正（2005）「イギリス」『諸外国の教育の動き 2004』文部科学省（編）、東京 文部科学省 25-64。

芝田政之（2007）「イギリスの学費政策」『IDE』pp. 53-59。

芝田政之（2006）「英国における授業料・奨学金制度改革と和が国の課題」

文部科学省「諸外国の教育の動き 2005」『諸外国の教育の動き 2006』教育調査第 137 集（文部科学省）<http://www.niad.ac.jp>

文部科学省（2013）『諸外国の教育行財政 —7 か国と日本の比較—』ジヤース教育出

版社

秦由美子「イギリスの高等教育における財務と政策」「大学財務経営研究」第7号、
2010、pp. 63-112.

東京大学 大学総合教育研究センター（2004）『日英大学のベンチマーキングー 東
大・オックスフォード大・シェフィールド大の詳細比較』大総センターものぐらふ、
No.3.

東京大学（2014）文部科学省先導的の大学改革推進委託事業報告書『高等教育機関への
学時の家計負担に関する調査研究報告書』 第9章 イギリスにおける学生支援の
動向

東京大学（2009）文部科学省先導的の大学改革推進委託事業報告書『高等教育段階にお
ける学生への経済支援の在り方に関する調査研究報告書』 第8章 イギリスにお
ける授業料・奨学金制度改革の動向

独立行政法人日本学生支援機構 （2010）『英国における奨学金制度・システムに関
する調査報告書』

第2章 イギリスにおける授業料と奨学金制度改革

小林雅之(東京大学)

(日本学生支援機構客員研究員)

近年のイギリスの高等教育政策とりわけ授業料と奨学金に関する政策は、数年毎に大きく変更されている(第1章参照)。大学授業料は1998-9年度(以下では1998年度と表記、他の年度についても同様)に初めて導入され、2006年度に大幅に改正され、さらに、2012年度に2010年の保守・自由民主党の連合政権への政権交代により大幅に改革された。2012年改革は授業料・奨学金だけでなく、定員の設定や大学補助金等にわたる大幅な高等教育改革であるが、本章では、これらについては、授業料・奨学金に関連する点のみ検討する¹。その際、2006年度改革についても、必要な点を再掲しつつ検討していくこととする。こうした改革の目的は、高等教育費の増加に対して、授業料を値上げし、大学の収入を増やすことにある。ただし、単純に授業料を値上げすることになれば、高等教育機会とりわけ低所得層の高等教育機会に深刻な影響を与えると考えられるために、学生への経済的支援策を同時に導入、拡充していることが重要である。

1. 大学授業料と学生支援をめぐる諸問題

1 授業料の引き上げ

2006年度改革の見直しの最大の争点は、授業料の上限をどこまでとするかであった。これについても、様々な意見が見られた。たとえば、イギリス大学協会(Universities UK, UUK)は5,000ポンドまで引き上げても需要に影響しないとして、上限5,000ポンドを主張(2009年3月19日のホームページ)した。さらに、Oxford大学は上限7,000あるいは10,000ポンドと主張した。商工会議所(the Confederation of Business Industry)の高等教育タスクフォース報告書も値上げは不可避と主張していた(Higher Education Task Force, the Confederation of Business Industry 2009)。また、1994研究大学グループは、7,000ポンドの上限を主張した(The Times Higher Education Supplement, 2009年10月29日)。なお、UUKの学長(Vice Chancellors)は、7,000ポンド(Daily Miller 2009年7月28日)、場合によっては、2万ポンドまでの上限もあり得るとしていた(The Independent 2009年3月26日)。さらに、労働党も保守党も、7,000ポンドで合意したという観測記事も出された(The Sunday Times 2009年7月26日)。全国学生組合(National Student Union)は、値上げ自体に一貫して反対している(The Guardian 2009年7月28日)。このように、授業料をどこまで引き上げるかは、社会的にも大きな関心事になっていた。党首討論でも度々取り上げられた。結局2006

¹ 2006年改革については、委託事業報告書 2007、2009、2013、小林編(2012)の他、芝田 2006、2012、村田 2012、米澤 2012 を参照されたい。

年度改革では最高 3,000 ポンドの 3 倍値上げとなった。その後も授業料の値上げの議論は続き、様々な主張に対して、2010 年のブラウン報告 (An Independent Review of Higher Education Funding and Student Finance, Securing a Sustainable Future for Higher Education 2010, 以下ブラウン報告と表記) は、最高 7,000 ポンドを主張した。しかし、2011 年の教育白書では、最高 9,000 ポンドが提案され、2012 年度以降、最高 9,000 ポンドで推移している。

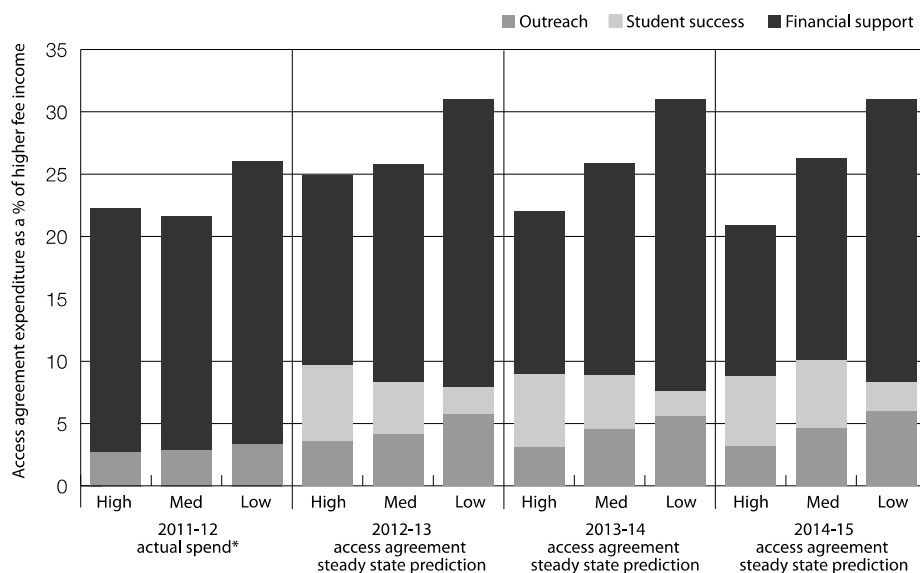
2 大学財政への影響と奨学金の大学間格差

2006 年度改革により、授業料が 3 倍値上げされたため、大学財政は明らかに好転したことは、政府だけでなく、多くの論者が認めている。問題は、この値上げによる追加収入のうち、どの程度が大学給付奨学金や大学裁量給付奨学金にあてられたかである。

大学独自義務給付奨学金については、2006 年度改革で、2,700 ポンド以上の授業料を設定した大学には最低 300 ポンドの大学独自義務給付奨学金の設定が求められた。これについて、公正機会局 (Office for Fair Access, 以下 OFFA と表記) では、比較的多くの大学が大学給付奨学金に多く支出していると評価している。OFFA によれば、高等教育機関は授業料収入の増加の約 4 分の 1 を低所得層の支援のために使っている。

図 2-1 アクセス協定に基づく投資の授業料相当額に占める割合の推移

Figure 3: Access agreement investment as percentage of income from higher fees, at institutions with high, medium and low proportions of students from under-represented groups



* 2011-12 data is based on 2011-12 monitoring returns

(出典) OFFA 2013, Access Agreements: Institutional Expenditure and Fee Level, p. 4.

図 2-1 はアクセス協定に基づき大学が授業料相当額のうち、大学授業料水準別にアクセスに投資する総額を示したものである。高授業料の大学より低授業料の大学の方が、多く投資している。これは低所得層の学生などの比率が高いためと考えられる。また、特に 2012 年の授業料の 3 倍値上げ以降、授業料水準による投資比率の大学間の差が拡大している。それでも平均で授業料収入の約 2 割から 3 割がアクセスのために用いられている。

しかし、特に大きな論争点となっているのは、大学別に奨学金の受給額や受給率に格差が生じていることである。大学に奨学金の決定に裁量権を認めたために、個別大学ごとに奨学金の受給率と受給額は大きく異なることになった。2008 年度で大学給付奨学金は、大学により 310 ポンドから 3,150 ポンドと大きな差がある。約 8 割の大学は、最低水準の 310 ポンド以上に設定している。このうち約 6 割は、2.5 から 6 万ポンドを受給基準の上限に設定しているが、15%は 6 万ポンド以上に設定している。さらに、5%の大学ではすべての学生に大学給付奨学金を支給していた (OFFA Quick Facts)。生活費給付奨学金と同じ受給基準で同額を支給する大学や、50 から 2,000 ポンドまで所得に応じたスライドスケールで支給している大学もある。このように各大学が独自で受給基準を決定できるため、大学によって受給率や受給額に大きな差異がみられた²。

この大学間格差については、イギリス議会報告書でも、大学によって、同じ経済状況の学生でも奨学金の受給に大きな相違があることが指摘されている (House of Commons Universities, Innovation, Science and Skills Committee, 2009)。たとえば、オックスフォードとケンブリッジ (Oxbridge) 大学では、低所得層の割合が低く、社会的混合 (social mix) が遅れているということがかねてより批判されてきた。より多くの裁量給付奨学金をこのために当てるべきだとの主張もある (Daily Telegraph 2008 年 9 月 18 日)。

また、フルタイム学生への学生支援が充実しているのに対して、パートタイム学生への支援が遅れているという批判もある。2009 年当時では、パートタイム学生はフルタイム学生の 50%の授業を履修しないと受給の対象にならなかった。Callender らの調査によれば、2009 年には、パートタイム学生の 9 割は経済的支援を受けていなかった。しかし、パートタイム学生の約 3 分の 1 は雇用主から何らかの援助を受けていた (Callender and Heller 2009)。こうした批判を受け、現在では序章で見たように、パートタイム学生についても、授業料ローンが受給できるようになっている。

さらに最近の状況について、2015 年度についてみると (OFFA 2014 Access Agreement for 2015-16 Key Statistics and Analysis)、NSP を除く大学の支出の総額は 7.352 億ポンドと推計される。これは授業料収入増額分の約 25.4%にあたる。その内訳は下記の通りである。

- ・ 4.122 億ポンドは学生への経済支援 (56%)

² この点について、詳細は文部科学省委託事業報告書 2013 年を参照されたい。

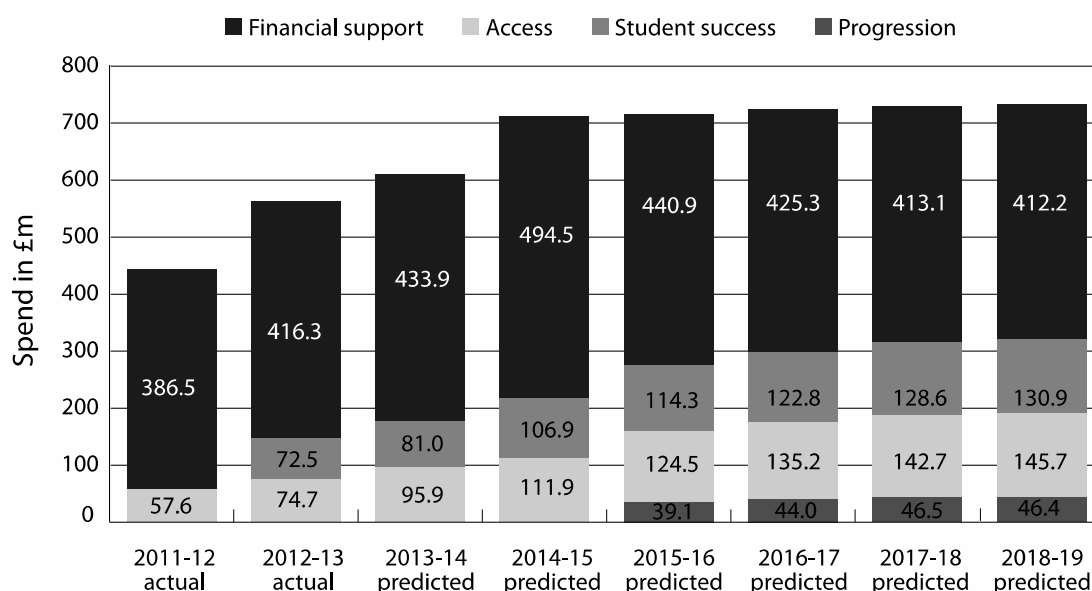
- ・ 1.457 億ポンドはアクセス活動³（20%）
- ・ 1.309 億ポンドは学生の学業達成（success）支援（6%）
- ・ 4,640 万ポンドは学生の向上（progression）支援⁴（6%）

これは、各種の調査結果から、学生への直接の経済的支援よりアウトリーチ活動の方が、高等教育機会への影響が大きいと考えられているためである。また、大学進学以前すなわち中等教育学校在学時だけでなく、大学入学後の卒業までの支援も含まれている。全体の授業料と学生支援の設定状況は OFFA のガイドラインに従っている。

アクセス協定による高等教育機関の各項目の支出（予定）は図 2-2 の通りである。

図 2-2 アクセス協定の各項目への支出状況の推移

Figure 1: Sector-wide total access agreement expenditure, 2011-12 to 2018-19, excluding Government NSP allocation



（出典）OFFA (2014) Access Agreement for 2015-16 Key Statistics and Analysis, p. 6.

各大学の授業料水準と大学給付奨学金については各教育機関について、すべてアクセス協定が公開されているが、その他の学生への経済的支援については、必ずしも個別大学毎の状況が明らかにされているわけではない。

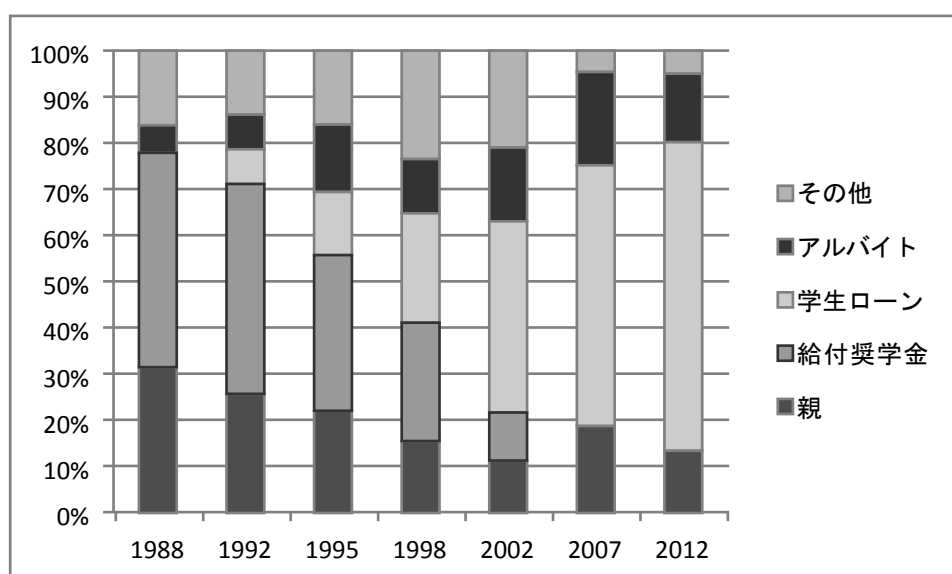
³ 低所得層の生徒の、高等教育進学への認識やアスピレーションや業績を高めるためのプログラムで、サマースクール、メンタリング、放課後授業料補助などがある。アウトリーチ活動とほぼ同じと考えられる。

⁴ 学士課程の学生に対するインターンシップ、キャリア・アドバイスなど、就職や大学院進学を支援するプログラム。

3 学生の収入の変化

1998年度から2013年度の「学生収入支出調査」(Student Income and Expenditure Survey)でイギリスの大学生の収入の変化をみると、ローンやアルバイトの割合が増加している。図2-3のように、親からの仕送りや小遣いの割合が減少し、学生への経済的支援(給付奨学金とローン)やアルバイトなど、親から学生本人へ教育費負担がシフトしていることがわかる。なお、「学生収入支出調査」の詳細については、第4章を参照されたい。

図2-3 イギリスの学生の収入源の変化



Data: Student Income and Expenditure Survey,

(注)2007年以降は「給付奨学金」と「学生ローン」は分けて尋ねていない。

このように、イギリスの高等教育の費用負担はメガトレンドとしては、公から私へ、親から子へシフトしているが、2007年以降の学生収入支出調査では、給付奨学金とローンが区別されていないため、公から私へのシフトについては明確にはわからない点もある。

4 ローン回避問題

2006年度改革によって生活費だけでなく授業料もローンによって支払われるようになったため、学生は平均約2万ポンドの借金を抱えて卒業することとなった。このためローンの負担が問題となっている。とりわけ低所得層では、ローン負担を恐れて、ローンを回避するため、自宅通学を選択したり、ひいては大学進学を断念するのではないかということが問題とされた。

ローン回避(loan aversion)あるいは負債回避(debt aversion)が大きな問題であることを Callender は、調査結果に基づき提起し、その後活発な論争が起きることとなった

(Callender 2003, Callender and Jackson 2005)。Barr はローン回避がローンの最大の難点のひとつであることを認め、その解決のために、25 年以上で帳消しとなる所得連動型返済ローン (Income Contingent Loan Repayment, ICR) の導入を提起した (Barr 2001)。このため、2006 年度改革の後で、ローン回避傾向がなお生じているのかが争点となっている。

スタッフォードシャー大学(Staffordshire University)による研究センターのイギリス中部の 2 つの大都市圏の 16 歳から 20 歳の学生調査の結果によると、進学予定学生は授業料と奨学金の変化に混乱していることを示す証拠があり、大学非進学を決定した学生の 59%が、負債回避が決定に影響したと回答している (Davies et al. 2008)。

また、West らは、AimHigher (イギリス政府の大学進学促進政策) の教育機会給付奨学金 (Opportunity Bursary) (2001/02 から 2002/03) の応募者を調査した結果、約 8 割の学生が負債の恐れを感じていることを明らかにした (West et al. 2006)。さらに、先に紹介した学生生活調査によれば、フルタイム学生の 25 パーセントとパートタイム学生の 32 パーセントが、負債への関心が進学を阻んだとしている (Johnson et al. 2009)。

これに対して、ローン回避は提起されているほど大きな問題にはなっていないという論者も多い (BIS の学生支援政策担当者 (2009 年当時) の Mian⁵、Barr、Bekhradnia (Higher Education Policy Institute, HEPI 所長)、Vignoles ら)。いずれもアンケート調査では、学生はローン回避と回答する傾向があるにしても、実際の行動は異なると主張している。Mian は、82%の学生が生活維持ローンと授業料ローンを受給しているが、ローンを受給していないのは高所得層に多く、中低所得層の学生はローンを組むことに躊躇していないとしている。また、Barr は、高学力の学生はローンを組むことに抵抗はないばかりか、ローン負担は進学の阻害要因になっていないし、一般に給付奨学金は参加拡大に重要とはいえないとしている。Barr は、授業料収入の増加分を大学独自給付奨学金に使うことにも反対で、これは参加拡大に回すべきだとしている。しかし、ローン回避ではなく、負債回避が問題であり、将来が不安定であれば、進学を断念するような場合には、帳消しのある所得連動型ローンでもこの問題は完全に解消できないため、目標を明確にした給付奨学金が必要であるが、その規模はごく小規模であるべきだとしている。また、Vignoles は、Callender らの調査は、一時点に過ぎないと批判している。

5 利子補助の問題

2006 年度の生活費と授業料ローンは、インフレ分を除いて、実質無利子であった。言い換えれば、政府が多額の利子補給をしていた。Barr によれば、この利子補給は、ローン総額の約 30 パーセントにもものぼると推計されている (Barr 2009)。また、Callender らによれば、2006 年度の新授業料政策による、新しいグラント、実質ゼロ利率率、25

⁵ Emran Mian はブラウン報告の作成に大きな役割を果たしたとされており、現在は社会市場財団 (Social Market Foundation) の理事長となっている (Cost of new fee regime may soon exceed the old, Times Higher Education, 20 March 2014)。

年後の帳消しなどの追加的費用は 11 億ポンドと推計されている。政府の負債は総額 150 億ポンドにのぼり、大きな負担になっている (Mian)。

また、利子補給は、ローンを利用する可能性の高い中所得層に対する補助になっているため、これを廃止すべきだという意見もある (Barr)。Barr は、18 歳からでは参加拡大 (Widening Participation, WP) は遅く、より早く施策を進めるべきだと主張している。彼によれば、利子補給は、返済期間を長期化するだけで、25 年間(当時で帳消しになる以上、利子補給は不要である。所得連動型ローンでは、利子補給か帳消しになるか、いずれかが必要であるが、両方は必要ではない。このため、ローンの利子補給を参加拡大 (WP) に回すべきだと主張している。

また、Vignoles らの調査では、大学進学の原因を多変量解析すると、最も重要な要因は学業成績であり、学業成績をコントロールすれば、教育費による相違は見られなくなる (ただし、支援の種類は重要で所得連動型ローンは阻害要因とならない)。このため現在の利子補給は学力の高い中所得層に有利で学力の低い低所得層の助けにはなっていない。また、情報ギャップやアスピレーションも大きな要因である。学力はアスピレーションと関連が強い。これらから、大学より大学入学以前の問題を解消することが進学機会の保障にとっては重要であるとしている。しかし、Ainley は、学力をコントロールすれば進学格差がなくなるものの、学力自体が大きな階層差を持っていることや職業学校からの進学が困難なことが問題だとしている (Ainley)。

こうした主張に対して、2012 年改革では、所得に応じた 0 から 3%の利子率が導入された。

6 返済猶予最高額の引き上げとデフォルト率

1998 年の授業料導入、2006 年の 3 倍値上げ、さらに 2012 年の 3 倍値上げと、学費は高騰している。これに対して、1990 年に初めて生活費ローンが導入され、その総額は図 2-4 のように、大幅に増加している。

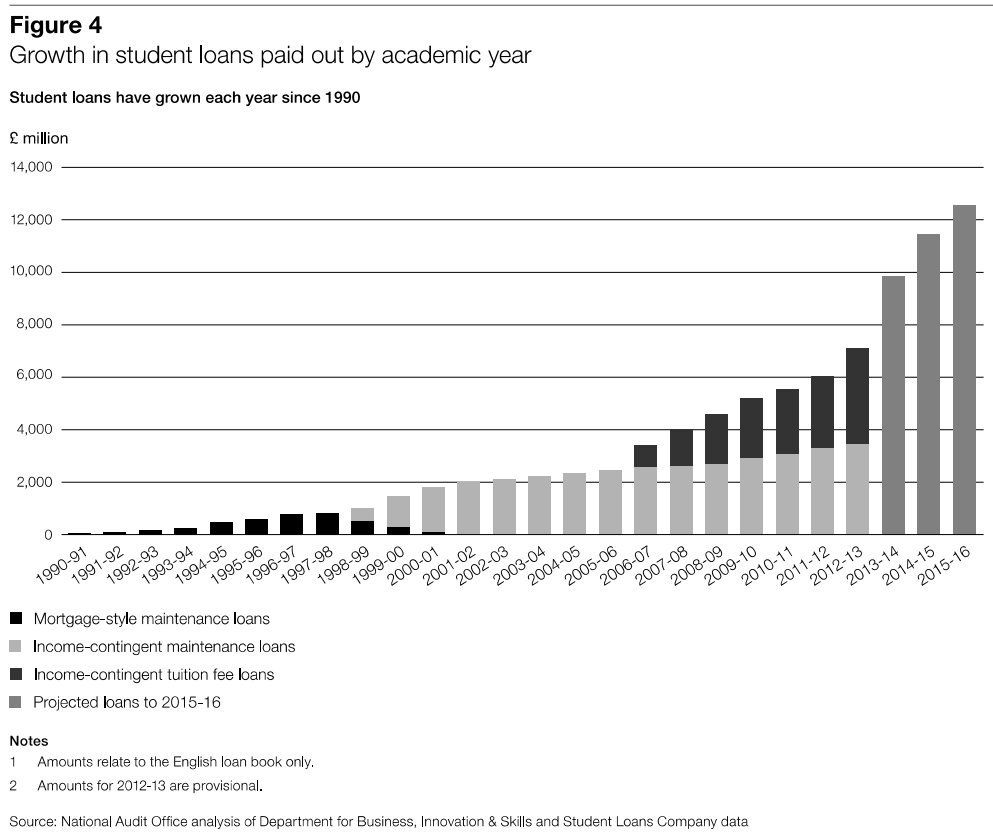
こうしたローンの問題はローンの費用の公財政負担を増加させるという深刻な問題を生じさせている。第一の要因は、既に述べたように、2012 年度までは実質利子率ゼロ (小売物価指数 (Retail Prices Index, RPI にスライド) であるため、公財政により利子補給がなされていることである。第二の要因は、イギリスの所得連動型ローン返済制度は、必然的に未返済 (default) を生じさせることである。その主な要因はさらに次の 3 つに分けられる。

- (1) 年間所得 2.1 万ポンド以下では返済猶予
- (2) 30 年で残額を帳消し
- (3) 海外居住者からは自発的な返済のみ

政府が財務省 (HM Treasury) から借り入れるローンの原資は小売物価指数 (Retail Prices Index, 以下 RPI と表記) +2.2% (経済状況により変動) となっている。このため、

2.2%分は政府による公財政支出となっている。2012年以降返済に利子が導入されてからでも35,667ポンド以上の所得の卒業生しか2.2%以上の利子を支払わない。このため、それ以下の所得の者にとっては、利子補助となっている。

図 2-4 ローン総額の推移



(出典) National Audit Office (2013), Student Loan Repayment p. 16

イギリスのデフォルト率は未返済額だけでなく、利子補助金を含んだものであることに注意が必要である。つまり、一般にデフォルト率は未返済額のローン総額に対する比率であるが、イギリスの場合には、利子補給額を含んでいるので、ローンに対する公財政支出の比率となっている。この点では、公財政負担率とでもいうべきものであるが、イギリスではデフォルト率という語が、利子補給額を含むものであるということは定着している。

2012年度改革で返済猶予の最高額はそれまでの1.5万ポンドから2.1万ポンドに引きあがられた。これは、2010年に政権を取った自由民主党が授業料廃止を公約にしていたが、実際には廃止は不可能であったため、これに代わる幾つかの改革を行ったうちのひとつとされる (Barr)。

これにより、返済が猶予される場合が拡大したことになり、将来予測される未返済の額も拡大することになる。また、将来所得が減少すれば未返済が増加することになる。これについて当初は約 30%が最終的に未返済になると予測されていたが、デフォルト率は、35%、さらには 40%という推計も出され（House of Commons 2014 p.9）、BIS のドネリー事務次官(Martin Donnelly, the permanent secretary at the Department for Business, Innovation and Skills)もこれを認めている(*The Guardian 11 December 2013*)。さらに、その後様々な予測が出され、45%、さらに後述するように 48%にもものぼるという推計も出され、大きな論争点になっている。

この推計に用いられるのは、上記の要因をもとに、さらに、男女別年齢別の将来所得を推計し、猶予の割合を計算する、資源会計予算負担 (Resource Accounting Budgeting Charge, RAB チャージ) に基づく推計モデルである。これは実際にはきわめて複雑なモデルであるが、公開されているのはその単純なモデルのみである(*Guide to the simplified student loan repayment model (beta version, August 2012)*)。なお、BIS では 2014 年 6 月にさらに改訂版を出しているが、基本的なモデルの特性は変わっていない。以下、2012 年版について概略を説明する。詳細は第 5 章を参照されたい。

このモデルは、帳消しルールと利子補給により、ローンのコスト（公財政負担）を推計するものである。フルモデルは 2011 年の教育白書のローンのコストの推計に用いられた。単純なモデルとフルモデルは基本的な想定や要因は同一であるとされている。このモデルはまず個人単位でコストを推計し、それを合算して全体のコストを計算する方式をとっている。

フルモデルと単純化されたモデルの相違は以下の通りである。

- 2012 年度の新入生しか対象としていない。
- 3 年の学士課程学生しか対象としていない。
- すべての貸与者のローンは同額と想定している。
- 繰り上げ返済を想定していない。
- 死亡や障害などを想定していない。

フルモデルは様々な想定をしたシミュレーションを行うため、貸与者も 10 万人として計算されるが、単純化モデルでは 1 万人で計算している。

他方で、単純化されたモデルとフルモデルは同一の想定をしている。

- 貸与者の所得
- 割引率
- ローンの政策的要因（猶予最高限度額（閾値）、利子率、返済率、最長返済期間）

モデルは 35 年間の所得を推計し、これを現在価値に直す。次に男女各 1 万人について、年齢所得プロフィールを作成する。これに基づき、35 年間の所得パスが導かれる。

それぞれの返済額を推計する。この返済額の現在価値とローン総額の比率を RAB チャージで計算してデフォルト率を推計する。

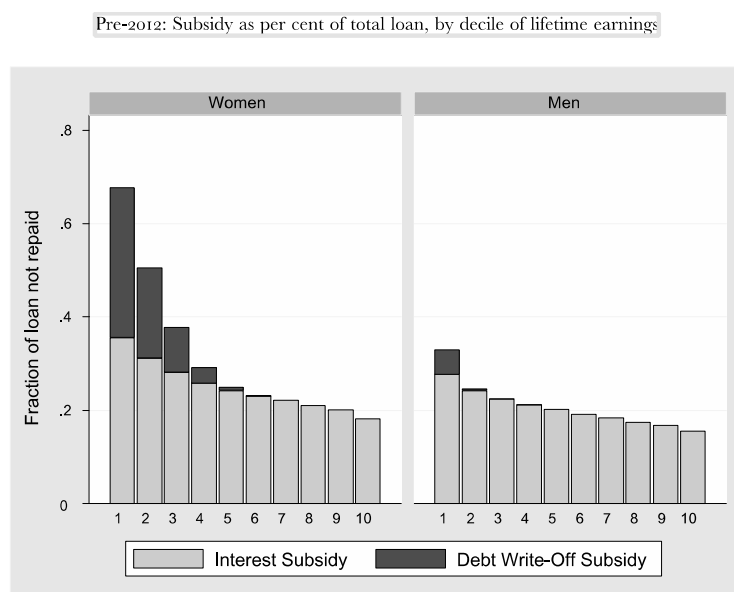
このモデルは、会計検査院のレポート（National Audit Office 2013）でも、その楽観的な推計が厳しく問われ⁶、さらに議会の公財政委員会でも「BIS はローンの返済を正確に予測できていないため、納税者に将来どの程度負担が及ぶか十分理解できない。」と批判された（House of Commons Committee of Public Accounts 2014, p.3）。

異なる推計が出されるのは、返済シミュレーションでは、将来所得、奨学金受給率、利子率、返済猶予額（閾値、threshold）、授業料、海外居住者、学生数など、きわめて多くの要因によって、デフォルト率が大きく変化するからである。つまり、未返済の要因が、返済猶予最高額（閾値、現在 2.1 万ポンド）や返済率（所得に対する返済額の比率、現在 9%）だけによるのではなく、既に述べたように将来の所得や学生の学習するプログラムや高等教育の規模など多くの要因によって規定されているが、これらの将来予測は不確実なため、これらをどのように仮定するかによって推計が異なるためである。

デフォルト率が 30 から 48%にのぼるという推計は、ローン全体に関するものであるが、デフォルト率は、性別や所得によって異なることが重大な問題である。この結果として、卒業生は、結果的には政府から異なる額の補助金を受けたのと同じことになる。これについて、Barr は、2006 年度からの所得連動型ローンの返済について、男女別所得階層別に補助金を推計している。図 2-5 のように、最も未返済が多く、結果として補助金を受け取るのと同じことになるのは、低所得の女子の場合である。これは出産、育児などのライフサイクルのため、所得が低い期間が長いためである。

⁶ 詳しくは第 5 章を参照されたい。

図 2-5 男女別生涯所得階層別生涯所得に占める補助額の割合



Source: Barr and Johnston (2012: figure 2) using data on salary paths from the Institute for Fiscal Studies.

(出典) Barr 2012.

このデフォルト率の予測については、非常に重大な問題であるだけに、これ以外にも多くの報告書等が出されている。ここでは、Institute for Fiscal Studies (IFS) とそれを受けた Higher Education Commission の報告書を紹介する。これは、わが国における所得連動型変換方式の設計に非常に参考になると考えられるためである。

まず IFS は、2014 年の報告書 (Estimating the Public Cost of Student Loans、以下 Estimating Cost と表記) で、詳細な返済のシミュレーションを発表している。特に第 5 章で詳細に説明される BIS の RAB チャージによる予測と比較して、さらに公財政負担が増加するとしている。その概要は以下の通りである。なお、この報告書では、公財政負担として、利子補給と帳消しの補助金の他、給付奨学金も含めて推計している。また、推計は 2012 年の現在価値(割引率 2.2%)と 2014 年度価値でなされている。ここでは、金額ベースの推計結果よりデフォルト率を中心に紹介する。

- ・ 基本推計 (Baseline estimates) では平均のローン総額 40,286 ポンドに対して、利子補給と帳消しによる補助額は 17,443 ポンドで、デフォルト率は 43.3%である。
- ・ ローンの補助のうち 60%は未返済によるもので、40%は利子補給によるものである。
- ・ 第 1 十分位の者は平均 36,481 ポンドの補助を受けデフォルト率は 93%であるのに対して、第 10 十分位の者は平均 475 ポンドの補助(同、1.1%)しか受けていない。
(2012 年価値)

先ほど Barr らの推計でも補助を受ける割合は男女別所得階層別に異なることが示されていたが、2012年改革では、さらにこの差が拡大したことになる。

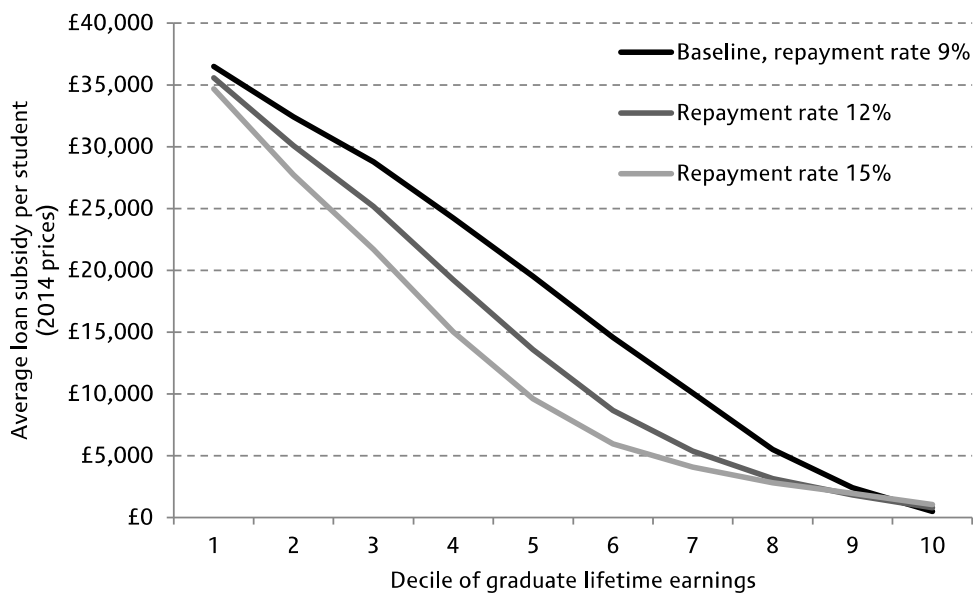
このシミュレーションでは、将来所得、奨学金受給率、利子率、閾値、授業料、海外居住者、学生数など、きわめて多くの要因によって、デフォルト率がいかに変化するか、詳細に決定している。その中でいくつか参考になるものを示す。

- 基本推計では、卒業生の将来所得は年率平均で 1.1 パーセント上昇すると仮定しているが⁷、これがゼロの場合には、デフォルト率は 46.8%となる。2%上昇と仮定すれば、デフォルト率は 40.0%となるが、逆に 1%低下すれば、デフォルト率は 51.6%となる。
- 基本推計では、すべての卒業生がローンを返済すると仮定している（閾値以下の猶予を除く）が、第 10 十分位（高所得層）がローンを受給しないとデフォルト率は 48.2%と増加する。
- 基本推計では、すべての卒業生がローンを返済すると仮定している（閾値以下の猶予を除く）が、卒業生のうち 5%が海外居住などの理由でローンを返済しない場合、デフォルト率は 46.1%となる。
- 基本推計では、現在の授業料水準を固定して推計しているが、すべて 9,000 ポンドとするとデフォルト率は 44.2%となる。7,500 ポンドとすると、40.6%に低下する。
- 基本推計では、政府の借入利率が年率 RPI+2.2%と仮定しているが、1.1%となれば、デフォルト率は 30.5%と低下する。逆に 3.5%と上昇すれば、デフォルト率は 55.0%と大幅に増加する。
- 返済額は所得の 9%であるが、これを 12%と 15%に増加させた場合には、デフォルト率はそれぞれ 35.6%と 30.9%に低下する。図 2-6 のように、最も影響を受けるのは中所得層である。

⁷ 実際には、2013 年の「財政持続可能性報告」や「経済概況」などをもとに、年度ごとに増加率を変える等、複雑な予測をしている。

図 2-6 生涯所得別返済率の変化による利子補助額の変化

Figure 6.1. Loan subsidy by graduate lifetime earnings and repayment rate



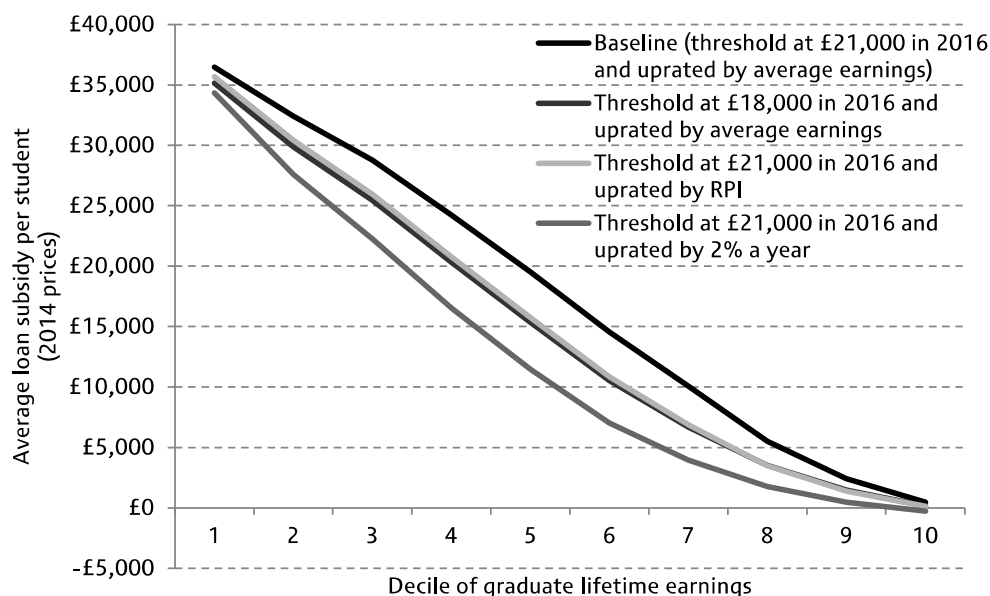
Source: IFS graduate repayments model.

(出典) IFS (2014) Estimating Cost, p.44

- 閾値を 18,000 ポンドに下げ所得上昇に応じて毎年下げた場合、デフォルト率は 36.9%に低下する。閾値を 21,000 ポンドのまま、同様に所得上昇に応じて毎年下げた場合、デフォルト率は 37.5%と低下する。図 2-7 のように、閾値を下げた場合にも、返済率と同様に中所得層が最も影響を受ける。

図 2-7 生涯所得別閾値の変更によるローン返済額の変化

Figure 6.2. Loan subsidy by graduate lifetime earnings and repayment threshold



Source: IFS graduate repayments model.

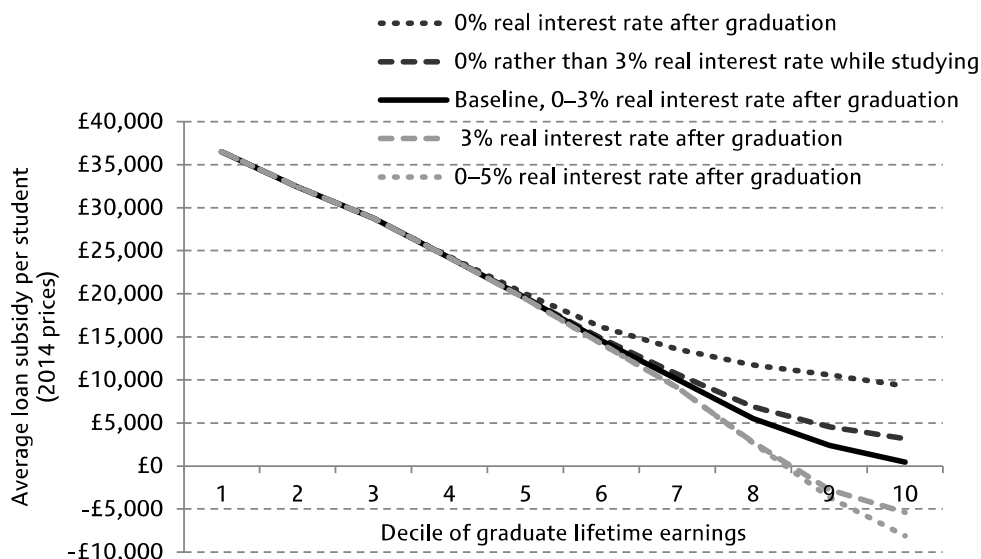
(出典) IFS (2014) Estimating Cost, p.46.

- 基本推計では、在学中の実質利子率 3%で、卒業後は所得に応じて 0-3%の利子率と 2012 年改革のモデルと同じ推計をしているが、在学中実質無利子にした場合には、デフォルト率は 45.1%と増加する。さらに、卒業後も無利子とした場合には、デフォルト率は 50.5%に達する。逆に、卒業後 3%の実質利子を課した場合にはデフォルト率は 39.5%に低下する。図 2-8 のようにこの変更の影響を受けるのは中高所得層である。
- 基本推定では帳消しまでの期間を 30 年としているが、これを 25 年とすると、デフォルト率は 50.4%と上昇する。逆に 35 年とすれば、デフォルト率は 38.9%と低下する。この影響を最も受けるのは中所得層である (図は省略)。

このように、デフォルト率の大きさも大きな問題であるが、その影響は所得階層によって大きく異なることも重大な問題となっている。

図 2-8 生涯所得別利率の変更による補助額の変化

Figure 6.3. Loan subsidy across graduate earnings distribution by interest rate



Source: IFS graduate repayments model.

(出典) IFS (2014) Estimating Cost, p. 48.

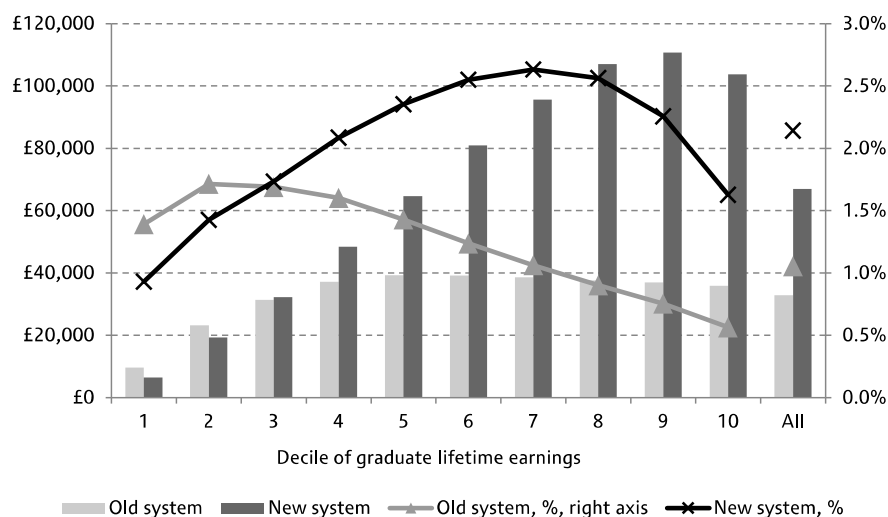
次に、IFS の 2014 年の報告書 (Paying Back) では、2012 年改革によってデフォルトの変化を予測している。その主な予測は以下の通りである。

- 新制度では、旧制度の 2.5 万ポンドに対して、卒業生は平均で約 4.4 万ポンド以上の返済額を負うと推計される。
- 平均の総返済額は旧制度の 3.3 万ポンドに対して、新制度では 6.7 万ポンドと予想される。
- 旧制度では 40 歳までに約半数が返済を終了すると予測されるが、新制度ではたった 5% しか完済しないと予測される。
- 最も低所得層 (第 1 十分位) では、返済額の平均は旧制度の 6,120 ポンドに対して、新制度では 3,879 ポンドと予想される。
- 約 4 分の 3 の卒業生は、完済できずに平均約 3 万ポンドの未返済額を帳消しにする と予測される。
- ほとんどの卒業生は、40 代と 50 代の返済額は増加すると予測される。

図 2-9 は、所得十分位別に見た返済額と生涯所得に対するその比率を示したものである。低所得層ほど未返済が多く帳消しにされるため、返済額が少なくなる。

図 2-9 所得十分位別総返済額と生涯所得に対する比率

Figure 4.3. Total nominal repayments and as a share of nominal lifetime earnings across distribution of graduate lifetime earnings (all in current prices)

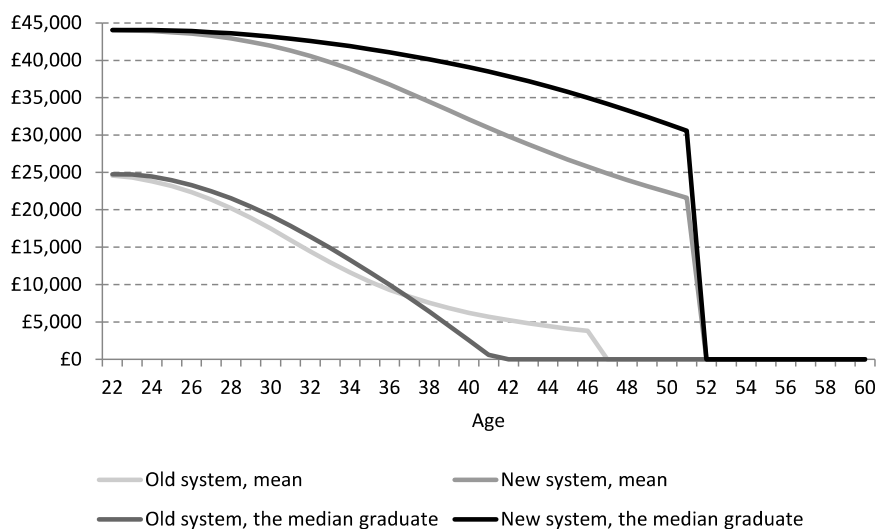


(出典) IFS, Paying Back, 2014.

実際に年齢ごとにどの程度返済の残額が残るかを予測したのが、図 2-10 である。これによると、旧制度では 40 歳には完済しているのに対して、新制度では 52 歳（卒業後 30 年）でも平均で約 3 万ポンドの未返済額が残り、帳消しされることになる。

図 2-10 年齢別平均返済残額

Figure 4.7. Average real outstanding debt over the life cycle (in 2014 prices)



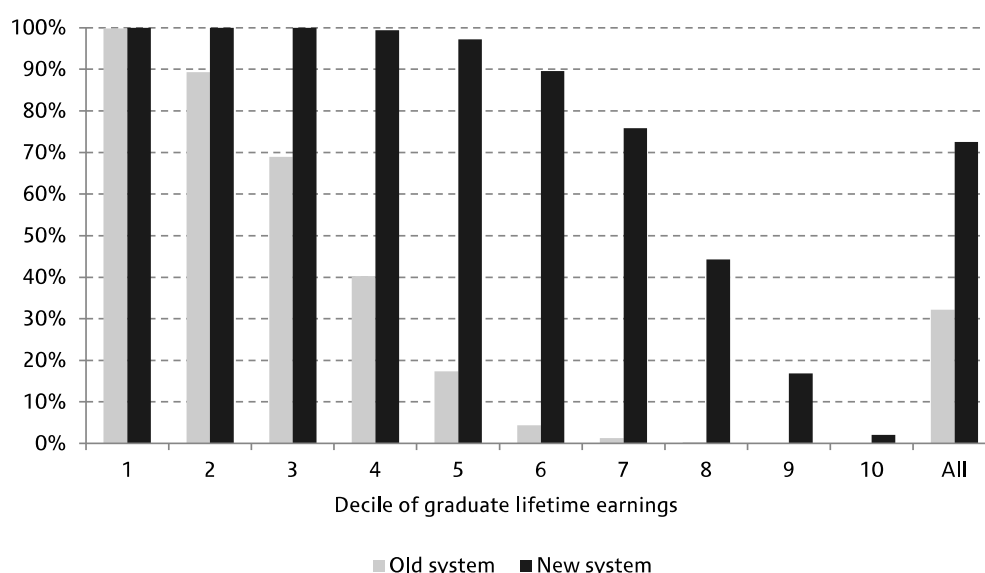
(注) mean は平均年収の者、median は中位年収の者

(出典) IFS, Paying Back, 2014.

図 2-11 は、実際にどの程度の卒業生が帳消しになると予想されるか、その比率を、所得十分位別にみたものである。これによると、新制度では、所得の中位値までの者、つまり全体の半数が完済せずに、帳消しになると予測されている。これに対して、旧制度では、所得第 1 十分位（最低所得層）のみが、ほとんどの者が帳消しになるものの、その割合は急激に減少し、中位値以上、つまり全体の半数はほとんど帳消しにならないと予測されている。特に第 10 十分位（最高所得層）では、わずか 1 パーセントしか帳消しにならないとされている。

図 2-11 所得十分位別帳消しになる者の割合

Figure 4.9. Percentage of graduates with real debt write-offs across distribution of graduate lifetime earnings



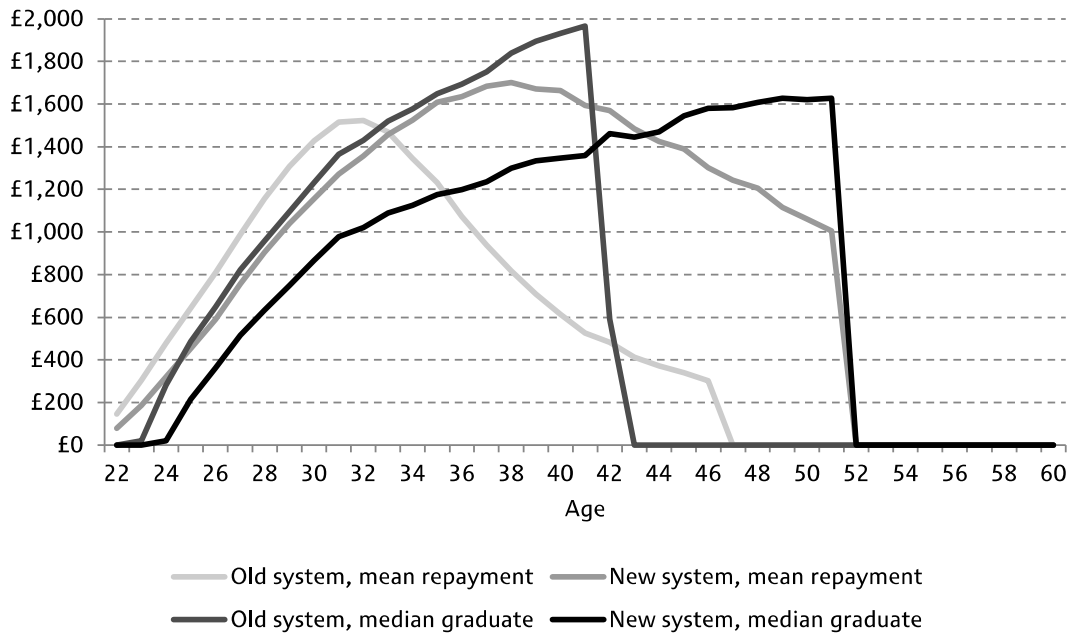
(出典) IFS, *Paying Back*, 2014.

実際に年齢ごとにどの程度返済するのかを示したのが図 2-12 である。これによると、旧制度では、平均年収の者では、30 代前半に最も返済額が高くなるが、その後は返済額が減少すると予測されている。年収の中位の者では、40 代まで返済額は増加し続けるが、その後完済し終わると予測されている。これに対して、新制度では、平均年収の者では 30 代後半に返済額が最も高くなりその後減少するのに対して、中位の者では 52 歳の帳消しまで返済額は増加を続ける。

このように IFS の予測では、きわめて多くの者が完済せずに帳消しになると予測される。そのため、公財政負担は旧制度より大幅に増加するとしている。

図 2-12 年齢別平均返済額

Figure 4.12. Average real annual repayments over the life cycle (in 2014 prices): all graduates



(出典) IFS, Paying Back, 2014.

このように IFS の報告書では、デフォルト率を様々な仮定をおいて推計している。ここで紹介したのは、このうちの一部に過ぎない。いずれにしても、仮定のおきかたによりデフォルト率は 30%から 50%まで変化する。このような不確実さこそが問題だとレポートは指摘している。つまり、以前の大学財政の大きな部分を占めた教育補助金 (Teaching Grant, TG) を廃止したことが問題だとしている。これについては、Barr による指摘を後ほど紹介する。

こうしたデフォルト率の増大の懸念に対して、Higher Education Commission(2014) は、閾値の引き下げ、大卒税、授業料の引き上げなど、6 つのオプションを提示して状況の改善を図らない限り、イギリスの高等教育財政は維持できないと警告している。

7 債権の売却

SLC は 1998 年の所得連動型ローンの導入以前には、元利均等型 (mortgage type) のローン返済方式をとっていた。このため、未返済による負債が生じており、これを 1998 年と 1999 年に売却したが、その後は売却していなかった。これらの負債のうち 8.9 億ポンドを 1.6 億ポンドで民間企業に売却した。これは、SLC に対する政府の公的負担を軽減するための措置である。しかし、これについては、Barr も Locke も一時的な措置に過ぎないとしている。

8 情報ギャップと進学阻害要因

大学進学情報とりわけ奨学金などの学生支援に関する情報を学生・家計が十分受けていないのではないかという問題は、イギリスだけでなく、アメリカや中国などでも大きな問題となっている。たとえば、大学進学費用を過大に見込んでいるのではないか、あるいは学生支援の額を過小に見込んでいるのではないか、大卒後の期待所得を過小に見積もっているのではないかという問題である。イギリスでは、とりわけ 2006 年度改革によって創設された大学給付奨学金についての情報が十分周知されていないのではないかということが問題とされていた。たとえば、OFFA のレポートでは、受給資格のある学生の 10% が奨学金を受給していない、とされた。(BBC 2009 年 3 月 26 日) また、SLC の統計によれば、2011 年度ですべての生活費ローンの受給資格者のうち、12.5% がローンを受給していない。また、授業料ローンについても受給資格者のうち、14.6% がローンを受給していない (SLC 2013)。

Callender らの、2008 年の 117 の大学、5,000 人の学生、114 人の学生の親、150 人の高等教育アドバイザーへの調査では、彼らは、奨学金を知らない、正確な知識や理解の欠如、情報を求めるタイミングなどの問題があることを明らかにしている。Callender らの調査では、約 3 分の 1 の親しか、給付奨学金の正確な額を知らなかった。約 3 分の 1 は、過大に評価し、約 2 割は過小に評価し、残りの親はわからないと回答している。さらに、正確な情報を持つ学生・家計は金融知識を持つ高所得層に多く、不正確な情報を持つ学生・家計は低所得層に多いことが想定され、「情報ギャップ」が問題とされている。

さらに、この調査によれば、55% の親が奨学金は複雑すぎる、と回答しており、約 3 分の 2 の親と高等教育アドバイザー、半数の学生が、奨学金は理解困難と回答している。本来は、進路指導専門家であるはずの高校の高等教育アドバイザーもよく知らないことが大きな問題であると主張している。高等教育アドバイザーは、日本の進路指導担当教員やカウンセラーにあたり、学生や親より奨学金について高いレベルの知識を持っているにもかかわらず、こうした問題がある (Callender, Wilkinson, and Hopkin 2009)。

その理由の一つは、奨学金の情報提供は UCAS への申請の時より大学から提供されるが、大学は大学独自給付奨学金に関する情報提供を申請時に集中させるより、大学開放 (opening day) や高校訪問 (out reach) など、入学プロセスの多くに分散させているため、一部の学生、多くの親、高等教育アドバイザーは、奨学金についての情報提供が少ないと回答している。Callender らは申請時に情報を集中させれば、進路選択により影響を与えると主張している。奨学金やローンの応募は、UCAS への大学志願申請より前でも可能である。政府の公式ガイド ((Student Finance England 2009) でも早いほどよいとある。進学先が決まらなくても、仮の第 1 希望の進学先を記入すればいいと説明している。これは、進学の規定要因に教育費負担がなることを軽減するとともに、早く奨学金やローンの支給を受けるための措置であり、わが国の予約奨学金にあたると言えよう。しかし、裏を返せば、学生支援の認知が低いと、応募が少ないという問題が残されていると見られる。

また、Callender らは、HEBBS (Higher Education Bursary and Scholarship) のデータシェアリングシステムに問題があるため、多くの学生は SLC に情報提供をしないため、受給資格のある奨学金を受給できない、としている (Callender, Wilkinson, and Hopkin 2009)。

また、Callender らの調査では、ラッセル・グループの大学の学生は奨学金の情報にアクセスしやすいという情報ギャップがあり、奨学金受給予測している学生はアルバイトの必要性が少ないと回答している。また、奨学金は、大学へ申請するため、奨学金を知らなくて申請しない学生が多いとしている。この点は、とくに新しい制度の開始された 2006 年度には大きな問題となり、大学は、本来奨学金に回すべき金を使わないですんだ (Observer 2008 年 2 月 3 日) ので、大学の金庫は金でうなっている、という皮肉な記事もある (Daily Miller 2009 年 6 月 28 日)。

スタッフオードシャー大学の調査でも、37 名のインタビューをした学生のうち 7 名だけが奨学金の多様性を明確に理解していた。

Vignoles らも、同様の情報ギャップの存在を示している。特に不利益層で情報が不足しており、その原因は制度の複雑さにあるとしている (Watson, Temple)。同様に、Callender らは、学生支援の単純性と支援の目標はトレードオフの関係にあることを示している (Callender, Wilkinson, and Hopkin 2009)。

しかし Vignoles は、情報ギャップは大きな問題としながらも、先にもふれたように低所得層の進学阻害要因として最も大きい影響をもつのは学力であるとしている。LSE では授業料収入の増加分の 30% を給付奨学金に使っているが、これは参加拡大に回し、情報ギャップ、アスピレーション、進学準備 (学力向上を含む) に用いるべきだと主張している。

Barr は NSP は政治的に進歩的であるという見せかけのためのプログラムであると批判している。その他の研究者 (Callender, Vignoles) も厳しい評価をしている。学生には受給可能性が大学入学以前にわからないため、高等教育機会の拡大に貢献しないことがその批判の最大の理由である。これに対して、既に述べたように、2015 年度から NSP は、学士課程学生には廃止される予定となっている。つまり、情報ギャップの問題が、学生支援制度の最重要な問題であることを示している。

情報ギャップの問題が明らかにされるにつれ、学生への学生支援や教育費負担さらには将来の職業などに関する情報を提供することの重要性が主張され、エビデンスも提出されてきた。これに対して、政府による学生への情報提供は以下のようになされている (BIS)。

- 2006 年度よりマルチメディアによるキャンペーンが開始された。
- 2008 年にはテレビ広告で情宣が開始された。
- 2011 年に志願者と親を対象に直接高等教育の費用について説明する Student Financial Tour を開始し、志願率を 3% ほど増加させたと評価されている。

また、**AimHigher** は 2003 年の白書「高等教育の将来」によって創設されたプログラムで、2011 年に廃止された。投資された総額は約 2 億 5 千ポンドにのぼる。**AimHigher** の目的は、高等教育進学者の少ないグループからの学習者のきづきやアスピレーションや達成をあげることにより高等教育への参加を拡大することにあった。具体的には、職業や教育資格を獲得することを促進することにより高等教育への参加を拡大することや、職業教育から高等教育への進学を促進すること、学生だけでなく教員や家族にも情報やアドバイスやガイダンスを提供することなどが実施された。進学可能性はあるが、動機付けや意欲に欠く者、進学を決定していない者など、進学が少ない層、あるいは進学率の低い相対的に剥奪された地域の進学を促進するための方策がとられた。

実施は、**AimHigher Partnership** という中央団体が、学校や高等教育機関をコーディネートして行われた。2008 年にはイングランドで 48 の **AimHigher Partnership** 団体があり、教育機関だけでなく、福祉関連団体とも協働して進学の促進事業を行った。2008 年度から 2011 年度には、中央の **AimHigher** プログラム、サマースクール、健康ストランド、**Aimhigher Associates** が補助を受けていた。

なお、イギリスの大学情報の公式な提供サイトとしては、**UNISTATS** がある。さらに、**KIS(Key Information Set)** というより学生への情報提供を重視したサイトが構築されている。**KIS** には全国学生調査 (NSS) の結果などが掲載されており、リーグテーブルやランキングにも利用されている。

なお、**Barr** によれば、**KIS** はウェブサイトによる情報提供のみで、学生への情報提供としては、第 2 段階としてアドバイス、第 3 段階としてガイダンスが必要であり、**AimHigher** では、こうした段階があったが、**KIS** では第 1 段階のみになったと批判されている。

さらに、民間による学生への大学情報提供の例としては、**Anna Vignoles** らが学生情報サービス (**Student Information Services Ltd**) と共同で実施している **Best Course 4me** がある。これは 2009 年に創設された、独立の自由な非営利な組織で、慈善団体 (**charity**) として登録されている。このリンクでは、学習と将来の職業との関連に重点をおいている。

9 2006 年と 2012 年改革の評価 (Barr)

イギリスの所得連動型ローンの設計に大きな影響を与えた **Barr** の 2006 年改革と 2012 年改革の評価を以下にあげる。**Barr** によれば 2006 年改革の問題点は次の 3 点である。

- (1) 授業料上限の 3,000 ポンドは低すぎた
- (2) 利率は小売物価指数 (RPI) の増加率のみで低すぎた
- (3) WP については、もっと多くのことがなされなければならなかった

これに対して、2012年改革の Barr の評価はより厳しい。まず、2010年のブラウン報告は、正しい方向性と誤った方向性を持っていた。

2012年の改革は多くの誤りを含んでいる。これは連立政権による高等教育政策であることに問題がある。自由民主党の授業料廃止という馬鹿げた公約のため、2012年改革は進歩的にみせかけなければならなかった。

その戦略上の誤りは3点である。

第1に、授業料上限を3,000ポンドから9,000ポンドに上げたことで、あまりに値上げ幅が大きく、急にあげすぎた。これに対して、大学教育に対する政府補助を廃止したことである。

教育は社会的便益があるから補助がある。しかし、会計上のごまかしをした。これは公的支出を抑制するためである。例えば従来学生1人当たり公的支出が4,000ポンドであったとしよう。2012年改革でこれをすべてローンに置き換えると公的支出は0になる。ローンは政府に返済されるからである。しかし、実際には未返済があるので、たとえば30%が未返済だとすると、学生1人当たり1,200ポンドを政府が負担しなければならぬ。それでも4,000ポンドより大幅に公的支出は減少したことになる。

第2に、ローンの利率が政府の貸し出し利率より低く、補助がなされていることである。これは貸し出し金利であるべきだ。財務省は学生数に上限を設けている。2013年秋にこの定員のキャップを廃止するとした。この結果、ローンは増加することになる。利率を高くしたことはいいことであるが、猶予最高額（閾値）を引き上げたことで、ローンは政府にとって高くつくことになった。

第3に、NSPによるWPの拡大より、高等教育以前の段階でのWPが重要である。EMAとAimHigherが重要であったがこれを廃止してしまった。これも経費削減のためである。

学生支援に所得再分配の機能をもたせるべきではない。他にもっと効果的な方法があるからである。ローンは保険の要素を持っている。学歴の獲得はリスクを伴う。これに対して帳消しルールがある。また、ローンは消費をスムーズにする機能をもっている点が重要である。

したがって、Barrとしては以下が理想のローンと考えている。

- (4) 猶予最高額（閾値）を課税最低価格額と同等にする。
- (5) 所得に対する返済額の割合を所得に応じて変える。
- (6) 利率は借入額+ α とする。
- (7) 集団的（cohort）リスクプレミアムとして、低所得層の未返済分を高所得層がカバーする。

Barrによれば、0から3%の利率も馬鹿げている。進歩的に見せるだけのものである。また、帳消しを25年から30年にしたことはたいした違いはない。帳消しの該当者は低所得、キャリアの中断、とくに女性の割合が多い。

また、未返済率が40%でも楽観的すぎる。政府は猶予最高額の引き上げと利子率の導入で相殺されると仮定したがこれは誤りである。

以上の様に、Barrは、2006年改革に比べ、2012年改革にはかなり厳しい評価をしている。これはCallenderやVignolesなどにも一部共通する評価である。まだ開始から3年も経過していないので、本格的な評価は、後世に待つ他はないが、わが国の学生支援制度改革の際にも十分考慮しなければならない論点が多く含まれている。

2. イギリスの高等教育改革のわが国の高等教育改革への示唆

イギリスの授業料・奨学金制度は改革に次ぐ改革を続けてきた。その結果、北欧諸国などとならぶ「世界で最もきまえのいい学費制度」(Watson)となっている。また、制度的にも給付奨学金と所得連動型ローンを組み合わせ、さらに25年で帳消しとなるセイフティ・ネットなどの整備も行われ、ローン回避の問題にも対応している。こうした制度は、何より「学生中心」であり、「教育機関中心」の日本とは対照的である(Watson)。

しかし、わが国と同様、イギリスでもかつての「揺りかごから墓場まで」という福祉政策は公財政負担の急増を受けて、変化を余儀なくされている。その現れが第1章でも紹介したサッチャー政権以降の市場原理主義的な高等教育改革である。この改革によって、授業料が導入され、さらに3倍値上げを2006年と2012年と6年ごとに繰り返してきた。ただし、わが国と異なるのは、イギリスでは、授業料の高騰は大きな社会問題として、とりわけ高等教育機会への影響が問題視され、それに応じた学生への経済的支援制度が拡充してきたという点である。しかし、そのことがまた公財政の負担を拡大するという問題を発生させている。

このように、イギリスの高等教育財政制度は、改革続きのため、安定性に欠け、複雑すぎ情報ギャップを生むという問題点を持っているし、一連の改革ですべての問題が解決できたとはとうていいえない。何よりデフォルト率の拡大と、大学に授業料と大学給付奨学金の決定権を認めたために、学生支援について、大学間で大きな格差を生んでいることが最大の問題である。これについても、証拠に基づき、多くの論争がなされている。

ブラウン報告のように、イギリスの高等教育改革プランには、総選挙などの政治的理由で遅れがちとはいえ、新制度の効果を発足時から検証し見直す仕組みを、導入時から組み込んでいたということも重要な特徴である。新制度は必ず予期せぬ結果をもたらすということを考慮しているからである(Watson)。政権交代によって高等教育制度も改革されるという点では、イギリスの授業料・学生支援政策は安定性に乏しいと言える。しかし、メガトレンドとしてみれば、サッチャー改革以降の高等教育の市場化という政策には変わりはない。そのメガトレンドのなかで、大小の改革がなされている。

翻ってわが国の状況をみると、高等教育改革とりわけ学生支援制度改革は、2012年度の所得連動型返還方式など、一部には進展が見られたものの、スキームとしては、完全な所得連動型となっていないなど、大きな改革は進んでいないし、証拠に基づく論争や政策決定に乏しい。日本の学生支援制度を検討するためには、内容だけでなく、こうした

改革の進め方についても、イギリスの経験から得るところは大きい。特に導入が予定されている所得連動型返還制度についても、詳細なテクニカルな細部に到る設計から、大所高所からの高等教育財政という視点まで、イギリスの経験を失敗を含めて検討し、わが国の実情に合った制度を設計することが求められていると言えよう。

3. 文献と資料

1 参考文献

学術振興会ロンドン事務所「高等教育白書”Students at the Heart of the System”」の発表」JSPS London。

小林雅之 (2008) 『進学格差 ー深刻化する教育費負担』ちくま新書。

小林雅之編 (2012) 『教育機会均等への挑戦 ー授業料と奨学金の8カ国比較』東信堂。

芝田政之 (2006) 「英国における授業料・奨学金制度改革と我が国の課題」 『大学財務経営研究』 第3号: 89-112.

芝田政之(2012)「激動のイングランド学費政策」小林雅之編 2012年。

村田直樹(2012)「イングランドにおける大学財政」小林雅之編 2012年。

文部科学省先導的・大学医学改革推進委託事業報告書(2007)「諸外国における奨学制度に関する調査研究及び奨学金事業の社会的効果に関する調査研究」) 第4章 「イギリス」。

文部科学省先導的・大学医学改革推進委託事業報告書(2009)「高等教育段階における学生への経済的支援の在り方に関する調査研究報告書」第8章 「イギリス」。

米澤彰純(2012)「機会均等局(OFFA)による参加拡大・公正の監視」小林雅之編 2012年。

Ainley, Patrick, Fees: Nicholas Barr has got it wrong, OpinionpanelResearch ?The Student Panel, 25, April 2009.

Ainley, Patrick, Narrowing Participation (mimeo).

Barr, Nicholas (2001). *The Welfare State as Piggy Bank*, Oxford U. P.

Barr, Nicholas (2004). "Higher Education Funding." *Oxford Review of Economic Policy*, 20(2): 264-283.

Barr, Nicholas, A Way to Make Universities Universal, *Financial Times*, Nov 21, 2002.

Barr, Nicholas, Comment on the Browne Review.

Barr, Nicholas (2009a). "Financing Higher Education: Lessons from Economic Theory and Reform in England." *Higher Education in Europe*, 34(2).

Barr, Nicholas (2009b). The Great Debate. London Student. 2009.9.21.

Barr, Nicholas (2010a). Comment on the Browne Review: 8.

Barr, Nicholas (2010b). Paying for higher education: What policies, in what order?

Barr, Nicholas (2010c). Designing Student Loans To Protect Low Earners, Pocity Exchange.

- Barr, Nicholas (2012). "The Higher Education White Paper: The Good, the Bad, the Unspeakable- and the Next White Paper." *Social Policy & Administration* 46(5): 483-508.
- Barr, Nicholas (2010) A properly designed 'graduate contribution' could work well for UK.
- Barr, Nicholas, *British Politics and Policy at LSE*, 2010, 4 pages.
- Barr, Nicholas, Experts analyse and debate recent developments across UK government, politics and policy students and higher education – even though the original 'graduate tax' proposal is a terrible idea.
- Barr, Nicholas, Submission to the Independent Review of Higher Education Funding and Student Finance
- Bartram, B. (2009). "Student Support in Higher Education: Understandings, Implications and Challenges." *Higher Education Quarterly* 63(3): 308-314.
- Lord. Browne of Madingley (2010) "Securing A Sustainable Future for Higher Education: An Independent Review of Higher Education Funding & Student Finance."
- Department for Business, Innovation and Skills (BIS) (2009a) Full-time Young Participation by Socio-Economic Class (FYPSEC)
- BIS (2009b) Applications, Offers and Admissions to Research Led Universities.
- BIS (2012) Guide to the simplified student loan repayment model (beta version, August 2012)
- Callender, Claire (2003). Attitudes to Debt, Universities UK/ HEFCE.
- Callender, Claire (2008) The Changing Nature of Student Funding Policies in Britain, in Mayuki Kobayashi (ed.) *Worldwide Perspectives of Financial Assistance Policies: Searching Relevance to Future Policy Reform for Japanese Higher Education*, Center for Research and Development of Higher Education, The University of Tokyo, Working Paper No. 2.
- Callender, Claire (2009) Awareness, take-up and impact of institutional bursaries and scholarships in England, OFFA.
- Callender, Claire (2010): Bursaries and institutional aid in higher education in England: do they safeguard and promote fair access?, *Oxford Review of Education*, 36:1, 45-62.
- Callender, Claire (2010). "Bursaries and Institutional Aid in Higher Education in England." *Oxford Review of Education*, 36(1).
- Callender, C. (2011). "Widening participation, social justice and injustice: part-time students in higher education in England." *International Journal of Lifelong Education* 50(4): 469-487.
- Callender, Claire and Donald E. Heller (2009). *The Future of Student Funding in England. First Class? Challenges and Opportunities for the UK's University Sector*. K. Withers, Institute for Public Policy Research: 56-72.
- Callender, C. and J. Jackson (2005). "Does the Fear of Debt Deter Students from Higher Education?" *Journal of Social Policy* 34: 509-540.
- Callender, Claire, D. Wilkinson, and Rebecca Hopkin, National Institute for Economic and Social Research (2009). OFFA Research on the Awareness and Take-up of Institutional Bursaries and Scholarships in England, Office of Fair Access, Birkbeck University of London.

Chester, J. and B. Bekhradnia (2009). *Financial Support in English Universities*, Higher Education Policy Institute, HEPI.

Chester, J. and B. Bekhradnia (2009). *Financial Support in English Universities*, HEPI.

Chowdry, Haroon, Claire Crawford, Lorraine Dearden, Alissa Goodman, Anna Vignoles (2009). *Widening Participation in Higher Education: Analysis using Linked Administrative Data*, London: Institute for Fiscal Studies.

Davies, P. et al. (2008). *Knowing Where to Study?*, Institute for Education Policy Research Institute for Access Studies, Staffordshire University.

Department for Education and Skills (DES) (2006) *Improving the Student Finance Service*. DES, Student Loans and the Question of Debt.

Department for Innovation, Universities and Skills (DIUS), (2008) *Customer Satisfaction with Higher Education Financial Support Arrangement- 2006/7*, COI Communications and Jigsaw Research, DIUS Research Report 08 03.

Fazackerley, A., C. Callender, et al. (2009). *Educating Rita? Policy Exchange*.

Sir Martin Harris (2010) *What more can be done to widen access to highly selective universities? A Report from Sir Martin Harris, Director of Fair Access, OFFA*.

Higher Education Funding Council for England (HEFCE), (2005) *Young Participation in Higher Education*, 2005.

HEFCE (2010) *Trends in young participation in higher education: core results for England*.

HEFCE, (2013a) *Trends in young participation in higher education*, 2013.

Higher Education Council for England, (2013b) "Guide to funding and student number control 2013-14.

HM Government, (2009) *New Opportunities: Fair Chance for the Future*.

HM Treasury (2013) *Autumn Statement 2013*.

How HEFCE allocates its funds and controls student numbers. "Higher Education Task Force, Confederation of Business Industry (2009). *Stronger Together*.

House of Commons and Universities Innovation, Science and Skills Committee, (2009). *Students and Universities*. 11.

Johnson Claire et al., *Student Income and Expenditure Survey 2007/08 (2009) English-domiciled Students*, Department for Innovation, Universities and Skills DIUS Research Report 09 05.

National Student Union (NUS) *Education Information (2009) Bursary – Awareness, Take-up and Impact*.

Office for Fair Access, OFFA (2006) *Access Agreement Monitoring Outcomes for 2006-07*.

OFFA (2009a) *Good Practice Guide for Institutions: How to increase awareness, knowledge and take-up of bursaries and scholarships*.

OFFA (2009b) *Good Practice Guide: How to increase awareness, knowledge and take-up of bursaries and scholarships*, OFFA.

OFFA (2009c) *Strategic Plan 2005-2010*.

OFFA(2009d) Access agreement and widening participation strategic assessment monitoring: Outcomes for 2009-10)

OFFA(2009e). Access Agreement Monitoring: Outcomes for 2007-08, Office for Fair Access.

OFFA (2010) Have bursaries influenced choices between universities?

OFFA (2011a) Annual Report and Accounts 2010-11.

OFFA (2011b) How to produce an access agreement for 2012-13.

OFFA (2013a). 2014-15 Access Agreements: Institutional expenditure and fee levels.

OFFA (2013b) Annual Report and Account 2012-13.

OFFA (2013c). "2014-15 Access Agreements: Institutional Expenditure and Fee Levels."

Office for Fair Access (2014a). Trends in Young Participation by Student Background and Selectivity of Institution.

OFFA(2014b) A Guide to Financial Support for Higher Education Students 2009/10 ? Existing Full-Time Students.

OFFA and HEFCE (2011) Access agreement and widening participation strategic assessment monitoring: Outcomes for 2009-10.

The Panel on Fair Access to the Professions (2009) Unleashing Aspiration: The Final Report of the Panel on Fair Access to the Professions (the Milburn Report).

Student Finance England, Fast Facts: Get the FAST Facts on Student Finance in England.

Student Finance England (2009a) How to Get Financial Help as a Student.

Student Finance England (2009b), Application for Student Finance 2009/10.

Student Finance England (2009c) Student Loans: A Guide to Terms and Conditions 2009/10.

Student Finance England (2009d), Higher Education Student Finance ?How You are Assessed and Paid 2009/10.

Student Finance England (2009e) A Guide to Financial Support for Higher Education Students 2009/10 ? New Full-Time Students.

Student Loans Company (SLC), (2009) Annual Report 2009.

Student Loans Company (SLC), (2012) Annual Report 2012.

The Sutton Trust and BIS(2012) Tracking the Decision-making of High Achieving Higher Education Applicants, November 2012, 74 pages.

Temple, Paul, J. Farrant, et al. (2005). New Variable Fee Arrangements: Baseline Institutional Case Studies for the Independent Commission, Institute of Education, University of London.

University and Colleges Admission Service, UCAS (2013) *Demand for full-time undergraduate higher education: (2013 cycle, March deadline)*.

Ward, D. and J. A. Douglass (2006). "Higher Education and the Spectre of Variable Fees." Higher Education Management and Policy 18, No. 1: 9-36.

West, A. et al. (2009) "Examining the Impact of Opportunity Bursaries on the Financial Circumstances and Attitudes of Undergraduate Students in England." Higher Education Quarterly, 63(2): 119-140.

West, A. et al. (2006). Evaluation of Aimhigher: Excellence Challenge Synthesis Report: Surveys of Opportunity Bursary Applicants and Economic Evaluation, Department for Education and Skills.

2 その他参考資料

Department of Business, Innovation & Skills (BIS)

学生へのガイド

A GUIDE TO FINANCIAL SUPPORT FOR NEW FULL-TIME STUDENTS IN HIGHER EDUCATION 2013/2014, 32 pages.

Student loans - A guide to terms and conditions 2014/2015.

Student Finance England, Higher Education Student Finance –How You are Assessed and Paid 2013/14.

Repaying your Student Loans, SLC

HOW AND WHEN TO APPLY 2013/14, 2 pages.

Student Finance Explained for Parents of Students 2013/14, 2 pages.

Childcare Grant and other support for full-time student parents in higher education 2013/2014, 15 pages.

報告書・白書

ブラウンレポート SECURING A SUSTAINABLE FUTURE FOR HIGHER EDUCATION, AN INDEPENDENT REVIEW OF HIGHER EDUCATION FUNDING & STUDENT FINANCE, 2010, 12 pages.

教育白書 Students at the Heart of the System, 2011, 83 pages.

Education (Student Loans) (Repayment) (Amendment) (No. 2) Regulations 2012: Equality Impact Assessment, MAY 2012, 23 pages.

StudentFinance Direct

イギリス政府の学生支援の情報提供のホームページ

報告書

HIGHER EDUCATION

Draft Guidance for Applicants: Criteria and Conditions, 30 pages.

The Government Student and Graduate Finance Proposals, 3 pages.

BIS Student Loan Repayment Ready Reckoner: Background Note, 7 pages.

INTERIM EQUALITY IMPACT ASSESSMENT Urgent reforms to higher education funding and student finance, 2010, 24 pages.

BIS Research Paper

No. 10 Review of Student Support Arrangements in Other Countries, 2010, 186 pages.

No. 11 The Impact of Higher Education Finance on University Participation in the UK, 2010, 34 pages.

- No. 12 Assessing the Impact of the New Student Support Arrangements (NSSA) on Higher Education Institutions, 2010, 76 pages.
- No. 13 The Impact of the 2006-07 HE Finance Reforms on HE Participation, 2010, 32 pages.
- No. 14 Are there changes in Characteristics of UK Higher Education around the time of the 2006 Reforms, 2010, 36 pages.
- No. 37 Investigating the Accuracy of Predicted A Level Grades as part of 2009 UCAS Admission Process, 2011, 58 pages.
- No. 29 Methodological Review of the Student Income and Expenditure Survey, 2012, 103 pages.
- No. 40 Supporting Graduate Employability: HEI Practice in Other Countries, 2011, 127 pages.
- No. 45 The Returns to Higher Education Qualifications, 2011, 119 pages.
- No. 62 Tracking International Graduate Outcomes 2011, 2012, 133 pages.

BIS ECONOMICS PAPER

- No. 14 Supporting analysis for the Higher Education White Paper, 2011, 142 pages.

GOVERNMENT RESPONSE

- Students at the Heart of the System: Equality Impact Assessment, 2011, 59 pages.
- The Government's response to the Postgraduate Review, 2011, 6 pages.
- The Government's response to Lord Browne's Review, 2011, 7 pages.
- Consultations on: 1. Students at the Heart of the System 2. A new fit for purpose regulatory framework for the higher education sector, 2012, 65 pages.

APPLYING STUDENT NUMBER CONTROLS TO ALTERNATIVE PROVIDERS WITH DESIGNATED COURSES, Government response, 2013, 19 pages.

- National Student Forum Annual Report 10, 56 pages.
- Consultation on potential early repayment mechanisms for student loans, 2011, 10 pages.
- IMPACT ASSESSMENT Higher Education: Students at the Heart of the System, 2011, 94 pages.
- Draft Higher Education (Higher Amount) (England) Regulations 2010, 6 pages.
- Implementation Plan, 2011, 6 pages.
- To Tim Melville-Ross CBE Chairman Higher Education Funding Council for England, HIGHER EDUCATION FUNDING FOR 2011-12 AND BEYOND, 2010, 12 pages.
- To Tim Melville-Ross CBE HEFCE, HIGHER EDUCATION FUNDING 2012-13, 2012, 11 pages.
- A NEW, FIT-FOR-PURPOSE REGULATORY FRAMEWORK FOR THE HIGHER EDUCATION SECTOR, 2011, 52 pages.
- WRITTEN MINISTERIAL STATEMENT RT HON DAVID WILLETTS, MINISTER OF STATE FOR UNIVERSITIES AND SCIENCE; DEPARTMENT FOR BUSINESS, INNOVATION AND SKILLS
- STUDENT LOAN REPAYMENT, 21 MAY 2012, 2 pages.

WIDENING PARTICIPATION IN HIGHER EDUCATION

- Analysis of progression rates for young people in England by free school meal receipt and school type, 2011, 23 pages.

WIDENING PARTICIPATION IN HIGHER EDUCATION, 2012, 25 pages.

Statistical First Release

PARTICIPATION RATES IN HIGHER EDUCATION: ACADEMIC YEARS 2006/2007 – 2011/2012 (Provisional) 19 pages.

PARTICIPATION RATES IN HIGHER EDUCATION: ACADEMIC YEARS 2006/2007 – 2010/2011 (Provisional), 17 pages.

Guide to the simplified student loan repayment model (beta version, August 2012), 7 pages.

Excell Sheets simplified-loan-repayment-model.xls

Office for Fair Access (OFFA)

H P (< OFFA HP 改訂 20140127.docx >)

Awareness, take-up and impact of institutional bursaries and scholarships in England, 2009, 44 pages.

Sir Martin Harris, Draft guidance to the Director of Fair Access, 2010, 7 pages.

Guidance to the Director of Fair Access

Issued by Secretary of State for Business, Innovation and Skills and Minister for Universities and Science

February 2011, 9 pages.

Unknown, The National Scholarship Programme – Year One, 2011, 2 pages.

OFFA (2014c) Overall spend as a proportion of fee income above the basic fee 2012

(Access-agreement-2012-13-tables-12.7.11)

Excel-spreadsheet-giving-data-for-annexes-A-C

Higher Education Funding Council for England (HEFCE)

H P

National Scholarship Programme

学生調査

Johnson, C. et al. (2009). Student Income and Expenditure Survey 2007/ 08: English-Domiciled Students, Department for Innovation, Universities and Skills.

Pollard, E. and et al. (2013). Student Income and Expenditure Survey 2011/12, Department for Innovation, Universities and Skills: 400 pages.

HM Government

Opening Doors, Breaking Barriers: A Strategy for Social Mobility, 2011, 89 pages.

Higher Education Strategy Associates

2011 Year in Review: Global changes in Tuition Fee Policies and Student Assistance, 2012, 77 pages.

第3章 高等教育機会と授業料・奨学金

濱中 義隆(国立教育政策研究所)
(日本学生支援機構客員研究員)

1. 本章の目的

1 背景 -2012年高等教育改革の影響

イギリスではかねてより出身階級の違いによって高等教育への進学機会に格差が存在することが知られてきた。社会学などの分野における多くの先行研究が明らかにしてきたように、出身家庭や地域のコミュニティ、さらには中等教育学校の種別など、社会的・文化的な背景によって、高等教育へ進学する機会がそもそもどれくらいあるかに対する認識や、大学進学ための学習を進める意欲などに、大きな違いが生じることがその要因とされた(米澤 2012)。

1990年代半ば以降の一連の高等教育システムの改革により、高等教育費の私的負担額が拡大するにつれて(授業料の徴収開始→引き上げ)、学費・生活費の負担能力の格差による進学機会の格差の発生に対する懸念も拡大してきた。公正機会局(Office for Fair Access, 以下OFFAと表記)の設立(2004年)、各大学における「アクセス協定」(Access Agreement)に基づいた低所得家庭出身者に対する大学独自給付奨学金(bursary、以下大学給付奨学金と表記)の支給、アクセス拡大のためのアウトリーチ活動の展開など、いわゆる参加拡大(Widening Participation、以下WPと表記)政策の推進はそうした状況に対する政策的な対応策であることは明らかであろう。

従来からの改革路線をより一層推し進めた2012年の高等教育改革においては、授業料の上限が9,000ポンドまで引き上げられ、実際に多くの大学が授業料を9,000ポンドに設定した。所得連動型返還制度による授業料および生活費に対する公的ローンが利用可能とはいえ、高等教育費の私的負担分はさらに増加した。また、教育関連経費に対する政府の機関補助は大幅に削減され、各大学の収入に占める授業料の比重が大きくなることにより、優秀な学生の獲得をめぐる大学間の競争が激しくなることも予想されている(政策的にはむしろ「期待されている」)。このような高等教育費の受益者負担の原則、ならびに機関補助から公的ローン制度を通じた個人補助への移行は、限られた高等教育への公的財源を効率的に活用するという観点からは合理的なスキームであると考えられるものの、不利な社会経済的背景(Socio-economic background)出身者の高等教育機会へのアクセスに対してより一層の配慮が求められるようになってきている。一方で、費用負担枠組みの変更は、WP政策の推進における政府、各教育機関の役割にも変化をもたらさざるを得ない。そのため、新たな政策の導入が求められているのである。

2 『高等教育におけるアクセスと学生の成功のための国家戦略』の公表

こうした状況の中で2014年4月にビジネス・イノベーション・技能省(Department for Business, Innovation, and Skills, 以下 BIS と表記)、イングランド高等教育財政審議会(Higher Education Funding Council for England, 以下 HEFCE と表記)、公正機会局(OFFA)の連名により発表された報告書が『高等教育におけるアクセスと学生の成功のための国家戦略』(“National strategy for access and student success in higher education”、以下『国家戦略』)(BIS 2014)である。同報告書は、そのタイトルが示すとおり、2012年の高等教育改革の制度的文脈の中で、今後のWP政策のさらなる推進に向けて実行すべき施策の指針を示したものである。指針の提言にあたっては「証拠に基づいた実践(evidence-based practice)」であることが強調されており、大学が授業料を徴収するようになった1998年以降の高等教育機会の状況について多数のデータが掲載されている点の一つの特徴である(それらのデータの多くは既にHEFCE、OFFAなど公的機関が実施・公表した調査研究の成果である)。そこで本章では、『国家戦略』に掲載されているデータをもとに、近年のイギリスにおける高等教育機会の動向を紹介したい¹。政策文書の中で、どのようなデータが用いられ、どのような分析結果が提示されているかを検討することは、我が国において類似の政策課題を議論する上でも有用だと考えられるからである。

3 『高等教育におけるアクセスと学生の成功のための国家戦略』の特徴

具体的なデータの紹介に入る前に、同報告書の構成について言及しておきたい。報告書では、この「国家戦略」へのアプローチとして初めに3つの特徴を掲げている。

一つ目は、政府の関係部門、教育・訓練機関(中等教育機関、大学、その他の高等教育機関等)、地域社会、雇用主など、「様々なレベルにおける関係者の幅広い協力・連携」の必要性を訴えていることである。政府の財政支援や制度改革も重要ではあるが、加えて関係各機関が協力して実際の行動(アクション)を起こさなければ、高等教育へのアクセスの拡大等がなし得ないことはいうまでもないだろう。

二つ目に挙げられているのは、先にも言及した「証拠に基づいた実践」というスタンスである。高等教育機会へのアクセスの拡大等に対して、どのような方策・手段を用いることが最も効果的であるのか、また、それは何故なのかを見極めながら「国家戦略」を展開することの必要性を説いている。

三つ目には、「学生のライフサイクル全体にわたるアプローチ(a whole student lifecycle approach)」が挙げられている。具体的には①高等教育へのアクセス(大学等への進学)、②卒業率の改善(中退の防止)、③大学院への進学、労働市場への移行など大学卒業後の進路のすべての局面にわたってWP政策を展開する必要性に言及している。一般に「参加拡大(WP)」といえ、高等教育機会へのアクセスの拡大・均

¹ 同報告書の公表時期が2014年4月であることから、その直前に行われたわれわれの訪問調査の際には、とりわけ高等教育財政審議会(Higher Education Funding Council for England, 以下 HEFCE と表記)、OFFAの担当者から、同報告書に掲載されているデータについてしばしば言及された。このことも本章において主として『国家戦略』を取り上げる理由の一つである。

等化のみを指すように考えられがちであるが、仮にアクセスのみが改善したとしても、学生の社会的属性によって中退率に格差が存在する、あるいは大学卒業後の進路に格差が生じているとすれば、高等教育の拡大を通じた、経済発展への寄与、公正な社会移動の実現といった WP 政策の目的を達することはできない。こうした観点から、大学進学時のアクセスだけでなく、進学後、卒業後までを視野に含んだ取り組みを目指していることが大きな特徴といえよう。もちろん、高等教育機会へのアクセスの改善についても、入学者選抜方法における配慮や奨学金の給付など大学進学決定時点での取り組みだけでなく、義務教育・中等教育学校に在学している時点からの大学進学に関する情報提供や働きかけも重要であろう。進学後、卒業後だけでなく、進学前についても「ライフサイクル全体にわたる」アプローチが必要とされるのである。

『国家戦略』では、上記の三つ目のアプローチに示された、①高等教育へのアクセス、②卒業率の改善、③卒業後の進路のそれぞれについて、解決すべき課題を目標として掲げ、それを実現するための具体的な戦略（アクション）を提言している。たとえば①高等教育へのアクセスについては、社会的に最も不利な階層出身者の参加率（進学率）を継続的に改善するとともに学生の多様性を確保すること、社会的に恵まれた階層出身者と不利な階層出身者の参加率の格差を解消することを目標に掲げ、5つのアクションを提言するといった具合である。そこで、本章では同報告書の構成に沿って、以下、①高等教育へのアクセス、②卒業率の改善、③卒業後の進路のそれぞれについて報告書に提示されているデータのうち、いくつかを紹介することとしたい。

2. 高等教育へのアクセスについて

1 POLAR 分類

図 3-1 は、1998-99 年度（以下 1998 年度と表記）から 2011-12 年度（以下 2011 年度と表記）にかけての若年層（18～19 歳）のうち、POLAR3 と呼ばれる指標に基づいて「最も高等教育進学率が低い地域出身者」に分類された者（第 1 五分位）の進学率の変化を示している。大学進学前の居住地は、社会階層、家計の所得、文化的背景等と分ち難く結びついていると考えられることから、POLAR 分類における第 1 五分位出身者の高等教育進学率は、高等教育進学において社会的に最も不利な層における進学率の代理指標とみなされる。

この POLAR (the Participation of Local Areas) に基づく分類は、HEFCE、OFFA の調査報告書において度々、用いられているので、ここでその概略を説明しておこう²。

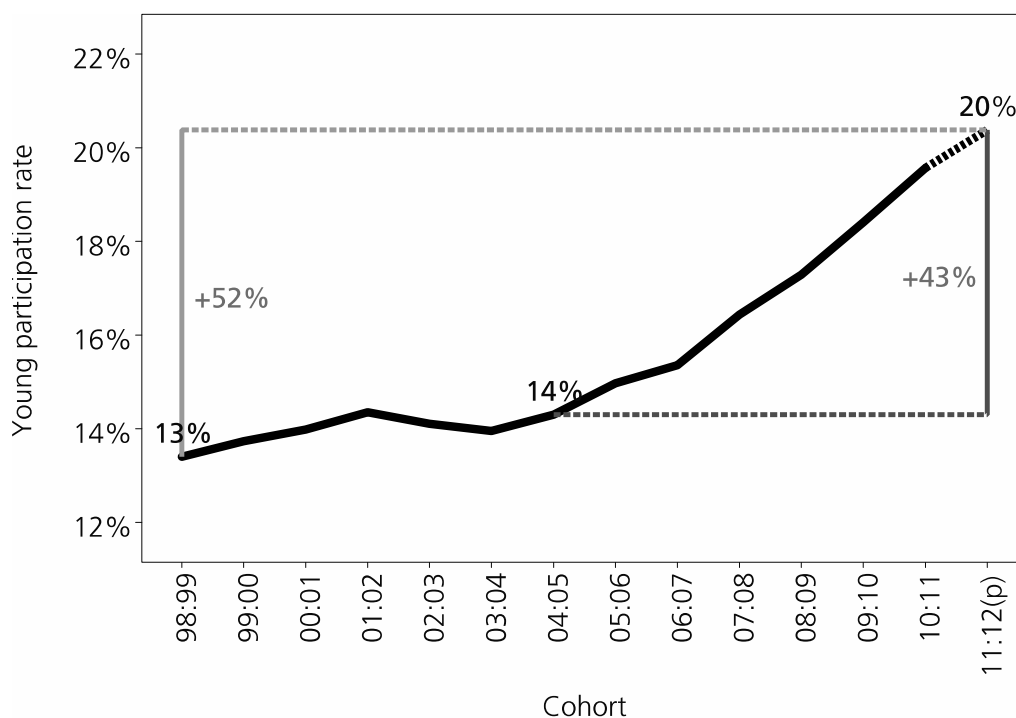
POLAR とは、ある期間の 18～19 歳人口のうち、高等教育機関へ進学した者の比率を比較的小さな地点（ほぼ郵便番号のエリアに相当、全国で約 10,500 地点）ごとに算出したもので、POLAR3 はその第 3 版という意味である。POLAR3 では、2005～2009 年にかけての各年度の 18～19 歳人口（国勢調査から推計）のうち、2005-06

² POLAR3 分類についての詳細は、HEFCE (2012/26) を参照。

年度（以下 2005 年度と表記）から 2010-11 年度（以下 2010 年度と表記）に高等教育機関（スコットランドでは継続教育カレッジを含む）に入学した者の比率（進学率）を算出している。それら地点別高等教育進学率の高低によって、地点を 5 つに分類しものが POLAR 分類ということになる。ただし、元々人口の少ない地点の進学率は高く算出される傾向にあることから、地点別進学率に基づいて単純に地点を 5 等分してしまうと、最も進学率の高い地点出身者の比率が、18-19 歳人口の母集団全体に対して低くなってしまふ。そのため各地点の 18-19 歳の母集団人口に比例するよう補正を行ったものが（18-19 歳人口を居住地の地域別進学率の順位にしたがって 5 等分する＝五分位をとる）、地域分類（POLAR 分類）として用いられている³。

図 3-1 高等教育進学において社会的に最も不利な層からの進学率の変化

Figure 1: Young participation rate for the most disadvantaged areas (POLAR3 classification)



(出典) BIS (2014) p.18

2 社会的に不利な層の高等教育進学率の変化

さて、図 3-1 をみると、社会的に最も不利な層からの高等教育進学率は 2004-05 年度(以下 2004 年度と表記)あたりを境に大きく上昇していることが分かる。これは、

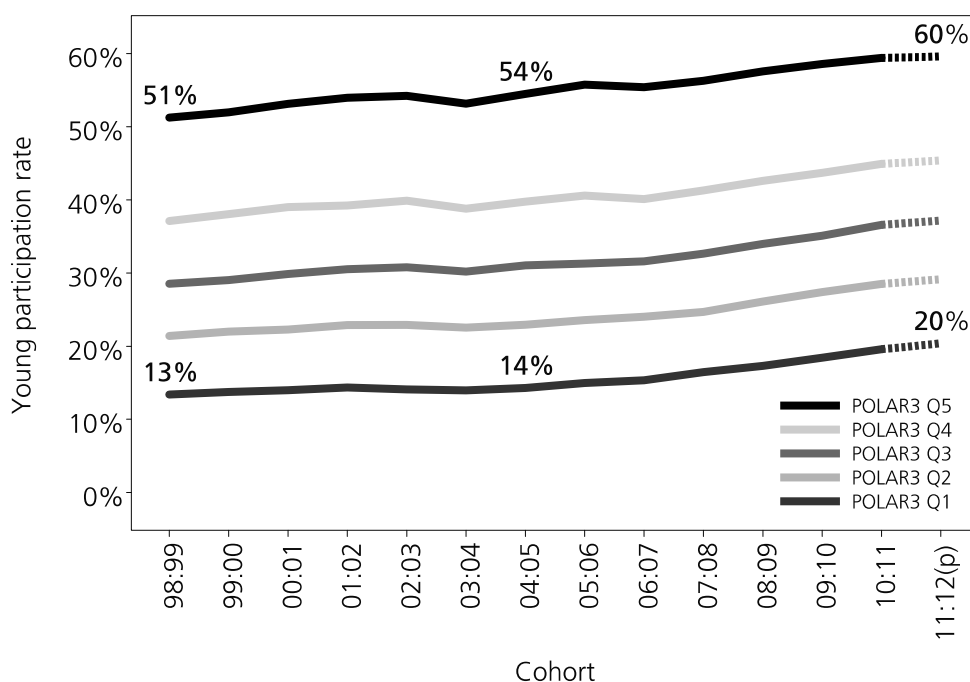
³ したがって、POLAR3 分類において、第 5 五分位（＝最も進学率の高い地域）に分類される地域の数が最も多く(2,685 地域)、反対に第 1 五分位（＝最も進学率の低い地域）に分類される地域の数最も少ない(1,581 地域)。

2003 年に出された高等教育白書『高等教育の将来』をきっかけとして、高等教育への参加拡大政策(WP 政策)が推進されるようになったことと無関係ではないだろう。また、2006-07 年度(以下 2006 年度と表記)には、授業料の上限が前年度までの 1,200 ポンドから 3,000 ポンドまで引き上げられたが、その後も、社会的に最も不利な層からの進学率が上昇していることから、授業料の引き上げはこれまでのところ高等教育進学を阻害する要因にはなっていない、ということの根拠とされている。

ただし図 3-2 が示すように、当該期間に高等教育進学率が上昇しているのは、社会的に最も不利な層(第 1 五分位)だけでなく、他のすべての層についても同様である。すなわち、最も不利な層における進学率の上昇は、この期間におけるイギリスの高等教育全体の拡大に負うところが大きいとみるべきである。

図 3-2 POLAR 3 分類の五分位別高等教育進学率の変化

Figure 2: Young participation rate for all POLAR3 quintiles



(出典) BIS (2014) p.19

POLAR3 による 5 分類は、そもそも居住地ごとの進学率の高低に基づいて作成されたものであるから、図 3-2 のように各グループ(五分位)間に進学率の格差が存在するのは当然であり、ここではグループ間の格差が縮小しているか否かのみに興味がある。しかし図 3-2 からグループ間の格差が縮小しつつあるといえるかどうかは微妙なところである。たしかに 1998 年度の最も有利な層(第 5 五分位)の進学率は最も不利な層(第 1 五分位)の約 4 倍(51%対 13%)であったのに対して、2011 年度では約 3 倍(60%対 20%)であるから、格差は縮小しつつあると解釈できないこと

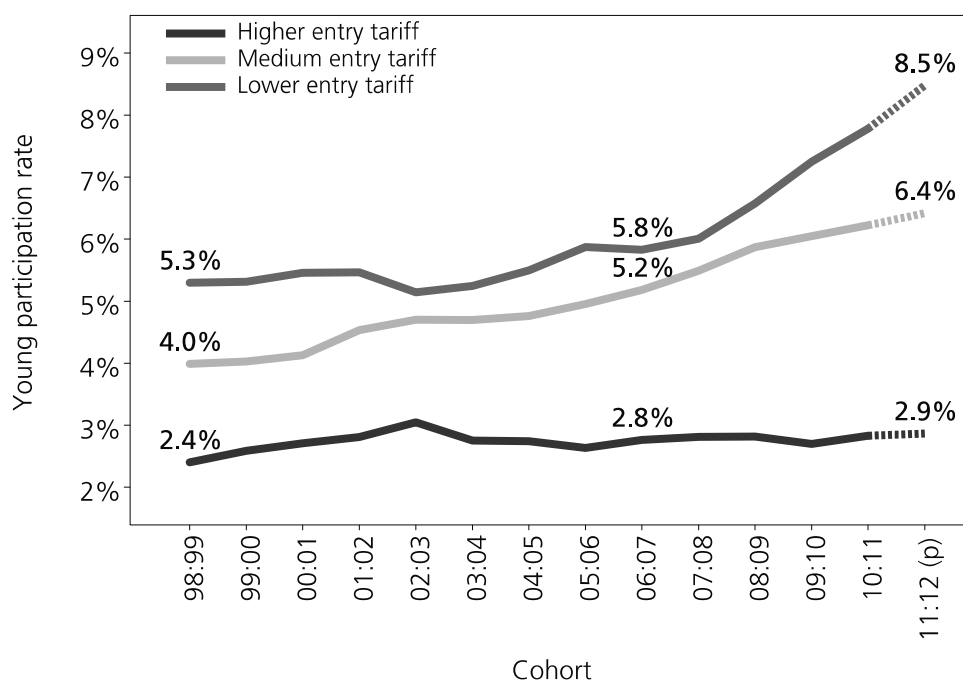
もない。しかしこの期間を通じて両グループの進学率には依然として 40%ポイントもの差が存在しているともいえるのである。

3 銘柄大学への進学率と社会経済的背景の関係

イギリスの高等教育機関は、オックスフォード大学、ケンブリッジ大学を頂点に入学難易度、社会的な威信といった面で階層的な構造を有することで知られている。したがって威信の高い大学への進学機会に社会的属性による格差が存在するかについても強い関心が寄せられている。図 3-3 は、大学進学において相対的に不利な層の入学難易度別大学進学率の変化を示したものである⁴。ただし、図 3-3 における社会的に不利な層は、図 3-1 および図 3-2 で用いられていた POLAR3 分類ではなく、両親のうちどちらかが大学卒業者である子どもの比率を地点別に算出し、その比率が下位 40% に属する地点の出身者として定義されている。

図 3-3 社会的に不利な層出身者の入学難易度別大学進学率

Figure 5: Participation rates by selectivity for most disadvantaged 40 per cent of young people



(出典)BIS (2014) p.22

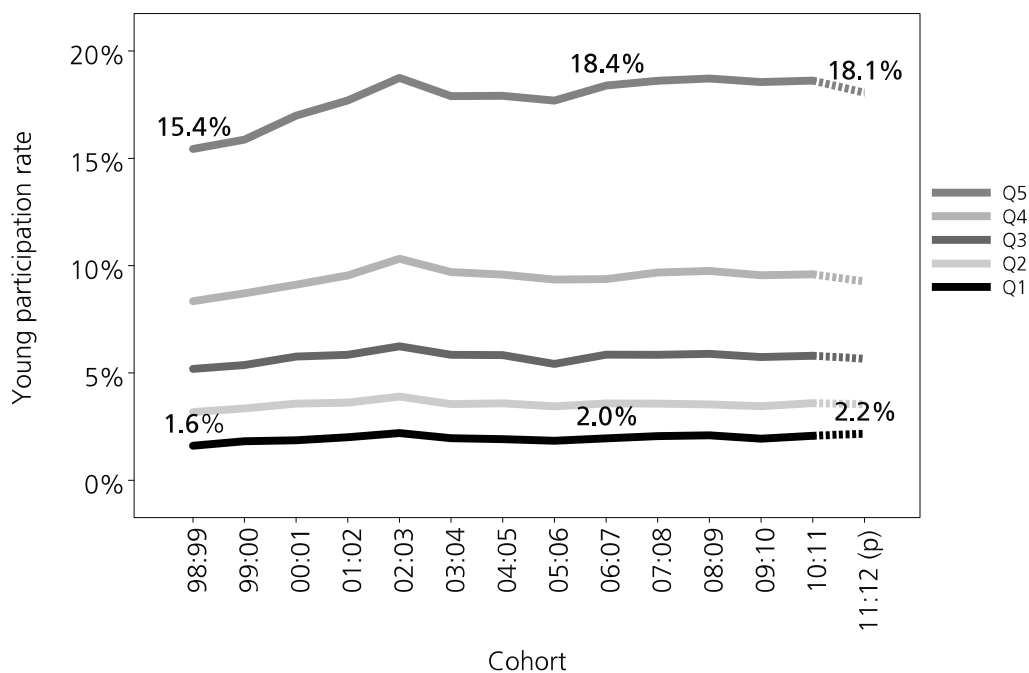
⁴ 大学の入学難易度は、入学者選抜において利用される大学入学資格試験 (GCE の A レベル、AS レベル等)、BTEC 資格等の成績を Tariff とよばれる換算ポイントに変換したスコアの大学別平均値によって類型化されている。ここでは "higher entry tariff"、"medium entry tariff"、"lower entry tariff" の 3 つのグループを設定し、各グループの入学者数が均等になるように分類されている。したがって、仮にいずれの入学難易度の大学へも等しく進学しているとすれば、図 3-3 の進学率は同じ数値となることが期待される。入学難易度による大学数、入学定員の違いはコントロールされていると考えてよい。

大学進学において相対的に不利な層から入学難易度の高い大学（“Higher entry tariff”）への進学率は、この期間を通じてほとんど変化していない。その一方で、大学進学において相対的に不利な層からの進学率が上昇しているのは、入学難易度が中以下の大学、とりわけ入学難易度の低い大学であることが示されている。

図 3-4 は、図 3-3 と同様に親の学歴の高さ（大卒の親を持つ子どもの比率）によって地点を 5 つに分類（五分位化）し、各グループ（地点）出身者の「入学難易度の高い大学」への進学率を示したものである。図 3-4 が示すように、大学進学において最も有利とみなされる層（第 5 五分位）からの進学率は、最も不利とみなされる層（第 1 五分位）からの進学率の約 8 倍にも及ぶ（2011 年度）。第 2 五分位（下位 40%の層）まで含めたとしても最も有利な層との格差は 6.3 倍であるという。しかもこの期間を通じて「入学難易度の高い大学」への進学率の格差にはほとんど変化がない。

図 3-4 親の大卒比率の五分位階級別大学進学率（入学難易度=高）

Figure 6: Trends in young participation in higher tariff HEIs for areas grouped by the proportion of children with graduate parents

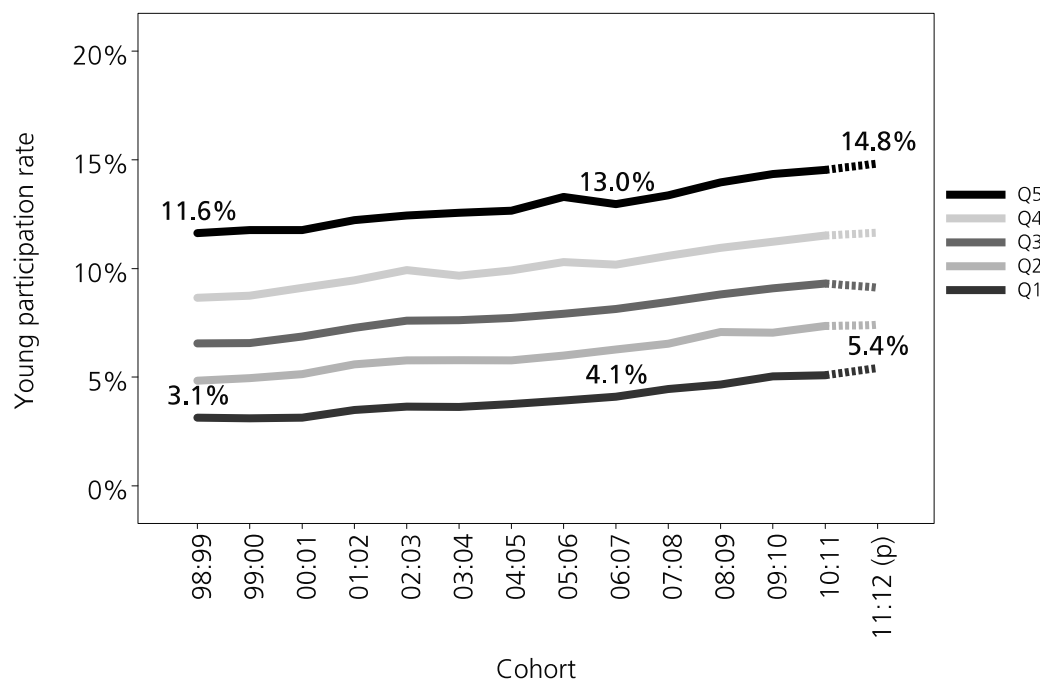


(出典) BIS (2014) p.23

図 3-5、図 3-6 はそれぞれ、「入学難易度が中程度の大学」、「入学難易度の低い大学」への進学率を、図 3-4 と同様に親の学歴の高さによって分類されたグループ（地点）ごとに示したものである。

図 3-5 親の大卒比率の五分位階級別大学進学率（入学難易度=中）

Figure 7: Trends in young participation in medium tariff HEIs for areas grouped by the proportion of children with graduate parents



(出典) BIS (2014) p.24

図 3-5 より、「入学難易度が中程度の大学」への進学率においても、大学進学において相対的に有利な層と不利な層の間に格差は存在するものの、その格差は「入学難易度の高い大学」への進学率ほどには大きくない。また、「入学難易度が中程度の大学」への進学率はこの期間を通じて、いずれの層からも上昇しており、大学進学機会の拡大はこのレベルの大学の入学定員の拡大によって担われてきたことがうかがえる。

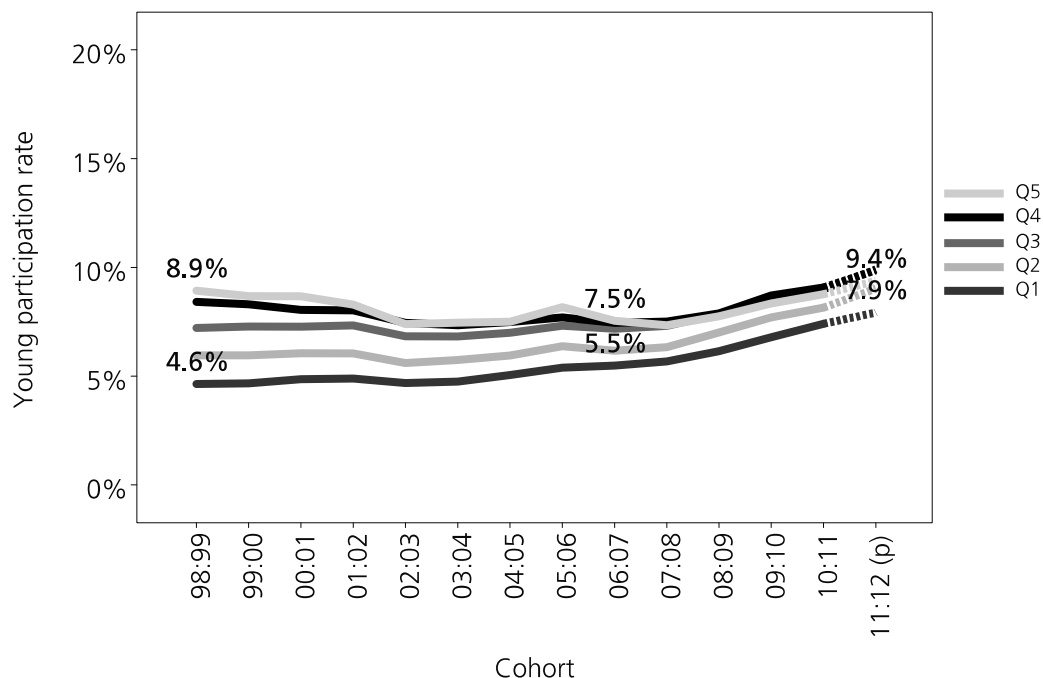
一方、「入学難易度が低い大学」への進学率（図 3-6）は、図 3-4、図 3-5 とは大きく異なっている。最も有利な層と最も不利な層の間の進学率の格差はこの期間を通じて最も小さく、直近の 2011 年度では、9.3%対 7.9%とかなり接近している。図 3-4～図 3-6 より明らかなように、入学難易度の高い大学ほど、大学進学において社会的に有利な層の出身者が集中しているのである。

『国家戦略』では、有利な層と不利な層の間で、入学難易度の高い大学への進学機会にこれほどの格差が生じている要因の一つとして（これまでにもしばしば指摘されているように）、不利な層の出身者は十分に能力があったとしても、中等教育在籍時に有利な層の出身者と比較して限定的なカリキュラムを選択する傾向があり、その結果として大学入学資格試験において高いスコアを得る（科目を受験する）ことができないことを挙げている。しかしながら、上記のような中等教育段階での準備・経験の差のみでは、有利な層と不利な層の間での格差の大きさを全て説明できないともいう。

たとえば、独立学校の生徒は、同じ大学入学資格要件を備えた総合中等学校の生徒よりも、入学難易度の高い大学を志願していることが、その根拠として挙げられている。

図 3-6 親の大卒比率の五分位階級別大学進学率（入学難易度=低）

Figure 8: Trends in young participation in lower tariff HEIs for areas grouped by the proportion of children with graduate parents



(出典) BIS (2014) p.24

4 アクセスに対する経済的支援（奨学金等）の効果

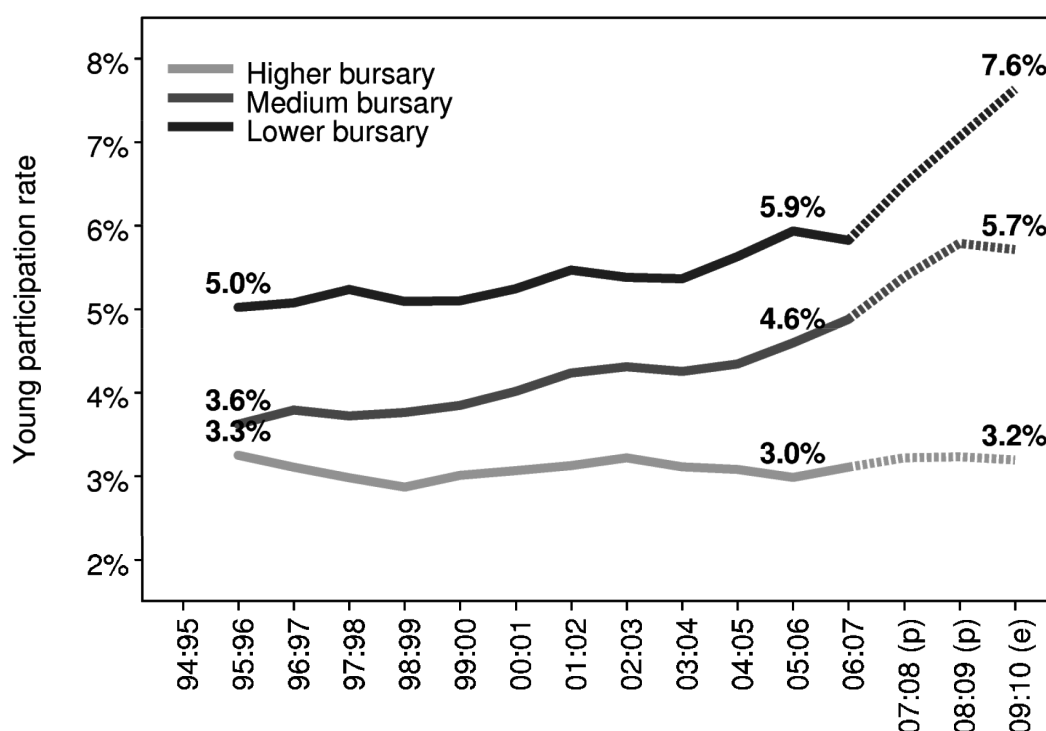
すでに述べたように、2006 年度に授業料の上限を引き上げた後にも社会的に最も不利な層からの高等教育進学率も上昇していることから、高等教育費の私的負担への移行と低所得者層の進学行動の間には明確な関連はない、というのが現在のところのイギリスにおける一般的な見方（政府としての見解）のようである。その背景には、①授業料は卒業後に「所得連動型ローン制度」を利用して後払いすることになるので、在学中の経済的負担の増加とはならない、②学生生活費についてもメンテナンズグラントやメンテナンズローンが利用可能、③低所得層出身の学生に対して大学は大学給付奨学金を提供しなくてはならない、といった各種の経済的支援制度が新設されてきたことがあるといえよう。

一方で、これまで見たように社会的に不利な層と有利な層の間での高等教育進学機会の格差は依然として大きい。とりわけ入学難易度の高い大学への進学に関しては格差は 2000 年代以降の期間を通じてほとんど変化していない。そのため、給付奨学金（大学給付奨学金）が社会的に不利な層の進学行動に及ぼす効果については疑問視されている。

図 3-7、図 3-8 は、大学給付奨学金の平均給付額の高低によって大学を 3 グループに類型化し、それぞれのグループに属する大学への進学率を示したものである。このうち図 3-7 は社会的に不利な層⁵の進学行動を示していて、図 3-7 より社会的に不利な層では大学給付奨学金の平均給付額が低い大学への進学率が高いことが分かる。また、大学給付奨学金制度が導入された 2006 年以降、大学給付奨学金の平均給付額が低または中の大学への進学率が上昇している。

図 3-7 大学給付奨学金の平均受給額による機関類型別進学率（不利な層出身者）

Figure 5 Participation rates of disadvantaged young people in institutional bursary groups



(出典) OFFA (2010) p.17

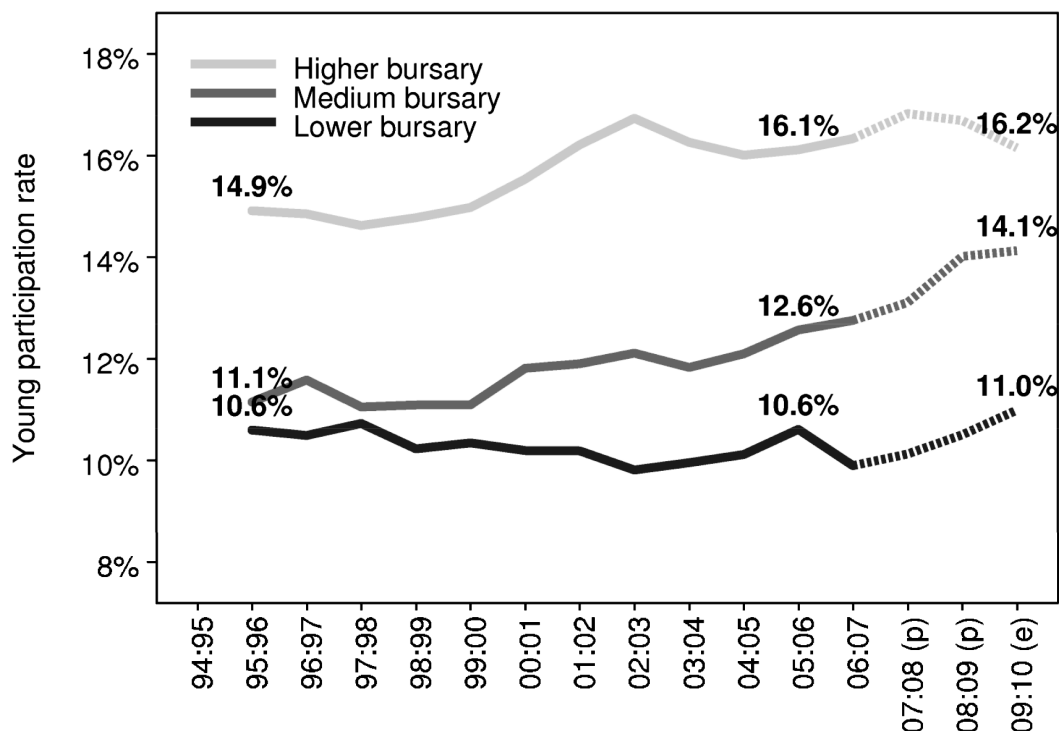
一方、図 3-8 は社会的に有利な層について同様の集計を行ったものであり、こちらは図 3-7 とは対称的に大学給付奨学金の平均給付額が高い大学への進学率が最も高い。図 3-7 のグラフは図 3-3（社会的に不利な層からの入学難易度別進学率）に酷似していることから推測されるように、入学難易度が高い＝社会的な威信の高い大学ほど大学給付奨学金の平均給付額は高いけれども（図 3-7）、そうした大学への社会的に不利な層からの進学率は低く（図 3-3）、結果的に図 3-7、図 3-8 が示すように社会的に

⁵ 図 3-7、図 3-8 においても大学進学におけるアドバンテージ（有利／不利）は、地点ごとの大卒の親を持つ子どもの比率の高低によって類型化されている。

不利な層に対して大学給付奨学金は期待されるような効果をもたらしていないという結果になっているものと考えられる。

図 3-8 大学給付奨学金の平均支給額による機関別進学率（有利な層出身者）

Figure 6 Participation rates of advantaged young people in institutional bursary groups



(出典) OFFA (2010) p.17

さらに、2012年度に授業料上限額を9000ポンドまで引き上げると同時に導入された全国奨学金プログラム(National Scholarship Programme, 以下NSPと表記)の評価を行った調査研究(受給者に対するインタビュー調査)によれば、NSPの受給者の中には、給付型奨学金の存在が自らの進学的意思決定に影響を及ぼしたと回答した人はいたものの、「奨学金・大学給付奨学金が仮に受給できなかったとしたら進学を断念した」と回答する者は皆無だったとしている(CFE 2013)。奨学金・大学給付奨学金の受給が決定する時点では、すでに大学進学を固めており、受給の可否によってそうした意思は変化しないというのである。

以上のように経済的支援制度が、社会的に不利な層が大学に進学するか否か、進学する場合にどの大学に進学するかに対して影響を及ぼしているとする実証的根拠は、現時点では無いとされている。そのため『国家戦略』では、高等教育機会の均等化に対しては、学生に対する直接的な経済的支援よりも、社会的に不利な層を対象にしたアウトリーチ活動(高等教育機関が、大学への進学準備を促進するために実施する各

種プログラムをいい、大学開放、中等学校への出前講座、日曜学校、学生相談、産業との連携等が含まれる) がむしろ重要であることを強調している。

3. 就学継続率・卒業率について

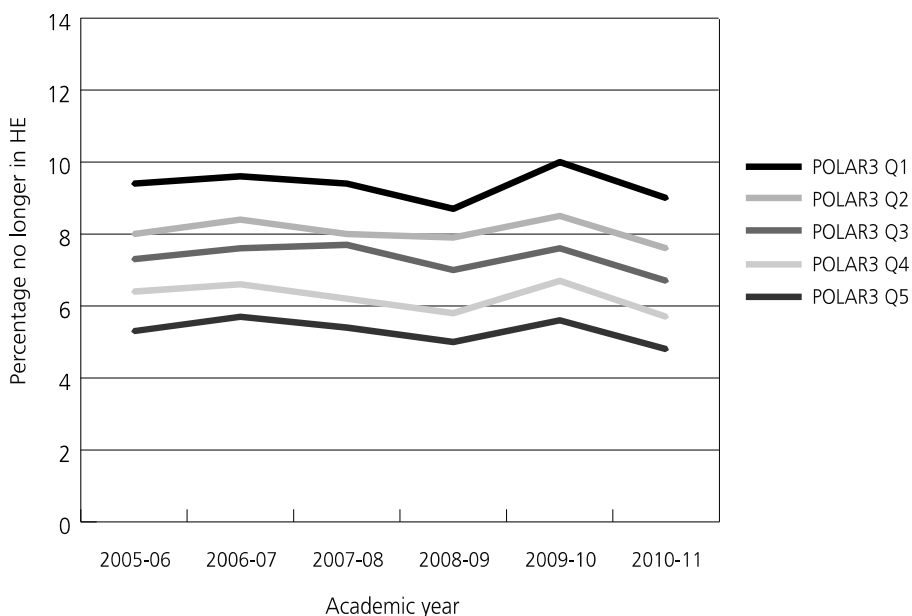
つづいて高等教育進学後の“成功”(success)、すなわち就学継続率や卒業率等と学生の社会的属性との関係についてデータを紹介する。『国家戦略』では、性別、人種、心身障害の有無等、様々な社会的属性による中退率や卒業率等の格差についてデータを提示しているが、ここでは「アクセス」の分析にも用いられていた POLAR3 分類による中退率、卒業率等の格差について取り上げよう。

1 中退率と社会経済的背景の関係

図 3-9 は、若年層(高等教育進学時点で 21 歳以下の者を指す)の入学者のうち、入学 1 年後までに退学した者の比率を、POLAR3 分類(五分位)別に示したものである。POLAR3 分類を大学進学において社会的に有利/不利な層を示す代理指標としてみるならば、最も不利な層である第 1 五分位の退学率が最も高く(約 9%)、反対に最も有利な層である第 5 五分位の退学率は約 5%と最も低い。高等教育へのアクセスのみならず、進学後の学業継続においても、社会的属性による格差が残存しているということになる。

図 3-9 POLAR3 分類の五分位階級別中退率の変化

Figure 14: Percentage of young entrants who are no longer in HE after one year, by POLAR3 classification



(出典) BIS (2014) p.51

2 卒業率、大学での成績（学位の等級）と社会経済的背景の関係

表 3-1 は、2006 年度入学者のうち、2010 年度までに①学士の学位を取得した者の比率、②優等学位（Honors degree）の一級（First）または二級上（Upper Second）を取得した者の比率、③学士の学位を取得して何らかの職業に就業または大学院に進学した者の比率、④学士レベルの学位を取得して大卒相当の職業に就業または大学院に進学した者の比率、以上 4 つの大学教育のアウトカムとされる指標について、POLAR3 分類別に示したものである（HEFCE 2013/15）。①卒業率（＝学士学位の取得率）、②大学での成績（＝一級または二級上の優等学位取得率）ともに、第 1 五分位出身者で低く、第 5 五分位出身者で高い。さらにいえば、卒業後の進路においても POLAR3 分類による差異が確認できる。

表 3-1 POLAR3 の五分位階級別大学教育のアウトカム達成率

Table 5 Numbers of starting cohort in each POLAR3 quintile and the percentage of the cohorts achieving each outcome

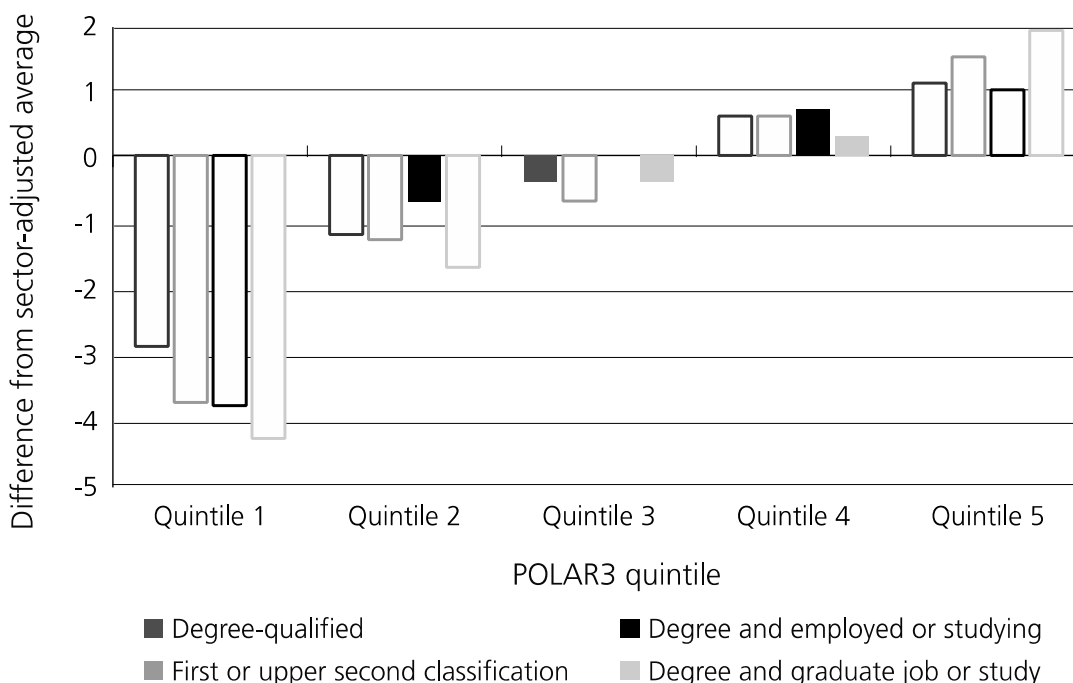
	Quintile					Unknown
	1 (Low)	2	3	4	5 (High)	
Starting cohort	19,875	31,545	42,680	54,595	75,855	1,220
Degree-qualified	77.0%	79.5%	80.9%	83.1%	85.3%	74.5%
First or upper second	45.0%	48.7%	49.9%	54.4%	58.6%	50.2%
Degree & employed or studying	66.7%	69.4%	70.1%	72.0%	73.9%	64.9%
Degree & graduate job or study	41.2%	44.3%	45.9%	48.2%	51.8%	47.2%

（出典）HEFCE（2013/15） p.15

ただし表 3-1 に示した数値は POLAR3 分類の各カテゴリにおける素データ（単純なクロス集計）であり、これだけでは必ずしも出身地域による真の影響を示しているとはいえない。①～④に示した高等教育のアウトカムの達成率は、出身地域の他にも、性別、人種、入学資格（A レベル試験の得点もしくはその他の中等教育修了資格等）、入学後の専攻分野などによっても影響され、しかもそれらは相互に関連し合っていると推測される。したがって、高等教育のアウトカムに影響を及ぼす他の要因と POLAR3 分類との間に相関があるがゆえに、POLAR3 分類によってアウトカムに差異が生じているように見える結果（疑似相関）が得られている可能性を否定できないからである。

図 3-10 POLAR3 の五分位階級別大学教育のアウトカム達成率（予測値と実測値のズレ）

Figure 15: Percentage point difference of the outcome from the sector-adjusted average for each of the four outcomes, split by POLAR3 quintile



（出典）BIS（2014）p.71

そこで『国家戦略』（および当該データの出典である HEFCE（2013/15））では、Sector-adjusted average と呼ばれる指標を用いて、各要因が独自に①～④に対して統計的に有意な影響を及ぼしているか否かを分析している。ここでいう Sector-adjusted average とは、分析の対象となる要因のカテゴリ（ここでは POLAR3 分類の第 1 五分位～第 5 五分位）ごとに、当該カテゴリに含まれる対象者の性別×人種×入学資格×専攻分野の構成比に基づいて、大学教育のアウトカム達成率に相当する①～④の比率の予測値を算出したものであると考えればよい⁶。仮に、あるカテゴリの予測値（Sector-adjusted average）と当該カテゴリの観測値との間にズレがあれば、分析の対象とした要因（ここでは POLAR3 分類）によって、大学教育のアウトカムが影響されているとみなすことができるというのである（厳密に言えば、出身地域の高等教育進学率の高低が直接的に影響しているというよりは、POLAR3

⁶ はじめに性別（2 カテゴリ）×人種（6 カテゴリ）×入学資格（10 カテゴリ）×専攻分野（17 カテゴリ）の 2,040 カテゴリについて①～④の全国的な平均値（達成率）を計算する。続いて、POLAR3 分類の第 1 五分位に含まれる対象者を上記の 2,040 カテゴリに分割し、各カテゴリに該当する人数に、当該カテゴリの全国的な平均値（達成率）を掛け合わせた値を、全てのカテゴリについて足し合わせることで、POLAR3 分類の第 1 五分位における①～④の達成者数の予測値を算出できる。これを POLAR3 分類の第 1 五分位に含まれる対象者数で割った値が、POLAR3 分類の第 1 五分位の sector-adjusted average である。分析の対象者が約 22.5 万人にも及ぶことから、こうした多重分割表を駆使した分析が可能になるのであろう。

分類に関連する測定されていない“何らかの特性”が影響していると見るべきであるが)。

さて、図 3-10 に POLAR3 分類による、①～④の予測値(Sector-adjusted average)と観測値のズレを示した。図 3-10 より、第 1 五分位すなわち社会的に最も不利な層において、①卒業率(=学士学位の取得率)、②大学での成績(=一級または二級上の優等学位取得率)ともに観測値が予測値を大きく下回っていることがわかる。第 2 五分位についてもズレの大きさは第 1 五分位よりは小さいものの、観測値は予測値よりも統計的に有意に低いという結果が得られている。反対に、第 4～第 5 五分位では①、②ともに予測値が観測値よりも統計的に有意に高い。卒業率や大学での成績に影響を及ぼすと考えられる他の要因をコントロールしても、入学前の居住地(=社会階層等を反映しているとみなされる)が、卒業率や成績に有意な影響を与えていることが示されている。

3 就学継続率に対する経済的支援(奨学金等)の効果

就学継続率において社会的属性による格差が確認される状況において、大学給付奨学金が高等教育の就学継続率(非中退率)に及ぼす影響を分析した調査研究によれば、大学給付奨学金制度が導入された 2006 年度から 2012 年度改革以前の入学者では、大学給付奨学金が就学継続率に影響している(高めている)とする実証的な根拠は全く得られていないという。そのため、就学継続率の格差を解消するためには、社会的に不利な層出身者に対して、大学に対する帰属意識を高める方策(教員や友人との間に積極的な交流関係を構築するなど)、カリキュラム外の学生活動への参加の促進といった非経済的な面での支援のほうがより重要なのではないかとしている(OFFA 2014/02)。

4. 卒業後の進路について

最後に卒業後の進路、すなわち職業への移行もしくは大学院への進学に対する学生の社会的属性の影響に関するデータも紹介しておこう。

1 職業への移行と社会経済的背景

すでに表 1 および図 3-10 において、卒業後の進路についても、③何らかの職業に就業または大学院に進学した者の比率、④大卒相当の職業に就業または大学院に進学した者の比率ともに、POLAR3 分類(入学前の居住地)によって格差が生じていることは示した。問題はなぜ卒業後の進路においてもこのような格差が生じるのかについてであるが、とりわけ職業への移行に関しては、大学・高等教育関係者の実践のみによって改善できるものではなく、雇用システムの慣行によるところが大きいだろう。『国家戦略』では、直接的な因果関係に言及しているわけではないけれども、格差の要因としてイギリスにおける幾つかの雇用慣行に着目している。

一つには、雇用主が、大学卒業者の採用にあたって入学試験の点数（UCAS Tariff ポイント）の下限値を設定していることを挙げている⁷。『国家戦略』では、こうした傾向について、学生に対する大学在学中の付加価値を軽視していると批判するとともに、大学在学中に同じ成績を挙げているにもかかわらず、不利な社会階層出身であるがゆえに、A レベル試験において高い点数を得ることができなかった学生に対して不利益をもたらすとしている。

イギリスの雇用慣行としてもう一つ挙げられているのは、大学での成績（＝学位の等級）を採用に際しての要件としていることである。ある調査によれば、2012 年において、76%の雇用主が採用にあたり優等学位の二級上（Upper Second）以上を要件としており、その比率は前年の 73.2%より増加している一方、二級下（Lower Second）以上とした雇用主の比率が減少したことを報告している。企業の採用活動に際して大学の成績を考慮するか（すべきか）どうかについては日本においても長らく議論のあるところではあるが、これまで見てきたように、そもそも大学での成績に対して入学前の社会的属性が影響しているとなれば、採用活動に大学の成績が用いられることによって、結果的に職業への移行時にも社会的属性の影響が温存され、公正な社会移動の達成という WP 政策の目標は達せられなくなってしまうという点には十分に配慮する必要があるだろう。

2 大学院への進学と社会経済的背景

一方、大学院進学については、社会経済的背景によって、どのようなタイプの大学院に進学しているかに関する分析結果が『国家戦略』には掲載されている。図 3-11 は、POLAR3 分類（ここでは高、低の 2 つに分類）による、研究学位課程（PGR）、教育学位課程（PGT）、その他の大学院のレベルの課程（Other PG）それぞれへの大卒後 1 年以内での進学率の違いを比較したものである。PGT、PGR への進学に対しては、点線で示された社会的に有利な層（POLAR3 分類=high）の方が高いのに対して⁸、学位課程ではない Other PG に対しては社会的に不利な層（POLAR3 分類=low）からの進学率が高い。すなわち、学士課程入学以前の社会経済的背景によって、進学している大学院のタイプが異なることが示されている。現状では、大学院生は、学士課程の学生と異なり授業料・生活費に対する公的ローン制度が完備されておらず学費を自前で準備する必要がある。とりわけ教育学位課程の院生に対する公的な経済的支援はきわめて限られているために、図 3-11 のような社会経済的背景による進学率の差異が生じているのではないかと考えられる。もっとも、学士課程在籍中に多額のロ

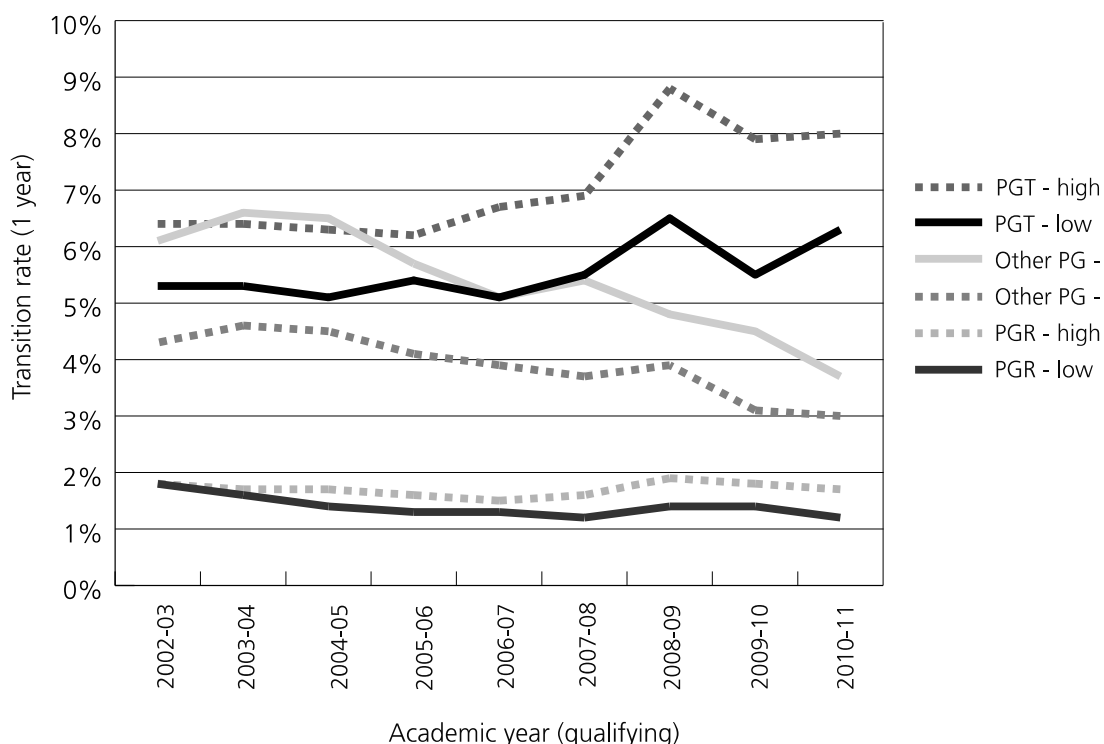
⁷ ある調査によれば、約 4 分の 1 の雇用主が、大卒者の採用にあたり、UCAS Tariff ポイントの下限を 260 点（A レベル試験での成績が BCC に相当する）に設定している（High Fliers Research Limited 2013）。他に、35.3%の雇用主が同様の下限値を設定しているとの調査結果も存在する（Association of Graduates Recruiters 2013）。

⁸ ただし PGR に対しては POLAR3 分類による進学率の差異は小さい。また、優等学位の一級（First）を取得した者においては POLAR3 分類による影響は無いのに対して、二級上の取得者では、POLAR3 分類が高のほうが PGR への進学率が高いという（HEFCE 2013/14）。

ーンを利用した者の場合、大学院進学にあたりさらにローンを利用することは返還の負担を考えると躊躇せざるを得ない者も少なくないだろう。大学院進学時の経済的支援としてどのような制度設計が望ましいかについては今後、さらに調査研究を進めた上での検討課題であるとされている。

図 3-11 POLAR3 分類の五分位階級別大学院進学率（大学院のタイプ別）

Figure 28: One-year transition rates of young full-time first-degree UK qualifiers at English HEIs to postgraduate courses split by high and low POLAR quintiles and type of postgraduate study



(出典) BIS (2014) p.78

5. まとめ—日本への示唆—

本章では、2014年4月にビジネス・イノベーション・技能省（BIS）、イングランド高等教育財政カウンシル（HEFCE）、機会均等局（OFFA）の連名により発表された『高等教育におけるアクセスと学生の成功のための国家戦略』に集録されているデータに基づいて、2000年代以降のイギリスの高等教育機会と学生の社会経済的背景の関連について紹介してきた。高等教育費の受益者負担の原則、機関補助から個人補助への移行という大きな政策的転換が、高等教育機会の均等性にどのような影響を及ぼしたかという事実自体もきわめて重要な論点ではあるが、本章では、政策文書において高等教育機会の均等性について、どのようなデータが用いられているかという点に重点を置いて紹介したつもりである。そのため、やや冗長となることを承知の上で、

使われている指標や分析指標などのテクニカルな側面についても具体的な説明を加えることとした。エビデンスベースでの政策立案が求められている今日、同種の問題を検討するにあたって我が国にとっての示唆が大きいと考えたからである。こうした観点を踏まえて、最後に日本への示唆を指摘して本章のまとめとしたい。

第一に指摘したいのは、分析に使用している指標の作成に関する工夫についてである。本章では POLAR3 分類による、高等教育機会進学率、中退率・卒業率等の違いにとくに着目してきたが、POLAR 分類は地域（地点）別の高等教育進学率の高低に基づいて地域を分類したものであって、高等教育進学を規定する直接的な要因そのものではない。したがって大学進学行動を規定するメカニズムを明らかにすることを目的とするような社会学的な学術研究にとってはなほだ不十分な指標かも知れない（現実には、同一の地点においても家計の経済状況や、親の職業・学歴などには分散があるはずなので）。しかし、高等教育機会と社会経済的背景との関連についてのマクロなトレンドを追跡するという目的に対しては十分であり、かつ既存の調査結果を活用した単純な指標であるという点にも強みがあるといえる。ある政策を導入したことの効果を測定するには、経年的な変化を追うことが不可欠であるが、指標が単純であるがゆえに継続的にデータを更新できるという面もあろう。進学行動に直接的に影響を与える要因、すなわち家計収入や親の職業・学歴などと進学／非進学の結果に関するデータを毎年継続的に、かつ大規模の収集することは、費用面、労力面を考慮すればおよそ現実的とはいえない。もちろん研究者が独自に行った各種の調査研究の成果を利用することもできないわけではないが（事実、『国家戦略』においてもそうしたデータが多数、引用されているけれども、あくまで補足的な扱いである）、政策文書における信頼性、一貫性に配慮すれば、政府の公式統計に依拠するほうが望ましいともいえるだろう。実際、日本においても国勢調査その他の政府統計データを活用すれば、統計法上の制約が存在することはともかくとして、同種の指標を作成することは可能ではなくであり、「一個人の行った研究結果」（潮木 2009）ではない、信頼に足るデータを政策立案の場に活用することが可能になるであろう。

第二に、『国家戦略』における特徴の一つである、「学生のライフサイクル全体にわたるアプローチ」の必要性についても指摘しておきたい。日本でも、高等教育の機会均等といえば大学進学時点のことのみが焦点化され、入学後の学業成績や卒業後の進路に対する学生の社会経済的背景の影響の有無が一連のプロセスとして関心の対象となることはこれまで少なかったのではなかろうか。むしろ社会階層・社会移動の研究の枠内では、親の社会経済的地位と子の社会経済的地位達成の関連についての分析は多数なされている。しかし、親の社会経済的地位が、高等教育機関内における学生の経験や機関の取り組みとどのように関連しているのかについての研究は十分とはいえないだろう。具体的な活動・経験と社会経済的地位の関連性が明らかにならないかぎり、格差の解消に向けた戦略を提案することはできない。こうした観点からも『国家戦略』が日本に与える示唆は大きいと思われるのである。

6. 文献

- Association of Graduate Recruiters (2013) “Summer 2013 review: final report”
- BIS (2014) ”National strategy for access and student success in higher education”
- CFE (2013) ”Formative evaluation of the National Scholarship Programme: Year2”
- HEFCE (2013) ”Postgraduate education in England and North Ireland: Overview report 2013” (HEFCE 2013/14)
- HEFCE (2013) “Higher education and beyond: outcomes from full-time first degree study” (HEFCE 2013/15)
- HEFCE (2013) ”Trends in young participation in higher education” (HEFCE 2013/28)
- High Fliers Research Limited (2013) “The Graduate Market in 2013: Annual review of graduate vacancies & starting salaries at Britain’s leading employers”
- HEFCE (2012) “POLAR3: Young participation rates in higher education” (HEFCE 2012/26)
- OFFA (2014) ”Trends in young participation by student background and selectivity of institution” (OFFA 2014/01)
- OFFA (2014) “An interim report: Do bursaries have an effect on retention rates?” (OFFA 2014/02)
- OFFA (2010) “Have bursaries influenced choices between universities?” (OFFA 2010/06)
- 潮木守一 (2009) 『証拠に基づく政策』はいかにして可能か？, 『高等教育研究』第12集, 玉川大学出版会, pp.169-187
- 米澤彰純 (2012) 「機会均等局 (OFFA) による参加拡大・公正の監視」, 小林雅之編 『教育機会均等への挑戦-授業料と奨学金の8カ国比較』(第4章第3節), 東信堂, pp.187-192

第4章 イギリスの大学における学生生活費の動向

岩田 弘三(武蔵野大学)

1. 『イギリス人学生の収入・支出調査』の概要

日本では、学生生活費収入・支出に関して継続的に行われてきた公的調査としては、文部省から文部科学省を経て、現在は日本学生支援機構が行っている『学生生活調査』がある。イギリスの大学生を対象にした、これに相当する調査が、『イギリス人学生の収入・支出調査』(Student Income and Expenditure Survey English-domiciled Students)である。この調査は、1980年代中期から基本的には約5年間隔で、継続的に行われてきた。その最新版が、ビジネス・イノベーション・技能省(Department for Business, Innovation, and Skills, 以下BISと表記)による『イギリス人学生の収入・支出調査 2011/12年度』(Student Income and Expenditure Survey 2011/12 English-domiciled Students (2012))である(以下、BIS調査報告書と表記)。なお、BISの発足は、2009年になるので、2011/12年度(以下2011年度と表記)調査は、BISの名を冠して出版された最初の報告書となる。それ以前は、その前身となる、イノベーション・大学・技能省(Department for Innovation, Universities and Skills, DIUS)などの名前での報告書となっている。

2011年度調査の実施概要を以下に示しておく。

(1) 調査対象：2011学年暦に高等教育機関、および放送大学(Open University)を含む、生涯学習型大学(further education colleges)に在学したフルタイム学生ならびにパートタイム学生。ただし、イギリス定住者に限定。

(2) 調査方法：

① イングランドおよびウェールズ所在の96高等教育機関から、2,986人のフルタイム学生、927人のパートタイム学生をサンプルとして無作為抽出し、インターネットもしくは電話を利用した、30分程度のインタビュー調査。

② オンライン家計簿を通しての7日間の支出明細の記載。有効サンプル数は2,060人。

以下、本報告では、BIS調査報告書をもとに、イギリスの大学における学生生活費収入・支出の主要な傾向を紹介していく。なお、最初に以下の2点について断っておきたい。

第1に、BIS調査報告書では、在籍教育機関の種類、性別・年齢・人種、独身か結婚しているか、親の職業・学歴などの出身社会階層、居住地域・親との同居の有無、母子または父子家庭かどうか、等々といった具合に、多岐にわたる学生の属性別の集計結果も掲載されている。ただし、それらをすべて紹介するのは、紙幅の関係で困難

である。そこで、本報告では、フルタイム・パートタイム別の集計結果に絞って、紹介していくことにする。

第2に、以下、本報告で記載する内容に関連する、BIS 調査報告書の記述がある該当ページを、本文中に（ ）で示しておく。

2. 学生生活費収入

1 収入源の内訳

まず、学生生活費収入の内訳を示したものが、表 4-1 である。この表から浮かび上がってくる傾向を、以下に列記しておこう。

- (1) フルタイム学生では、「政府による奨学金などの学生への経済支援」からの収入が、総収入の 58%に達している。これに対し、パートタイム学生では、「アルバイト・定職」(paid work) 収入が 80%を占めている (P.48、P.91)。
- (2) 「アルバイト・定職」は、フルタイム学生では、「政府による奨学金などの学生への経済支援」に次ぐ収入源になっている。そして、パートタイム学生にとっては、最大の収入源となっている。このように、「アルバイト・定職」収入は、学生にとって重要な収入源になっている (P.17、P.92)。
- (3) フルタイム学生にとって、「家庭からの給付」(親戚を含む：family accounts) は、「アルバイト・定職」収入と同程度に重要な収入源になっている (P.17、P.92)。

表 4-1 学生生活費収入

	フルタイム学生		パートタイム学生	
	収入額(£)	比率	収入額(£)	比率
総収入	10,931	100.0%	15,198	100.0%
政府による奨学金などの学生への経済支援	6,293	57.6%	273	1.8%
学生へのその他の公的経済支援 (国民保健サービス(NHS)、教育関係給付金、 高等教育機関授業料減免(bursary)パーサラーなど)	1,001	9.2%	835	5.5%
アルバイト・定職収入	1,662	15.2%	12,083	79.5%
家庭からの給付	1,497	13.7%	-200	-1.3%
社会保障関連補助(子ども・雇用関係補助金など)	356	3.3%	1,822	12.0%
その他	121	1.1%	385	2.5%

(出典) STUDENT INCOME AND EXPENDITURE SURVEY ENGLISH-DOMICILED STUDENTS(2012)P.49 より作成。

- (4) 「家庭からの給付」(親戚を含む)をもっとも受けているフルタイム学生は、「伝統的學生」、つまり白人で、若く、非自宅通学者で、独身で、扶養家族の身分で、管理・専門職を親にもつ学生である (P.18)。
- (5) パートタイム学生の「家庭からの給付」(親戚を含む)がマイナスになっていることから、これらの学生は、家庭から援助を受けるのではなく、逆に家庭を援助していることが示唆される (P.49、P.92)。

2 政府による奨学金などの学生への経済支援

ここまでみてきたように、フルタイム学生にとっては、「政府による奨学金などの学生への経済支援」が重要な収入源になっていた。それでは、そのなかでも、どのような種類の経済支援を、学生たちは利用しているのだろうか。その点を、表 4-2・表 4-3 でみていこう。これらの表からは、以下のような傾向が読み取れる。

- (1) フルタイム学生についていえば、2011 年度の授業料の支払い額の中央値は、3,375 ポンドになる (P.212)。そのうち、表 4-2 から分かるように、2,636 ポンドを「授業料ローン」によって賄っている。のみならず、これによる収入は、総収入の 24%を占める金額になっている (P.91)。

表 4-2 「政府による奨学金などの学生への経済支援」の内訳

	フルタイム学生		パートタイム学生	
	収入額(£)	比率	収入額(£)	比率
「政府による奨学金などの学生への経済支援」からの総収入	6,293	100.0%	273	100.0%
授業料ローン	2,636	41.9%	-	-
パートタイム学生に対する授業料援助 給付奨学金	-	-	197	72.2%
生活費(maintenance)ローン	2,779	44.2%	-	-
生活費給付奨学金(Maintenance grant)	858	13.6%	-	-
低所得者向け教育給付金 (Access to Learning Funds/ Financial Contingency Funds)	19	0.3%	13	4.8%
低所得者向け勉学費補助給付金 (Course Grant)	-	-	63	23.1%

- (1) (出典) STUDENT INCOME AND EXPENDITURE SURVEY

ENGLISH-DOMICILED STUDENTS(2012)P.94 より作成。

- (2) 障害者、社会人、有子者などに対する、その他の学費援助については、PP.104-105 に掲載されている。

(2) 以下、表 4-3 から明らかなように、フルタイム学生について、「授業料ローン」利用者に限った平均値、つまり有額平均でみれば、受給額は 3,329 ポンドとなる。この額は、2011 学年歴に設定されている貸与上限額=3,375 ポンドとほぼ等しい (P.91)。

なお、「授業料ローン」では、授業料の全額までを受給できる。だから、その貸与上限額は、各大学が設定することのできる授業料の上限規定額と等しくなる。そして、ほとんどの大学がその上限額で授業料を設定したため、上の(1)で述べたように、この年度における授業料の支払い額の中央値も、同じ額になっている。

(3) フルタイム学生の 40%が、「生活費給付奨学金」(Maintenance Grant or Special Support Grant) を受給している (P.91)。

(4) フルタイム学生の約 3 分の 1 が、「高等教育機関からの援助」を受けている。その援助は、「大学独自給付奨学金 (大学独自給付奨学金 (bursary)・給付奨学金」にほとんど限られている (P.91、P.110)。

表 4-3 「政府による奨学金などの学生への経済支援」の受給者率と受給金額有額平均

	フルタイム学生		パートタイム学生		
	受給者率	有額 収入額(£)	受給者率	有額 収入額(£)	
政府による 奨学金などの 学生への経済支援	「政府による奨学金などの学生への 経済支援」からの総収入	85%	7,408	33%	828
	授業料ローン	79%	3,329	-	-
	パートタイム学生に対する 授業料援助給付奨学金	-	-	22%	912
	生活費(maintenance)ローン	74%	3,734	-	-
	生活費給付奨学金 (Maintenance grant)	40%	2,157	-	-
	低所得者向け教育給付金 (Access to Learning Funds/ Financial Contingency Funds)	3%	724	3%	8
	低所得者向け勉学費補助給付金 (Course Grant)	-	-	25%	250
「学生へのその他の 公的経済支援」 のうち、 高等教育機関 からの援助	高等教育機関からの援助の総収入	35%	910	17%	1,048
	低所得者向け授業料援助	1%未満	0	15%	958
	授業料減免(Bursary)・給付奨学金	34%	895	4%	1,080

(1)(出典) STUDENT INCOME AND EXPENDITURE SURVEY ENGLISH-DOMICILED STUDENTS(2012)P.94 より作成。

(2)障害者、社会人、有子者などに対する、その他の学費援助については、PP.104-105 に掲載されている。

3 アルバイト・定職収入

ついで、「アルバイト・定職」の状況を、表 4-4 でみていこう。なお、表 4-4 の収入額は、「アルバイト・定職」従事者に限った数字、つまり有額平均で示したものである。参考として、表 4-5 には、それらの非従事者を含めて、全学生を母数とした収入額、つまり実額平均の数字も示しておいた。さて、表 4-4 からは、以下の点が分かる。

- (1) フルタイム学生の「アルバイト・定職」従事率は 52%、パートタイム学生にいたっては 82%に達している (P.92)。
- (2) フルタイム学生のうち、「常勤職」と「非常勤職・不定期労働」を掛け持ちしている学生は 5%いる。「常勤職」のみ従事者は 23%である。「非常勤職・不定期労働」のみ従事者は、24%になる (PP.116-117、以下(4)まで同様)。

表 4-4 「アルバイト・定職」の従事率、および収入の有額平均値

	フルタイム学生		パートタイム学生	
	従事率	収入有額平均値(£)	従事率	収入有額平均値(£)
全アルバイト・定職	52%	3,201	82%	14,695
常勤職	28%	4,020	71%	15,458
非常勤職・不定期労働 (夏期休業中の労働を除く)	29%	1,757	20%	5,191
夏期休業中のみの労働	46%	1,331	40%	2,892

(1) 「夏期休業中のみの労働」以外は、全学年サンプル。

(出典) STUDENT INCOME AND EXPENDITURE SURVEY

ENGLISH-DOMICILED STUDENTS(2012)P. 117 より作成。

(2) 「夏期休業中のみの労働」は、第 2 学年以上サンプル。P. 120 より作成。

表 4-5 アルバイト・定職収入 (実額平均)

(単位：£)

	夏期休業中の労働を除く (全学年)		夏期休業中の労働を含む (第2学年以上)	
	フルタイム学生	パートタイム学生	フルタイム学生	パートタイム学生
全アルバイト・定職	1,662	12,083	2,415	13,725
常勤職	1,143	11,047	1,241	11,631
非常勤職・不定期労働 (夏期休業中の労働を除く)	518	1,036	568	935
夏期休業中のみの労働	-	-	606	1,159

(出典) STUDENT INCOME AND EXPENDITURE SURVEY ENGLISH-DOMICILED STUDENTS(2012)PP. 114・119 より作成。

(3) フルタイム学生で、「常勤」の「アルバイト・定職」に就いている人のうち、学期期間中と夏期休業期間中とで労働時間が異なると答えた学生は、60%存在した。これら学生の夏期休業期間中の平均労働時間は、週あたり 22 時間で、授業期間中における平均労働時間＝11 時間より長い。学期期間中と夏期休業期間中とで労働時間は変わらないと答えた学生の平均労働時間は 15 時間であった。

「非常勤職・不定期労働」に就いているフルタイム学生に関してみれば、学期期間中と夏期休業期間中とで労働時間が異なると答えた人は、64%存在した。これら学生の夏期休業期間中の平均労働時間は、週あたり 16 時間で、授業期間中における平均労働時間＝7 時間より長い。学期期間中と夏期休業期間中とで労働時間は変わらないと答えた学生の平均労働時間は 13 時間であった。

(4) 前回調査（2007/08 年度（以下 2007 年度と表記）調査）では、フルタイム学生の「常勤職」、「非常勤職・不定期労働」従事率は、それぞれ 40%、20%であった。それが、2011 年度調査では、分布が大きく変化している。ただし、その原因についての記述は、BIS 調査報告書のなかには見当たらなかった。

3. 学生生活費支出

それでは、学生生活費支出の内訳については、どのような傾向がみられるのだろうか。表 4-6 をもとに、確認しておこう（P.177）。

- (1) フルタイム学生・パートタイム学生とも、「生活費」支出の比率がもっとも高い。
- (2) 住居費については、ロンドン在住者が、とび抜けて高い。

4. 預貯金・負債

ついで、表 4-7 をもとに、預貯金・負債の状況についてみてみよう。

- (1) 預貯金の額については、学期開始時点と学期終了時点とで、増減はみられない（P.283）。
- (2) 2007 年度には、預貯金保有者の比率は、フルタイム学生では、学期開始時点で 65%、学期終了時点で 60%であった。同様に、パートタイム学生では、それぞれ 55%、52%であった。それと比べると、今回の調査（2011 年度）では、預貯金保有者の比率は減少している（P.285）。
- (3) ただし、学期開始時点と学期終了時点との、両時点間の預貯金保有者の比率を比較すると、フルタイム学生・パートタイム学生を問わず、2011 年度・2007 年度とも、そこにはほとんど差がみられない。つまり、預貯金を食い潰さざるをえない学生が増加している、といったような大きな変化はみられない（P.285）。

表 4-6 学生生活費支出

	フルタイム学生		パートタイム学生	
	支出額(£)	比率	支出額(£)	比率
総支出	13,909	100.0%	18,946	100.0%
生活費	6,705	48.2%	11,534	60.9%
うち、食費	1,884	13.5%	3,387	17.9%
住居費	3,002	21.6%	3,995	21.1%
学費 (Participation Costs)	3,973	28.6%	2,420	12.8%
うち、授業料	3,077	22.1%	1,472	7.8%
うち、修学費(書籍購入費、設備利用費など)	459	3.3%	414	2.2%
うち、交通費 (facilitation costs: 通学費、および学習のための旅行等を含む)	402	2.9%	520	2.7%
有子者の子どもの養育費	238	1.7%	1,178	6.2%

- (1) (出典) STUDENT INCOME AND EXPENDITURE SURVEY ENGLISH-DOMICILED STUDENTS(2012)P. 181、P.212 より作成。
(2) 「修学費」の詳細については P.221 に、「交通費」の詳細については P.222 に、「生活費」の詳細については P.224、P.260、P.262 に掲載されている。

表 4-7 預貯金額・負債額

		フルタイム学生			パートタイム学生		
		金額 (実額平均)	保有者 の比率	金額 (有額平均)	金額 (実額平均)	保有者 の比率	金額 (有額平均)
預貯金	学期開始時点	£1,513	56%	£2,699	£2,010	47%	£4,302
	学期終了時点	£1,510	54%	£2,774	£1,953	49%	£3,997
借金		£9,721	91%	£10,638	£3,361	63%	£5,359
うち、 政府貸与奨学金未払い債務*		£8,812	86%	£10,280	£662	9%	£7,399
純負債総額 (「借金総額」- 「学期終了時点の預貯金」)		£8,316			£1,418		

* 「授業料ローン」、「生活費ローン」など。

- (1) (出典) STUDENT INCOME AND EXPENDITURE SURVEY ENGLISH-DOMICILED STUDENTS(2012)PP.285-286、P.293、PP.296-297、P.299 より作成。
(2) 借金についてのその他細目についても、以上のページに記載されている。

- (4) ついで負債に目を移せば、フルタイム学生は、パートタイム学生に比べて負債をかかえている学生が多く、その割合は9割に達している。さらに実額平均、つまり負債をかかえていない学生も含めた平均値で見れば、負債額も3倍多い。フルタイム学生の負債の圧倒的部分を占めているのは、「授業料ローン」・「生活費ローン」といった、政府貸与奨学金である (P.283、P.292)。
- (5) パートタイム学生の負債のほとんどは、民間信用貸し付け会社 (commercial credit) からの借金である。パートタイム学生のうち、この種の負債をもつ学生は62%に達し、その負債額は2,192ポンドとなっている (P.283、P.296)。

5. 前回調査(2007年度調査)との経年比較

ここまで、2011年度の状況についてみてきた。BIS調査報告書では、2007年度に実施された前回調査との比較分析も行っている。それをもとに、5年前と比べて、どのような変化がみられるのかを確認しておこう。

1 学生生活費収入

最初に、表4-8で、学生生活費収入の経年変化からみていこう。

フルタイム学生については、以下の(1)~(3)のような、パートタイム学生については、(4)~(6)のような傾向がみられる。

表4-8 学生生活費収入の年度比較
(1) フルタイム学生

	収入額(£)		比率	
	2011/12	2007/08	2011/12	2007/08
総収入	10,839	12,659	100.0%	100.0%
政府による奨学金などの学生への経済支援	6,500	6,481	60.0%	51.2%
学生へのその他の公的経済支援 (国民保健サービス(NHS)、教育関係給付金、 高等教育機関授業料減免(bursary)バーサリーなど)	781	1,108	7.2%	8.8%
アルバイト・定職収入	1,301	2,075	12.0%	16.4%
家庭からの給付	1,522	2,397	14.0%	18.9%
社会保障関連補助(子ども・雇用関係補助金など)	612	358	5.6%	2.8%
その他	123	241	1.1%	1.9%

(1) サンプルは、フルタイム学生の第1学年に限定。

(2) (出典)STUDENT INCOME AND EXPENDITURE SURVEY ENGLISH-DOMICILED STUDENTS(2012)P.338より作成。

(2) パートタイム学生

	収入額(£)		比率	
	2011/12	2007/08	2011/12	2007/08
総収入	14,984	15,308	100.0%	100.0%
政府による奨学金などの学生への経済支援	336	290	2.2%	1.9%
学生へのその他の公的経済支援 (国民保健サービス(NHS)、教育関係給付金、 高等教育機関授業料減免(bursary)パーサラーなど)	868	687	5.8%	4.5%
アルバイト・定職収入	12,474	10,854	83.2%	70.9%
家庭からの給付	-624	1,174	-4.2%	7.7%
社会保障関連補助(子ども・雇用関係補助金など)	1,479	1,604	9.9%	10.5%
その他	449	700	3.0%	4.6%

- (1) サンプルは、フルタイム学生の平均就学時間の50%以上修学者に限定。
- (2) (出典) STUDENT INCOME AND EXPENDITURE SURVEY ENGLISH-DOMICILED STUDENTS(2012)P.339 より作成。
- (3) 社会保障関連補助(子ども・雇用関係補助金など)の受給者、有額平均の年度変化については、P.351を参照。

- (1) 2007年度に比べて、総収入には減少がみられる。ただし、その差は、物価水準(インフレ率)に対応したものである(P.14、P.337)。
- (2) 「政府による奨学金などの学生への経済支援」による収入の実額には、ほとんど変化はみられない。しかし、収入総額には減少がみられるため、収入総額に占めるこれら支援からの収入の比率は、大幅な増加を示している。つまり、これら支援は、フルタイム学生にとってより中心的かつ重要な収入源になっている(P.337)。
- (3) 「アルバイト・定職」収入および「家庭からの給付」(親戚を含む)が減少している(P.337)。
- (4) 「アルバイト・定職」収入が大幅に増加している。それは、後述するように、労働時間の上昇と、常勤雇用者の増加によると推測される(P.339、以下(6)まで同様)。
- (5) 「家庭からの給付」(親戚を含む)がマイナスに転じている。つまり、家庭からの仕送りより、家庭への仕送り額の方が、2007年度とは逆転し、2011年度には大きくなったことを示している
- (6) なお、以上の変化は、いずれもサンプルの変化による影響が強い。

2 政府による奨学金などの学生への経済支援

つぎに、表4-9は、「政府による奨学金などの学生への経済支援」の経年変化を示したものである。そこには、フルタイム学生については、以下の(1)~(2)のような、パートタイム学生については、(3)~(4)のような傾向がみられる(PP.344-345)。

表 4-9 「奨学金などの学生への経済支援」の年度比較 (単位：£)

	フルタイム学生		パートタイム学生	
	2011/12	2007/08 (第1学年のみ)	2011/12	2007/08 (第1学年のみ)
授業料ローン	6,500	6,481	-	-
生活費ローン	2,665	2,566	-	-
生活費給付奨学金・特別経済援助給付金 (Maintenance or Special Support Grant)	2,972	2,871	-	-
パートタイム学生に対する授業料援助 給付奨学金	-	-	218	225
低所得者向け教育給付金 (Access to Learning Funds)	848	1,029	15	15
低所得者向け勉学費補助給付金 (Course Grant)	-	-	69	50
学生へのその他の公的経済支援	781	1,108	847	687
うち、高等教育機関が行う支援	290	383	-	-
うち、雇用主が行う支援	-	-	425	446

- (1) フルタイム学生サンプルは、第1学年に限定。
- (2) パートタイム学生サンプルは、フルタイム学生の平均就学時間の50%以上修学者に限定。
- (3) (出典) STUDENT INCOME AND EXPENDITURE SURVEY ENGLISH-DOMICILED STUDENTS(2012)PP.344-345 より作成。
- (4) 社会保障関連補助(子ども・雇用関係補助金など)の受給者、有額平均の年度変化については、P.351を参照。

- (1) 「低所得者向け教育給付金 (Access to Learning Funds/ Financial Contingency Funds)」の減少は、2004/05年度(以下2004年度と表記)以来、継続している傾向である。
- (2) 「学生へのその他の公的経済支援」の減少は、サンプルの変化によると推測される。
- (3) 「低所得者向け勉学費補助給付金 (Course Grant)」の増加は、その受給者が19%から27%に増加したことが、主要要因になっている。
- (4) 「パートタイム学生に対する授業料援助給付奨学金」収入額の減少は、その受給者が28%から23%に減少したことが、主要要因になっている。なお、この受給率の低下は、前回調査と異なり、放送大学 (Open University) の学生に対する質問項目から、この種の奨学金への質問が除かれた影響もあると推測される。

3 家庭からの給付

「家庭からの給付」(親戚を含む)についてみれば、フルタイム学生では、その総額は、2007年度には2,397ポンドであったものが、2011年度には1,522ポンドと激減している。その内訳をみると、「両親・親戚からの援助」は、1,917ポンドから1,535ポンドへと大幅に低下した。のみならず、「(夫婦や両親などの)家計共有者(partner)

との共有収入」が 142 ポンドからマイナス 16 ポンドへと、プラスであったものがマイナスに転じている。つまり、家庭から受け取る額より、家庭へ入れなければならぬ額の方が、2007 年度とは逆転し、2011 年度には大きくなった (P.349、なお 2011 年度の「家庭からの給付」の内訳については P.124 参照)。

パートタイム学生でも、「家計共有者との共有収入」が 641 ポンドからマイナス 621 ポンドへと、プラス状態からマイナスに転じている。さらに、「両親・親戚からの援助」も、355 ポンドから 258 ポンドへと大幅に低下した。その結果、「家庭からの給付」(親戚を含む) 総額は、1,174 ポンドからマイナス 342 ポンドへと、マイナスに転じるほど大幅な減少をみせている (P.350)。

4 アルバイト・定職

つぎに、表 4-10 で、「アルバイト・定職」の労働状況の変化についてみてみよう (PP.346-348)。

表 4-10 「アルバイト・定職」状況の年度比較

			フルタイム学生		パートタイム学生	
			2011/12	2007/08	2011/12	2007/08
全労働		アルバイト・定職従事率	51%	49%	82%	81%
		アルバイト・定職収入額(有額平均)	£2,559	£3,996	£14,578	£12,742
		アルバイト・定職収入額(実額平均)	£1,301	£1,965	£11,976	£10,279
常勤労働	全体	アルバイト・定職従事率	25%	35%	72%	78%
		アルバイト・定職収入額(有額平均)	£3,758	£3,993	£15,306	£12,021
	うち、授業期間中と、長期休暇期間中の労働時間が同一の学生	常勤労働者に占めるに占める比率	47%	35%	76%	78%
		週あたり労働時間(有額平均)	19h	17h	36h	35h
	うち、授業期間中と、長期休暇期間中の労働時間が異なる学生	常勤労働者に占めるに占める比率	53%	65%	24%	22%
		学期期間中の週あたり労働時間(有額平均)	10h	11h	27h	28h
夏期長期休暇期間中の週あたり労働時間(実額平均)		20h	24h	10h	24h	
非常勤労働	全体	アルバイト・定職従事率	32%	20%	19%	14%
		アルバイト・定職収入額(有額平均)	£1,172	£2,723	£5,212	£6,569
	うち、授業期間中と、長期休暇期間中の労働時間が同一の学生	非常勤労働者に占めるに占める比率	36%	-	63%	-
		学期期間中の週あたり労働時間(有額平均)	14h	13h	29h	21h
	うち、授業期間中と、長期休暇期間中の労働時間が異なる学生	非常勤労働者に占めるに占める比率	64%	-	37%	-
		週あたり労働時間(有額平均)	17h	14h	28h	25h

- (1) フルタイム学生サンプルは、第 1 学年に限定。
- (2) パートタイム学生サンプルは、フルタイム学生の平均就学時間の 50% 以上修学者に限定。
- (3) (出典) STUDENT INCOME AND EXPENDITURE SURVEY ENGLISH-DOMICILED STUDENTS(2012)PP.346-349 より作成。

- (1) 両年度とも、フルタイム学生の約半数が、「常勤労働」・「非常勤労働」の別を問わなければ、学期期間中に、「アルバイト・定職」に従事している。
- (2) しかし、「常勤労働」従事者の比率は減少し、2007年度とは逆に、「非常勤労働」が「常勤労働」を上回るようになった。
- (3) しかも、「非常勤労働」従事者に限った平均、つまり有額平均でみた場合の「アルバイト・定職」収入額が減少していることから、「非常勤」の「アルバイト・定職」における労働条件（労働の質）の低下がみられる。
- (4) 以上の(2)と(3)とがあいまって、実額平均、つまり非従事学生を含めた平均値でみた場合の「アルバイト・定職」収入額は減少している。つまり、「アルバイト・定職」全般について雇用条件（労働の質）の低下が浸透している。
- (5) 一方、パートタイム学生については、「常勤労働」従事者の比率には多少の減少がみられるものの、有額平均、つまりそれら従事者だけを取り出した平均値でみた場合の「アルバイト・定職収入」額は増加している。それが一大要因となって、非従事学生を含めた平均、つまり実額平均でみた場合の「アルバイト・定職」収入額は増加している。

5 学生生活費支出、預貯金額・負債額

学生生活費支出、および預貯金額・負債額の年度比較の結果を示したものが、表4-11・表4-12である。ただし、そこにみられる変化は基本的には、調査方法の変更によって生じた可能性が高いとされる（PP.351-353、PP.355-356、P.370）。そこで、ここでは、参考として表だけ提示することにして、知見の提示は行わないことにした。

表 4-11 学生生活費支出の年度比較

(1) フルタイム学生

	支出額(円)		比率	
	2011/12	2007/08	2011/12	2007/08
総支出	13,095	14,158	100.0%	100.0%
生活費	6,375	7,250	48.7%	51.2%
住居費	2,837	2,401	21.7%	17.0%
学費 (Participation Costs)	3,957	4,323	30.2%	30.5%
うち、授業料	3,085	3,258	23.6%	23.0%
うち、修学費(書籍購入費、設備利用費など)	489	514	3.7%	3.6%
うち、交通費 (facilitation costs: 通学費、および学習のための旅行等を含む)	342	551	2.6%	3.9%
有子者の子どもの養育費	306	185	2.3%	1.3%

(2) パートタイム学生

	支出額(円)		比率	
	2011/12	2007/08	2011/12	2007/08
総支出	18,408	18,292	100.0%	100.0%
生活費	10,881	11,711	59.1%	64.0%
住居費	3,983	3,625	21.6%	19.8%
学費 (Participation Costs)	2,438	2,104	13.2%	11.5%
うち、授業料	1,512	1,120	8.2%	6.1%
うち、修学費(書籍購入費、設備利用費など)	426	353	2.3%	1.9%
うち、交通費 (facilitation costs: 通学費、および学習のための旅行等を含む)	513	631	2.8%	3.4%
有子者の子どもの養育費	1,085	853	5.9%	4.7%

- (1) フルタイム学生のサンプルは、第1学年に限定。
(2) パートタイム学生のサンプルは、フルタイム学生の平均就学時間の50%以上修学者に限定。
(3)(出典) STUDENT INCOME AND EXPENDITURE SURVEY ENGLISH-DOMICILED STUDENTS(2012)P.352, P.355 より作成。

表 4-12 預貯金額・負債額の年度比較

(単位：円)

	フルタイム学生		パートタイム学生	
	2011/12	2007/08	2011/12	2007/08
預貯金	1,314	2,580	1,918	2,797
借金総額	6,831	6,494	3,515	3,097
うち、政府貸与奨学金 未払い債務*	6,194	5,823	845	479
純負債総額 (「借金総額」- 「学期終了時点の預貯金」)	5,576	3,916	1,608	299

* 「授業料ローン」、「生活費ローン」など。

- (1) フルタイム学生サンプルは、第1学年に限定。
(2) パートタイム学生サンプルは、フルタイム学生の平均就学時間の50%以上修学者に限定。
(3)(出典) STUDENT INCOME AND EXPENDITURE SURVEY ENGLISH-DOMICILED STUDENTS(2012)PP.356-357 より作成。

6. まとめ

最後に、まとめとして、BIS 調査報告書で、主要な知見として列記されている点(P.14)を、抜粋する形で以下に示しておこう。

- (1) フルタイム学生については、2004 年度調査から 2007 年度調査を経て継続する傾向として、収入全体に占める比率でみれば、「政府による奨学金などの学生への経済支援」による収入の比率が高まり、「アルバイト・定職」(paid work) 収入、「家庭からの給付」(親戚を含む: family accounts) の比率は、減少している。
- (2) パートタイム学生については、「常勤職」収入の上昇を受け、今回の調査では、「定職・アルバイト」収入額は、調査開始以来の史上最高値を記録している。それを反映して、2007 年度調査よりは、「定職・アルバイト」収入の、収入全体に占める比率は拡大している。
- (3) 学生全体でみれば、「政府による奨学金などの学生への経済支援」による収入は、インフレ率と同程度に推移しており、長期的にみれば、それほど変化はみられない。
- (4) 半数以上のフルタイム学生が、時間・日数の長短を問わなければ、通常学期期間中に「アルバイト・定職」に従事しており、多くのフルタイム学生にとって、それは重要な収入源になっている。この点は、2007 年度調査から継続する傾向である。ただし、雇用・労働条件(労働の質)が低下した影響を受け、その収入額は、少なくとも 2007 年度調査よりは、減少している。
- (5) ほとんどの学生が、政府貸与奨学金(「授業料ローン」・「生活費ローン」)を借りている。民間ローン(commercial loan)を借りているフルタイム学生はほとんどおらず、2007 年度調査と比べても減少している。
- (6) 学生生活費支出については、フルタイム学生・パートタイム学生のいずれでも、細目でみれば、「住居費」支出が増加し、通学費・教科書代・設備利用費などの「修学費」(participation costs)、および「日常生活費」(living costs)が減少している。
- (7) 借金(政府貸与奨学金を含む)と貯蓄額の差で表される「純負債総額」(Net debt)は、学生全体でみれば、2007 年度調査に比べると、貯蓄額の減少が原因となって増加している。
- (8) 「純負債総額」は、最終学年のフルタイム学生では、授業料上限額が 3,375 ポンドに設定されているなかで、10,299 ポンドにのぼる。パートタイム学生の場合は、1,495 ポンドである。

第5章 イギリスにおける所得連動返済型学資ローン

牧野 良介(日本学生支援機構)

小西 利幸(日本学生支援機構)

1. はじめに

近年、我が国では、若年者の厳しい雇用環境等とあいまって、真に返還が困難な経済状況にあるものからの回収については、より柔軟な返還への要望が寄せられるケースが増えている。独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」と表記）の奨学金事業においては、平成 24 年度から、現行の「所得連動返還型の無利子奨学金制度」が導入された。しかしながら、この制度は、本人の年収が 300 万円以下の場合には返還期限を猶予されるが 300 万円を超える場合は通常の無利子奨学金と同様に返済する（返還額が本人の年収と連動する訳ではない）など、限定的な制度であることが指摘されている。

このような状況下、平成 25 年 4 月に文部科学省に設置された「学生への経済的支援の在り方に関する検討会」が同年 8 月にまとめた「学生への経済的支援の在り方について（中間まとめ）」の中では、「諸外国では、将来の返還の不安を払拭するため、卒業後の所得に応じ返還額が変動する所得連動返還型奨学金制度を導入している国が多」く、「我が国においても、このような柔軟な返還方式を導入することを目指した制度改善が望まれる」旨が提言されている。

現在、所得に連動して返済額が変動する学資ローン制度を本格的に導入している国としては、イギリス、オーストラリア、アメリカが例として挙げられる。今般、幸いにも、その中の一つであるイギリスの学生への経済支援制度に関して、現地へ赴き、関係機関や研究者に対しヒアリング調査を行う機会を得ることができた。

本稿では、先行事例であるイギリス¹の学資ローン（Student Loan）の制度、仕組み、実施体制、課題等を学生支援事業の実施主体としての目線で明らかにすることにより、我が国においてより柔軟な所得連動返済型の奨学金制度の導入を検討するに当たっての示唆を得たい。

2. イギリスにおける現在の学資ローン（Student Loan）制度

我が国の貸与型奨学金制度に相当するものとして、イギリスにおいては、スチューデント・ローンズ・カンパニー（Student Loans Company,以下、SLC と表記）が実施する学資ローン（Student Loan）制度がある。この学資ローンにはその目的及び用

¹ イギリス（United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland）は、イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドの 4 カ国により構成されている。各国間では教育制度も学生支援施策も異なる部分があるが、本稿では、特に断りがない限りはイングランドを指す。

途に応じて、生活費ローン (Maintenance Loan) と授業料ローン (Tuition Fee Loan) とが用意されており、利用者は、自身の必要性に応じて選択することができる。

1 生活費ローン (Maintenance Loan)

利用者が学生生活を送る間に必要とされる生活費 (例えば、食料品、書籍、旅行など) を支援するためのローン制度である。この制度は、1990年に貸与制の学資ローン制度が創設された当初から存在した。このローンでは、親との同居・非同居や修学地によって、受給の上限額が設定されている。なお、60歳以上は対象外である²。

表 5-1 居住形態別・修学地別の生活費ローンの支給上限額 (2013/14 年度、年額)

親と同居	最大 4,375 ポンド
ロンドン市内で修学 (親と非同居)	最大 7,675 ポンド
ロンドン市外で修学 (親と非同居)	最大 5,500 ポンド
一学期以上の間、海外に居住し修学	最大 6,535 ポンド

(出典) Student Finance England, A GUIDE TO FINANCIAL SUPPORT FOR NEW FULL-TIME STUDENTS IN HIGHER EDUCATION 2013/2014

支給金額は、上記の金額を上限として、学生本人の家計の状況に応じて決定される。具体的には、上記の各支給上限額のうち、その 75% に相当する部分については全ての学生が利用できる。残りの 25% に相当する部分については、資産テストを受けた上で、家計の状況に応じて支給金額が増減額される。支給金額の算定の際、利用者に生活費給付奨学金 (Maintenance Grant) の受給資格がある場合には、その半額相当額が生活費ローンの支給額から減額される。支給は、通常年 3 回に分け、SLC から学生の金融機関口座に直接送金される。

2 授業料ローン (Tuition Fee Loan)

2006 年から導入された授業料を支援するためのローン制度である。2013/14 年度においては、支援額は 9,000 ポンド (政府が定めた大学の授業料の上限額と同額) を上限として、大学から課された授業料に相当する金額を借りることができる。生活費ローンのように家計の収入状況等に応じて減額されることはない。ローンは、SLC から大学に対し直接送金されるため、利用者 (学生) を経由することはない。大学への送金は 3 回に分割して行われ、1 学期と 2 学期が始まる時にそれぞれ支援額の 25% ずつ、3 学期が始まる時に残りの 50% が大学に送金される。

² 60 歳以上の者は、生活費ローンは利用できないが、特別支援給付奨学金 (Special Support Grant) を家計の状況に応じて最大 3,354 ポンド利用できる。

3. 学資ローンの返済方法

ローンの返済は、生活費ローンと授業料ローンとを統合して、卒業した翌年の4月から返済を開始する。返済に当たっては、可変方式の利子が賦課され、利用者本人の所得に応じて返済金額が算出される。

具体的な返済の条件は、2012年9月より前に入学した学生と、2012年9月以降に入学した学生とで異なる。

SLCがホームページ上で返済方法を説明した「Student Loan Repayment」では、前者（2012年9月よりも前に入学した学生）の返済方法を「Plan 1」と、後者（2012年9月以降に入学した学生）の返済方法を「Plan 2」と呼んでいる。

1 学資ローンに賦課される利子

2012年9月よりも前に入学した者（Plan 1）については、返済額に小売物価指数（Retail Price Index（RPI））を乗じて算出した金額が利子として賦課されている。これにより賦課された利率の推移は、次のとおりである。

表 5-2 小売物価指数（RPI）を基とした利子率の推移

年度	年利
2014/15	1.5%
2013/14	1.5%
2012/13	1.5%
2011/12	1.5%
2010/11	1.5%
2009/10	0.0%
2009年3月6日～2009年8月31日	1.5%
2009年2月6日～2009年3月5日	2.0%
2009年1月9日～2009年2月5日	2.5%
2008年12月5日～2009年1月8日	3.0%
2008年9月1日～2008年12月4日	3.8%
2007/08	4.8%
2006/07	2.4%
2005/06	3.2%
2004/05	2.6%
2003/04	3.1%
2002/03	1.3%
2001/02	2.3%
2000/01	2.6%
1999/00	2.1%
1998/99	3.5%

(出典) Student Loan Repayment-Interest rates

更に2012年9月以降の入学者（Plan 2）からは、これに加えて利用者の所得に応じて0%から3%の間で変動する利子が賦課されることとなった。

表 5-3 学資ローン（2012年9月以降の入学者（Plan 2））に賦課される利率

	利率
在学中	小売物価指数（RPI） + 3%
2015年4月より前に卒業または退学した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ コースを終えて4月までの間 …小売物価指数（RPI） + 3% ・ その後2016年4月までの間 …小売物価指数（RPI）
2016年4月以降又はローン返済が発生した日以降	利率は所得に応じて決まる <ul style="list-style-type: none"> ・ 所得が21,000ポンド以下の場合 …小売物価指数（RPI） ・ 所得が21,001ポンド～41,000ポンドの場合 …小売物価指数（RPI） + （3%を上限として所得に応じて設定された利率）

（出典） Student Finance England, A GUIDE TO FINANCIAL SUPPORT FOR NEW FULL-TIME STUDENTS IN HIGHER EDUCATION 2013/2014

ここで言う小売物価指数（RPI）は、物価の変動を返済額に反映させるものとして賦課しているものであり、2011/12年度まではこの部分のみを賦課していた。イギリスではこれを実質無利子と位置付けている。しかしながら、ブラウン委員会の提言（Securing a Sustainable Future for Higher Education, An Independent Review of Higher Education Funding & Student Finance, 2010）に基づき、2012年の改革において、上記のように、利用者の所得に応じて3%を上限として設定される実質利率が導入された。これは、学資ローン事業には政府が利子補給をしているため、授業料を引き上げれば政府の利子補給も増大することから、このような実質利子が導入されることとなったものと考えられている。なお、賦課される利子の金額は、元金とそれまでに賦課された利子との合計額に、上記の表 5-3 で定められた利子賦課率を乗じることによって計算する。

2012年改革により導入されたこの実質利子を伴う学資ローン制度では、利用者は、2016年4月以降から返済を開始することとなっている。つまり、本来は、卒業または退学した翌年の4月から返済を開始すべきところ、2012年から2015年までに卒業または退学した者については、その時期を問わず2016年3月までは返済を猶予されることになる。これはこの制度改正に対応したシステム改修が2016年まで終わらないことが理由とされており、システム改修が完了した後に返済を開始させることとしている。

SLCによると、このように複雑な利子賦課方法を採用し運用することは非常に挑戦的な取組みであるという。それはつまり、先ず、そもそもこの実質利子を導入する前の制度自体が複雑であったこと、また、更に複雑となった実質利子の仕組みを利用者（学生・元学生）に理解させなければならないこと、更には、以前の制度と新しい利子制度との双方を利用する利用者に対しては、その双方を理解させなければならないことが非常に困難であるからであるとしている。

4. 所得に連動した返済方式 (Income Contingent Repayment)

学資ローンは、所得に連動した返済方式 (Income Contingent Repayment(ICR) : 以下「所得連動返済方式」と表記) により返済される。この所得連動返済方式では、源泉徴収制度 (Pay As You Earn(PAYE)) または自己申告 (self-assessment) を通じて、歳入関税庁 (HM Revenue and Custom(HMRC)) により、国税や国民保険料の徴収と合せて学資ローンが回収される。

ここでイギリスの徴税制度について簡単に触れておくと、歳入関税庁においては、近年、税等の電子申告化を推進している。PAYE に関しては、事業主が提出する年度末申告書について、少数の例外を除いて 2011 年 4 月から電子申告が義務化された。また、個人の所得税申告については電子申告の義務化を行っていないが、2009/10 年度の申告においては期限内申告の 74%が電子申告されている。

なお、イギリスにおいては、所得連動方式の学資ローンが導入される 1998 年より前から、1990 年に創設されたモーゲージ・スタイル・ローン (Mortgage Style Loan) と呼ばれる学資ローンが存在した。このモーゲージ・スタイル・ローンは一般的な住宅ローン等と同様に、月々の返済額が固定 (元利均等方式) されたものであった。このため、このローンを元利均等型ローンと表記することとする。

1 返済を開始する基準となる所得額 (閾値)

イギリスの所得連動返済方式では、一定水準以上の所得に達するまでは返済を猶予し、基準額を超えた場合に返済を開始させる。この一定水準の所得は、いわゆる閾値 (threshold) と呼ばれている。

この閾値の設定のはじまりは、所得連動返済方式が導入された 1998 年に遡る。この当時の基準額は年間所得 10,000 ポンドであったが、これが 2006 年改革により年間所得 15,000 ポンドに引き上げられた。

表 5-4 閾値の推移

適用期間	年間の閾値	月の閾値	週の閾値
2012 年 9 月より前の入学者 (Plan 1) の場合			
2000 年 4 月 6 日～2005 年 4 月 5 日	£ 10,000	£ 833	£ 192
2005 年 4 月 6 日～2012 年 4 月 5 日	£ 15,000	£ 1,250	£ 288
2012 年 4 月 6 日～2013 年 4 月 5 日	£ 15,795	£ 1,316	£ 303
2013 年 4 月 6 日～2014 年 4 月 5 日	£ 16,365	£ 1,363	£ 314
2014 年 4 月 6 日～	£ 16,910	£ 1,409	£ 325
2012 年 9 月以降の入学者 (Plan 2) の場合			
	£ 21,000	£ 1,750	£ 403

(出典) “Student Loan Repayment”を基に日本学生支援機構が編集

これらの閾値は、Plan 1 の対象者と Plan 2 の対象者とでは、その取扱いが異なる。2012 年 9 月より前の入学者 (Plan 1) については、2006 年改革以降も少しずつ見直しが施され、2014 年 4 月 6 日から適用される閾値は年間所得 16,910 ポンドとなっている。

一方で、2012 年 9 月以降の入学者 (Plan 2) からは、年間所得 21,000 ポンドの閾値が適用されることとなっている。

なお、この 2012 年改革における閾値の引き上げを、London School of Economics の Nicholas Barr 教授は、実質利子の賦課により納税者負担の軽減を図っているにも関わらず、閾値の引上げにより完済しない者が増えることにより、結果として納税者にとって負担の掛かる仕組みになってしまっているとして、厳しい評価をしている(第 2 章参照)。

我が国とは異なり、傷病等の止むを得ない事由を理由とした返済猶予の制度は存在しない。つまり、傷病等の止むを得ない事由が存在するか否かではなく、基準額を超える所得があるか否かのみを問題として、返済の要否を判断していることになる。SLC によれば、このような割り切った仕組みを採用することにより、事業を効率的に運営することができているという。

2 返済額の算定

所得連動返済方式では、税引き前の所得額から前述の閾値を差し引いた金額の 9% に相当する金額が返済額となる。

「Student Loan Repayment」においては、2012 年 9 月より前の入学者 (Plan 1) による返済金額の算定方法について、次のような説明がなされている。

例えば、1,750 ポンド (税引き前) の月給受給者の場合、所得と閾値 (1,409 ポンド) との差額は、

$$1,750 \text{ ポンド (月給)} - 1,409 \text{ ポンド (閾値 (月額))} = 341 \text{ ポンド}$$

となり、この差額の 9% に相当する額は、

$$341 \text{ ポンド} \times 0.09 = 30 \text{ ポンド}$$

と算出され、学資ローンの返済月額は、30 ポンドとなる。

一方で、利用者の毎月の月給は必ずしも一定であるとは限らない。ボーナス等により臨時収入が入る場合もある。このため、月単位で見れば所得が閾値 (月額) を超え、返済が生じる月があったとしても、年間全体で見たとき結果として所得が閾値 (年額) 以下となることもあり得る。このように、月額が閾値を上回ったことにより返済額が生じたとしても、年度末時点で年間所得が閾値 (2014 年 4 月現在 16,910 ポンド) 以下であった場合には、利用者が希望すればその返済金の還付を受けることができる。

なお、年額 2,000 ポンド以上の預貯金の利息などの不労収入がある場合には、自己申告により追加の返済をする必要がある。

3 徴収の流れ

ローンの徴収方法は、被雇用者と課税額自己申告者とで異なる。主な流れは次のとおりである。

被雇用者の場合

- Step 1 ー 雇用主によって、給与から返済額が差し引かれる。
- Step 2 ー 雇用主が、返済金を歳入関税庁に収める。
- Step 3 ー 歳入関税庁が、SLCに対し、その年度の当該者の返済額を伝える。
- Step 4 ー SLCは、年度末までに新しい返済残高を算定する。
- Step 5 ー SLCは、利用者に返済状況についての文書を送付する。

課税額自己申告者の場合

- Step 1 ー 自己申告の際に、自らが学資ローンの利用者であることを示す。
- Step 2 ー 利用者は、歳入関税庁に対し、学資ローンの返済金を含めた支払額を納入する。
- Step 3 ー 歳入関税庁が、SLCに対し、その年度の当該者の返済額を伝える。
- Step 4 ー SLCは、年度末までに新しい返済残高を算定する。
- Step 5 ー SLCは、利用者に返済状況についての文書を送付する。

繰上げ返済を希望する場合、利用者は、前述のウェブサイト「**Student Loan Repayment**」から SLC へ直接に申請をすることができる。ただし、これにより繰上げ返済がなされた場合であっても、その事実が徴税システムに影響を与えることはない。したがって、繰上げ返済がなされたか否かを問わず、雇用主は源泉徴収を続けることになる。その際、返済が完了による過払いの清算をする場合には返金を求めることができるが、それ以外の場合は返金を求めることはできない。

上記のように、SLC が歳入関税庁から返済額を伝えられるのは年に 1 度（3 月末）である。一方で、各雇用主や歳入関税庁には、利用者がどれだけの金額を借りているのかは知らされない。このため、年度の途中で返済されるべき金額を全て徴収し終えたとしても、雇用主は返済完了となった事実を知り得ないため、当分の間、余分に徴収するケースが生じてしまうという。このような過払いの発生を防止するため、SLC では、返済期間が残り 23 ヶ月になった時に、ローンの利用者に対し文書を送付し、残りの期間の分は口座振替（**DIRECT Debit**）により自ら直接 SLC に返済させるようにしている。

なお、SLC によれば、現在、「リアルタイムインフォメーション」と呼ばれるプロジェクトが進められているという。このプロジェクトは、現在、年に 1 回のみ求めている雇用主からの返済額の報告を、これからは毎月 1 回報告するように、その仕組み

やシステムを新しく構築するもので、2017年からの運用を目指しているという。これが成功すれば、上記のような過払いの問題も克服されることが期待できるという。

4 返済の免除

前述のとおりイギリスにおける学資ローンは、所得連動返済方式を採用しており、更に所得が一定水準に達するまで返済を猶予するという閾値を設定している。このような返済方式を採った場合、永久に返済が終わらないことが懸念されるが、イギリスでは、このような所得連動返済方式と併せて、一定条件もしくは一定期間を経過した者に対する返済免除の制度を用意している。免除となる条件は次のとおりである。

表 5-5 入学年度と返済免除となる条件

2012年9月より前の入学者 (Plan 1)	2012年9月以降の入学者 (Plan 2)
2006年9月より前にローンを受け始めた者 ⇒ 65歳に達した時 2006年9月以降にローンを受け始めた者 ⇒ 返済義務が発生してから25年後	返済義務が発生してから30年後

(出典) Student Finance England, Student Loans-A GUIDE TO TERMS AND CONDITIONS 2014/15
を基に日本学生支援機構で編集

このように、返済免除となる期間が25年から30年に引き伸ばされた根拠は、ビジネス革新技能省 (Department for Business ,Innovation and Skills (BIS)) によれば、2010年のブラウン報告によるという。ブラウン報告では、返済を開始する所得の閾値を引き上げた場合、政府のコスト負担が増大することになり、これを穴埋めするためには、返済免除とする返済期間を25年から30年に延長すべきであるとの提言がなされている。

また、BISの担当者は、高齢まで仕事を続ける者が増えており、引退する平均年齢が10年後にはおそらく67、68歳になっていると予測されているのも1つの理由と考えているとのことである³。

5 海外居住者からの回収

借り手が3ヶ月以上海外に居住している場合には、SLC に対し”Overseas Income

³ イギリスでは、2011年雇用平等 (退職年齢規定廃止) 規則 (Employment Equality (Repeal of Retirement Age Provisions) Regulations 2011) が、2011年4月に施行され、定年制が原則廃止された。例えば著しい体力や精神力を要する業務等、正当な理由があれば定年制の維持が認められる場合もあるが、これらの例外を除き、年齢を理由とする解雇を差別として原則的に禁じている。【独立行政法人労働政策研究・研修機構 データブック国際労働比較 2014 第3-18表 年齢に関する法制度等 (定年等関係)】

Assessment Form”という様式により必要事項を届け出る必要がある。SLC では、提出された”Overseas Income Assessment Form”とこれに添付された収入や状況に関する証明書類（直近 3 ヶ月分の給与明細や在学証明等）をもとに返済すべき金額を算出する。届出を受け、返済額を算出した SLC は、借り手に対し、毎月の返済額を示した返済スケジュールを送付する。

なお、月々の返済額を算定する際、どのような閾値を設定するかの問題が生じる。なぜならば、渡航先の国によって、物価や給与の水準は異なるため、イギリス国内で適用している閾値（例：16,910 ポンド（Plan1 の場合））を単純に現地の通貨単位で換算して返済額を算出するのは相当ではないと考えられるためである。このため、海外に居住している場合の閾値は、その在留先の国ごとの物価水準を考慮して計算し設定している。その閾値の額は、世界銀行（World Bank）が公表している情報を利用して計算している。この公表データでは、国ごとの一般物価水準の違いが測定されたデータが示されており、これを用いて国ごとの閾値が設定されている。このようにして算出し設定された各国ごとの閾値は、前述のウェブサイト”Student Loan Repayment”上で、一覧表形式で公開されている。例えば、Plan1 の対象者は、イギリス居住の場合、閾値は 16,910 ポンドであるが、ポーランドに在住している場合は、上記の方法により算出された閾値 10,150 ポンドが閾値（2014 年 4 月から 2015 年 3 月の場合）となり、借り手は、この閾値（10,150 ポンド）を超えた収入額の 9%に相当する額を返済することになる。なお、返済は口座振替（DIRECT Debit）により行う。

6 卒業後の利用者の把握

イギリス国内に在住する利用者の把握は、国民保険番号（National Insurance Number）を活用して行う。具体的には、先ず、利用者は、学資ローンを申請する際にこの国民保険番号を記載する必要がある。申請を受けた SLC は、返済が始まる時に、この番号を歳入関税庁に連絡する。連絡を受けた歳入関税庁は、国民保険番号と氏名の情報を使って、税システム上の該当者を特定する。歳入関税庁は、当該利用者が被雇用者であった場合には雇用主に連絡して、その者の給与から返済額を天引きするよう指示をする、というプロセスを経る。

この仕組みは、国民保険番号により利用者の状況を把握できることが大前提であるため、卒業後、海外に居住することとなった者の把握が問題となる。SLC によれば、学資ローンの返済の必要がある約 320 万人のうち、海外に居住している者は約 8 万人であるという。このような海外居住者の住所を把握するために、SLC では、海外居住者に住所の届出を義務付け、これを守らない場合にはペナルティが課される。

このような場合のペナルティは、2012 年改革により課されるようになったものであり、2 つの種類がある。その一つは、住所の報告を怠った者に対し、その所得額を問わず、小売物価指数（RPI）プラス 3%のペナルティとしての利子を課するというものである。このペナルティは、2016 年 4 月以降から適用される。そして、もう一つのペナルティは、返済額を算定する際に、所得が実際の 2 倍あるものと仮定して計算し、もって月々の返済金を多く徴収するというものである。SLC では、海外居住者からの

住所の届出を確保するために、このような心理的な圧迫効果を狙った仕組みを採用している。実際は、海外居住者が SLC に連絡し、現在の状況の証拠を提出すれば、SLC では（所得が実際の 2 倍あるものとして計算された）返済金額を修正する場合もあるという。こうしたペナルティは、まずは SLC に連絡させるための手段であるという（SLC）。

5. RAB チャージ（Resource Accounting Budgeting Charge）

先述のとおり、イギリスの所得連動返済型ローン制度では、制度上、閾値や免除制度が組み込まれているため、政策的な要因により必然的に未返済（default）が生じる。このため、ビジネス革新技能省では、貸出残高の資産評価や、制度の持続に必要な公財政負担額を見込み、もって毎年度の予算編成に寄与することを目的として、将来の未返済額の割合を推計しており、この推計値を RAB チャージ（The Resource Accounting Budgeting (RAB) Charge）と呼んでいる。

この推計は、高度な統計手法を駆使した非常に複雑なもの（フルモデル）であるが、イギリス政府のホームページ上において、単純化されたモデル（the simplified student loan repayment model）が公開されており、2014 年 6 月に最新版に更新された。

RAB チャージの算出に当たっては、まず、各債務者の所得を経年（35 年間）で推計し、その所得額を基に各年度に返済される額を見積っている。この経年所得の推計には、StEP（The Stochastic Earnings Path）と呼ばれる推計モデルが使われている。この StEP では、翌年の賃金の推計に賃金方程式を利用し、これを毎年繰り返すことによって各債務者の 35 年間の経年所得を推計する。賃金方程式には、SLC で管理している債務者の過去の所得を利用可能な広範囲で活用している。イギリスでは、特に最近の卒業生は、統計資料で見られる過去の卒業生の平均値と比較して低所得で、就職率についても低い等の特徴があり、StEP は、SLC で蓄積されているデータをより広範囲に活用することによって、最近の卒業生の所得の実態が反映されたものとなっている。

1 StEP を利用した推計モデル

以下に、ホームページ上で公表されている”Guide to the simplified student loan repayment model(June 2014)”において、StEP を利用したフルモデルでの RAB チャージの算出手順が説明されているため、その概略を示す。

Steps 1 & 2 経年所得を予測

- SRDD（Statutory Repayment Due Date:初回の返済期限）後の最初の 4 年間の所得

(1) SRDD が 2007 年度以前の債務者

既に返済が始まって 4 年以上経過している債務者については、SLC から過

去の所得が提供され、提供されたデータは、将来の経年所得の予測に係る回帰のラグ付従属変数として利用される。

(2) SRDD が 2012 年度以降の債務者

初回の返済期限が到来していないため所得の履歴がない債務者については、SLC データの回帰分析に基づいて、特殊な派生モデルから経年所得を予測する。これらは、性別、年齢、課程タイプ（債務者が修了した課程が第一学位課程、または下位学位課程）及び回帰モデルによって作成された以前の所得に基づいている。

(3) SRDD が 2008 年度から 2011 年度の債務者

所得の履歴はあるが、経年所得の予測には実績が不十分な場合もあるため、利用可能な過去の所得と(2)で予測した所得とを組み合わせることで経年所得を予測する。

○ 返済開始から 4 年経過後の所得

返済開始から 4 年経過後、所得の実績が BHPS (British Household Panel Survey⁴) データに基づく回帰モデルに組み入れられる。所得の実績が BHPS 換算値へと変換され、ラグ付従属変数、年齢、コースタイプ、性別などの数値履歴を用いた回帰モデルにより経年所得を推計する。年齢帯は、収入増加率が債務者のライフステージによってかなり異なることを示している。

○ 卒業年齢の調整

30 歳の卒業生と 22 歳で卒業し 30 歳になった者とは、所得や収入の伸びが異なる傾向にある。SLC のデータを使用するにあたって、この問題は返済初期に処理しているが、卒業後長期経過後の所得に大きな影響を与え続けることになってしまう。

これを調整するために、初回の返済期限時の債務者の年齢を 22 歳（下位学位資格は 21 歳）として第 2 の経年所得を計算し、2 つの平均をウェイト付けして全体としての経年所得を算出する。「典型的な年齢」の経年所得への大きなウェイト付けで始まり、徐々に「実年齢」の経年所得にウェイトを移行していく。

Step 3 経年所得を名目額に調整

Steps1&2 で予測した個人の経年所得は、マクロ経済データ（「ONS（国家統計局）の Average Weekly Earnings series」から引用）と OBR（予算責任局）のマクロ経済予測（所得増の予測）を用いて名目額に調整する。

⁴ BHPS (British Household Panel Survey) :英国世帯パネル調査。英国における代表的な世帯パネル調査として 1991 年より毎年実施されている。収入や健康など、複数の分野を網羅する調査である。行政からも調査に対する関心が持たれており、運営の主体は大学（エセックス大学）であるものの、行政からの意見が反映されるよう配慮がなされている。（平成 24 年 3 月「日本におけるパネルデータの整備に関する調査報告書」内閣府）

Step 4 投資所得

BHPS のデータに基づき年齢、労働収入、性別により債務者が投資所得を得る確率を算定する。その後労働所得に、投資所得の正規分布（平均～2,500 ポンド、標準偏差～2,000 ポンド）から投資所得が加えられる。ただし、年間 2,000 ポンド未満の投資所得は 0 と扱っている。

Step 5 年間を通じて無職である債務者を考慮

このモデルの目的からすれば、賃金収入がない期間に関心がある。失業及び経済活動をしていない状態をともに無職と定義する。

STEP モデルでは、職歴を示すため 3 つのラグ付従属変数によるロジスティック回帰を使用し、無職の過程を分けてモデル化している。経年所得により無職の確率を計算後、所得が約 0 の期間が経年所得に上書きされる。

Steps 6 & 7 返済額の推計

○ 返済額

債務者の投資所得を含めた年間所得が予測され、併せて無職の期間について考慮されると、返済のルール（閾値を超えた金額の 9%等）に従って、返済額を推計する。

○ 死亡率と障害の推計

債務者が死亡した場合や、将来に渡って働くことができないような障害を負った場合、ローンの残額の返済が免除となる。したがって、当該年度の死亡率及び障害になる確率は、ONS のライフテーブルを利用し、年齢や性別に基づいて計算し、死亡等が発生した以降の返済額は 0 と推計する。

○ 国民保険番号の不一致等による未回収額

債務者が歳入関税庁に登録している学資ローンのアカウントと国民保険番号が一致しない等の事象によって、ローンの回収が行われない場合がある。その事象が発生する確率を SLC のデータに基づいて計算し、事象以後の返済額を 0 と推計する。

○ イギリスから国外への移住

イギリスから国外に移転する債務者は、関税歳入庁の徴収システムを利用して返済をすることができないため、SLC に直接返済する。イギリスから国外に移住する確率については、国家統計局 (ONS) の International Passenger Survey (IPS) を用いて計算し、移住先の小売物価指数等に応じて返済額を推計する。

○ 繰上返済

繰上返済を行う場合があるが、その確率はローンの残高と返済期間に左右される。繰上返済のほとんどは、ローンが少額の債務者が返済開始後数年の間に行っており、返済額に反映している。

○ 各年度期末（翌年度期首）の債務残高

実際の返済は、月単位もしくは週単位で行われているが、推計モデル上は、上半期に一回の返済と半期毎に利息が発生すると仮定して推計している。当該年度の期首の債務残額及びそれに対して賦課された利息の合計値から返済額を差し引いた金額を上半期期末の債務残高とし、上半期期末の債務残額及びそれに対して賦課された利息額の合計値を各年度期末（翌年度期首）の残高としている。なお、ある年度の返済額がある年度期首の債務残高以上になった場合は、債務完済としている。

Step 8 RAB チャージの算出

- (1) 学生時代に各年度で貸出したローンを、財務省が定める割引率を適用して、ローンを貸出した初年度時点の現在価値に換算
- (2) Step1～Step7 の手順を踏まえて算出された各年度の返済額（利息を含む）を、財務省が定める割引率を適用して、ローンを貸出した初年度時点の現在価値に換算
- (3) 未返済額（利息を含む） = (1) - (2)

$$\text{RAB チャージ} = (3) / (1)$$

2 単純化された推計モデル（Simplified student loan repayment model）

StEP モデルを利用した RAB チャージの算出は前述の手順で行われているが、イギリス政府のホームページには、このモデルの単純化した簡易版（Simplified student loan repayment model）による計算方法が公表されているので紹介する。

簡易版は、StEP を利用したフルモデルとは独立したバージョンであるが、債務者の所得や割引率、政策的要因によって左右される変数（閾値、割引率、利率、最大返済年数）については、フルモデルと同一の想定条件で推計されている。

簡易版は、フルモデルから男女 10,000 人ずつの債務者を引用して、35 年間の所得額を推計し、返済額を推計しているが、フルモデルとの相違は以下の通りである。

- ・ 2013 年度の新入生のみを対象
- ・ 3 年の学士課程でかつ卒業時 22 歳である学生のみを対象
- ・ 全ての学生は同額を借入
- ・ 投資所得は考慮しない

- ・ 国民保険番号の不一致等による未回収額は考慮しない
- ・ 国外への移転は考慮しない
- ・ 繰上返済は考慮しない
- ・ 死亡または障害は考慮しない

なお、フルモデルから引用された男女 10,000 人ずつの 35 年間の経年所得に応じて、フルモデルと同様各年度返済額（利息を含む）を現在価値に換算し未返済額を算出した結果、RAB チャージは 47.2%となっている。

フルモデルと簡易版は、前提条件が異なるため直接比較はできず、結果も少し異なるが、簡易版により将来の返済の一般的な感覚をイメージすることができる。そして、将来の卒業生の収入や金融割引率等の前提条件、閾値、返済額の割合、利子率や最長返済年数等の政策的なパラメーターを入力して、ローンのコストを推算することができる。

6. スチューデント・ローンズ・カンパニー（Student Loans Company）

前述のとおり、イギリスにおける所得連動返済方式の学資ローンの実施主体は、SLC である。この SLC は、イギリスの大学の学生にローン（Loan）や給付奨学金（Grant）を支給するために、1989 年に設立された非営利の官有の組織である。その所有権は、現在、イギリスの 4 つの教育省による拠出金が反映されている。すなわち、2012 年 12 月からは、ビジネス革新技能省（イングランド）が 85%を、残りの 15%をスコットランド、ウェールズ、北アイルランドが分けて所有している（Student Loans Company ,ANNUAL REPORT 2012-13）。

1 事業の概要

SLC の事業は、ビジネス革新技能省（イングランド）、教育・生涯学習省（スコットランド）、教育技能省（ウェールズ）、雇用学習省（北アイルランド）と共同で実施している。

その事業における SLC の役割は、次のとおりである。

- ・ 学生のファイナンスに関する情報提供、助言、案内
- ・ 高等教育や継続教育の学生や学習者に対するローンや給付奨学金の支給
- ・ 高等教育や継続教育の機関に対する授業料の支払い
- ・ 高等教育や継続教育の機関に代わって、その機関の奨学金を支給
- ・ 歳入関税庁と共同でのローンの返済金の回収
- ・ 自発的に追加的な支払いをする顧客や海外居住者からの直接回収、グラントの返金やローンの超過返済の管理
- ・ 以前の抵当式ローン（MSL）の返済金の回収
- ・ 北アイルランドとウェールズにおける 16 歳を超えた生徒への生活費の支給

- ・政府の政策立案と分析を支援するための専門的な運営上の助言、質の高いデータと情報の提供

2 組織体制

事業の拠点は、イギリス国内に4ヵ所（グラスゴー（中心市街地）、グラスゴー（ヒリントン）、コルウィンベイ、ダーリントン）に渡って配置されている。また、2013/14年度の早期のうちに、ロンドンに高等教育財政カウンスル（Higher Education Funding Council for England（HEFCE））と共同の事務所施設を設立しようとしている。

SLCは2012/13年度においては、約2,000人の常勤スタッフを擁している。また、最大で約1,500人の追加スタッフを活用し、学事年の最繁忙期にも対応している（Student Loans Company ,ANNUAL REPORT 2012-13）。

SLCによれば、事業の実施に当たり、最も力を注いでいる事柄のうちの一つとして、学生の理解を促進するための情報提供がある。特に、「コンタクトセンター」と呼ばれる部門には約800人のスタッフを投入している。この「コンタクトセンター」は、学資ローンの申請者や返済中の者からの相談に応じるための部門である。SLCでは、「コンタクトセンター」の充実には相応の経費が掛かるものの、1回の問い合わせに丁寧に対応することにより学生等に十分に理解させることが2回目、3回目の問い合わせを未然に防ぐことにつながり、結果として効率的な事業運営に繋がると考えられている。そのため、この部門には、スタッフを訓練するための専門の職員を配置し、受電の際の振る舞いや学資ローンの仕組みなど様々な訓練を定期的に行っているという。

これとは対照的に、約300万人の債権を回収する回収部門のスタッフは、34人しか配置していないという。SLCによれば、これは、1998年に税金徴収システムを活用できるようになって以降、雇用主が学資ローン制度を理解し、税務当局と雇用主との間で源泉徴収の手続きが正確になされれば、あとは安定的に稼働する情報システムによって税務当局とSLCとの間でデータのやり取りができれば、このような少人数であっても、事業の運営が可能であるという。

なお、2010年に機構が実施した調査によれば、情報システムの開発及び運用に従事するSLCのスタッフは約200人である。一部のシステムを除き、主な業務システムは全て、SLCのスタッフが自前で開発、回収、運用を手掛けている。これにより、請負業者の選定に時間を費やすことなく、実際の制度や実務に精通したものが自らシステムの設計や改修に携わることができ、もって情報システムの開発及び運用の迅速性・正確性を担保することが期待できるという（JASSO,イギリスにおける奨学金制度・システムに関する調査報告書,2010）。

7. イギリスの学資ローン制度が抱える課題

イギリスの高等教育においては、1998年に授業料が導入（当時は1,000ポンド固定⁵⁾されるまでは、実質的に無償であった。前述のとおり、1998年より前から、学生が生活費に充てるための経費の援助として元利均等による返済方式のモーゲージ・スタイル・ローンが存在したが、1998年に授業料が導入されたことに合わせて、所得連動返済方式のローンが採用された。この所得連動返済方式のローンは、2006年の授業料の上限額の引き上げ（上限額3,000ポンド）に合わせて、授業料ローン（Tuition Fee Loan）が創設されるなど、経年によりその状況に即した制度変更や新たな制度の創設など、その改善に向けた試みがなされてきた。これらの取組みにより、イギリスの授業料や学生に対する経済的支援制度は、「世界で最も気前のいい学費制度」（Watson）とも言われている（先導的・大学改革推進委託事業調査報告書「高等教育段階における学生への経済的支援の在り方に関する調査研究」第8章）。

一方で、この「気前のいい学費制度」は、納税者である国民の負担と、国の学資ローン帳簿の資産価値の維持という観点から、2013年11月のイギリス会計検査院の報告書を皮切りに様々な指摘を受け始めている。

1 会計検査院の報告書

2013年11月、会計検査院（National Audit Office(NAO)）は、学資ローンに関する報告書（Report by the Comptroller and Auditor General ,Department for Business ,Innovation & Skills ,Student loan repayments）を取りまとめた。その主な指摘の概要は次のとおりである。

会計検査院による事実認識

会計検査院は、この報告書の中で、次のような事実認識をしている。

- 1990年に学資ローン制度が導入されて以来、550億ポンドの学資ローンが貸し付けられた。2013年3月時点の学資ローンの総残高は460億ポンド（300万人）となっており、2042年には2,000億ポンド（650万人）まで増加すると予想されている。このように、ローンの規模と残高は顕著に増大しており、学資ローンの帳簿は実質的に公共の財産となりつつある。
- このような状況下で、政府は、その資金計画に当たって、返済されないローンの割合を楽観的に予測していた。ビジネス革新技能省は、2013年3月時点の総残高460億ポンド（利息を含む。）のうち、310億ポンドしか返済されないと予測している。
- 2013年に貸し出されたローンのうち、政府は、返済されない割合は35%にのぼると予測している。更に、2012年以降のローンのうち最大で半分の借り手

⁵⁾ 実際には、家庭所得によって減免が行われ、全額を支払う学生は全体の30～40%程度にとどまっていた。【芝田政之、2006年8月 大学財務経営研究第3号】

が、ローンを完済するのに十分な収入を得ないであろうと予測している。

会計検査院の所見の概要

会計検査院では、このような事実認識の下、

- ① 実績及び説明責任の方法が、SLC と歳入関税庁が回収を最大化するためのインセンティブになっているか
- ② ローン帳簿の価値を回復するための強固な回収戦略があるか
- ③ 将来のローンの返済を正確に予測することができるか
- ④ 学資ローンの回収の手法が納税者のためにローン帳簿の価値を最大化しているか

について分析し、次のような所見を提示した。

まず、会計検査院は、ビジネス革新技能省が設定した回収の目標に関しては、2012/13 年度において、SLC が所得連動返済方式のローンの 4 つの回収目標のうち 3 つを達成したことについては、積極的な評価をしている。しかしながら、ビジネス革新技能省が回収額に関する目標を設定していないことや、古い債権を減らすような目標を設定していないことなど、いくつかの重要な分野について定量的な目標が存在しないことについては消極的な評価をしている。

次に、学資ローンの帳簿の価値を最大化するための戦略に関しては、SLC とビジネス革新技能省と歳入関税庁とが共同で事業を実施し、回収プロセスの改善に取り組んできたことを積極的に評価している。一方で、この三者間での回収実績の改善のための共同戦略が欠けていること、現在雇用記録の無い借り手に十分な収入があるかどうか立証して来なかったとして、厳しい評価をしている。また、モーゲージ・スタイル・ローンについては、1 億 2,700 万ポンドが時効になる可能性があることについて言及している。さらに、海外に居住する借り手に対しては SLC が直接に回収をしているが、その回収アプローチが不十分であるとの指摘がなされている。

また、将来の返済の予測に関しては、ローン帳簿の強固な価格査定のためには、信頼できる返済額の予測が必要であるにもかかわらず、ビジネス革新技能省による 2009/10 年度の予測では、実際の回収額よりも 20% 高かったことが指摘されている。また、その後、予測の手法を改善しているが、にもかかわらず 8% も過大に見積もっていたこと、例えば 2011/12 年度は、予測額が実際の回収額よりも 1 億 1,100 万ポンドも高かったことも指摘されている。一方で、ビジネス革新技能省が、借り手に関するより詳細な情報を使用することによって改善を試みていることについても言及されている。

さらに、ローン帳簿の価値を最大化するために、ビジネス革新技能省が強固な戦略を持ち、借り手に関する情報を改善し、将来の回収を正確に予測できるようになるまでは、十分なコスト効率があるとは言えないと述べられている。

この様な指摘をした上で、会計検査院は、次のような提言をしている。

- a ビジネス革新技能省は、毎年の回収予測額や、予測と実績の相違点について、

分かり易く透明性のある報告を公表すべきである。

- b ビジネス革新技能省は、SLC と歳入関税庁に対し返済の改善を最大化させるような回収実績目標を設定すべきである。
- c 現在雇用記録がない借り手について、ローンを返済するために十分な収入があるかどうかの十分な情報を取得すべきである。
- d 海外に居住する約 14,000 人の借り手の返済が遅れている。このグループは全体に占める割合は小さいが、SLC は他の組織の債権回収から多くを学ぶことができるはずである。

2 下院公共会計委員会の報告

また、イギリスの下院公共会計委員会（Committee of Public Accounts）は、2014年2月に学資ローンに関する報告書「Student Loan repayments」を公表した。この報告書は、前述の会計検査院の報告や2013年12月11日にビジネス革新技能省の事務次官 Martin Donnelly らが下院へ報告した証言等に基づいてまとめられたものであり、その概要は次のとおりである。

報告書の概要

同報告書において下院は、回収方策や将来の予測及びコスト、ローン帳簿の資産価値、ローンの売却等に言及しており、その概要において次のように述べている。

目下、政府の帳簿ではおおよそ 460 億ポンドの学資ローン残高があり、この数値は 2042 年までに 2,000 億（2013 年の物価）ポンドまで劇的に上昇する。2042 年までに、借り手は 650 万人に達することが予想される。同時に、返済されないローンの金額も上昇し、政府は残高の 35～40% が返済されないと見積っている。これは、現在の債務残高 460 億ポンドに関しては 160～180 億ポンド、2042 年の学資ローンの残高による見積りでは 700～800 億に相当する。ビジネス革新技能省は、この金額に見合うだけの、確実に回収するための対策を十分に講じていない。ビジネス革新技能省は、ローンの返済を精密に予測することができず、未返済となる返済金に要する将来の確実なコストについて、納税者に十分な理解をさせていない。SLC は、全ての返済義務—関係する金融資産の実際の規模—を特定し確実に回収することを充分にしておらず、学資ローンの売却提案については、金額に見合う価値があるか証明する必要があるだろう。

下院による結論と勧告の概要

また、下院公共会計委員会の報告書では、その「結論と勧告」（“Conclusions and recommendations”）の中で、主なものとして、次のような旨が述べられている。

- 学資ローンが 1990 年に創設されて以来、どれだけ返済されるかを予測する信頼できるモデルは存在しなかった。ここ数年の予測においても、年次の返済

額を、実際の返済額よりも8%程過大に見積もっている。この結果として、ビジネス革新技能省は、返済不能となる学資ローンの価値を低く見積もっている恐れがある。最近のビジネス革新技能省の見積もりでは、返済不能となる学資ローンの比率は35~40%である。ビジネス革新技能省は、年間の回収額を予測し、かつ明確で理解しやすいように公表しなければならない。また、予測と実績に乖離があれば、その差を説明すべきである。

- 学資ローン帳簿のいかなる売却も「納税者が満足する金額に見合うものでなければならない」とする BIS 事務次官の発言に安心した。しかし、現在、ビジネス革新技能省は、ローンの価値を適切に見積もるための強固なモデルを持っていない。また、売却の価値や長期的なコストを査定するに足る信頼を提供していない。売却による価値の基準は、事前に分析される必要がある。ビジネス革新技能省は、①学資ローン帳簿の現実的な価値、②早期売却によって発生する納税者が負担する長期的コスト、③入札者間で望まれる競争のレベルと入札者がローン帳簿に対しいくら支払うかのレベルについて、しっかりと理解していることを証明しなければならない。
- 債権回収のアプローチの厳密さが欠けており、ビジネス革新技能省と SLC は返済金の回収を改善する必要がある。例えば、SLC には、海外に居住するイギリス人の卒業生等について情報がほとんどない。ビジネス革新技能省は、回収が期待できる債権の回収と、特定の重要分野における SLC の実績の評価について、より柔軟で意味のある目標を設定するとともに、これを報告しなくてはならない。このことが、事業の透明性と説明責任の改善に繋がるだろう。また、海外居住者を含む全てのカテゴリーの延滞債権のより迅速な回収について、戦略と目標を立てるべきである。
- ビジネス革新技能省と SLC は、借り手を追跡するために他の公共機関と情報を共有する機会を開発してこなかった。ビジネス革新技能省と SLC は、出入国の情報などの借り手の消息や収入に関してより多くの情報を得るとともに詐称の特定に資するための戦略の開発を、他の公共機関と共同で取り組むべきである。
- 学生に提供される顧客サービスの質は向上しているが、重大な問題が残っている。学生や卒業生からの SLC への連絡は通常より高い有料回線を使用しなければならない。また、現在の状況の情報提供についてオンラインフォームを使用できず、印刷して手書きで記入し郵送するか、スキャンしてメール送信しなければならない。SLC は、約束通り、次年度、借り手向けのオンラインサービスの改善と普通電話より高い有料電話回線の使用中止を実行しなければならない。

3 債権の売却

前述のとおり、1998年に所得連動返済型学資ローンを導入する前は、モーゲージ・スタイル・ローンと呼ばれる元利均等型の返済方式による学資ローンが SLC によって

実施されていた。SLC は、回収実績の乏しいローン帳簿の資産価値を最大化するため、1998 年と 1999 年に債権を売却したが、その後、債権の売却は進められなかった。

しかし、2013 年 11 月、10 数年振りに債権の売却が実施された。売却の対象は、5 年以内に返済しなければならなかったにも関わらず 16 年経っても返済がなされていない債権で、債権額は 8.9 億ポンドに及んでいる。売却に当たっては、一般公開による競争入札が行われ、1.6 億ポンドで民間企業の共同体が落札した。

この売却に当たっては、財務省と BIS とが、学資ローンを売却できるかについてのプロジェクトを立てた。このプロジェクトにおいては、外部のエージェンシーを活用し、そのローン帳簿が、5 年後、10 年後にどれだけの価値があるかを分析した。その結果として、そのグループの債権を売却した場合に損益が分岐する基準額が算定され、その基準に沿って入札が実施された。

SLC によると、SLC には売却の決定権はなく、政府の学資ローンを管理しているだけであるが、売却が遅くなった理由は、市場の動向が思わしくなかったため誰も購入しないという見方があったとのことである。その後、いくつかの機関が SLC に売却を考えているか聞いてきたので、政府も買い手がいるとわかり、売却を決定したという。

なお、この 2013 年 11 月のモーゲージ・スタイル・ローンの売却について、イギリス下院公共会計委員会は、前述の 2014 年 2 月の報告書「Student Loan repayments」の中で、「ローンの価値は、もし売却せずに残したままであったならば、売却により実質的に得た 1.6 億ポンド以上となった可能性もあるが、それでも売却は価値相応なものであったとみなせる。」と評価している。

8. 我が国で所得連動返済型奨学金制度を検討するに当たっての示唆

1 制度の複雑化とそれを学生に理解させるための取組

イギリスの学資ローン制度における所得連動型返済方式は、制度として非常に複雑な仕組みとなっている。一般的な金融商品とは異なり、閾値や返済免除となる返済期間が設定されており、返済額は毎月異なり、利率は物価水準や借り手の所得によって変動する。これらの条件は、2012 年 9 月より前の入学者（Plan1）と 2012 年 9 月以降の入学者（Plan2）とで異なる。また、返済方法は、被雇用者と課税額自己申告者とは異なり、更に、イギリス国内居住者と海外居住者でも異なる。

SLC によると、従来の返済方法（Plan1）だけでも十分に複雑であったにもかかわらず、新たな返済方法（Plan2）は更に複雑になっており、なおかつ、Plan1 と Plan2 との双方を利用する者もいるため、現場で運用する立場である SLC にとって、このような複雑な仕組みを運用することは、非常に挑戦的なことであるという。

このように複雑化した制度を利用者に理解させるため、SLC では、ガイダンスセンターという部署を設置し、学資ローン制度の理解の促進を図っている。具体的には、

ホームページの充実や出版物の発行だけでなく、様々なセミナーやガイダンスを開催するなど、SLCの職員が高校に赴き、高校生に直接に説明するなどの取組も実施している。SLCの担当者は、これらの取組みの中で、4年後以降に大学を卒業して返済を始める高校生に対して、その4年先に生じる複雑な返済方法を理解させるのは非常に難しいことだと述べている。この点、我が国の奨学金制度において、本機構が、在学中の奨学生の返還意識の涵養と各種救済制度の周知徹底に力を注いでいる実情と共通する要素が多分にある。

また、学資ローン制度を学生に正しく理解させるための取組は、SLCだけでなく、ビジネス革新技能省においても積極的に実施されている。ビジネス革新技能省によれば、授業料の引き上げに関し調査を実施した結果、高等教育への志願者達が不安感を抱いていることを発見したという。この結果を受け、様々なマーケティング活動を行い、若者の不安感を解消するために、国の学生への経済支援について正しく理解させるキャンペーンを2006年から開始した。キャンペーンの対象(ターゲット)は、17、18歳の若者を中心として、その親の世代や青年教育を目指している者、あるいは教員などであり、その伝達手段は、DVD、パンフレット、テレビ、ラジオ、プレスリリースなどあらゆる媒体を活用している。ビジネス革新技能省が、特に効果的と認識しているのは、「スチューデント・ファイナンス・ツアー」と呼ばれる取組みである。この取組みは、全国の高等学校を回って情報提供するもので、例えば、その高校の卒業生が、自身と同じような背景や経済的困難等を負った後輩に対し、実体験に基づいた情報提供を行う、といった取組み(peer to peer system, P2P)を実施しているという。

今後、我が国が、より柔軟な所得連動返済型奨学金制度を導入しようとした場合、イギリスと同様に、ある程度現行制度より複雑な制度になることが予想される。また、奨学金の持つ重要な機能である「安心の提供」を最大限に発揮させるためには、利用者による正しい理解が不可欠と言えるだろう。我が国においても、奨学金制度に関して、広報・周知や採用時・在学時の指導のより一層の充実を図ろうとしたとき、このようなイギリスの事例は非常に参考になるだろう。

2 回収の仕組み

前述のとおり、イギリスにおける所得連動返済方式の学資ローンでは、その回収は、歳入関税庁が源泉徴収等により実施している。SLCによれば、SLCと税務当局との関係は良好であり、さらにローンの回収に関しては税務当局と各雇用主との関係も良好であるという。

ただし、1998年にこのような回収方式を導入した当初は、その運用に当たって、いくつかの困難があったという。例えば、導入して最初の2~3年の間は、税務当局はそれほど熱心ではなく、また所得連動返済方式という概念がSLCにとっても新しい概念であったため、その点において苦労が多かったという。また、源泉徴収のためには、雇用主による事務処理が必要になるが、雇用主にとってこの処理に協力することによるメリットは何もないため、理解を得ることが困難であったという。このような困難

があったにもかかわらず、今日、円滑に処理が行われるようになったのは、政治家レベルの税務当局への働きかけや、これを受けた税務当局から各雇用主への説得によるところが大きいという。

前述のとおり、SLCは、回収する際に、各債務者の所得を把握して返済額を決めている訳ではない。また、返済と回収の主体である各雇用者と歳入関税庁は、各債務者がどれだけ借入れている、返還残額がどれだけ残っているかも知られない。にもかかわらず、イギリスにおいて所得連動返済方式が円滑に機能しているのは、歳入関税庁と各雇用者とが連携した源泉徴収の仕組みの恩恵と言えるだろう。

一方で、我が国で現在検討中である所得連動返済型奨学金制度を振り返ると、イギリスにおける歳入関税庁に相当する機関は存在せず、その制度設計は、「マイナンバー制度」によって、当機構による債務者の所得情報の把握が可能となることが前提とされている。他方、我が国の「マイナンバー制度」は、平成29年7月からの運用開始とされているが、その具体的な仕組みの詳細はまだ明らかとなっていない部分が多い。

源泉徴収の仕組みを構築できないとすれば、我が国において所得連動返還型奨学金の回収方法を検討するに当たっては、イギリスのように税務当局を通じた源泉徴収方式を採用している事例は、極めて限定的な参考にしかなり得ない。しかし、SLCと税務当局との関係、また、税務当局と各雇用主との関係において、淀みのない連携があって初めて所得に連動した制度が運用可能になるという点に着眼すると、我が国においても、本機構とマイナンバー制度を通じた地方公共団体等との円滑な連携が構築できて初めて制度として成り立ち得るという示唆を得ることができる。

3 制度の運用のための情報システム

イギリスの所得連動返済方式の学資ローン制度の運用に当たっては、ローンを管理するための情報システムの存在が非常に重要視されている。SLCの担当者によれば、税務当局と各雇用主との関係が良好であれば、あとは安定的かつ自動的に稼働する情報システムさえあれば、SLCは適切にモニタリングをするだけでローンの円滑な回収を効率的に実施することが可能になるという。現に、SLCでは、たったの34人の職員しかいない回収スタッフ部門で、約300万人の学資ローンを管理できている。このように、SLCが情報システムに力を注いでいることは、前述のとおり、システム開発部門に約200人の職員を配置していることから伺える（参考までに、平成26年7月現在、本機構の情報部の職員数は20人である。）。今回のイギリスの現地調査でのヒアリングにおいても、イギリスが、情報システムの安定的な運用を重要視していると感じさせる事例を何件か紹介された。

一つ目としては、新たな利率賦課方法の制度変更に合わせて、これに対応するための情報システムの開発が完了するまでの間、一律で全ての借り手の返済を猶予している、という事例である。前述のとおり、従来は小売物価指数（RPI）しか利率として賦課されていなかったものが、2012年改革により2012年9月以降の入学者からは、その状況に応じて、従来の小売物価指数（RPI）に加えて3%を上限として所得に応じて設定された利率が賦課されることとなった。この場合、本来であれば、大学（学

部)の通常の修業年限である2016年より前に卒業や退学した場合には、通常よりも早期に返還を始める必要がある。しかし、イギリスでは、利子賦課制度の変更のための情報システムの回収が完了するのが2016年であるため、例え早期の卒業生や退学者であっても、その返済開始は、回収のためのシステムが完了する2016年4月まで猶予するという。安定的に稼働するシステムがあつて初めて事業が円滑に運営される、というイギリスの姿勢が、ここからも見て取れる。

また、二つ目として、前述の「リアルタイムインフォメーション」のプロジェクトが挙げられる。このプロジェクトは、前述のとおり、従来、1年に1回だけ歳入関税庁からSLCへの回収額の報告がなされているところ、2017年以降は1月に1回の報告とし、もつてSLCによる返済残額の逐次管理を可能とさせるものである。これが可能となることにより、過払い分の返金処理や、返済最終段階での口座引落処理などが不要となり、事務処理の効率化と利用者の利便性の向上が期待される。このように、事業運営上のシステムの改善に向けた取組についても、数年に渡り十分な期間をかけて計画的に実施に実施されている。

我が国においてより柔軟な所得連動返還型奨学金制度を構築するに当たっても、その成否は、安定的な情報システムが開発できるか否かにかかっていると見え、その開発の体制とスケジュールの設定には、万全を期す必要があるだろう。

4 閾値の設定

2006年改革によって15,000ポンドに設定された閾値は、2012年改革により、2012年9月以降の入学者から21,000ポンドまで引き上げられた。ビジネス革新技能省によれば、この閾値の見直しは、政治的な意見交換や議論を経て決定されるものであるという。

この2012年の閾値の引上げについて、SLCでは、次のような点について課題として認識している。

- 返済時に雇用主が源泉徴収する際に、従来の15,000ポンドをベースとした閾値が適用される者と、新しい21,000ポンドの閾値が適用される者との双方が生じる。このことを雇用主に正確に理解させた上で、確実に源泉徴収の処理をさせなければならないこと。
- 閾値を15,000ポンドから21,000ポンドに引上げられることによって、RABチャージ(返済しない人の割合)が、現在の20%か30%増加するだろう。ただし、返済しない人が増える要因としては、このような閾値の引上げの他に、2012年から大学の授業料の最高限度額が、従来の3,000ポンドから9,000ポンドに引上げられたこともある。

また、Barrは、この2012年の閾値の引上げについて、「ひどい政策」という言葉を用いて表現しており、その理由として、次のような問題点を指摘している。

- 貸付けの返済が始まる最低年収が非常に高額になったため、全額を返済しない卒業生が非常に多くなった。このことにより、大学進学のための貸付金とい

うものが、納税者にとって非常にコストの掛かる制度となってしまう、政府がかつて抱えていた問題を再導入してしまっている。このように、学資ローンが納税者にとって負担が大きいものになってしまい、かつてと同じ理由で学生数に上限が定められてしまっている。

- 最低所得が引き上げられたのは、保守党が、連立の相手方である自由民主党に対して譲歩したことによる産物である。すなわち、自由民主党は授業料を廃止すると言っていたが、連立政権を組むに当たってその約束を破らなくてはならなくなった。その代替として、最低所得を引き上げて、そのことを良いニュースとして見せたかった。しかし、現実的には、やはり学資ローン制度にはコストが掛かるし、学生数には上限が設けられている。

このような関係者からのヒアリング結果を見たとき、イギリスにおいては、いわゆる閾値の設定は、①非常に政治的な要因に左右されるものであり、②その金額設定如何によって納税者の負担が増減するものであると認識されていることが分かる。

我が国においては、平成 24 年度から、年収 300 万円未満の場合には無期限で返済を猶予する「所得連動返還型奨学金制度」の運用を開始しているが、この制度において閾値に類するものとして設定された猶予の基準額（年収 300 万円）は、既存の返還期限猶予の基準をそのまま援用したものであった。閾値の設定は、国庫（国民）の負担と密接に繋がるものであり、かつ国民にとって理解の得られる水準である必要があるため、今後、「より柔軟な所得連動返還型奨学金制度」を検討するに当たっては、慎重に議論を進める必要があるだろう。

5 一定期間返済した場合の返済免除制度

前述のとおり、イギリスの学資ローン制度においては、一定期間返済を継続して、それでもなお返済残額がある場合には、その残額の返済を免除する制度が用意されている。このような免除制度には、我が国の長年の課題の一つである給付的な要素を実質的に含んでいるとも言える。安心の提供という観点に立てば、低所得であれば返還が猶予されるか、または低い金額を返済すればよく、かつ一定期間返還を続ければ残額を免除されるという制度は、効果的な施策となることが期待される。

免除となる返済期間の年数は、2012 年 9 月以降の入学者からは、従来の 25 年間から 30 年間に引上げられた。これは、先にも述べたように、ブラウン報告の、閾値の引上げにより生じる回収不能分を、免除となる返還期間を延長することにより穴埋めすべきである、との提言に基づくものであった。また、ビジネス革新技能省は、返済免除となる期間を 25 年間から 30 年間に延ばした最大の理由のひとつとして、高齢まで仕事を続ける国民が増えていることを挙げている。

他方、Barr は、この返済免除制度を、利用者にとっての「保険」と位置付けている。彼によれば、貸付金とは、「消費を円滑化」するための手段であるという。また、学資ローンを利用するという事は、将来の自分の最盛期の収入を、現在の学生時代の収

入に前もって割り当てることだとしている。ただし、教育的な資格を取るために借金をすることは、例えば、物的担保が設定できる住宅ローンと比較すると、リスクが高いと言える。したがって、彼は、効率的な学資ローンとは、「消費の円滑化」と「保険」とを一つに結び付けるものであり、それこそが所得連動型返済方式の目的であると述べている。つまり、低所得の学生を保護すること、そして一生を通じて低所得である人を保護することが「保険」に求められる機能であり、所得が低いうちは返還が始まらない、30年で返済免除となるといった要素が、利用者にとって「保険」となっていると述べている。なお、彼は、25年間から30年間への期間延長については、政治的な目的からなされたものであり、25年間から30年間に延長したからと言って、入ってくる回収金は対して増えないだろうと消極的に評価している。

また、我が国の既存の奨学金制度においては、長期延滞化した債権をどのように扱うかが、昔年の課題となっている。所得連動型の返還方式は、所得が低ければ低いなどの返還額となるため、利用者が延滞状態に陥ることを抑制することが期待される。一方で、所得連動型の返還方式は、貸与総額の大きさによるのではなく、借り手本人の収入によって月々の返還額が決まる。このため、仮に、低所得や無収入の状態が長期間に渡り継続した場合には、存命期間中、死亡するまで返還し続けても全額を返還できない、といった事例が一定割合で発生する可能性がある。効率的な債権管理の観点からも、イギリスのような免除制度は検討の価値があると言えるだろう。

このように、より柔軟な所得連動返済型奨学金制度の検討を進めるに当たっては、イギリスなどのような免除制度を設けるか否か、設けるとすればどのように設けるか、が非常に重要な要素の一つとなる。ただし、その際、返還の免除には、国庫や高所得者の負担増が生じる可能性を見逃してはならない。制度自体が受益者以外の者の極端な負担増の上に成り立つものであれば、不公平感を生み、必ずしも真に国民の理解を得られるものにはならないであろう。

いずれにせよ、このような免除制度を我が国の制度に盛り込もうとした場合には、閾値等との兼ね合い、納税者の負担と公平性、国民のライフスタイルなどについて考慮しながら慎重に検討を進める必要があるだろう。

6 我が国の奨学金制度と比較した場合の制度上の割り切り

これまで述べてきたように、イギリスの所得連動返済型の学資ローンには、我が国の貸与型奨学金と異なる部分が多く存在する。その中でも、特に、制度上、ある種の割り切りをすることによって、所得連動型返済制度の円滑な運用に資していると考えられる事例が、何点も見られた。

一つ目は、イギリスの所得連動返済型の学資ローン制度には、例えば、傷病や災害のような低収入以外の事由による返済猶予制度が存在しない点である。1990年に創設された元利均等方式のモーゲージ・スタイル・ローンにも、返済を猶予する制度が存在した。この返済猶予の制度は、全イギリスの平均所得より所得額が下回る場合に、

毎年1回申告をすれば、返済を先延ばしにできるというものであった。一方、現行の所得連動返済型の学資ローンでは、所得の基準額（閾値）のみを考慮して返済猶予の成否が判定される。SLCの担当者によれば、ローンを返済できるか否かは、所得が基準額を上回るか否かが問題なのであって、病気や失業などの理由が問題なのではないという。かつて、1998年までのモーゲージ・スタイル・ローンの時代は、借り手が約30万人だったのに対し、SLCの回収スタッフは約170人であった。一方、所得連動返済方式を導入した今日では、前述のとおり、借り手が約300万人いるに対し、SLCの回収スタッフは34人しか配置していない。このような返済猶予制度の簡素化は、歳入関税庁による雇用主を通じた源泉徴収方式や、情報システムを重要視した制度運用と同様に、経費を節減する方法のひとつとなっているという。

二つ目は、返済額を算定する際の所得の認定は、あくまで個人の収入について認定するものであり、世帯所得ではないという点である。我が国で奨学金の所得連動返済方式を検討するに当たっては、いわゆる専業主婦の所得の認定や、世帯所得の捉え方についての問題を避けられない。しかし、一方でイギリスにおいては、所得の認定はあくまで個人単位で行われるものであり、世帯や配偶者の所得は考慮しない。このような考え方が国民から受け入れられるか否かは、個人主義的な発想や、女性の社会進出の浸透度に対する国民の捉え方など、文化的な要素に左右されると考えられる。このように、認定する所得を、個人とするか世帯とするかについては、我が国においてもなお検討の必要があると考えられる。ただし、イギリスの例を見れば、認定する所得を個人所得に限定する方が、事務処理の簡素化と、円滑かつ効率的な事業運営の観点からは優位と言えるだろう。

三つ目は、貸与制のローンであるにも関わらず、ある一定割合は返済されないことが制度設計上、予定されているという点である。

我が国の奨学金事業においても、債務不履行の債権が生じることは想定されており、独立行政法人会計基準に則り会計処理上、貸倒引当金を計上し、更にその財源については、回収不能債権補填金等の形で国から措置されている。しかしこれは、あくまで債務不履行への対策としてなされる措置である。また、死亡や心身障害の際の返還免除制度や大学院生に対する業績優秀者免除などの免除制度や、これを穴埋めするための財源措置（返還免除補填金、政府貸付金の償還免除等）もなされているが、その対象は限定的である。

一方、イギリスの学資ローン制度では、基本的に歳入関税庁や雇用者を通じた源泉徴収や確定申告による回収を採用しているため、海外居住者等の少数のケースを除いて、債務不履行の問題は生じない。むしろ、先に述べた会計検査院からの指摘や下院公会計委員会の報告を見ると、問題とされているのは、閾値の設定金額や、返済免除となる返済年数などにより当然に生じる未回収分（≒将来的に返済免除となる金額）と、その将来推計についての国民に対する説明責任である。この場合、未回収分は、制度の建付け上生じるものであり、前述の下院公会計委員会の報告によれば、残高の

35～40%が返済されないものと推計されている。このように残高が目減りしたことは、国が保有する資産価値が減少したものとして認識される。また、将来的に返還免除となる未回収分の金額は、納税者が負担するコストとして認識されている。

このように、学資ローン残高の30～40%もの金額が納税者の負担として許容されている背景としては、そもそもイギリスでは、1997年まで高等教育機関の授業料は実質的に無償であり、かつては納税者にとって現在よりもコストを要するものであったことが考えられる。その制度が、建付け上30～40%の残高が返済されない制度であったとしても、1997年以前と比較すれば、国民の負担は小さくなると考えられるからである。

他方、我が国においては、昭和18年の事業創設当初より貸与制の奨学金制度を採用しており、授業料は学生本人の負担としてきた。また、元奨学生からの返還金が次世代への奨学金の貸付原資や財政融資資金の償還に充てられているため、事業の健全性確保の観点から、高い償還確実性が求められている。我が国の奨学金事業で所得連動返還方式を検討するに当たっては、このようにイギリスとは異なる背景の中で、国民の理解が十分に得られるような制度設計を行う必要があるだろう。

9. まとめ

所得連動型返還方式の制度設計の検討に当たっては、閾値や所得額に対する負担割合、返還免除となる条件の設定を検討する必要がある。他方、イギリスの例を見れば、これらの設定如何によって、既存制度と比較して、新たな財政負担が生じるか否か、財政負担が生じるとすればどの程度の規模になるかが左右されることになる。したがって、我が国におけるこれらの具体的内容の検討作業は、国民に分かりやすい形で、合理的な説明をもって進める必要があるだろう。

また、イギリスにおいて返済されないローンの規模について様々な指摘がなされていることを考えれば、我が国においても、国民に対する説明責任の観点から、新たな制度の回収金額のシミュレーションは必要不可欠と考えられる。一方で、経済情勢や雇用情勢などの外的要因が変化した場合には、その変化が返還金の回収額に非常に大きな影響を与える。しかし、これらの要因は、予測が不可能であるため、その推計を高い精度で行うことは非常に困難である。したがって、回収金額のシミュレーションは、その時々々の経済情勢や経済情勢の変化等を踏まえつつ、定期的に見直しを図るべきであろう。

更に、所得連動返還制度が、どんなに充実した制度であったとしても、運用できる体制が整備されていなかったり、そもそも運用に耐えられない程複雑であったりすれば意味はない。イギリスにおいては、SLCの200人にも及ぶ情報処理部門のスタッフの下で開発・運用されている情報システムを活用し、SLCと歳入関税庁と各雇用者などの多くの関係者が一丸となって、機能的かつ円滑に連携するよって源泉徴収等によ

る回収を成し得ている。また、認定する所得を個人所得に限定したり、閾値以外による返還猶予制度を廃止したりするなど、効率的な制度運用に配慮した制度設計がなされている。更に、2012年以降の利子賦課方法の改正にシステムが対応できるようになる2016年までは返済を猶予するなど、システム開発に考慮した現実的な制度設計がなされている。本機構の職員数は、SLCと比較して遥かに少数である。また、イギリスの歳入関税庁のように、徴税業務や社会保障料等と併せて、リアルタイムに月々の給与額と連動した返済額を算定し、これを効率的に回収できるような組織・人員や仕組みは、現時点で、我が国には存在しない。

このように、イギリスと我が国とでは、奨学金（学資ローン）を取り巻く環境が大きくことなるため、イギリスの制度の中で我が国の新たな制度に取込める部分があるとするれば、それは極めて限定的であるだろう。しかし、いずれにせよ、今後検討されるであろう「より柔軟な所得連動返還型奨学金」は、我が国の教育の機会均等に資するものである必要がある。教育の機会均等という目的に資するために奨学金事業に求められる大切な機能は、「安心の提供」であり、安心を提供するためには、分かりやすい制度を安定的に運用する必要がある。したがって、その検討は、制度設計・運用体制・財政負担のいずれかに偏ることなく、常に全体を見据えたバランスの取れた作業となることを期待したい。

10. 文献と資料

1 参考文献

- 小林雅之編（2012）『教育の機会均等への挑戦－授業料と奨学金の8カ国比較』東信堂。
- 東京大学 文部科学省先導的の大学改革推進委託事業報告書（2014）『高等教育機関への進学時の家計負担に関する調査研究報告書』 第9章 イギリスにおける学生支援の動向。
- 文部科学省（2013）『諸外国の教育行財政－7か国と日本の比較－』ジヤース教育出版社。
- 国税庁国際業務課 池田美保（2011）税大ジャーナル 17「英国の税務行政と税制の概要」。
- 東京大学 文部科学省先導的の大学改革推進委託事業報告書（2009）『高等教育段階における学生への経済支援の在り方に関する調査研究報告書』 第8章 イギリスにおける授業料・奨学金制度改革の動向。

2 その他参考資料

学生へのガイド

Department for Business, Innovation & Skills, STUDENT LOANS - A GUIDE TO FINANCIAL SUPPORT FOR NEW FULL-TIME STUDENTS IN HIGHER EDUCATION 2013/14

Department for Business, Innovation & Skills, STUDENT LOANS - A GUIDE TO TERMS AND CONDITIONS 2014/15

報告書

独立行政法人日本学生支援機構 (2010) 『英国における奨学金制度・システムに関する調査報告書』

BROWNE REPORT (2010) SECURING A SUSTAINABLE FUTURE FOR HIGHER EDUCATION, AN INDEPENDENT REVIEW OF HIGHER EDUCATION FUNDING & STUDENT FINANCE

House of Commons, Committee of Public Accounts (2014) Student Loan repayments, Forty-fourth Report of Session 2013-14

National Audit Office (2013) Department for Business, innovation & Skills, Student Loan Repayments, Report by the Comptroller and Auditor General
STUDENT LOANS COMPANY, ANNUAL REPORT 2012-13

Department for Business, Innovation & Skills, Guide to the simplified student loan repayment model (June 2014)

ホームページ

Student Loans Company, Student Loan Repayment

GOV.UK, Student loan repayment model

GOV.UK, Student loan repayment calculator model: guide

あとがき

我々が英国へ調査に行く直前、2014年2月25日に英国BBCニュースは次のようなニュースを報じている。

“Nick Clegg 副首相（枢密院議長、自由民主党党首）は、学生向けの演説を行った際に「自由民主党は大学の学費無償化を選挙公約としていたが、保守連合のパートナー（すなわち保守党）との妥協によって実現できなかったことについて繰り返し謝罪した」「しかしながらいかなる学生も、大学を卒業し、仕事を得て少なくとも 21,000 ポンドの収入を得るまでは、1ペニーも支払うことはない」と確約した」そして「弁済は給与次第なのであり、もし弁済するために十分な稼ぎがないのであれば、それは借金とはならない」ことを強調した”

BBC ニュースで報じられたことは、英国におけるさまざまな状況を端的に表現している。すなわち、

- ①副首相が学生向けの演説を実施し、かつ謝罪と代替措置を強調しなければならないほど、大学の学費負担の問題は政治的に重要なものであること
- ②大学の学費負担の在り方は政治的理由によって大いに左右されるが、もはやかつてのように授業料を無償とすることは現実的ではないこと
- ③英国の「学生ローン」は学生個人が負っている借金というよりも、高等教育を受けた結果として経済的に成功した者だけが支払う「成功税」と呼ぶべきものであることである。

上記の点は、私たちが英国の各政府機関や研究者などのさまざまな関係者にヒアリング等の調査を行う上で、共通した認識であったと言える。

英国政府は、高等教育に係る公的負担を減らすために授業料の導入と値上げ、学生ローンの拡充などの改革を進めてきたにもかかわらず、奨学金返還開始に係る年間収入基準額を 15,000 ポンドから 21,000 ポンドに引き上げることとしたために、学生ローン利用者からの回収金が非常に少なくなり、結果として政府の負担は非常に大きいままとなった。これは冒頭に紹介した保守党と Nick Clegg 副首相率いる自由民主党との連立政権樹立に係る政治的妥協の産物である。

英国では奨学金の制度設計に関する係るさまざまな客観データが開示されており、21,000 ポンドの基準額では制度が維持できないことは明らかである。しかし、それで

も制度設計担当者は、21,000 ポンドの基準額を見直す予定があるかどうかとの我々の質問に対し、「モデルだけを基に改革が行われるわけではなく、非常に政治的な背景もあるので、国と学生の在り方について政治的な意見交換・パネルディスカッション等を経て決定される」と率直に述べている。

日本の奨学金制度においても、経済的事情によって奨学金の返還が困難である者の負担軽減を主な目的としてより柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」を導入することが決まっている。しかし、すでに所得連動返還型奨学金制度を導入している英国においても、返還者の負担軽減や高等教育に係る私費負担の軽減は政治的課題として残り続け、さらなる改革が行われ続けているのである。そのことを考えると、日本で所得連動返還型奨学金制度を導入したら返還に係るさまざまな問題が解決するというわけではなく、返還が開始する収入基準額の見直しや収入額に対する返還金の金額設定などについて、今後もずっと改善が求められ続けることになるのである。

しかもそれは、「公的支出の抑制」というニーズと「経済困難者の救済」というニーズの相反した関係における「改善」が求められるのである。

日本の奨学金制度は、返還金を重要な原資として次の貸与サイクルを回すことになっていることから、日本学生支援機構は、制度の維持発展のために返還金の回収を強化してきた。この10年間に於いて金融的な手法を参考にしつつ、貸与時に返還誓約書の提出を求め、貸与中にも返還意識の涵養を図り、返還期間中にも確実に連絡がとれる体制を整備してきた。そしてその一方で、回収強化のみならず返還困難な状況になった者の救済策もあわせて充実をしてきた。

この10年間で機構の奨学金事業は貸与人員・金額ともにほぼ倍となり、今や約4割の学生が機構の奨学金を受けている状況となった。そのため、日本学生支援機構としても、単に制度の維持安定のみならず、「我が国の高等教育政策の中で奨学金制度はどうあるべきか」という大きな観点で政府と一体となって制度設計に責任を負わなければならない。

今回の英国調査を通じてもっとも日本と違うと感じたことは、英国では政府がさまざま調査を実施し、かつその膨大な調査データを公表することにより、政府内に設けられた専門チームのみならず、教育や経済に関する研究者がそれぞれの立場から行政施策の適正性を分析研究している点である。

英国であれ日本であれ、制度設計にあたっては政治あるいは行政が最終的な判断をするにせよ、その判断が適切なものであるためには、客観的に正しいデータに基づく複数

の選択肢がなければならない。

日本における今後の奨学金事業をより適切なものにするためには、日本学生支援機構がさまざまな調査分析を主体的に実施し、そのデータを積極的に取得・公開することでこの分野における研究を喚起することが不可欠になってくると思われる。

今回の英国調査にあたっては、調査団長を東京大学の小林教授にお願いし、国立教育政策研究所の濱中総括研究官、武蔵野大学の岩田教授、東洋大学の劉准教授に同行いただき、調査・執筆をはじめとして多大なご尽力とご指導をいただいた。改めて心から感謝を申し上げたい。

日本学生支援機構 西 明夫

参考文献

- Barr, N. (2012). "The Higher Education White Paper: The Good, the Bad, the Unspeakable- and the Next White Paper." *Social Policy & Administration* 46(5): 483-508.
- Barr, N. (2011). "The Future of Higher Education: Supplementary written evidence submitted by Professor Nicholas Barr."
- Barr, N. (2010). Comment on the Browne Review.
- Barr, N. (2010). Paying for higher education: What policies, in what order? Submission to the Independent Review of Higher Education Funding and Student Finance
- Barr, N. (2010). Designing Student Loans To Protect Low Earners, Policy Exchange.
- Barr, N. (2010). "A properly designed 'graduate contribution' could work well for UK proposal is a terrible idea: Experts analyse and debate recent developments across UK government, politics and policy, students and higher education – even though the original 'graduate tax'." *British Politics and Policy at LSE*.
- Barr, N. (2009). "Financing Higher Education: Lessons from Economic Theory and Reform in England." *Higher Education in Europe* 34(2).
- Barr, N. and A. Johnston (2011) "Saving Student Loans."
- Barr, N. and N. Shephard (2010) "Towards Setting Student Numbers Free."
- BBC News, 22 March, More student loans won't be repaid, government believes.
- Bowes, Lindsey, Rachel Moreton, and Aaron Potter, 2013, Formative Evaluation of the National Scholarship Programme – Year 2: End of the Year Report to HEFCE by CFE and Edge Hill University, Edge Hill University.
- Browne, Lord Madingley of. (2010). "Securing A Sustainable Future for Higher Education: An Independent Review of Higher Education Funding & Student Finance."
- Callender, Claire and Peter Scott, (eds.)(2013). *Browne and beyond*. IOE Press.
- Callender, Claire (2013). Part-time Undergraduate Student Funding and Financial Support. *Browne and Beyond*. C. Callender and P. Scott (eds.), IOE Press: 130-158.
- Callender, Claire. (2013). Higher Education and Student Financial Support in England: All Change or no Change? *Making Policy in Turbulent Times: Challenges and Prospects for Higher Education*. Edited by Paul Axelrod et al., Queen's University Press: 139-166.
- Callender, Claire (2011). "Widening participation, social justice and injustice: part-time students in higher education in England." *International Journal of Lifelong Education* 50(4): 469-487.

- Callender, Claire (2010). "Bursaries and Institutional Aid in Higher Education in England." *Oxford Review of Education* 36(1): 45-62.
- Callender, Claire, (2009). Strategies Undertaken by Higher Education Institutions in England to Increase Awareness, Knowledge and Take-up of Their Bursaries and Scholarships, A Report to the Office for Fair Access.
- Callender, Claire, (2009). Awareness and Knowledge of Institutional Bursaries and Scholarships among the Parents of Higher Education Students in England, A Report to the Office for Fair Access.
- Callender, Claire, (2009). Awareness and Knowledge of Institutional Bursaries and Scholarships among Higher Education Advisors in England, A Report to the Office for Fair Access.
- Callender, C. (2003). Student Financial Support in Higher Education. *Access and Exclusion*. M. Tight, Elsevier Science. 2: 127-158.
- Callender, C. (2003). Attitudes to Debt, Universities UK/ HEFCE.
- Callender, C. and D. E. Heller (2009). The Future of Student Funding in England. First Class?: Challenges and opportunities for the UK's university sector. K. Withers, Institute for Public Policy Research: 56-72.
- Callender, C. and J. Jackson (2005). "Does the Fear of Debt Deter Students from Higher Education?" *Journal of Social Policy* 34: 509-540.
- Callender, C. and M. Kemp (2000). Changing Student Finances, DfEE.
- Callender, Claire and Peter Scott, 2013, *Browne and Beyond: Modernizing English higher education*, IOE press.
- Callender, C. and D. Wilkinson (2013). "Student Perceptions of the Impact of Bursaries and Institutional Aid on their Higher Education Choices and the Implications for the National Scholarship Programme in England." *Journal of Social Policy* 42(02): 281-308.
- Callender, C. and D. Wilkinson (2003). 2002/ 03 Student Income and Expenditure Survey, DfES.
- Callender, Claire, David Wilkinson, and Rebecca Hopkin (2009) The Impact of Institutional Financial Support in England: Higher Education Students' Awareness, Knowledge and Take-up of Bursaries and Scholarships, A Report to the Office for Fair Access.
- Callender, C., et al. (2009). OFFA Research on the Awareness and Take-up of Institutional Bursaries and Scholarships in England, Office for Fair Access, Birkbeck University of London.
- Chester, J. and B. Bekhradnia (2009). Financial Support in English Universities, HEPI.
- Chowdry, H., et al. (2012). "Distributional impact of the 2012-13 Higher Education Funding Reforms in England." *Fiscal Studies, The Journal of Applied Public Economics*, 33(2): 211-236.

Chowdry, Haroon, Claire Crawford, Lorraine Dearden, Alissa Goodman, Anna Vignoles (2009).
Widening Participation in Higher Education: Analysis using Linked Administrative Data, London:
Institute for Fiscal Studies.

Crawford, Claire and Wenchao Jin, 2014, Payback Time? Student Debt and Loan Repayments: What will
the 2012 Reforms Menu for Graduates? Institute for Fiscal Studies.

Crawford, Claire, Rowena Crawford, and Wenchao Jin, 2014, Estimating the public cost of student loans,
Institute for Fiscal Studies.

Dearden, L., et al. (2011). The Impact of Tuition Fees and Support on University Participation in the UK,
Centre for the Economics of Education London School of Economics.

Dearden, L., et al. (2004). The Role of Credit Constraints in Educational Choices, Centre for the
Economics of Education London School of Economics.

Department for Business, Innovation and Skills. (2014). National Strategy for access and student success
in higher education –driving forward change.

Department for Business, Innovation and Skills. (2014). "Funding for higher education in England for
2014-15: HEFCE grant letter from BIS."

Department for Business, Innovation and Skills. (2014). Higher Education Funding 2014-15.

Department for Business, Innovation and Skills. (2013). Draft Guidance for Applicants: Criteria and
Conditions.

Department for Business, Innovation and Skills. (2013). Widening Participation in Higher Education.

Department for Business, Innovation and Skills. (2013). Explanatory Memorandum to the Education
(Student Loans)(Repayment)(Amendment) Regulations 2013.

Department for Business, Innovation and Skills. (2012). Education (Student
Loans)(Repayment)(Amendment)(No.2)Regulations 2012: Equality Impact Assessment.

Department for Business, Innovation and Skills. (2012). Participation Rates in Higher Education:
Academic Years 2006/ 2007 - 2011/2012 (Provisional).

Department for Business, Innovation and Skills. (2013). Applying Student Number Controls to
Alternative Providers with Designated Courses: Government Response.

Methodological Review of the Student Income and Expenditure Survey.

Department for Business, Innovation and Skills. (2012). Loan Grant and Tuition Charge Rates for
Academic Year 2013/14. Memorandum: Support Available Under the Education (Student Support)
Regulations for 2013/14.

Department for Business, Innovation and Skills (2011). Student at the Heart of the System. Department
for Business Innovation & Skills.

Department for Business, Innovation and Skills. and Minister for Universities and Science (2011).
Guidance to the Director of Fair Access.

Department for Business, Innovation and Skills. (2011). Student at the Heart of the System: Equality
Impact Assessment.

Department for Business, Innovation and Skills. (2011). The Return to Higher Education Qualifications.

Department for Business, Innovation and Skills. (2011). Supporting Graduate Employability: HEI
Practice in Other Countries.

Department for Business, Innovation and Skills. (2011). A New, Fit-for-purpose Regulatory Framework
for the Higher Education Sector: Technical Consultation.

Department for Business, Innovation and Skills. (2011). Analysis of Progression Rates for Young People
in England by Free School Meal Receipt and School Type.

Department for Business, Innovation and Skills. (2011). The Government's Response to the Postgraduate
Review.

Department for Business, Innovation and Skills. (2011). Implementation Plan.

Department for Business Innovation & Skills (2011). Tracking International Graduate Outcomes 2011.

Department for Business, Innovation and Skills. (2011). Consultation on Potential Early Repayment
Mechanisms for Student Loans.

Department for Business, Innovation and Skills. (2011). The Government's Response to Lord Browne's
Review.

Department for Business, Innovation and Skills. (2011). Investigating the Accuracy of Predicted A Level
Grades as Part of 2009 UCAS Admission Process.

Department for Business, Innovation and Skills. (2011). Supporting Analysis for Higher Education White
Paper.

Department for Business, Innovation and Skills (2010). Assessing the Impact of the New Student Support
Arrangements (NSSA) on Higher Education Institutions.

Department for Business, Innovation and Skills. (2010). Full-time Young Participation by
Socio-Economic Class 2010 Update.

Department for Business, Innovation and Skills. (2010). Review of Student Support Arrangements in
Other Countries.

Department for Business, Innovation and Skills. (2010). Higher Education Funding for 2011-12 and
Beyond.

Department for Business, Innovation and Skills. (2010). Urgent Reforms to Higher Education Funding
and Student Finance.

Department for Business, Innovation and Skills. (2010). The Impact of the 2006-07 HE Finance Reforms on HE Participation.

Department for Business, Innovation and Skills. (2010). The Impact of Higher Education Finance on University Participation in the UK.

Department for Business, Innovation and Skills. (2010). Are there changes in Characteristics of UK Higher Education around the time of the 2006 Reforms.

Department for Business, Innovation and Skills. (2009). Higher Ambitions The Future of Universities in a Knowledge Economy.

Department for Business, Innovation and Skills. (2009). Who is Heading for HE? Young People's Perceptions of, and Decisions About, Higher Education. Research Paper No. 3.

Department for Business, Innovation and Skills. (2009). Applications, Offers and Admissions to Research Led Universities.

Department for Business, Innovation and Skills. (2009). Full-time Young Participation by Socio-Economic Class (FYPSEC).

Department for Business, Innovation and Skills. Student Finance Tour Graduate Presenter.

Department for Business, Innovation and Skills. BIS-Student-Loan-Repayment-Ready-Reckoner-model.

Department for Business, Innovation and Skills. BIS Student Loan Repayment Ready Reckoner: Background Note.

DEPARTMENT FOR BUSINESS, INNOVATION AND SKILLS. FUTURETRACK RESEARCH REPORTS.

BIS Research Papers: Learning from Futuretrack (2013/14)

Learning from Futuretrack: The impact of work experience on Higher Education students outcomes (BIS, 2013) .

Learning from Futuretrack: Studying and living at home (BIS, 2014) (full report).

Learning from Futuretrack: Dropout from Higher Education (BIS, 2014) (full report) .

Futuretrack Stage 4: transitions into employment, further study and other outcomes (2012)

Futuretrack Stage 4: transitions into employment, further study and other outcomes (full report) .

Futuretrack Stage 4: transitions into employment, further study and other outcomes (summary) .

Working paper 4: the fit between graduate labour market supply and demand (2010) .

Working paper 3: the impact of work and student debt on experience of higher education (2010).

Working paper 2: job search strategies and employment preferences (2010)

Working paper 2: job search strategies and employment preferences of higher education students .

Being a full-time undergraduate in the UK .

A new classification of higher education institutions (2010).

Working paper 1: a new classification of higher education institutions (2009).

Futuretrack Stage 2: plans, aspirations and realities (2009)
 Plans, aspirations and realities: taking stock of higher education and career choices one year on .

Futuretrack Stage 1: applying to higher education (2008)
 Applying for higher education: the diversity of career choices, plans and expectations .

Farley, S. Student Finance England, Access to Learning Fund, Student Loans Company.
 Harkin Report, For Profit Higher Education: The Failure to Safeguard the Federal Investment and Ensure Student Success.

Fazackerley, A., et al. (2009). *Educating Rita? Policy Exchange*.

Heller, D. E. and C. Callender, Eds. (2013). *Student Financing of Higher Education*, Routledge.

Higher Education Commission (2014). *Too Good to Fail The Financial Sustainability of Higher Education in England*.

Higher Education Funding Council for England (2014). Higher Education Funding Council for England (PPT).

Higher Education Funding Council for England (2014). "AimHigher."

Higher Education Funding Council for England. (2014), National Scholarship Programme –Year One.

Higher Education Funding Council for England (2013). Student Number Controls: Outcomes of Consultation on Arrangement for 2014-15 Onwards.

Higher Education Funding Council for England (2013). Annual Report and Accounts 2012-13.

Higher Education Funding Council for England (2013). National Scholarship Programme: Final Allocation for 2013-14.

Higher Education Funding Council for England (2013). "National Scholarship Programme 2014-15 Provisional Allocations and Guide for Institutions."

Higher Education Funding Council for England (2013). National Scholarship Programme 2014-15, including implications for those institutions with 'core and margin" places.

Higher Education Funding Council for England (2013). HEFCE Circular letter 24/2013: National Scholarship Programme update for participating institutions.

Higher Education Council for England (2013). "Aimhigher HEFCE funding for Aimhigher ceased on 31 July 2011."

Higher Education Funding Council for England (2013). Guide to funding and student number control 2013-14: How HEFCE allocates its funds and controls student numbers.

Higher Education Funding Council for England (2013). HEFCE Circular letter 31/2013:Strategies for access and student success 2014-15 to 2019-20.

Higher Education Funding Council for England (2013). HEFCE Circular letter 32/2013: National Scholarship Programme 2014-15

Annex A: How to complete your 2014-15 intentions template.

Higher Education Funding Council for England (2013). HEAPES13 Higher Education in Alternative Providers Early Statistics Survey.

Higher Education Funding Council for England (2013). HESES13 Higher Education Students Early Statistics Survey 2013-14.

Higher Education Funding Council for England. and Office for Fair Access (2013). Strategies for access and student success 2014-15 to 2019-20.

Higher Education Funding Council for England (2012). National Scholarship Programme 2013-14 Provisional Allocations and Guide for Institutions.

Higher Education Funding Council for England Annex C - OFFA Commissioned Analysis from HEFCE on Trends in Young Participation by Selectivity of Institution.

HEFCE and OFFA, Access agreement and widening participation strategic assessment 2011-12 and National Scholarship Programme 2012-13 (in-year) monitoring outcomes.

HM Government. (2014), National Scholarship Programme –Year One.

HM Government. (2011) Opening Doors, Breaking Barriers: A Strategy for Social Mobility.

HM Treasury (2013). Autumn Statement 2013.

HM Treasury (2010). "Government Spending Review 2010."

House of Commons, Committee of Public Accounts (2014). Student Loan Repayments Forty-fourth Report of Session 2013–14.

Johnson, C. et al. (2009). Student Income and Expenditure Survey 2007/ 08: English-Domiciled Students, Department for Innovation, Universities and Skills.

London Economics (2014). The Higher Education fees and funding reforms in England What is the value of the RAB charge on student loans for the Treasury to break - even?

Moore, J., et al. (2013). Literature Review of Research into Widening Participation to Higher Education Report to HEFCE and OFFA by ARC Network.

Marcucci, P. and A. Usher (2012). 2011 Year in Review: Global Changes in Tuition Fee Policies and Student Financial Assistance, Higher Education Strategy Associates.

National Student Forum National Student Forum Annual Report 10.

Oakleigh Consulting and Staffordshire University, Understanding the information needs of users of public information about higher education.

Office for Fair Access (2014). Access agreements for 2015-16: key statistics and analysis.

Office for Fair Access (2014).2014-15 Access Agreements: Institutional Expenditure and Fee Levels.

Office for Fair Access (2014).OFFA-Annual Report and Accounts 2013-14.

Office for Fair Access (2014). Intro to OFFA - for Japanese visitors March 2014

Office for Fair Access (2014). Trends in Young Participation by Student Background and Selectivity of Institution.

Office for Fair Access (2014). "OFFA research finds 'no evidence' of positive effect of bursaries on student retention."

Office for Fair Access (2014). "National strategy for access and student success in higher education - driving forward change."

Office for Fair Access (2013). Access agreement 2014-15 Data Tables.

Office for Fair Access (2013). 2014-15 Access Agreements: Institutional Expenditure and Fee Levels.

Office for Fair Access (2013). Annual Report and Accounts 2012-13.

Office for Fair Access and Higher Education Funding Council for England. (2012). Access agreement and widening participation strategic assessment monitoring Outcomes for 2010-11.

Office for Fair Access (2012). 2013-14 Access Agreements: Institutional Expenditure and Fee Levels.

Office for Fair Access (2012). Access agreement 2012-13: Final Data (including initial teacher training).

Office for Fair Access and Higher Education Funding Council for England. (2011). Access agreement and widening participation strategic assessment monitoring Outcomes for 2009-10.

Office for Fair Access (2011). Annual report and accounts 2010-11.

Office for Fair Access (2011). "How to produce an access agreement for 2012-13."

Office for Fair Access (2011). Annex A Summary data for sector income and expenditure.

Office for Fair Access (2010). Annex C: Bursary and scholarship holders, 2010-11.

Office for Fair Access (2010). Have bursaries influenced choices between universities?

Office for Fair Access (2009). Awareness, take-up and impact of institutional bursaries and scholarships in England.

Office for Fair Access (2009). Good practice guide for institutions How to increase awareness, knowledge and take-up of bursaries and scholarships.

Office for Fair Access (2009). Access Agreement Monitoring: Outcomes for 2007-08.

Office for Fair Access and Higher Education Funding Council for England. (2013). "Access agreement and widening participation strategic assessment 2011-12 and National Scholarship Programme 2012-13 (in-year) monitoring outcomes."

Pollard, E. and et al. (2013). Student Income and Expenditure Survey 2011/12, Department for Innovation, Universities and Skills: 400 pages.

Scott, Peter (2013). Government's reform of higher education: policy formation and political process. *Browne and Beyond*. C. Callender and P. Scott, IOE Press: 31-56.

.

Secretary of State for Business, Innovation and Skills. (2010). Draft Higher Education (Higher Amount) (England) Regulations 2010.

Shattock, Michael (2013). Public expenditure and tuition fees. *Browne and Beyond*. C. Callender and P. Scott, IOE Press: 15-30.

Student Finance England (2014). A guide to financial support for full-time students in higher education in 2014/15.

Student Finance England. (2013). Childcare Grant and Other Support for Full-time Student Parents in Higher Education 2013/14.

Student Finance England. (2013). Part-time Grants 2013/14.

Student Finance England (2013). A Guide to Financial Support for Full-Time Students in Higher Education 2013/2014. Student Finance England and Department for Business, Innovation and Skills.

Student Finance England. (2013). Student Loans - A Guide to Terms and Conditions 2013/14.

Student Finance England. (2013). Student Finance Explained: For Parents of Students 2013/14.

Student Finance England. (2013). A Quick Guide to Disabled Student's Allowances (DSAs) what, when and how to apply.

Student Finance England (2013). How and When to Apply 2013/2014. S. F. England and Department for Business, Innovation and Skills.

Student Finance England (2012). Higher Education Student Finance: How You are Assessed and Paid 2012/13.

Student Finance England (2009). A Guide to Financial Support for Higher Education Students 2009/ 10 -New Full Time Students. Student Finance England, Department for Innovation, University and Skills.

Student Loans Company. (2013). Stakeholder & Partner Bulletin. S. L. Company.

Student Loans Company. (2013). Annual Report 2012-13.

Student Loans Company. and Department for Business, Innovation and Skills (2012). Higher Education Student Support Applications to Student Finance England in Academic Year 2012/13 (provisional) as at 14 October 2012.

Student Loans Company. (2009). "Annual Report and Accounts 2008-09."

Student Loans Company. (2008). management organisation Chart v18.0 221209.

Student Loans Company (2013) Student Support for Higher Education in England, Academic Year 2013 • 13 (Provisional) , Statististical First Release 28 November 2013.

Student Loans Company. "What we do - Student Loans Company."

Student Loans Company. "Structure - Student Loans Company."

Student Loans Company. Repaying Your Student Loan.

Student Loans Company. "Remit - Student Loans Company."

Student Loans Company. "Products and services - Student Loans Company."

Student Loans Company. "Official Statistics (SFE) - Student Loans Company."

Student Loans Company. "National Statistics - Student Loans Company."

Student Loans Company. "Loan Repayment - Student Loans Company."

Student Loans Company. "Grants for living costs - Student Loans Company."

The Sutton Trust and Department for Business Innovation & Skills (2012). Tracking the Decision-making of High Achieving Higher Education Applicants.

The Sutton Trust and Institute for Fiscal Studies, 2014, press release, Payback Time?

Thompson, J. and B. Bekhradnia (2013). The cost of the Government's reforms of the financing of higher education.

Thompson, J. and B. Bakhradnia The Impact on Demand of the Government's Reforms of Higher Education.

Universities UK. (2013) The Funding Environment for Universities: An Assessment.

Willetts, H. D. (2014). The Student Loans Company Limited (SLC): Annual Performance and Resource Agreement FY 2014-015.

Willetts, H. D. (2012). Student Loan Repayment.

沖清豪 2006年「イギリス2004年高等教育法:マス化の貫徹か、学生消費者の異議申し立てか?」
『早稲田大学大学院文学研究科紀要. 第1分冊, 哲学東洋哲学心理学社会学教育学』 51, 75-88
頁。

芝田政之 2012年 「激動のイングランド学費政策」 小林雅之編 『教育機会均等への挑戦 -
授業料・奨学金の8カ国比較』 東信堂 141-172 頁。

芝田政之 2012年 「激動のイングランド学費政策」 小林雅之編 『教育機会均等への挑戦 -
授業料・奨学金の8カ国比較』 東信堂 141-172 頁。

田中正弘 2012年「イギリスの新しい授業料・奨学金制度に関する考察 -低所得層の機会拡大
に向けて-」 『高等教育ジャーナル』 19, 45-51 頁。

日本育英会 2002年 『外国奨学制度調査報告書 アメリカ イギリス』 日本育英会。

秦由美子 2014年 『イギリスの大学』 東信堂。

村田直暉 2012年 「イングランドにおける大学財政」 小林雅之編 『教育機会均等への挑戦 -
授業料・奨学金の8カ国比較』 東信堂 172-187 頁。

芝田政之 2006年「英国における授業料・奨学金制度改革と我が国の課題」 『大学財務経営研
究』 第3号, 89-112 頁。

米澤彰純 2012年 「機会均等極 (OFFA)による参加拡大・公正の監視」 小林雅之編 『教育機
会均等への挑戦 -授業料・奨学金の8カ国比較』 東信堂 172-193 頁。

2013/2014 年の高等教育における新入学フルタイム学生のための経済支援
に関するガイド

(A GUIDE TO FINANCIAL SUPPORT FOR NEW FULL - TIME STUDENT
IN HIGHER EDUCATION 2013/2014)

翻訳 山岸 直司(東京大学)

目次

イギリス学生への経済的支援について (Who are Student Finance England?)	129
何を受給できるのかを確認してみよう (Find out what you can get)	129
受給資格を確認してみよう (Find out if you qualify)	133
何を受給できるのかを確認してみよう (Find out what you're entitled to)	134
申請方法と申請時期 (How and When to apply)	135
提供する必要がある証拠 (Evidence you may need to provide)	136
学生への経済的支援受領資格通知の受け取り (Receive notice of what you'll get)	137
大学の開始時 (Starting university or college)	137
次年度における再申請 (Re-applying next year)	138
ローンの返済 (Repaying your loans)	138
便利な情報と問い合わせ先 (Useful information and contacts)	139
チェックリスト (Checklist)	141

イギリス学生への経済的支援について (Who are Student Finance England?)

私達 (Student Finance England : SFE) は、スチューデント・ローンズ・カンパニーが提供するサービスの1つです。SFEは、イギリスの高等教育機関に入学したイングランド出身の学生に対して、イギリス政府に代わって経済的な支援を提供します。在学中、経済支援が最も必要な時に、SFEは、あなたを助け、経済支援を提供する役割があります。

SFEは、学生のファイナンス (student finance) の専門家です。このガイドには、学生への経済的支援に関して知るべき全ての情報が載っています。あなたの状況、コース、大学に応じて、いろいろな経済支援を受けることができます。そして、ほとんどの学生は入学前に、授業料を先払いする必要はありません。

給付奨学金 (grant) や大学独自給付奨学金 (bursary) (返済義務なし)、あるいはローン (返済義務あり) を利用できるかもしれません。

特別な状況に置かれている学生 (例えば、扶養家族がいる場合、身体障害がある場合、長期の健康上の問題、精神的な問題、失読症や統合運動障害などの特定の学習障害) にはさらなる支援が用意されています。

詳しい情報や申込については、www.gov.uk/studentfinance をご覧ください。

いろいろな役立つツールや案内は www.thestudentroom.co.uk/studentfinance をご覧ください。

フェイスブックやツイッターでフォローして最新情報を得ることができます。

何を受給できるのかを確認してみよう (Find out what you can get)

まず、あなたがやるべきことを確認してください。このガイドはもちろん、SFEのウェブサイト www.gov.uk/studentfinance には、いろいろな役立つツールや案内が載っています。

在学中に利用できる沢山の支援があります。大学在学中には、2つの主な費用 - 授業料と生活費がかかります。学生への経済的支援の主なものは、授業料ローン (Tuition Fee Loans) や生活費ローン (Maintenance Loans) (返済義務があります)、給付奨学金 (grant) や大学独自給付奨学金 (bursary) (返済義務がありません) です。次の表には、支援の内容と目的が書かれています。

授業料支援

授業料ローン (Tuition Fee Loan)

目的	授業料の支援
貸与金額	大学の授業料 最大 9,000 ポンドまで
返済義務	義務あり。ただし、コースをやめ、かつ、年間所得が 21,000 ポンドを上回るまで、返済義務は生じません。
他の留意事項	授業料は大学によって異なり、同じ大学でもコースによって異なります。 スコットランド、ウェールズ、北アイルランドでは異なる授業料が設定される場合もあります。授業料について、入学する大学に確認してください。そうすれば、授業料ローンに申込する際、適切な金額を申し込むことができます。 SFE はあなたに代わって、大学に授業料を直接支払います。

授業料ローンの支払い時期

大学に支払われる時期	大学に支払われる割合
第 1 学期の初め	授業料の 25%
第 2 学期の初め	授業料の 25%
第 3 学期の初め	授業料の 50%

もし、中退したり、休学しても、**SFE** が学期 (Term) の初日に大学に支払った授業料ローン全額に関して、あなたに返済義務があります。

生活費支援

生活費ローン (Maintenance Loan)

目的	在学中の生活費支援 (例えば、食費、書籍代、旅費その他の出費)	
貸与金額	家計所得によって異なります。下の表は今年の最大金額です。	
	両親と同居	最大 4,375 ポンド
	ロンドンで就学し、両親と別居	最大 7,675 ポンド
	ロンドン以外で就学し、両親と別居	最大 5,500 ポンド
	一学期以上海外に留学	最大 6,535 ポンド
返済義務	義務あり。ただし、コースをやめ、かつ、年間所得が 21,000 ポンドを上回るまで、返済義務は生じません。	
他の留意事項	生活費給付奨学金 (Maintenance Grant) を利用した場合、生活費ローンは減額されます。 SFE からあなたの銀行口座に生活費ローンを直接振り込みます。通常、3 回に分けて、各回の振り込みは各学期の初めに行います。 生活費ローンを利用するためには、コース開始時において 60 歳未満でなければなりません。	

生活費給付奨学金 (Maintenance Grant)

目的	在学中の生活費支援 (例えば、食費、書籍代、旅費その他の出費)										
受給額	<p>家計所得によって異なり、最大 3,354 ポンドです。下の表は、受給額のおおよその目安です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>家計所得</th> <th>受給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25,000 ポンド以下</td> <td>3,354 ポンド全額</td> </tr> <tr> <td>25,001～42,611 ポンド</td> <td>家計所得に応じて一部支給</td> </tr> <tr> <td>42,611 ポンド</td> <td>50 ポンド</td> </tr> <tr> <td>42,611 ポンド超～</td> <td>利用不可</td> </tr> </tbody> </table> <p>生活費給付奨学金の受給額は、生活費ローンの利用額に影響しません。生活費給付奨学金の受給額 1 ポンドにつき、生活費ローンの利用可能額が 0.5 ポンド減らされます。</p>	家計所得	受給額	25,000 ポンド以下	3,354 ポンド全額	25,001～42,611 ポンド	家計所得に応じて一部支給	42,611 ポンド	50 ポンド	42,611 ポンド超～	利用不可
家計所得	受給額										
25,000 ポンド以下	3,354 ポンド全額										
25,001～42,611 ポンド	家計所得に応じて一部支給										
42,611 ポンド	50 ポンド										
42,611 ポンド超～	利用不可										
返済義務	義務なし。ただし、コースを中退しない場合に限りです。										
他の留意事項	通常、3 回に分けて、生活費給付奨学金を提供します。各回の振り込みは各学期の初めに生活費ローンと共にを行います。家計所得が生活費給付奨学金額にどのくらい影響するのかは、パンフレット『How you are assessed and paid』でわかります。 www.gov.uk/studentfinance からダウンロードできます。										

特別支援給付奨学金 (Special Support Grant)

特定の状況にある学生には、生活費給付奨学金に代わって特別支援給付奨学金があります。

目的	<p>書籍代、道具・用具代、旅費、育児費などコースに関連して発生する追加費用に対する支援。</p> <p>以下のいずれかに該当すれば、特別支援給付奨学金が利用可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の親 ・配偶者も学生で、どちらか 1 人または 2 人が児童か 20 歳未満の中等教育課程 (フルタイム) の子供を扶養している。 ・障害があり、障害加算 (Disability Premium) か重度障害加算¹ (Severe Disability Premium) の対象者 ・聴覚障害があり、障害学生手当 (Disabled Students' Allowances) の対象者 ・少なくとも 28 週は就労不能であることを医師が確認した場合 ・障害があり、所得に連動した雇用及び生活補助 (Employment and Support Allowance) の対象者。 ・海外出身者で、かつ、一時的に金銭を全くもっていないため、最大 6 週間の所得支援緊急時支払金の対象者 ・病気や介護のため休学を認められていたが、現在は復学のた
----	--

¹ イギリスの所得補助 (Income Support) の 1 つで、障害加算の場合 1 週あたり 31 ポンド (単身者)、44.2 ポンド (夫婦)、重度障害加算の場合 1 週あたり 59.5 ポンド (単身者、夫婦のうちどちらか 1 人が対象者)、119 ポンド (夫婦 2 人とも対象者) が支給される。

【2014.4.1 現在、イギリス政府 HP <https://www.gov.uk/disability-premiums-income-support> より】

	めに待機している状態。 ・ 60 歳以上
受給額	家計所得に応じて最大 3,354 ポンド
返済義務	義務なし。ただし、コースを中退しない場合に限りです。
他の留意事項	特別支援給付奨学金を利用した場合、生活費給付奨学金を利用することはできませんが、生活費ローンの利用額には影響しません。SFE は、生活費給付奨学金の場合と同じ方法で、特別支援給付奨学金の受給資格を決定します。公共職業安定所 (Jobcenter Plus) や地方行政府の支援組織があなたへの支援を審査する際に、特別支援給付奨学金のことは考慮されません。生活費給付奨学金と特別支援給付奨学金のどちらに申請すればよいかわからない場合、SFE に連絡するか、大学の学生アドバイザーに相談してください。

追加支援 (Extra Help)

支援の種類・目的	返済義務	詳しい情報
障害者補助 (DSAs) 障害、長期にわたる健康上の問題、精神的な問題、あるいは特定の学習障害のために必要な追加支援。特定の道具・用具、非医療分野のヘルパー、旅費やその他の追加費用に対して支給されます。家計所得とは無関係で、あなたの状況によって金額が決定されます。	義務なし。ただし、大学を中退しない場合に限る。	「格差をなくすー2013/14 年度高等教育における障害者補助のためのガイド」を www.gov.uk/studentfinance からダウンロード。
育児給付奨学金 (CCG) 15 歳未満 (特別教育が必要な場合は 17 歳未満) の子供を扶養している場合、育児費用を支援するためのもの。育児費用の 85%、週当たり最大で 1 人っ子は 148.75 ポンド、子供 2 人以上は 255 ポンドが支給されます。	義務なし。ただし、大学を中退しない場合に限る。	「2013/14 年高等教育における子育て中のフルタイム学生のための育児給付奨学金その他の支援ガイド」を www.gov.uk/studentfinance からダウンロード
親学習補助 (PLA) あなたが子供を扶養している場合、コースに関連する費用を支援するもの。家計収入に応じて年間最大 1,508 ポンドまで支給されます。	義務なし。ただし、大学を中退しない場合に限る。	「2013/14 年高等教育における子育て中のフルタイム学生のための育児給付奨学金その他の支援ガイド」を www.gov.uk/studentfinance からダウンロード
成人扶養給付奨学金(ADG) 成人扶養家族がいる場合の費用を支援するためのもの。家計所得に応じて、年間最大 2,642 ポンドまで支給される。	義務なし。ただし、大学を中退しない場合に限る。	「2013/14 年高等教育における子育て中のフルタイム学生のための育児給付奨学金その他の支援ガイド」を www.gov.uk/studentfinance からダウンロード
旅費給付奨学金 イギリスでの医療実習 (Clinical Placement) やコースの一部として留学する場合の旅費を支援するもの。学事年度の旅行にかかる費用について	義務なし。	SFE のウェブサイトを参照。 www.gov.uk/studentfinance

支援されます。303ポンドまでは自己負担ですが、303ポンドを超えた分について支給されます。		
大学独自奨学金 国家奨学金プログラムや他の大学独自奨学金についても受給可能かもしれません。	義務なし。 ただし、大学を中退しない場合に限る。	各大学の Web サイト

受給資格を確認してみよう (Find out if you qualify)

学生への経済支援の受給資格があるかどうかは、個人的な資格、コース、大学によります。

個人的な資格

居住地

以下の条件を満たさないと申請できません。

- ・イギリス国籍か、“定住資格（イギリス国内の滞在期間について規制が無い状態）”をもっている。
- ・普段イングランドに居住している。
- ・コースが始まる前少なくとも3年間はイギリスで生活している。

これらの条件を満たしていない場合でも、次の条件に当てはまれば、申請できる場合があります。

- ・欧州連合（EU）の国籍を持っているか、欧州連合の国籍をもつ者の親族
- ・難民とその親族
- ・人道保護下にある（亡命申請が失敗に終わった結果）
- ・欧州経済地域（EEA）/スイスの移住労働者（migrant worker）とその親族
- ・スイス国民の子供（両親は、コースが始まる時点でイギリスに居住するという情報・証拠を提出しなければなりません。）
- ・トルコからの移民労働者の子供

就学経験

通常、最初の高等教育コースでのみ経済支援を受けられます。ただし、次のような例外があります。

- ・コースを変更した場合
- ・コースを中退したが、再び就学するという決定をした場合
- ・高等教育資格の更なる“積み上げ（topping up）”をしている場合（例えば、全国高等サーティフィケート（HNC）、全国高等ディプロマ（HND）、基礎学位（foundation degree）を受けて、優秀学位（honours degree）の取得を考えてい

る場合)

年齢

生活費ローンの申込資格は、コースを開始する時点で 60 歳未満でなければなりません。給付奨学金と授業料ローンには年齢制限はありません。

コース

コースは、以下に示すような、認可された高等教育資格を授与するものでなければなりません。

- ・ 第一学士（例えば、文学士 (BA)、理学士 (BSc)、教育学士 (Bed))
- ・ 基礎学位 (Foundation Degree)
- ・ 高等教育サーティフィケート (Certificate of Higher Education)
- ・ 高等教育ディプロマ (Diploma of Higher Education=DipHE)
- ・ 全国高等サーティフィケート (Higher National Certificate=HNC)
- ・ 全国高等ディプロマ (Higher National Diploma =HND)
- ・ 学士課程後教育修了証 (Postgraduate Certificate of Education=PGCE) あるいは、第一教員養成資格証

コースが経済支援の受給条件を満たしているかどうか分からない場合は、大学に直接確認してください。

大学

大学は、以下のいずれかに当てはまる必要があります。

- ・ 公的な財政支援（政府による支出）を受けていて、イギリスにある。
- ・ 私立機関であるが、公的資金によって支援を受けたコースがある。

大学が条件を満たしているかわからない場合は、大学に直接確認してください。

学生への経済支援の受給資格があるかどうかの詳細情報は、www.gov.uk/studentfinance をご覧ください。

何を受給できるのか確認してみよう (Find out what you're entitled to)

SFE がオンライン上で提供している学生ファイナンス計算機 (Student Finance Calculator) を使えば、自分の受給額の見積もりを算出することができます。

算出には、あなた自身の情報、コースや家計所得などの情報が必要です。

計算機は、最大 5 つまで、異なる大学やコースでの見積もりを算出できるので、費用を比較し、経済的に最適な選択をするのに役立ちます。

計算機能を用いたならば：

- ・見積もり結果を保存すると、後で見ることができます。
- ・見積もり結果を自分宛にメール送信してください。
- ・計算結果をオンライン上の学生への経済的支援の申請フォームに送れば、時間と労力の節約になります。

計算機を利用するには、www.thestudentroom.co.uk/studentfinace をご覧ください。

申請方法と申請時期（How and When to apply）

申請は、コースの入学許可まで待つ必要はありません。

経済的支援のアカウントを開設し、第一希望のコースにもとづいて学生への経済的支援に申請してください。コースを開始する前に、選択したコースや大学の情報は変更できます。

ですから、早めに申し、コースの開始前にすべて準備が整っているようにしてください。

授業料ローンや生活費ローンの家計所得によらない基礎部分にのみオンラインを通じて申請するなら、あなたのパートナーや親の情報なしで、申請書に記入できます。

家計所得による学生への経済支援に申請するなら、**SFE** は、あなたのパートナーや親に、所得を含むいくつかの情報提供を依頼します。パートナーや親も、オンライン上で別途ログインし、該当部分に記入することができます。覚えておいてください。必要な情報が全てそろうまで申請は完了せず、**SFE** は受給を決定することができません。

申請の前に、以下のものを手許に用意しておいてください。

- ・あなたのパスポート
- ・大学とコースの詳細情報
- ・あなたの銀行の詳細情報
- ・あなたの国民健康保険番号
- ・あなたのパートナーや親の詳細情報、例えば、国民健康保険番号や所得に関するもの。

コースの開始時に受給できるようにするには、**2013年5月31日**より前に、学生への経済的支援の申請に必要な事項の提供を完了しなければなりません。

2013年5月31日以降に申請した場合には、コース開始時に受け取れるはずの全額を受け取れる保証はありません。ただ、コースの開始後できるだけ早く、部分的にでも受給できるよう、SFEはできるだけ努力します。

申請後に、あなたの個人情報に変更があっても、心配はいりません。申請書の更新は、とても簡単です。

コース開始前に、オンライン上の学生への経済的支援アカウントを使って、コースの詳細、大学の詳細、ローンの額、個人情報の変更ができます。

コース開始後であっても、アカウントを通じて個人情報の修正ができますが、変更したことを大学に知らせてください。そうすれば、大学は変更について、SFEに通知します。

重要なアドバイス

申請に際して、あなたのイギリスパスポート情報を提供すれば、SFEは身元を確認できるので、パスポートをSFEに送る必要はありません。

最初の申請時は、家計所得の証拠は通常、必要ありません。ただし、後からSFEが連絡し、申請書を補完する証拠を送るよう依頼することがあります。

提供する必要がある証拠 (Evidence you may need to provide)

通常、SFEが必要としている証拠は、申請書に詳細を書き込むことで簡単に提供できます。

有効なイギリスパスポートに掲載されているあなたの情報、親やパートナーの国民健康保険番号を提供すれば、SFEはあなたの身元と家計所得を自動的に確認でき、申請書を早く処理できます。

しかし、あなた、親、パートナーの状況によっては、イギリス以外の国から発行されたパスポート、出生証明書、P60²のような証拠をSFEに送らなければならないことがあります。SFEが求める身元に関する証拠はすべて、コピーではなく、原本（オリジナル）でなければなりません。

オンライン申請に記入が終わると、送付が必要な証拠のリストをみることができます。これらの証拠をすぐにSFEに送るのを忘れないでください。もし送らなければ、経済的支援が遅れ、期日通りに支払われないことがあります。

申請に先だって、経済状況に関する証拠をSFEに送る必要はありません。SFEが

² 課税年度内に支払われた所得総額と納税額が記載された書類

求めた場合に限り、証拠のコピーを SFE に送ればよいです。経済状況に関する証拠は原本である必要はありません。

重要なアドバイス

SFE に送付するものには全て、忘れずにお客様番号 (customer reference number) を記入してください。

学生への経済的支援受領資格通知の受け取り (Receive notice of what you'll get)

申込書を審査後、SFE はあなたに学生への経済的支援受領資格通知 (Student Finance Entitlement letter) を送付します。通知には、受領できる経済的支援の情報が書かれています。

後になって、大学に登録する際に通知を大学に提示しなければならないことがあるので、通知は保管しておいてください。

オンライン上で申請をしたのなら、受領資格通知には宣誓書がついているので、宣誓書に署名した上で、SFE に返送しなくてはなりません。

大学の開始時 (Starting university or college)

SFE が最初に振込む前に、あなたは大学で登録する必要があります。通常、登録は、コース開始日の最初の週に行います。その際、受領資格通知が必要な場合があるので、大切に保管してください。

登録完了後、大学はあなたの在籍を SFE に通知します。その後、SFE は最初の振込をします。あなたは他に何もする必要はありません。2~3 営業日であなたの銀行口座に資金が振り込まれます。

生活費給付奨学金や生活費ローンはあなたの銀行口座に振り込みますが、授業料ローンは SFE から大学に直接支払います。

重要なアドバイス

大学での登録を忘れずに。登録するまでは、SFE は資金を支払えません！

重要なアドバイス

SFE をかたる、詐欺メールに十分注意してください。SFE は、メールであなたの銀行情報や、学生への経済的支援のアカウント情報の更新を依頼することは決してありません。

もし、あるリンク先から SFE のウェブサイトを見るようにというメールを受け取ったら、そのメールを phishing@slc.co.uk 宛に転送してください。

決して、そのメールに返信したり、リンク先をクリックしたりしないでください。

次年度における再申請 (Re-applying next year)

毎年、再申請をしなければなりません。費用が高くなって、給付金額、ローン金額が変更される可能性もあります。

再申請の時期になったら、SFE から連絡します。

オンラインアカウントのパスワードと秘密の答えは十分に安全に保管してください。これらの情報は、オンライン申請時に与えられたお客様番号と合わせて、再申込時や個人情報の修正時に必要です。あなたの親やパートナーも、それぞれパスワードと秘密の答えがあるので、これらの情報も安全に保管する必要があります。

ローンの返済 (Repaying your loans)

コースを終えたら、ローンの返済をすることは当然です。毎月の返済額はあなたの所得状況と連動し、借り入れたローン金額には関係しません。

2016 年より前に返済を開始する必要はありません。たとえその前にコースを修了したり、中退した場合であっても、返済を開始する必要はありません。加えて、あなたの所得が週給 404 ポンド、月給 1,750 ポンド、年あたり 21,000 ポンドを上回らない限り、返済を開始する必要はありません。

返済の重要なポイント：

- ・就学を終えた後、所得に応じて返済額が決定されます。
- ・所得には、給与とそれ以外の収入も含まれます。
- ・あなたの雇用者は、イギリス納税システムを通じて（源泉徴収の場合）、基準額を上回った所得の 9% を天引きします。あなたが自営業を営む場合は、自己査定を通じて返済することになります。
- ・収入がないか、所得が基準額を下回る場合には、返済は自動的に停止されます。
- ・いつでも自主的返済をすることができます。

下の表は月々の返済例です。オンライン上の返済計算機 (Repayment Calculator) で、返済額がどのくらいになるか計算することができます。

返済 (Repayment)

年収 (税込)	月給	毎月の返済額の概算
21,000 ポンド	1,750 ポンド	0 ポンド
24,000 ポンド	2,000 ポンド	22 ポンド
27,000 ポンド	2,250 ポンド	45 ポンド
30,000 ポンド	2,500 ポンド	67 ポンド
33,000 ポンド	2,750 ポンド	90 ポンド
36,000 ポンド	3,000 ポンド	112 ポンド

平均所得 (average earnings) に連動して基準額は毎年更新されます。SFE が最初にローンを振り込んだ日から、ローンの返済を完了する日まで、あるいは返済が帳消しとなるまでのどちらか短い期間、利子がつきます。30年を経過したローンの返済は帳消しとなります。

利子の額は、あなたの状況に応じて変わります。

利子率 (Interest Rates)

利子率	
在学中	小売物価指数 (RPI)+ 3%。
2015年4月より前にコースを終了したか、中退した場合	コースをやめた後の4月まで 小売物価指数 (RPI)+ 3% その後2016年4月まで 小売物価指数
2016年4月以降またはローンの返済開始予定の4月以降	所得に連動する。 21,000ポンド以下 小売物価指数 21,001～41,000ポンド 小売物価指数+最大3% (所得による。)

便利な情報と問い合わせ先 (Useful information and contacts)

SFE には、他にも申請に関する便利な資料があります。

- ・“障害学生手当”、“扶養家族給付金”、“何を、どのようにして、いつ返済するのか”のクイックガイドを用意しています。
- ・また、“審査方法と資金の提供方法”や“契約条件ガイド”は、ダウンロードが可能です。

www.gov.uk/studentfinance からダウンロードできます。

問い合わせ先

スチューデント・ファイナンス・イングランド

詳しい情報と申込は、www.gov.uk/studentfinance をご覧ください。

いろいろな役立つ情報や案内は、www.thestudentroom.co.uk/studentfinance をご覧ください。

電話や文字電話(textphone)³もご利用できます。

(月～金曜の午前 8 時～午後 8 時、土日の午前 9 時～午後 5 時 30 分)

教育給付金アドバイスサービス (Educational Grant Advisory Service : EGAS)

EGAS は、継続教育や高等教育での教育資金を得たい人々のための、中立的な助言機関です。主な目的は、イギリス政府からの資金支援を受けることができない学生を支援することです。

³ 文字電話(textphone) : メッセージを文章で送信したり受信したりするための機器で、聴覚障害者が健常者と電話でコミュニケーションをとる際に使用する。

情報センター

ウェブサイト www.family-action.org.uk

EGAS の事務所は、火・水・木の午後 2 時から午後 4 時まであいています。

全国学生組合 (National Union of Students : NUS)

詳しい情報はウェブサイトでご覧になれます。 www.nus.org.uk

イギリス奨学金検索 (Scholarship Search UK)

学部学生のための、他の資金源の情報を提供しています。

www.scholarship-search.org.uk

学生資金アドバイザー全国協会 (National Association of Student Money Advisers : NASMA)

NASMA はチャリティー団体で、(お金に関する) アドバイス、情報、研修の提供により学生を支援する事業を行っています。

詳しい情報はウェブサイトでご覧になれます。 www.nasma.org.uk

チェックリスト (Checklist)

スタート

- このガイドの全てに目を通し、オンライン上の追加情報と案内を確認しました。
- 学生への経済的支援の計算機を使って、どの程度の経済支援を受けられるのか理解しました。
- 申請方法を理解し、申請締切が 2013 年 5 月 31 日であることを知っています。
- www.gov.uk/studentfinance にオンライン上で登録し、お客様番号を取得しました。
- 申請には、親やパートナーの経済状況に関する情報の詳細が必要であるかどうかを調べました。
- 自分のアカウントにログインし、締め切り前にオンライン申請をしました。
- 親やパートナーは、オンラインに登録し、私のオンライン申請フォームの該当部分に記入済みです。
- SFE から証拠や追加情報を送るよう依頼がありました。
- 証拠や追加情報を SFE に送りました。経済状況に関する証拠に関しては、忘れずにコピーだけ送りました。
- 学生支援資金のアカウントにログインし、申請の進捗状況をチェックしました。
- SFE から学生への経済的支援受領資格通知を受け取り、提供される経済支援の金額が記載されていました。
- 宣誓書に署名し、返送しました。
- 学生への経済的支援受領資格通知を大学に提示して登録を完了しました。

終了

貸与奨学金契約条件 2013/2014 年に関するガイド

Student loans-A guide to terms and conditions (2013/2014)

翻訳 山岸 直司(東京大学)

目次

1. このガイドについて (What's this guide about?)	143
2. 貸与奨学金の仕組み (How student loans work)	145
3. あなたの義務 (Your responsibilities)	150
4. 返済の内容 (What you'll repay)	152
5. 納税システムを通じた返済 (Repaying through the tax system)	154
6. 年次貸与奨学金明細 (Yearly statements)	157
7. 貸与奨学金の完済が近づいたら (Coming to the end of repaying your loan) ..	158
8. 海外への転居の場合 (Moving abroad)	158
9. 貸与奨学金の返済をしないとどうなるか? (What happens if you don't make your repayments?)	159
10. 不満がある場合にできること (What to do if you're not satisfied)	161
11. 各種問い合わせ先 (Useful contacts)	161
12. まとめ (Summary)	162

1. このガイドについて (What's this guide about?)

このガイドは、貸与奨学金 (student loan) を利用する際の契約条件について説明しています。よく読んで理解してください。

2013/14 年度に政府貸与奨学金を利用するイングランド、北アイルランド、スコットランド、ウェールズの大学の学生が対象です。

契約条件の全詳細は、学生支援関係の規則 (Student Support Regulations) に記載されています。また、所得連動型貸与奨学金に関する契約条件は次の規則に記載されています (ただし、後で変更されることがあります)。

- ・ イングランドとウェールズ: 「教育 (貸与奨学金) (返済) 規則[2009 年第 470 号]とその改正法」 (the Education (Student Loans) (Repayment) Regulations 2009 No 470 and as amended)
- ・ 北アイルランド: 「教育 (貸与奨学金) (返済) 規則 (北アイルランド) [2009年]とその改正法」 (the Education (Student Loans) (Repayment) Regulations (Northern Ireland) 2009 and as amended)
- ・ スコットランド: 「貸与奨学金返済 (スコットランド) 規則[2000 年]とその改正法」 (the Repayment of Student Loans (Scotland) Regulations 2000 as amended)

これらの条件や規則はオンライン(www.legislation.gov.uk)で見ることができますし、郵送で取り寄せることもできます。

このガイドは現時点の最新情報を掲載していますが、諸条件は改正されることがあります。必要な情報はコピーして、返済完了まで保管してください。このガイドは時々更新されます。このガイドのウェブサイトをチェックし、最新の情報を入手するのはみなさんの自己責任です。

このガイドは以下の学生が対象です。

- ・ 第一学位 (学士課程相当) 以下と認められたフルタイムかパートタイムの高等教育のコースを開始する学生
- ・ 教員養成 (Initial Teacher Training: ITT) コースを開始する学生か、在学中の学生 (例外はあるが、1998 年度以降にコースを始めた者)
- ・ 2003/04 年度 (以下、2003 年度と表記、他の年度も同じ) 以降にパートタイム学習をするための貸与奨学金をひとつ以上借りている学生

以下の学生は対象外です。

- ・ 1997 年度以前にコースを始めた学生
- ・ ギャップイヤー¹をとって、1998 年度にコースを開始した学生
- ・ A レベルの成績が不十分だったため 1997 年度にコースを開始できなかったが、成績不服申し立ての結果 1998 年度にコースを開始できた学生
- ・ 1997、1998、あるいは 2000 年度に HND²か DipHE³コースを修了した後すぐに第一学位コースを始めた学生

上記の条件に該当する学生は、1998 年以前の貸与奨学金（元利均等型ローン mortgage style loan）（決められた年数で返済する貸与奨学金：fixed term loan として知られるもの）を利用することができます。貸与奨学金の諸条件は、貸与奨学金を利用する際に署名する貸与奨学金契約書に記載されています。

返済

返済条件は居住地とコース開始時期によります。

- ・ 北アイルランドかスコットランドに住んでいるか、北アイルランドかスコットランドの経済支援を受けた EU 学生
- ・ 2012 年 9 月 1 日より前にコースを開始し、かつイングランドかウェールズに住んでいるか、イングランドかウェールズの経済支援を受けた EU 学生

⇒返済計画 1（Repayment Plan 1）に該当します。

- ・ 2012 年 9 月 1 日以降にフルタイムかパートタイムのコースを開始し、かつイングランドかウェールズに住んでいるか、イングランドかウェールズの経済支援を受けた学生

⇒返済計画 2（Repayment Plan 2）に該当します。

申し込む場所によって、貸与奨学金契約は、イングランドのビジネス革新技能省大臣、北アイルランドの雇用学習省大臣、スコットランド政府またはウェールズの大臣と結ぶことになります。

スチューデント・ローンズ・カンパニー（Student Loans Company, 以下 SLC と表記）は非営利の政府機関で、政府の代理人です。貸与奨学金の申請の詳しい情報をご覧ください。

SLC は、貸与奨学金の支払い、利子の付加などの個人のアカウントの管理、毎年の返済状況の送付、貸与奨学金の質問への回答などを任されています。SLC は、あなたが大学を辞めるときに、返済に関する最新の情報を提供します。

¹ 高校卒業後、大学入学資格を有したまま、1 年間遊学することができる制度

² 全国高等ディプロマ（Higher National Diploma）

³ 高等教育ディプロマ（Diploma of Higher Education）

2. 貸与奨学金の仕組み (How student loans work)

貸与奨学金とは？

貸与奨学金とは、大学在学中に、イングランド、北アイルランド、スコットランド、ウェールズの各政府から提供される資金のことです。居住費、食費、書籍代や交通費などの生活費のために利用できます。また、条件に当てはまれば、授業料を賄う貸与奨学金も利用可能です。

貸与奨学金が支払われる仕組みは？

生活費貸与奨学金 (Maintenance Loans)

入学が許可されると、受給資格のある全種類の生活費貸与奨学金が利用可能です。通常年3回に分割されて支払われます。ただし、実家 (permanent home) がスコットランドで、スコットランドで学ぶ場合は、毎月支払われます。コース開始から9カ月以内であればいつでも申請できます。

授業料貸与奨学金 (Tuition Fee Loans)

普段、イングランド、ウェールズ、北アイルランドに居住し、授業料貸与奨学金に申請した場合、貸与奨学金は、2013/14年度を通じて、3回に分割され、大学に直接支払われます。

大学に支払われる時期	大学に支払われる割合
第1学期の初め	授業料の25%
第2学期の初め	授業料の25%
第3学期の初め	授業料の50%

フルタイム学生であれば、各学期の初日に在籍していると、各学期の初めに支払われた授業料貸与奨学金全額に対して返済義務があります。

普段イングランドに居住するパートタイム学生であれば、コースの第1学期に2週間在籍すると、第1学期の初めに支払われた授業料貸与奨学金に対して返済義務があります。その後、第2学期、第3学期の初日に在籍していると、それぞれの学期の初めに支払われる授業料貸与奨学金全額に対して返済義務があります。

中途退学、編入、休学などの理由に関わらず、返済しなければなりません。

普段スコットランドに住んでいるのであれば、2013年12月1日の在学が確認され次第、大学に授業料貸与奨学金が一度に支払われます。2013年12月1日より前に、中途退学した場合は、支払われません。

第1学期の途中で他大学に編入した場合は、2013年12月1日時点で在学している大学に支払われます。

コースの変更 (Changing your course)

普段、イングランド、ウェールズ、または北アイルランドに居住し、第1学期が始まる前に他大学に編入した場合は、授業料貸与奨学金は編入先の大学に支払われます。

第1学期の途中で他大学に編入した場合は、編入先の大学は授業料貸与奨学金の75%をSLCから受け取ります。残りの25%は、編入前の大学に支払われます。編入先の大学の授業料のほうが高い場合、その高い授業料の75%のみ編入先の大学に支払われます。残りの授業料は自分で負担しなければなりません。

(例 A)

学生 A は 2013 年 9 月にコースを開始し、授業料は 6,000 ポンドでした。第1学期の在学が確認されたので、最初の分割分 1,500 ポンドの授業料貸与奨学金が支払われました。

学生 A は第1学期の途中で他大学の新しいコースに編入し、編入先の授業料は 9,000 ポンドでした。

編入先の大学には、9,000 ポンドの 75% (6,750 ポンド) だけしか SLC から支払われません。6,750 ポンドの内、2 回目の分割時に 33% が 3 回目の分割時に 67% が支払われます。(これは、9,000 ポンドの 24.75% と 50.25% に相当します)。

第2学期の在学が確認されると、第2回目の分割分 2,227.50 ポンドが編入先の大学に支払われます。

第3学期の在学が確認されると、授業料貸与奨学金の第3回目の分割分 4,522.50 ポンドが編入先の大学に支払われます。

第2学期の途中で他大学に編入すると、編入前の大学は授業料貸与奨学金の 50% だけ受け取ることになります。残りの 50% は、編入先の大学に支払われます。

(例 B)

学生 B は 2013 年 9 月にコースを開始し、授業料は 3,000 ポンドでした。第1学期の在学が確認されると、授業料貸与奨学金の最初の分割分 750 ポンドが支払われました。

第2学期の在学が確認されると、授業料貸与奨学金の第2回目の分割分 750 ポンドが支払われました。

学生 B は第2学期の途中で他大学の新しいコースに編入し、編入先の授業料は、編入前より高い 3,465 ポンドでした。編入先の大学には、3,465 ポンドの 50% (1,732.50 ポンド) が SLC から支払われます。

第3学期の在学が確認されると、第3回目の分割分 1,732.50 ポンド (編入先大学での授業料の 50%) が編入先の大学に支払われます。

第3学期の途中で他大学に編入した場合は、SLC は編入先の大学に授業料貸与奨学金を一切支払いません。

コースの変更により、大学間での授業料の送金があるとしても、あなたが負担する返済額にはまったく影響しません。

授業料貸与奨学金の返済の開始時期は？（When do I start paying back the loan?）

【返済計画 1】

コース修了、中退後、所得が猶予最高限度額（閾値）（minimum income threshold）を超えると、返済が始まります。2013年4月6日以降の猶予最高限度額（閾値）は、年額16,365ポンドです。

収入が猶予最高限度額（閾値）を超えた場合、コース修了、中退後の4月から、返済を開始しなくてはなりません。返済開始前に、返済方法についてSLCより書面でお知らせします。

所得が猶予最高限度額（閾値）を下回っていても、コースを去る前後に、自主的に追加返済できます。そうすると、負債額が早く減ることになります。

【返済計画 2】

法令で定める返済期日に達し、かつ、年間所得が21,000ポンドを超えた場合に初めて、返済が始まります。フルタイム学生の法令で定める初回返済期日は、コース修了、中退後の4月です。パートタイム学生は、コースを去った後の4月か、コース初日から4年を経た後の4月（在学中であっても）で早く来た方の4月に返済が始まります。

事務処理上の理由で、2016年4月まで返済する必要はありません。たとえそれ以前に、コースを去っていて、年間所得が21,000ポンドの猶予最高限度額（閾値）を超えていてもです。返済開始前に、返済方法についてSLCより書面でお知らせします。所得が猶予最高限度額（閾値）を下回っていても、コースを去る前後に、自主的に追加返済できます。そうすると、負債額が早く減ることになります。

返済計画 1 および 2 に関する重要な情報

給与明細やP60s⁴のような、所得の詳細を保管しておいてください。普通税のために保管が必要な情報と似ていますし、適正な額の返済をしているかどうかも確かめられます。給与明細やP60sには、雇用者が給与から天引きした貸与奨学金の返済額が書かれています。

就職や転職した時は、雇用者に、貸与奨学金の返済がある事を知らせなければなりません。返済開始時期になっても返済が始まらない場合は、まず最初に雇用者に言わなければなりません。雇用者が解決できない場合には、あなたからSLC（あるいは国

⁴ 課税年度内の所得総額と納税額が記載された書類

税庁 (HMRC)) に相談してください。あなたが自営業を営んでいるのなら、国税庁から返済方法のアドバイスを受けることができます。

パートタイム学生の場合はどうするか？

2012年9月1日以降に、コースを始めたか（返済計画2）、2003/2004学事年度以前にパートタイム学生用貸与奨学金を利用した（返済計画1）のならば、このガイドの決まりにしたがって返済しなければなりません。

返済計画2

どのパートタイム授業料貸与奨学金も2016年4月まで支払う必要はありません。次のどちらか早い日に返済を開始することになります。

- ・コース修了、中退後の4月6日（修了、中退が2016年4月6日以降の場合のみ。）
- ・コース開始の初日から4年を経過した後の4月6日

例) 2012年9月にコース開始であれば2017年4月

返済計画1と返済計画2の両方を利用していた場合は？

所得が16,365～21,000ポンドなら、返済計画1により返済します。所得が21,000ポンドを超えた場合、返済計画1と返済計画2それぞれにより返済することになります。

更に学習をしたい場合は？

最初のコースを修了後、さらにコースを履修したいと思うかもしれません。そのコースでも貸与奨学金を受ける資格があるのなら、次の2点に注意してください。

- ・所得が返済猶予最高限度額（閾値）を超えているのならば、最初の貸与奨学金の返済は続けなければなりません。
- ・SLCは最初の貸与奨学金と新しい貸与奨学金を別々に取り扱いますが、毎年受け取る明細は、全ての貸与奨学金を網羅した1通だけです。

返済する利子は？

貸与奨学金が最初に振り込まれた日から返済完了の日までの期間について、利子がかかります。利子は複利（負債総額に加えられます。）で毎月つきます。利率は、返済計画によって異なります。

【返済計画1】

利率は、小売物価指数か、イングランド銀行の基本利率+1%のうちで、低い方です。毎年9月1日設定されます。ただし、年の途中で変更されることもあります。利率の最も正確で最新の情報は www.studentloanrepayment.co.uk でわかります。

【返済計画 2】

利子はインフレ率（3月の小売物価指数）に基づき、あなたの状況によって変わります（次の表を参照してください）。利率は毎年9月1日に設定されます。教育法（Education Act）の条項により、利率は市中金利と同じ水準か、それを下回るように設定されています。

	利率
フルタイム学生 - 在学中と、コース修了、中退後4月6日までの間 パートタイム学生 - 在学中（と次のどちらかのうち、早く来た日：コースを去った後の4月6日か登録コースで初日から4回目の後の4月6日）	小売物価指数（RPI）+3%
コースを去った後の4月6日から2016年4月6日まで（2015年4月6日よりも前にコースを去った場合）	小売物価指数
返済開始日から返済完了日まで	所得による。 21,000ポンド以下＝小売物価指数 21,000ポンド～41,000ポンド＝所得状況に応じて、小売物価指数＋最大3% 41,000ポンド超＝小売物価指数＋3%
SLC に連絡しなかったり、個人の変更を知らせなかったりした場合	所得にかかわらず、小売物価指数＋3%の金利が2016年4月以降の返済額に加算される。

どのような時に貸与奨学金の返済は帳消しになりますか？

貸与奨学金が帳消しになり、それ以降返済する必要がない状況があります。例えば、完済前に死亡した場合や、障害をもち永続的に就労が困難な場合です。また、一定の期間が経過した後に帳消しになる場合もあります。貸与奨学金を利用した時の規則に従って決定されます。

【返済計画 1】

イングランド、スコットランド、ウェールズと北アイルランドで2006年9月1日より前に入学し、その期間の学習のために貸与奨学金を既に借り入れたならば、65歳に達した時点で帳消しになります。

イングランドとウェールズでは、2006年9月1日以降、2012年9月1日よりも前に入学した場合、最初の返済期日後の4月から25年後には、帳消しになります。

北アイルランドで、2006年9月1日以降に入学した場合、最初の返済期日後の4月から25年後には、帳消しになります。

スコットランドにおいては、最初の返済期日後の4月から35年後には、帳消しになります。

どの場合でも、帳消しになる日まで、所得に応じた返済をしなければなりません。返済しない場合、状況に応じて SLC は、帳消しになる日までの負債の額を回収します。

【返済計画 2】

イングランド、ウェールズでは、2012 年 9 月 1 日以降に入学した場合、貸与奨学金返済の義務が生じてのち 30 年を経過した後の残高は帳消しになります。その日まで、所得に応じた返済をしなければなりません。返済しない場合、状況に応じて SLC は、帳消しになる日までの負債の額を回収します。

3. あなたの義務 (Your responsibilities)

借入の際、契約に関する書類に署名します。この署名により、あなたは、貸与奨学金に関する契約条件を読み、理解したとされます。あなたは、契約時の規則に従って貸与奨学金の返済に義務を負い、規則が変更された場合はそれに従うことに同意しなければなりません。契約時の規則は、後に制定された新しい規則に入れ替わる可能性があります。

借入の際には、完全で正確な情報を提供しなければなりません。以下の期間に何らかの変更が生じた際、SLC に知らせなければなりません。

- ・申請手続中
- ・大学在籍時
- ・返済完了まで

借入に際して行った同意事項は、契約に相当します。

必要な情報

ほとんどの方は、雇用者が給与から天引き（源泉徴収：PAYE）するイギリスの納税システムを通じて、返済することになります。自己査定納税者（self-assessment customer）や、自営業を営む場合は、自己申告納税制度（tax self-assessment process）を通じて返済することになります。また、外国に居住する場合は、SLC に直接返済することになります。

返済期日がきたら滞りなく返済できるように、借入時には、SLC に指定された情報を提供しなければなりません。SLC が必要とする情報をあなたが提供しなかった場合、罰金が科せられる可能性もあります。そして、提供しなかった情報を収集するための費用をあなたが払わなければならない可能性もありますし、貸与奨学金の残高全額を支払うよう求められる可能性もあります。

国民健康保険番号（NINO）を知らせるか、番号がない場合は、その理由を説明しなければなりません。EU 以外の学生を除き、貸与奨学金申請プロセスを、国民健康保険番号なしに進めることはできません。EU 学生で、国民健康保険番号をもっているのならば、SLC にその番号を教えてください。SLC では、不正申請を防ぐために、雇用年金局（あるいは北アイルランドの社会保険局）に、問い合わせをします。国税庁も、貸与奨学金の回収や雇用者に通知するために、これらの情報が必要です。国民健康保険番号がないか紛失した場合は、国税庁に問い合わせてください。

あなたの状況の変化について

契約の一部として、あなたの状況の変化について、SLC に知らせる義務があります。例えば、氏名、自宅住所や通学中の住所、電話番号、貸与奨学金が支払われる銀行口座や住宅金融組合口座などについての変更です。コース修了、中退後も、自分の状況の変化について、SLC に知らせる義務があります。例えば、国外へ移動する予定がある場合、雇用状態の変更（被雇用者から自営業への変更等）などであり、あなたからの連絡によって、SLC は、返済の扱いについてアドバイスします。

返済に必要な正確で最新の情報の提供を怠った場合、罰金を科されるか、貸与奨学金とその利子、罰金の一括支払を求められる可能性もあります。SLC に連絡せず、個人情報の変更をしなかった場合、返済計画 2 では、所得にかかわらず、小売物価指数 + 3%の利子が適用されます。

次のような場合も SLC に知らせなければなりません。

- ・ 大学の変更
- ・ コースの変更
- ・ 他の奨学金の受給（例えば保健省の奨学金）
- ・ 居住地の住所、通学時の住所、実家の住所の変更
- ・ 学期中の居住場所の変更：親との同居、学生寮、借間、自己所有の家
- ・ コースを開始する学事歴の変更
- ・ コースの開始日と終了日の変更
- ・ 学習を開始しない、中退、退学処分
- ・ 病気のために 60 日以上コースを欠席
- ・ 病気以外の理由による、ある一定期間の欠席
- ・ 婚姻

転職

転職時に、前の雇用者から、P45⁵があなたに提供されます。P45にはYと書かれていて、貸与奨学金の源泉徴収が継続することを意味しています。新しい雇用者は（あなたの所得が返済猶予最高限度額（閾値）を超える場合）、最初の給与の日から貸与奨学金の源泉徴収を開始します。P45がない場合、新しい雇用者から、貸与奨学金の欄にチェックが入れてあるP46⁶文書に必要な事項を記入するように言われます。あるいは、あなたがP46文書の該当箇所にチェックを入れます。あなたは、P46の該当箇所にチェックを入れるか、新しい雇用者に貸与奨学金を返済する必要があることを知らせなければなりません。

貸与奨学金の承認

18歳未満でSLCと貸与奨学金契約をした場合、18歳になると承認が求められます⁷。承認はあなたが正式に貸与奨学金契約をしたことを意味します。18歳以後も経済支援を受けたいのならば、承認は必須条件です。18歳以上になった時点で、経済支援の申請書に署名すると、18歳未満に契約したすべての貸与奨学金を承認することになります。もし18歳未満で貸与奨学金を契約し、その後の経済支援に申請していない場合は、将来の経済支援の資格に影響しないよう、承認の手続きについてSLCから連絡します。

4. 返済の内容（What you'll repay）

返済額は所得に連動し、借入額には連動しません。これを「所得連動型返済」といいます。通常、在学中は返済をする必要はありません。しかし、所得が返済猶予最高限度額（閾値）を超え、更なるコースで学習を継続する場合で、かつあなたの所得が以下で説明する水準を上回った場合には、最初のコースに関する貸与奨学金の返済義務が生じる場合があります。

障害を有する場合

あなたに障害があるのなら、障害に関連して得る金銭的補助は、たとえ課税対象となっている場合でも所得として計算されません。

返済額

所得が返済猶予最高限度額（閾値）未満の間は、返済する必要は一切ありません。

⁵ イギリスでは、離職すると、雇用主からP45という証明書が発行される。P45には、当該被雇用者に適用される税金コードが記載されている。これにより、次の雇用主は、被雇用者がどの税金コードに属しているのかがわかる仕組みとなっている。

⁶ P45を紛失した場合に暫定的に発行される書類

⁷ イギリスでは18歳で成年となる。

猶予最高限度額(閾値)の変更に関する情報は全て www.studentloanrepayment.co.uk で公開されます。

返済額は、返済猶予最高限度額 (閾値) を超えた分の所得の 9%です。イギリス国外に移動した場合には、異なる返済猶予最高限度額 (閾値) が適用されることがあります。

雇用者は、返済の源泉徴収に当たって、1 ポンド未満の端数を切り捨てます。所得が毎月変動する (例えば残業のため所得が増加する) 場合、返済額も変動することを覚えておいてください。

繰上返済

自主的に繰上返済すればより早く完済することができます。いつでも www.studentloanrepayment.co.uk から返済できます。

SLC に直接自主的な繰上返済をすると、返済を早く終えることとなります。ただし、繰上返済によって、納税システムを通じて返済する返済額が影響を受けることはありません。従って、雇用されているならば、雇用者は給与から所定の返済額を源泉徴収します。あなたが自己査定納税者である場合、年間所得に応じて、自分で返済をする義務があります。貸与奨学金を完済し、かつ支払いすぎた場合を除き、自主的に返済した分の返金はできません。

返済完了が近づいたら

完済が近づくと、SLC は、最終の 23~8 カ月の返済を銀行口座からの自動引き落としにするかどうか、あなたに尋ねます。これは、源泉徴収を通じた返済をやめて、SLC へ直接支払う任意の制度です。この制度を勧める理由は、超過返済を防止できるからです。

超過返済

負債額以上に返済した場合、利子分を含めて、返金されます。

返済計画 2 で、完済時に超過金が発生している場合、超過金に対する利子は小売物価指数に相当します。返済計画 1 で、完済時に超過金が発生している場合、利子はインフレ率 (3 月の RPI)か、イングランド銀行の基本利率に 1%を加算した利子のうちで、低い方となります。課税年度の終了後、返済計画 1 または 2 のどちらの場合でも、その後 60 日間は、小売物価指数に相当した利子が発生することを SLC から文書でお知らせします。60 日を超えて、超過金が利子を生むことはありません。

2 つの返済計画のうち 1 つが超過返済をしている場合、SLC から文書を送りますので、超過分の返金か、未払いの負債への振替かを選んでください。60 日以内に返事がない場合、超過返済分を未払い負債の返金に組み入れることを文書でお知らせします。

返済猶予最高限度額（閾値）未満の所得時の返済に対する返金

年間所得が、返済猶予最高限度額（閾値）未満でも、返済してしまうケースが考えられます。例えば、年間所得が返済猶予最高限度額（閾値）未満でボーナスを支給され、そこから返済のための源泉徴収があった場合などは、返金を受けることができる可能性があります。あなたが返金を請求するまで返金をすることはありません。また、国税庁が、課税年度の終了にあたって、あなたの年間所得と返済総額に関して正式に承認するまでは、返金をすることはありません。自主的返済については、返金することはありません。

5. 納税システムを通じた返済（Repaying through the tax system）

源泉徴収による返済

イギリスに納税している被雇用者の場合、雇用者が給与から、税金と国民健康保険料とともに、貸与奨学金の返済金を源泉徴収します。貸与奨学金返済分についても、給与明細に記載されます。

コースを修了、中退した際に、SLC は国税庁に氏名や国民健康保険番号等の詳細を伝えることになります。というのは、国税庁は、就労しているかをチェックする必要があり、そして実際に就労している場合は、雇用者に対し、あなたに貸与奨学金があることを伝えるからです（ただし、貸与奨学金の総額は知らせません）。

雇用者はまた、通常の納税申告書を利用して、給与から源泉徴収する必要があると告げられることもあります。転職、就職したときは、あなたは雇用者に P45 か P46 を提出しなければなりません。P45 および P46 には、雇用者が貸与奨学金返済のための源泉徴収しなければならないことを知らせるセクションがあります。あなたが、前雇用者から P45 を受け取っているなら、前雇用者は当該箇所の欄に Y を記入しているはずです。P46 なら、自分で貸与奨学金返済の義務がある欄にチェックマークを入れなければなりません。

雇用者が源泉徴収額をどのように知るか？

国税庁が雇用者に源泉徴収額の情報を知させます。所得が返済猶予最高限度額（閾値）を超える場合、雇用者は源泉徴収を行い、国税庁に納めます。毎課税年度の終わりに、雇用者は国税庁に年間の源泉徴収額を報告します。

国税庁は、雇用者からの年度末報告書に基づいて、SLC に返済された額を通知します。SLC は貸与奨学金残高を更新します。毎年、大量の年度末報告書が雇用者から送られてくるので、SLC が返済額を貸与奨学金残高に反映させるには一定の時間がかかります。しかし、その年の分として源泉徴収する際は、通常 12 回均等払です。SLC

は、貸与奨学金残高に正しい利子額が加算されているかを確認し、SLC に詳細が届くのに時間がかかってもあなたが余分な利子を支払うことのないようにしています。

源泉徴収は総所得を反映せず独自に計算しますので注意してください。仮に、税額控除を受けたとしても、それは、貸与奨学金返済に関しては、所得とはみなされません。

国税庁は、雇用者から年度末報告書を受け取って初めて、当該課税年度に源泉徴収された総額を知ることができます。自己責任で、毎月の源泉徴収額の記録を保管しなければなりません。なぜなら、SLC も、国税庁も、雇用者が国税庁に年度末の報告をし、国税庁が SLC にその情報を提供するまでは、貸与奨学金残高について知ることはできないからです。

国税庁から、納税申告について自己査定納税申告をするように依頼された就労者

自己申告納税制度 (SA system) のもとで納税申告をする場合にも、源泉徴収とは別に、貸与奨学金の返済をしなければならない可能性があります。年度ごとの返済額は、当該年度の総所得に基づいて算出されます。つまり、所得連動型返済に対応する給与に加えて、自営業から得られるあらゆる所得、不労所得(年間 2,000 ポンドを超える場合) から得られるあらゆる所得が、返済額算出にあたって組み入れられます。課税年度内に雇用者が源泉徴収した貸与奨学金の返済額の全額を、納税申告における控除対象とすることができます。

源泉徴収と同様に、自己申告納税制度の場合も、所得が返済猶予最高限度額 (閾値) を超えた部分の 9% の割合で返済額が算出されます。申告納付期限は 1 月 31 日です。申告書の記入方法の情報は国税庁の案内やパンフレットにあります。国税庁から納税申告書が送られなければ、源泉徴収以外に返済する必要はありません。

自営業の場合は？

自己申告納税制度を通じて、毎年、納税申告書を国税庁に送付しなければなりません。貸与奨学金の返済は、自己申告納税請求書 (SA bill) の一部となっています。返済額は、返済猶予最高限度額 (閾値) を超える分の総所得に基づいて算出されます。それらは、年間 2,000 ポンドを超える不労所得 (例えば株式配当金) を含みます。一般的な注意事項は次のとおりです。

- ・ 夫、妻、パートナー、親その他の親類縁者の収入は考慮しません。
- ・ 子供手当 (Child Benefits) や障害者支援金、雇用支援手当 (Employment and Support Allowance) を含む支援金は、考慮しません。
- ・ 税額控除は考慮しません。
- ・ 自主的返済を行った場合でも、自己申告納税制度を通じた返済をしなければなりません。

海外での居住

イギリス以外の雇用者に雇用され、国外で生活・就労しているため、イギリスに納税しない場合は、SLCにそのことを知らせ、SLCに直接返済する手続きをしなければなりません。国外への移動前に、SLCに連絡しなければなりません。そうしないと、SLCは、貸与奨学金に罰金を加えることができ、また、貸与奨学金残高全額に、利子と罰金を合わせた総額を一括で支払うよう請求することができます。

SLCに、所得の詳細を提出する必要があります。SLCでは、所得が当該国に対応した返済猶予最高限度額（閾値）を超えているなら、毎月の返済額を算出し、通知します。返済額は、イギリスでの納税者と同様に算出されます。しかし、返済猶予最高限度額（閾値）はイギリスと異なる場合があります。国によりイギリスより高い場合も低い場合もあります。SLCには、ポンドで返済しなければなりません。他国通貨からポンドへの変換手数料等などの銀行でかかる費用は、自己負担です。

雇用者が破産した場合、あるいは雇用者が源泉徴収分を国税庁に支払っていない場合 どうなるか？

例えば給与明細など、源泉徴収の証拠があれば、SLCは、その返済を全額認めます。

情報共有について

国税庁がSLCに返済情報を提供することは、合法です。しかし、国税庁は、あなたに関する税関係の情報をSLCに提供することはできません。なぜなら、これらは機密情報だからです。同様に、雇用者と国税庁は、あなたが貸与奨学金を利用し、どの水準の貸与奨学金返済基準に相当するののかということ以外の情報について、知らされることはありません。情報保護法（Data Protection Act）は、SLC、国税庁、雇用年金局の間における個人情報の提供にも適用されます。

他の所得控除との関係

貸与奨学金の返済額を算出する際に、他の所得控除がある場合、それを考慮しなければならぬ可能性があります。例えば、裁判所や地域の行政機関が、給与差押命令を出したり、児童支援局（Child Support Agency）が収入控除の命令を出した場合などが考えられます。

これらの命令は、地方税あるいは地方自治体税という形態の場合、雇用者は、命令が解除されるまで源泉徴収を行いません。児童支援、罰金、扶養費を収集するための命令は、貸与奨学金よりも優先されます。そして、源泉徴収される貸与奨学金の返済額を制限することができるので、給与の手取額（控除後の給与）が裁判所の猶予最高限度額（閾値）を下回ることはありません。貸与奨学金は他の負債回収命令よりも優先されます。

所得連動型と以前の貸与奨学金の両方を利用している場合

2種類の貸与奨学金、所得連動型と以前の貸与奨学金(1998年以前のコースに対応)があります。2種類の貸与奨学金を利用していた場合、通常、それぞれの貸与奨学金で定められた規則と手続きに従って、返済が義務付けられます。つまり、所得連動型と以前の貸与奨学金を同時に返済しなければなりません。したがって、支払総額は、貸与奨学金を1つだけ利用している場合よりも多くなります。

1年間の教員免許取得コース(PGCE)の教育実習生

PGCEの教育実習生については異なります。最初の学位のときが以前の貸与奨学金で、PGCEでは所得連動型貸与奨学金を利用している場合、1回に支払うのは1つの貸与奨学金です。SLCから文書を送りますので、どちらの貸与奨学金を先に返済するか選んでください。

6. 年次貸与奨学金明細(Yearly statements)

貸与奨学金の返済システムは、納税システムを利用するように設計されています。従って、SLCは、返済額について国税庁から情報を得た後に、年に一回だけ、貸与奨学金返済明細を更新します。

返済を開始すると、あなたは次のような貸与奨学金返済明細を受け取ります。

- ・返済は全て雇用者を通じて源泉徴収で行っているのなら、課税年度終了後に明細を受け取ります。複数の仕事をしている場合には、仕事の数に対応した明細を受け取ることとなります。これらの明細には“暫定版”あるいは“確定版”と書かれています。仕事によって、SLCに返済額の報告を受ける時期が異なるためです。
- ・自己申告納税制度を通じて国税庁に直接返済している場合、返済に応じて残高が更新された際に、明細を受け取ります。
- ・イギリスの納税システムが適用されない場合(例えば、海外での居住や就労など)、毎年4月5日以降に明細を受け取ります。つまり、当該課税年度が終了した後に明細が送付されるということであり、明細には当該年度内に返済された返済額だけが反映されています。

貸与奨学金返済明細を保管し、P60と給与明細、つまり毎回の返済額が記載されている書類も保管してあるなら、自分で残高を計算することができます。

質問がある場合は、SLCに問い合わせできますが、その際は給与明細とお客様番号をご用意ください。

7. 貸与奨学金の完済が近づいたら (Coming to the end of repaying your loan)

完済前の 23~8 か月は、返済方法を口座からの自動引き落としに変更することができます。超過返済になりにくくするために重要なことです。SLC は、この時期の直前に、自動引き落としの選択ができることをお知らせします。しかし、この時期が近づいたら、自分で SLC に連絡し、自動引き落としにするべきです。自動引き落としでは、毎月、同意した日に、口座から自動で返済額が引き落とされます。口座から引き落としができないと、自動引き落としを中止し、元の源泉徴収の支払い方法に戻ることとなります。

返済から注意の目をそらさないことが肝心です。そうすることで、完済時期の把握ができますし、超過返済も防ぐことができます。

給与明細には、返済について定期的に更新された情報が載っています。また、P60 には、当該年度の返済額が載っています。これらの情報に関して、SLC は、課税年度が終了した後にしか得ることができないので、税金対策として保管しておくのが大切であるように、自分で保管しておくことが大切です。

源泉徴収を中止し、自動引き落としを選択することができます。自動引き落としは超過返済を防げますし、源泉徴収の継続は超過返済となる可能性が高いです。

もちろん、なんらかの理由によって、自動引き落としできない場合、返済方法は源泉徴収に戻ることとなります。自動引き落としではなく源泉徴収を選択するなら、給与明細で返済をよくみていないと、超過返済となる可能性があります。超過返済となった場合、利子を含めて超過分について返還されます。

SLC は、超過返済が発生しないようにできる限りの努力をします。しかし、自分で SLC に連絡をとり、返済の終了日を知らせるか、あるいは、自動引き落としといった他の選択肢に移行しない限り、超過返済となる可能性は高いです。もしそうなった場合は、利子を含め超過返済分はすべて払い戻しされます。超過返済に関する払戻金は課税されません。SLC は、返済の完済のプロセスの改善・向上に向けて引き続き努力していきます。

利子

完済時に、超過返済となった場合に発生する利子は、小売物価指数に相当します。課税年度が終了した後、SLC は、60 日の間、超過分の利子に小売物価指数に相当する利子がつくことを文書でお知らせします。60 日を超えると、利子はつきません。

8. 海外への転居の場合 (Moving abroad)

コース修了後、海外に転居するならば、その旨を SLC に知らせなければなりません。コース修了後、イギリスの納税システムから外れ、あるいは 3 カ月以上イギリスを

離れる場合は（一時的であっても、他国に居住するためであっても）、SLC に直接返済することになります。イギリスを離れる前に、SLC に知らせなければなりません。

この義務を怠ったならば、SLC は、罰金を科すことができます。そして必要に応じて、貸与奨学金に利子と罰金を加えた合計金額を一括で返済するよう請求します。これは、返済計画 1 と 2 のどちらでもです。

返済計画 2 で、SLC に連絡せず、個人的な状況の変化について知らせない場合、科せられる利子は、所得に関わらず、2016 年 4 月以降、小売物価指数+3%です。

SLC は、所得状況についてあなたに尋ねます。そして、契約のもと、ビジネス革新技能省大臣や、北アイルランドの雇用学習省大臣、スコットランド政府やウェールズ担当大臣との協議を通じて、毎月の返済計画について決定します。

返済計画

毎月の返済計画はイギリス在住者と同様です。つまり、猶予最高限度額（閾値）を超える分の所得の 9%を返済することになります。

返済猶予最高限度額（閾値）

生活費の違いを考慮するため、猶予最高限度額（閾値）はイギリス国内と同じであるとは限りません。基準は、www.studentloanrepayment.co.uk でわかります。

返済方法

返済予定日が近づくと、SLC から返済方法についてより詳細な情報を提供します。SLC は、所得をポンドに換算し、ポンド換算による毎月の返済額をお知らせします。ポンドへの両替に伴う費用はすべて、自己負担です。

定額返済率

所得に関する十分な情報を SLC に提供しないと、居住地によって定められた定額による返済を求められることがあります。定額返済額は、実際の所得に基づいて算出される返済額よりも高い額となるかもしれません。定額返済を拒む場合、SLC は法的措置をとることがあります。

9. 貸与奨学金の返済をしないとどうなるか？（What happens if you don't make your repayments?）

法令により、契約と規定にしたがって返済しなければなりません。源泉徴収によりイギリスに納税しているのなら、SLC が納税システムを通じた返済のスキームを組めるように、SLC に必要な情報を提供しなければなりません。また、あなたの個人的な状況の変化も SLC に知らせる必要があります。さらに、SLC と国税庁が必要とする情報を提供し、また、所得を記録しておかなければなりません。

情報提供を怠ると、罰金が科されることがあります。必要に応じ、貸与奨学金総額に利子と罰金を加えた合計金額を一括で請求されることがあります。返済計画 1 と 2 のどちらでもです。返済計画 2 で、SLC との連絡を怠り、個人情報の変更を知らせなかったならば、所得にかかわらず 2016 年 4 月以降の利子は、小売物価指数+3%となります。

法令により、雇用者は、貸与奨学金の返済額を正確に国税庁に通知しなければなりません。通知しないと、雇用者は罰金を支払わなければなりません。

イギリス納税システムを利用し、自己査定納税申告を行うのであれば、申告の際に貸与奨学金返済の申告をしてください。申告書に正しく記入し、期限までに返信してください。また、納税も貸与奨学金返済も期日以内にしなければなりません。そうしないと、利子と罰金が科されることがあります。貸与奨学金は納税と同様に扱われているからです。

海外に転居し、イギリスへの納税が不要な状況にあつて、期日までに貸与奨学金を返済しなかったり、SLC が求める情報を提供しなかった場合には、罰金が科せられることがあります。3 つの主な例を挙げます。

- ①海外への転居予定を SLC に知らせないと、住所変更の通知義務違反によって罰金が科せられることがあります。情報の請求に応じない場合には、更に罰金が科せられることがあります。
- ②居住先を見つけ出すために SLC でかかった全ての費用を負担しなければならぬかもしれません。
- ③SLC に年間所得の完全な情報を提供しない場合、返済額は定額返済となります。

全額を一括で支払わなければならない可能性があり、返済計画 2 の場合、小売物価指数+3%の利子がつきます。

返済していても、SLC が求める情報を提供せず、その結果、期日以内に返済ができなかった場合、SLC は負債を回収するための法的手段に訴える権利があります。つまり、SLC は、貸与奨学金返済額の全額と、利子、罰金の合計金額を一括で支払うよう命じる裁判所命令が発行されるよう行動をとるということです。

イギリスに居住していようと国外に居住していようと、裁判所によって強制執行されます。

10. 不満がある場合にできること (What to do if you're not satisfied)

苦情

返済方法・返済過程に不満がある場合は、SLC に連絡してください。電話、メール、文書によって苦情を訴えることができます。

こうした通常の手続をとっても、不満がある場合には、独立して審査するよう申し立てることができます。独立ケースの審査は、通常以下によって取り扱われます。

- ・ SLC による貸与奨学金監査人
- ・ 国税庁による審査員
- ・ 政府、例えば BIS などによる議会オンブズマン
- ・ イングランド政府以外の北アイルランド、スコットランドおよびウェールズの公共サービスオンブズマン
- ・ 地方政府による地方政府オンブズマン

公共サービスオンブズマンは各国のウェブサイトからコンタクトできます。

審査請求

審査請求は苦情とは異なります。返済方法・返済過程といった返済アカウントの扱われ方に不満は無いが、あなたのアカウントに対してなされた決定が正しくないと感じた場合に、審査請求をすることになります。苦情の場合のように、SLC は審査請求に応じた対応手続きをとるので、従ってください。SLC が提供したサービスに関する審査請求もまた、貸与奨学金監査人か、ウェールズから貸与奨学金を得ている場合には、ウェールズ政府によって処理されます。

特定の状況では、問題解決のために、あなたは、例えば地方裁判所のような司法制度の活用を考えるかもしれません。このような選択をする際には、まず、弁護士や、法的支援センター、市民支援局などの独立した法的支援を活用すべきです。

11. 各種問い合わせ先 (Useful contacts)

さらに質問がある場合、居住地によって、以下の番号にお問い合わせできます。

<以下、このセクションは省略>

12. まとめ (Summary)

義務

- ・規則に従って貸与奨学金の返済を行います。
- ・SLCに個人の状況（住所、名前、口座などの変更が生じた場合）を連絡し、更新します。
- ・SLCが求めるその他の情報を提供します。

SLCに要求できること

- ・年次貸与奨学金返済明細（貸与奨学金の返済を開始した場合）
- ・毎年の利子率の変化に関する詳細
- ・貸与奨学金やその返済についての支援と助言
- ・超過支払分の返還

SLCは以下のことはできません

貸与奨学金に関する負債額や超過支払いについての最新情報の更新。

あなた自身による行動がない場合に、貸与奨学金の返済の停止を正しいタイミングで実施すること。

あなたがすべきこと

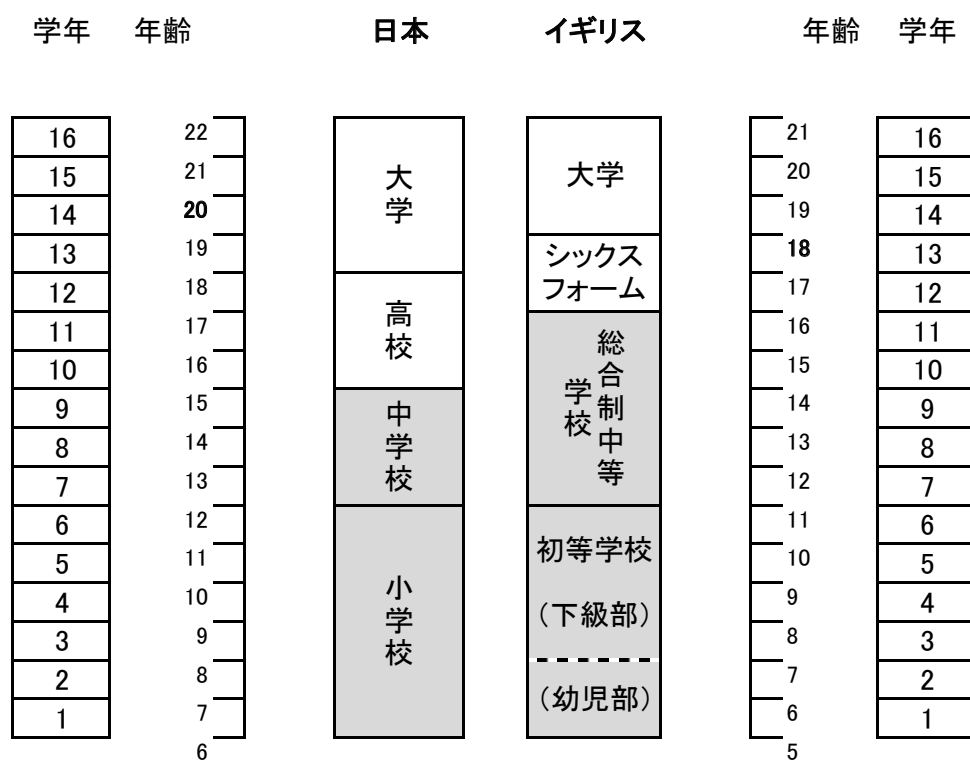
返済履歴を追うための給与明細の保管。

自主的な繰上返済を希望する場合、www.studentloanrepayment.co.uk を参照。

収入が返済猶予最高限度額（閾値）を超えているにもかかわらず、貸与奨学金を返済していないのなら、SLCに連絡し、雇用者にも知らせてください。

学校系統日英比較

- ・初等教育の年数は6年間で2か国とも同じであるが、イギリスは日本より1歳早く義務教育を開始する。
- ・中等教育のうち義務教育の年数は、日本が3年で、イギリスが5年。イギリスが2年多い。
- ・大学学部の修業年限は日本が4年で、イギリスが3年。イギリスが1年短い。



※ 教育指標の国際比較(文部科学省、平成25年版)をもとに作成。

※ 部分は義務教育。

※ シックスフォームでは、主として高等教育への進学準備教育が行われる。

※ 日本では20歳で、イギリスでは18歳で成人となる。

調査の概要（目的・参加者・調査対象・日程）

調査目的

今後、所得の捕捉等が可能になることを前提とした、より柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向け、既に所得連動返済型奨学金制度を導入している英国の奨学金制度の状況や課題についての情報を収集することにより、日本における中長期的な奨学金制度の在り方に係る議論や政策立案に資するものとする。

調査参加者

小林雅之	東京大学	大学総合教育研究センター	教授（日本学生支援機構客員研究員）
岩田弘三	武蔵野大学	人間科学部	教授
劉文君	東洋大学	I R室	准教授（日本学生支援機構客員研究員）
濱中義隆	国立教育政策研究所	総括研究官	（日本学生支援機構客員研究員）
西明夫	日本学生支援機構	政策企画部	総合計画課長・調査分析室長
牧野良介	日本学生支援機構	奨学事業本部	奨学事業戦略室 専門員
小西利幸	日本学生支援機構	奨学金事業部	奨学総務課 返還計画係長

調査対象について

ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス（London School of Economics, LSE）

Nicholas Barr（2009年、2013年）

ロンドン大学バークベック校（Birkbeck, University of London）

Clare Callender（2009年、2013年）

ケンブリッジ大学（University of Cambridge）

Anna Vignoles

ビジネス・イノベーション・技能省（Department for Business, Innovation, and Skills, BIS）

Emran Mian（2009年）、Jolanta Edwards, Mark Williams and Steve Bannister from the Higher Education Student Funding policy team. Jenny Bradley - The Leader of the team sponsoring the Student Loans Company. Robert Shaw - Finance Business Partner for Higher Education Student Funding Lucy Stewart - Team Leader, Higher Education Strategy & Policy Jacquelyn Goddard - Communications Strategic Marketing.

高等教育財政審議会(Higher Education Funding Council for England, HEFCE)

Cliff Hancock

ロンドン大学教育学部 (Institute of Education, IOE, London University)

Geoff Witty, Sir David Watson, Anne Vignoles, Paul Temple (2009 年) William Locke
(2014 年)

公正機会局 (Office for Fair Access, OFFA)

David Barrett

スチューデント・ローンズ・カンパニー(Student Loans Company, SLC)

Kevin O'Connor, Jackie McGale

高等教育政策研究所 (Higher Education Policy Institute, HEPI)

所長 Bahram Bekhradnia (2009 年)

グリニッジ大学 Patrick Ainey (2009 年)

(注) 2009 年は、文部科学省先導的の大学改革推進委託事業による調査。

調査日程

2014 年 3 月 3 日～7 日

3 月 3 日 (月)	Student Loans Company (SLC)
4 日 (火)	London School of Economics "Prof. Nicholas Barr " Institute of Education "Prof. William Roche"
5 日 (水)	Office For Fair Access (OFFA) Higher Education Funding Council for England (HEFCE)
6 日 (木)	Department of Business, Innovation and Skills (BIS) Birkbeck, University of London "Prof. Claire Callender"
7 日 (金)	University of Cambridge "Prof. Anna Vignoles"

イギリスにおける奨学制度等に関する調査報告書

平成 27 年 3 月 27 日発行

編集発行 独立行政法人日本学生支援機構
(Japan Student Services Organization)
政策企画部 総合計画課 調査分析室
〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町 10-7

電 話 (03) 6743-6012

U R L <http://www.jasso.go.jp>

印 刷 日本印刷株式会社
東京都文京区湯島 3-20-12

電 話 (03) 3833-6971(代表)